

R813.6-Ma86-2ウ
1200500767706

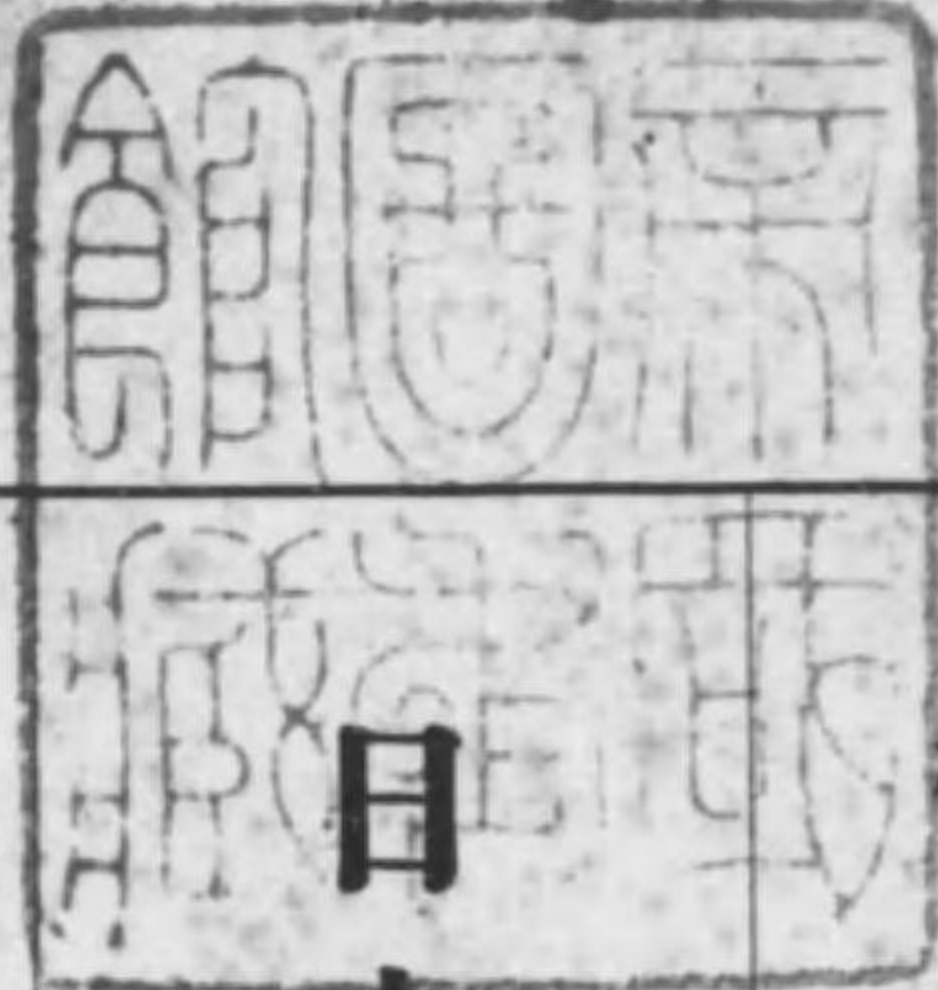
R813.6
A86
2



始



R
813.6
MA 86
2



松岡靜雄著

日本古語大辭典

刀江書院刊



語 誌 索 引

ワ	ラ	ヤ	マ	ハ	ナ	タ	サ	カ	ア
一三四五	一三四四	一二七五	一一三七	九九七	九二一	七三九	五九九	三八八	一
キ	リ	イ	ミ	ヒ	ニ	チ	シ	キ	イ
一三六九	一三四四	一	一一七〇	一〇四三	九五八	八三二	六五一	四八九	一三四
ウ	ル	ユ	ム	フ	ヌ	ツ	ス	ク	ウ
一	一	一三一六	一一二八	一〇九二	九七四	八四六	七〇〇	五二二	二三九
エ	レ	エ	メ	ヘ	ネ	テ	セ	ケ	エ
一三七三	一	一	一二四四	一一一八	九八八	八八三	七二三	五六五	二九五
ヲ	ロ	ヨ	モ	ホ	ノ	ト	ソ	コ	オ
一三七五	一三四四	一三三一	一二四七	一一二三	九九三	八八六	七二七	五六九	三〇三

序 説

古語を知る目的は古典を読む爲ばかりではない。我々の常用する言葉も、少しく形が變つて居るといふだけで、實質に於ては古語と相違なく、或は古語を其儘用ひて居るものも少くはない。従つて古語を明にせねば現代語の本義も釋然たることを得ぬ筈である。世の中には自國語を甚しく輕蔑して、日常の用が足れば其でよいと考へて居るものもあるやうであるが、言語の用は決して其やうな狭いものではない。日進月歩の文化に伴うてあらゆる事物現象、こみ入つた思想觀念を遺憾なく表現し、人智の向上發達に資するといふ重大な役目がある。獨特の言語を有すといふことは必しも國民的の誇ではなく、濠洲、アフリカの蠻民も皆其々の言語を有し、日常の便に供して居るのであるが、彼等の言語を以てしては、縦ひ語彙は外國のものを借りて用ひるにしても、決して高遠の思想をいひ現はすことは出来ぬ。されば文明人の誇とすべきは文化語を有して人智の向上發達に資することにあらねばならぬ。我々の言語は「格」「時」「法」の精微なることに於て遙にインドゲルマン語に優り、東洋諸民族語中倫を絶して居る。之を巧に運用し、新事物の發生に應じて語彙を加へて行くならば、——外國

人が既に名稱を與へて居るものに在つては之を借りて用ひることは少しも妨はない——いかなるむづかしい事をも表現し得られる筈である。然るに往々國語の研究をおろそかにして徒に之が不備を歎くものがあるのは膏粱の美味を嘗めずして隣人の硬糝を羨むの類と言はねばならぬ。外國語の智識を象具することは極めて必要であるけれども、生得の言語を明にせずして根本を異にする他の言語が完全に了解せられるかは疑問である。外國語を修得するには之を自國語に照し合はせて其異同を覺ることを捷徑とするのであるが、鏡面が淨くなければさやかな影が寫る筈がない。我が國民が概して外國語に不得手であるのも、修學時間の大部分を之に取られるのも、畢竟自國語をおろそかにした報であらねばならぬ。今日のやうに外國語の爲に多くの時間を割いても尙、物にならぬ憾があるのに、更に之を短縮すれば芽生を見ずに終ることは必定で、今までの耕耨播種は徒勞に歸する。さりながら國語の下地が出来た上ならば、現在の時間を半減しても尙よく結實を見ることが可能である。西洋心酔から目ざめた新日本の國民は先づ國語の修養に努めねばならぬ。之が爲には古きを温ねて新しきを知る必要がある。古語の研究が現代生活と直接の交渉がないと考へるものがあらば大なる誤である。

言葉の研究は我國に於ては最も恵まれなかつた學問の一つである。我々の言語は支那文化移入以前に於て異常の發達を遂げ、絢爛たる文學が起り、語學も亦發生の機運に到達して居たのであるが、漢

字採用の結果、方向に一轉化を來し、言葉を攻究するよりも文字を知ることが當面の急とせられた。和名類聚抄、新撰字鏡を始め、古い辭書は皆漢字の訓を旨としたもので、國語を釋明することが目的ではなかつた。此頃から文字と言葉との區別が曖昧になり、字を學べば言葉は自らわかるといふやうな誤つた考が國民の頭に植ゑつけられたやうである。江戸時代の國學勃興後に於ても此謬見を脱することは困難であつたと見えて、新井白石、谷川士清の著書の如きも、其内容は言葉の釋明を試みたものであるにも拘はらず、尙「東雅」「和訓栞」の如き題名を用ひて、説文(字)を標榜とした。近來辭書の形式は大に改つたけれども、文字と言葉との混淆を全然脱却し得ぬものゝやうである。漢字制限乃至全廢、ローマ字採用を唱導する所謂先學者の中にも、新事物に對しては民衆の耳にうとく眼にすらなれぬ二三の漢字を羅列して新語として之が使用を強ひんとするものがあるのは甚しい矛盾といはねばならぬ。言葉にあらざる漢字の濫用が學問の普及を妨げ、國民の智識向上を阻止した事は至大で、西洋の新智識も原書によらねば十分に咀嚼することが出來ず、勢外國語崇拜の傾を生じたのである。完全な翻譯書があれば、強ひて外國語を學ぶ必要はあるまいとは世人のよく言ふ所であるが、今日の如き亂雜なる國語界の状態を以てしては「完全なる翻譯書」を作ることには木によつて魚を索むるよりも困難である。我々は先づ文字と言葉との別を明にして國語の整理に努めねばならぬ。

現在の小學校の國語教育方針も亦文字偏重の憾がないでもない。漢字の数は千有餘に制限せられたけれども、未來の日本公民として知らねばならぬ言葉を授けるといふことについては餘り重きを置かれて居らぬやうである。新字は教科書の各課毎に之を標記してあるが、兒童が始めて聞く新語については何等の注意も與へられて居らぬ。千有餘の漢字を以て表現せられる言葉の外は覺えずともよいといふ意味ではあるまいと思はれるが、かなで書いた言葉はいかにむつかしいものでも、之を標記して特別の注意を促がす必要なしとする理由は了解に苦しむ。兒童の語彙は極めて貧弱で、教科書に見える僅な單語のうちでも彼等の難解とするものは少くはない。都會の子は農耕の用語を知らず、田舎の子には都會生活の常用語は通ぜぬ。ことに意志表示の方法、即ち語法についての智識は皆無であるといつてもよい。此等は或る程度までは自得し、成人するに従うて自然に覺えて行くものであるが、其に委せて置いてよいものならば國民教育は無用の業である。或は教職に立つ人が此理をわきまへ、教科書についても、其以外でも適宜指導教育して行くものと見なされて居るのかも知れぬが、師範學校に於て其だけの教養が與へられて居るとは信ぜられぬことであり、事實に於ても教科書中には學者も尙解きなやむやうな言葉が、かな書の場合に限り、無遠慮に用ひられて居るのである。兒童は前後の文脈によつて大體の意味を推測し、教育者も亦文意、節意の大綱を會得せしめる事に力を用ひるので

教科書の内容は略々理解せられるやうであるが、其に現はれた言葉を他に應用する力は殆ど養はれぬといつてもよい。其故に六年の義務教育を終へても、語彙の増加は甚微々たるもので、若し之ありとせば多くは社會から授けられたのである。此は小學校卒業後田舎の家庭に留まる子と、奉公に出された子とを比較して見ると極めてよくわかることである。此の如き缺點も亦文字と言葉との差別に留意を怠つた結果といはねばならぬ。我々は此悲しむべき現状を打開する爲にも言葉の研究を焦眉の急とするのである。

江戸時代の語學は専ら上代語の研究であつた。理論からいへば上代語と後代語との間に差別はないのであるが、尙若干形態上の相違があり、廢用となつた語も少くはなく、後代には通用せぬやうになつたので、之が釋明を必要とし、之に反し其時代の口語は世人が皆之を知つて居るから説明するに及ばぬとせられたのである。此考の誤まつて居ることはいふまでもなく、日常用ひて居る言葉に正しい解釋を與へ、正しい用法を示すことが語學の目的で、上代語の研究は寧ろ之が參考資料に過ぎぬのであるが、當時の學匠の多くは古典の解讀を主とし、言葉其ものゝ釋明よりも寧ろ其語を含む文意を解くことを目的としたものゝやうである。其中には白石の「東雅」、益軒の「日本釋名」の如く、語原攻究に力を用ひたものもあるが、世上に定評のある通り、其採用した檢討方法には我々の首肯しかねるも

のが少くはない。ことに反切、延約、音義説の如きは今日の學術上からは無批判に受入れることを躊躇せざるを得ぬのである。假に「東雅」「釋名」の語原説が傾聴に値するものであるとしても、言葉の研究は之を以て終れりとする事は出来ぬ。故大槻博士は「言海」の序に於て、辭書の要素として發音、語別、語原、語釋、出典の五解を挙げた。此は西洋人も唱へた説で、略々正鵠を得て居るやうであるが、國語研究の範とするには尙遺憾の點がないでもない。いづれの民族語も同様に、言葉の多くは少數の原語から導かれたものであるから、仔細に検討するに於ては、盡く原語又は原語に近いものに還元し得られる筈であるが、ことに我國語の如き凝着性のものに在つては、之を分析することによつて原語に達することが比較的容易で、之によつて原義を明にすることが出来るから、言葉の構成を研究することが何よりも大切である。白石は早くも之に氣づき、發語及詞助といふ文字を用ひて接合分子を區別したが、其詞助と稱するもの、限界は頗る曖昧で、十分なる説明を與へて居らぬ。それは其當時未だ語構成といふ學問が開けて居なかつた爲で、毫も白石の識見を累するものではないが、今一段の工夫を要したことは勿論である。

一例を挙げれば「悲しかつた」といふ言葉が「悲しく」「あり」「たり」の三語を結合し、聊か詠つたものであることは誰でも知つて居ること、「悲しく」が「悲し」の一活用形なることも亦周知であ

る。然るにカナシも亦一個の複合語で、カナと形容詞語尾シとに分たれ、カナは感動詞のカナ(哉)と同じくカとナとの二語から成立したものであることに氣づいて居る人は少い。其故にカナシといふ語が「カナシ妹」「カナシ子」の如く「いとほし」の意味にもなることが腑に落ちぬので、感傷と希求との二意を兼具するカから導かれたものであることを知れば(ナも亦感動詞)、カナシに「悲」「愛」の二義のあるのを恠しむものはあるまい。

さりながらあらゆる言葉を盡く還元することは今日の學問の力を以てしては尙不可能である。原語の判明せぬ言葉も多く、吾人が認めて原語とするものも更に其上に遡れば二つの單語の複合であるかも知れず、我々の言葉の中には他から移入せられたものも少くはない。同一種族から分岐した諸民族の間に同一語が(時としては少しく形をかへて)用ひられるのは恠しむに足らぬことで、我が日本民族の如く若干種族から混成したものに在つては、各種族の言葉が併存して居ることも亦有り得べきである。されば全然同一の言葉が他の民族語に存するとしてもいづれを原、いづれを其模倣と斷定することは出来ぬ。世には國語の語原を他民族語に求めることを好む人もあるやうであるが、其は私に此までも屢々論じたやうに、餘りに謙遜に過ぎる。同一源から四方に分岐した場合もあり、言葉が移動性を有するものならば、此方から彼方へ移されたことも勿論あり得るのである。但し移入の經路の明な

ものは之を外來語と目すべきで、現在我々が用ひて居る漢語の如きが其である。

上代に於て移入せられた外來語は今では其経路を明にし得ぬから、純國語と見なす外はないのであるが、唯一つ之を認識する標準となるものがある。其は外來語に限つて直接の語尾變化が行はれず、助動詞を介して活用せられることである。例へば漢語の動詞、形容詞は「學問スル」「釋然タラム」の如く、シ(爲)、アリ(有)といふ語を添へて用ひられ、西洋語はラブル、サボルの形に於て日本語化せられる。平安朝以降の文獻にはソウゾキ(裝束)、モンダヒ(問答)の如き例も見えるが、此は好事者の試に過ぎず、普及するには至らなかつた。ラブッタをラビタ、サボレバをサベバと活すことは慣例が之を許さぬのである。さればカチ(歩)の如く、明に動詞の性質を備へた語が、カタ、カツ、カテとは活用せられず、「カチなる人」「カチ行く」の如く用ひられる所を見ると、朝鮮語のガト又はハト(往、去)が移入せられたものなることが推測し得られる。此例は他にも少くはない。

分拆によつて原義を知ることが出来れば、其轉義轉用は自ら明になるのであるが、語釋中には其過渡が説明せられねばならぬ。例へばハタといふ語を釋くに、「又」「又は」「或は」といふ意があるといふだけでは十分とはいへず、何が故に一語に多くの意義を生じたかといふことが明にせられねばならぬ。出典を擧げて證明することは極めて必要ではあるが、其文脈から逆推して語義を附與し、或は古

書の訓を金科玉條として之に盲従することは禁物である。古事記、日本紀、靈異記、遊仙窟等の訓註又は旁訓は昔の人の與へたものには相違はないが、古人には絶対に誤謬がないと斷することは出来ぬから、仙覺契沖以下の學匠が萬葉集の古訓をよみ改めたと同様に、不合理のものは之を排斥することを要する。加之古語の譯に用ひられた漢字は必しも逐語の意味を表示するものではなく、日本紀等には意味の近い熟字を之に配し、訓註を施して古語の保存を企圖した例も少くはない。妍哉此云^ア阿那^ナ而惠夜^ヤと訓註したるが如きは其一例で、之によつて「妍」を意味するアナニエ(又はニエ)といふ古語が存したと推斷するのは大なる誤解である。

以上は國語に關する私見の一端で、一言を以ていへば漢字に即することを避け、語構成、原語、原義、轉義、轉用を明にせねばならぬといふのである。品辭別(大槻博士の所謂語別)の如きは國語に於てはさのみ必要なことでもなく、事實に於ても判然之を區別することの出来ぬ場合が多い。あらゆる言葉の構成が明白になつた曉には漢字を全廢してカナのみを用ひることも、或はローマ字綴り乃至實際發音符字を採用することも可能であるが、耳に熟せず、眼で見始めて會得せられるやうな漢字を勝手に排列した新語が無制限に製造せられる限り、因習的かなづかひを廢し、漢字の使用をやめ、現在の發音を便りに轉寫せんとすることは無謀の極で、さらでだに衰退した國語を破滅せんとするもの

である。

私は此見地から完備した標準辭書の出現の一日も速ならむことを要望するのであるが、これは一人の力では企て及ぶべき事業ではないから、國家又は有力なる財團の奮起を待つの外はない。さりながら差あたり最も必要を感じるのは、江戸時代の國學者が目的としたとは別の意味で、——換言すれば現代語の釋明の基礎とする目的を以て——古典に現はれた言葉の研究を進めることにある。普通の辭書には多くは之を掲げず、之を収録したのも亦先人の解釋を引用するに止まり、異論の是非を糺し、語學的根據を示したものはないから、學徒は各自數多き、しかも浩瀚なる註譯書を彼此参照する勞を取らねばならぬ、近時上代文化の研究が勃興し、上代人が我々に残してくれた言葉といふ遺物によつて其真相を手ぐり出さうとする傾向を生じたのは喜ぶべきことであるが、手軽く、しかも正確に古典を解讀する便宜のないのは遺憾なことである。誤つた訓詁、誤まつた語釋に基礎を置いた立論が合理的なるべき筈はなく、まして語義の不明に乗じて自説に都合のよいやうに故意に牽強するが如きは世を誤まること甚しきものと言はねばならぬ。之を考へるを寸時も躊躇することを許さぬので、私は敢て郭隗の自薦に倣うて此一書を公にすることにした。

右の理由から主として出典を奈良朝以前の古典に求めたので、古語大辭典と題したけれども、既述

のやうに古語と現代語との間に本質上の差別があるべき筈はなく、同じく我が日本民族の言語であるから、いづれの時代の言葉にも通用すべきことは勿論で、他日標準辭典が編纂せられる時には之に包容せらるべきものと信ずる。江戸時代の學者のうちには古語と時代語とを全然別種のものに見なし、言葉に雅言と俚言との別があると考へたものもあるやうであるが、目、口、鼻は上代に於てもメ、クチ、ハナと稱へられた。「竊き」「枕き」などいふ言葉は萬葉集にも用ひられて居るが、柱を建てることを「柱き」、瓦を葺くことを「瓦き」といへぬと同様に語構成の原則に背いた雅ならざるものである。直に姿を沒したのである。平安朝の女流文學にあらはれた所謂雅言は後世の内裡言葉、廓言葉と同じく、特種語彙に屬するもので、其時代に弘通した文語でも口語でもなかつたであらうと思はれる。私に此等の文獻に例證を求める事を避けた理由はこゝにある。

古典に見える神名、人名、地名は固有名詞と見なされ、餘り世人の注意を惹かぬやうであるが、固有名詞も其原を質せば普通名詞から出たものであることは勿論で、其々の意義を有する古語であるのみならず、多少の由縁があつて稱呼となつたものであるから、之を分拆攻究することによつて語學上發明する所が多かるべき筈である。之に關する記紀の由來説明傳説が取るに足らぬものであることは世の定説で、宣長が古事記傳中に興へた釋明も今日の學術を以て考査すると首肯の出來ぬものが少くは

ない。其外人名、神名、地名辭書の如き特別の著述もあるが、出自、事蹟乃至所在、沿革を明にすることが目的で、語釋には及んで居らぬやうであるから、本書に於ては盡く之を網羅し、能ふ限り語義を説明することにした。之によつて語學的研究に資することの他に、上代の社會組織及生活状態に若干の光明を與へ得ることゝ信ずる。

又枕詞、歌詞の一句、其他の成句は之を構成する單語の釋明のみでは意味を明にせぬ場合がある。例へばタラチシ母とつゞく理由はタラ(足)、チ(主)、シ(其)の三語の説明だけではわからず、仁徳紀(記)のオノガモノカラネヲナクといふ諺はモノカラが因物と藻の殻とにいひかけてあることを知らねば釋然たるを得ぬ。其故に本書には單語の外に枕詞及或る成句の説明を施した。第一編語釋の部を「語誌」と題したのも辭典以外に互る所があるからである。

古典は皆漢字を以て記されて居る。此書寫様式は早く廢れたので、先學は之を訓詁することに多大の努力を費した。我々は其餘譯によりともかくにも古典を通誦し得るのであるが、尙解讀せられぬもの、或は誤讀の疑があるものが少くはない。誤つた訓讀によつて語釋を試みることの無益なるはいふまでもなく、語學上却つて有害であるから、我々は能ふ限り正訓を求めらるることに努めねばならぬと同時に、訓讀の論據を開陳する義務がある。其故に本書は第二編に於て記、紀、萬葉の訓詁をかゝげ、

先學の解訓を紹介すると同時に、異議あるものは理由を述べて之を改訂した。勿論尙考の及ばざる點も多いが、少くとも従前の訓よりは一步を進め得たつもりである。特に萬葉集は全篇を漏なく轉載し歌詠には逐一讀み下しをつけたから、原本を求めずとも、本書一卷を坐右に備ふるに於ては此貴重な文獻は袋のものを探ぐるが如く隨時利用せられるのである。歌詠は一音の異同によつて意味に千里の差を生ずることがある。此の如き句を一々語誌中に掲げて論議するのは甚煩はしいことであり、且語釋を要するものでもないから、訓詁に於て其當否を辨するに止めた。加之普通語として語誌中に掲げる必要のない希用語は訓詁の序に釋明したものもあるから、此篇も亦語誌の延長といひ得る。

意志の表示は多くの場合二語以上によつて行はれる。其故に完全に文意を了解する爲には言葉其もの、外に、語法を明にする必要があるが、用言の活用、助語の用法の如きは語誌中に釋くべき筋合のものではないから、別に之を修得するを要する。拙著「日本語學」は最も此目的に適するものであるが、論議を主としてあるので要領を得る爲には或は不便であるかも知れぬから、別に語法要録一篇を草して第二卷の卷末に添付することにした。從來の文法書とは全く趣を異にするものであるが、簡明に摘記することを目的として論據は一切省略したから、理由を知らんことを求められる向は上記「日本語學」を一讀せられん事を切望する。所謂萬葉假字の説明も語法要録中に略述した。

上記の如く本書二巻はあらゆる意味に於て語學及古典研究の參考資料たらしむ事を期したけれども、決して之を以て完備とするのではない。釋明を要する言葉で逸脱したものもあらうし、平安朝以降の文獻からも採擇せねばならぬ言葉が多い。著者は餘命のあらん限り研究を續けて行くつもりであるから、今後に於ても補遺として次々に之を發表し、一步々々完結に近づけんことを希望して居る。終に臨み、本書編纂について多大の助力を與へられた臺灣高等學校教授伊藤慎吾文學士並に全篇の校正の勞を執られた郷黨の先輩中川恭次郎翁に感謝の意を表す。又此浩翰なる著述の刊行を甘諾せられ、且種々の便宜を與へられた刀江書院主尾高豊作氏の學界貢獻に忠なる所以を録して後世に傳へることも亦著者の義務であると信ずる。

昭和四年二月

著 者 識

語 誌 凡 例

一 本語誌に収録した言葉は左記古典にあらはれたものゝみで、出典を示す爲には脚書の如き略字を用ひた。

- 日本紀(日本書紀) [紀]
- 古事記 [記]
- 萬葉集 [萬] (萬一)(萬二)の如く卷数を添記する
- 播磨風土記 [播風]
- 常陸風土記 [常風]
- 出雲風土記 [出風] 單に「風」とのみも略記する
- 肥前風土記 [肥風]
- 豊後風土記 [豊風]
- 古風土記逸文(栗田氏纂訂本による) [舊]
- 舊事本紀 [拾]
- 古語拾遺 [續紀] 宣命及和歌のみ
- 續日本紀
- 日本靈異記

語 誌 凡 例

右の外新撰姓氏錄(姓氏錄)、和名類聚抄(和名抄)又は(和)、延喜式神名帳(神名帳)、同書諸陵式も参照の爲め屢々引用し、令義解、貞觀式、倭姫命世紀、熱田縁起、太子傳曆、高橋氏文、佛足石歌、記、紀、萬葉集の諸註釋書をも参考に供した

二 上記古典にあらはれた言葉の中、釋明を要するものと要せざるものとの區別については何等標準もなく、常識の判斷に待つの外はないのであるから、人によつて所見を異にすることもあらうが、大略難解語は盡く收録し、通俗語でも從來語原が明にせられて居らぬもの、或は正解せられて居らぬものは攷證を加へた。例へば東、西、南、北、左、右、上、下の類である。其他序説にも述べた通り、神名、人名、地名は盡く採録し、枕詞及成句並に歌句の難解なものをも掲げたから、總數一萬二百一十有餘に達した。尙脱漏も多からうと思ふが、補遺として次々に發表する豫定である。

三 邦語は西洋風の品詞に區別し得られるものでないから、逐語之を類別することは見あはせたが、題目を一目見ただけでは何種の言葉であるかを判別し難きものに在つては左の記號を用ひて之を表示した。

[人].....人名	[神].....神名	[氏].....氏族名	[地].....地名	[鳥].....禽鳥名
[魚].....魚介名	[植].....植物名	[枕].....枕詞	[歌詞].....歌の句	[動].....動詞
[形].....形容詞	[助].....助語	[感].....感動詞		

動詞、形容詞は原形(卷末「語法要録」参照)を以て掲記するを例とするが、出典によつては動格(終止形)を用ひたも

のもある。此場合〔動〕〔形〕の如き記號を省いたことはいふまでもない。

四 言葉は片かな(ゴナツク字)を以て記し、其下に出典に用ひた對譯字を括弧内にをさめることを例とするが、宛字が區々なるもの又は全然音を表示する漢字である場合には括弧内の記註を省き、枕詞、歌詞等は平かなを以て書寫して見わけ易からしめた。但し神、尊、命、皇子、皇女、王、郎子、郎女の如き稱號、諸カバネ(榮稱)、並に國、郡、邑、山、野、河、海、浦、津、濟(渡)、宮、陵等の常用字は之をかなに書き改めると却つて紛らはしいから、ゴチツク體の漢字を用ひ、誤讀の虞のある場合には——例へば王にはミコとオホキミとの二訓があり、娘子はイラツメともヲトメとも訓み得る——旁訓を施した。

五 排列の順序は五十音による。但しヤ行のイ、エ及ワ行のウは便宜上ア行にをさめ、又漢字音を表示する爲にはンのかなをも用ひ、之をヲの次に序した。

此順序は第二語音以下、漢字又は平かなの「の」の字(普通活字)に達するまで之を追ひ、其次にあらはれるかな書は更に五十音順に排列した。フヂハラ(藤原)の朝臣フヒトはフヂハラ(藤原)のウマヒカ(宇合)の卿よりも前に位するのである。

漢字の排列順序は訓によるを原則とし、字音を以て誦むものは音の順序に従ふ。諸稱號の正訓は第二編訓誌凡例中に列記する通りであるが、左に數例をあげる。

皇子	ミコ	皇女	ミコ又はヒメミコ
王	ミコ又はオホキミ	女王、女王	オホキミ
卿、大夫	マヘツキミ	郎子	イラツコ

郎女、郎姫、嬢(子) イラツメ

六 言葉の研究は序説にも述べた通り、其構成、原語、原義について考察し、例を典籍に求めて之を立證すべきものであるが、説明の便宜上本編に於ては左の數項に分けて記述した。

■ 舊訓に疑あるもの又は明に誤れるもの、訂正。——訓詁が正しくなければ語釋は徒爾に終るから、之を劈頭に置いたのである。

■ 語の分拆による原語の檢出。

■ 各語の語義及轉義、轉用。

■ 全體の釋明。——理由及例をあげ、人名に在つては出自、地名には所在をも併記し、其外他項に入れることの出來ぬものは總て此項中にをさめた。

■ 出典の摘記。

■ 前諸項に關する立證。

言葉によつては右諸項を列舉する必要のないことがある。此場合不要のものを省くことは勿論で、特に簡單なものは圖一項にまとめた。

七 先學の見解を襲用した場合には、世の定説と認められて居るもの、外は、人名又は書名をあげ、或は〔和名抄〕〔記傳〕〔通釋〕〔略解〕〔契沖〕〔眞淵〕〔宣長〕〔雅澄〕〔守部〕〔信友〕等の如く註記したが、異論を列舉することは本編の目的でもなく、紙數にも限りがあるから之を見合はせた。さりながら著者の見解と甚しく相違するもの、或は僻説邪説として排棄を要するものは圖若くは圖の項下に於て簡單に説破した。此場合には先學に對する敬意を

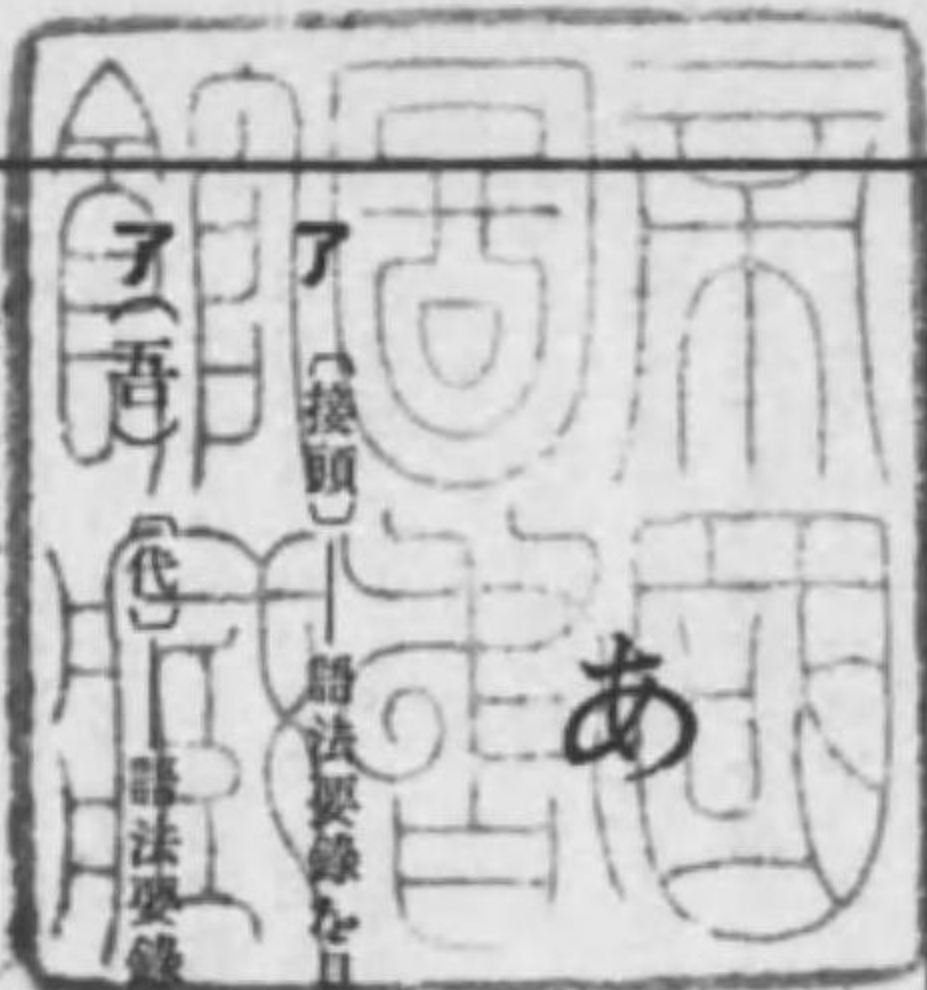
以て、遍く世に知られたもの、外は、人名又は書名を指摘せぬことを例とする。

八 引用語句は原文に従ふことを原則としたが、字音假字の讀み悪いもの並に祝詞、宣命の送り假字(漢字)は、片かなに書きあらため、長文は適宜大意を譯述した。

歌詠は漢字まじりの平かな書に改め、長歌は前後數句を摘録し、短歌は全首をあげてを例とする。記、紀、萬葉の歌は全部第二編訓詁の部に收録してあるから、訓讀について疑のある場合には之を参照せられん事を希望する。之が爲に萬葉集の長歌には訓詁と同一番號を〔〕内に註記し、短歌に在つても亦訓に異説のあるものは番號を添記した。

九 校正は最も嚴密にしたつもりであるが、尙若干の誤字誤植を免かれぬと思ふ。閱覽中之を發見せられた場合、著者又は發行書肆に一報を賜はらば至幸である。

語誌



ア(阿、畔)

和名抄に畔はクロ又はアセといふとある。アセは畔の音の義である。

(記上) 離天照大御神之營田之阿

ア(阿)氏オキシマ(奥島)

萬葉作家。大宰の少監。阿は阿倍、阿刀、阿曇の如き姓の尊稱であらう。傳不明。

語誌

ア—アイソ

アイカ(秋鹿)郡

出雲國の郡名(風)。和名抄には安伊加と訓註してある。今八東郡に屬する。秋鹿日女命が鎮坐するから名を貢うたとあるのは本末顛倒であらうが、語義を詳にせぬ。

アイカヒメ(秋鹿日女)の命

出雲國秋鹿郡の神(風)。八東郡秋鹿村に姫二所大明神の社があり、蟹貝比賣と蛤貝比賣を祭つて居る。アイカといふ名は地名を貢うたのであらう。

アイソ (感)

神樂歌の囀に用ひられた語。

(大前張階香取) しながとり めなのみなとに アイソ いる舟の 梶よくまかせ ふれかたぶくな

愚案抄にはアヒソとあり、「歌曲の節にて侍り」と註してあるが、守部の説の如く古本にアイソとあるを可とすべきであらう。天治本にも

安以曾とあるといふことである。語義は判明せぬが或は動の意ではあるまいか。アは接頭語であらう。——守部が「嗚呼吉いぞ」の音約としたのは首首せられぬ。
常陸の俗語磯節の囃詞にイソといふのは或は古語の名残であるかも知れぬ。

アイタ(鰯田) [地]

齊明朝阿倍の比羅夫が征服した地〔記〕。和名抄出羽國秋田(阿伊太)郡とあり、今南北二郡に分れて居る。アイタはアキタの音便か、またはアイタの假字に鰯田、秋田の如くアキタと發音する字を用ひたのか不明であるが、次の鰯田も同語であらう。語義は判明せぬが、恐らくは夷語であらう。

アイタ(飽田)村

常陸國多珂郡道前の里の村名〔風〕。今も上相田、下相田と稱し、華川村、北中郷村に分属して居る。風土記に權邊が海に瀕りして魚介を飽まで差上げたので、倭武命が飽田と命名せられたとあるのは飽といふ文字に附會した作り話で、鰯田(秋田)と同語なるべきことはいふまでもない。
この地を舊道(前即ち助川附近)として現存の地名田尻に結びつけようとした常陸新志の説は無理である。

アエ(宵) [動]

現代語のアヤカシの原形であらう。似の意。
〔神功紀〕是宵貢稱。——宵此云阿賀。

あえ [動]

アヤ(過)の轉呼。
アヤはアヤシ、アヤフシ、アヤフミ、アヤマチ等の語幹でものし正當を得ざることをいふ。アエは其活用形で、コボレ落ッルといふやうな意に用ひられる。楚々風にも堪へぬことをアエカニなどいふものも之から出たのであらう。既に廢語になつたが、萬葉には尙此意味に用ひられて居る。

〔萬〕五月を近みアエヌガニ花さきにけり。〔萬〕
〔萬〕秋つけばみ草の花のアエヌガニ思ふと知らじ直にあはざれば
〔萬〕アエヌ實は玉にぬきつ。〔萬〕

アカ(垢)

アは接頭語、カは糞の轉であらう。
ケはケケ(糞)の原語であるから、之にアを接頭してアケといふたことあり得る。アカは其轉音で、アケ(灰汁)、アタケ(芥)も同語から出たのであらう。
〔萬〕わが腋は久しくあらし此の香が著る妹が衣のアカつく見れば

アガ(英賀) [地]

播磨國勝磨郡の地名〔風〕。アガヒコ、アガヒメが居住した地であるからアガといふとある。雄國風土記に引用した伊賀風土記によれば、伊賀は猿田彦神の女アガツ姫命の領する國であるからアガの郡と稱へたのを後にイガ(伊賀)と改めたとあり〔古風土記逸文〕、伊賀の郡に阿我といふ地名がある〔和名抄〕。其隣地を阿保といひ、播磨の英賀の隣

りもまた英保(和名抄には安母と訓してあるが現にアボと稱へて居る)と呼ばれることまで一致して居る所を見ると、此アガもイガと同義でアは接頭語と見ればならぬ。恐らくはアギの轉で、子(敬稱)といふことであらう。

アカ(我鹿)の屯倉

安閑朝豐國に新設せられた屯倉〔紀〕。豐前國田川郡赤村を以て之に擬するものがある〔地名辭書〕。

アガ(吾)の松原

萬葉集六卷聖武天皇の御製に「妹にこひ吾の松原見渡せば潮干の海にたづなき渡る」とある。今伊勢國河野郡若松村の海濱若の松原が其地であるといはれて居る〔地名辭書〕。同集第十卷に「風吹けばもみぢ散りつ、小、雲吾の松原清からなく」とあるも同地であらう。

アカカガチ(赤加賀智、赤酸醬)

赤ホホヅキ(酸醬)。
スサノサの命の退治せられた大蛇の目はアカカガチのやうであつたとある〔記、紀〕。今の酸醬者也と註してあるから、ホホヅキをいふことは疑がないが、語義を明にし得ぬ。字鏡には酸醬にカガミコと訓してある。

アガカニ(阿賀阿爾)——コトダテバアシモアガカニの項下を見よ

アカガネのヤソタケル(赤銅八十梟帥)

大和の高尾張邑に占據した土豪〔神武紀〕。アカガネはヤにかゝる枕詞であらう。錨の矢を作つたことは記の輕太子の條下にも見える。此梟帥の占據地がカタラキ(葛城)と呼ばれた所を見ると葛木族人と思はれる——アカカヒの八十梟帥の項下参照。

アカコマ(赤狛) [人]

蘇我倉山田石川麻呂の子〔紀〕。一名を奏といふとある。

アカシ(明石、赤石) [地]

赤磯の意であらう。
淡路島に對向する本島の海岸で古來有名な地である。和名抄には播磨國明石(安加志)郡とある。今は白沙青松を以て聞えた地であるが、上古海岸より眺望すると磯が赤く見えたので名を貰うたのではあるまいか。古は一國をなし國造を置かれた。

アカシ(明石)の國造

應神朝大倭直同祖八代足尼の兒都彌自足尼が國造に定められた〔舊〕

アカシ(明石)のヒカサ(檜笠)の丘——ヒカサの丘の項を見よ

アカシ(赤石)のクシフチ(櫛淵)

奇淵の意。
孝德朝此地を以て畿内の西界と定められた〔紀〕。所在は不明であるが、語義からいってもアチ即ち水流(アチの項下を見よ)を以て境としたものであらねばならぬ。今播磨の境に境川といふ小河があるが、地

勢上昔からさばかりの大河であつたともおしはれず、クシフチの名を負ふべき所もおもひあたらぬから、或は湊川、赤石川のいづれかを意味したのかも知れぬ。尙可考。

あかしてとほれ〔歌詞〕

衣通王(輕大郎女)の歌「なつ草のあひれの濱のかきかひに足ふますなアカシて通れ」とある〔記〕。アカシ(上爲)はアゲの古語で「足をあげて通れ」といふことであらう。其裏には暗殺の危険があるから御用心遊ばせといふ意が含まれて居るものと思はれる。

アカシヒコ(明石彦)の命

吉備(中)の國造(舊)。神武命十世の孫で崇神朝に國造と定められたとある。同じ神の七世の孫佐紀(足尼)は應神朝の人とあるから、其よりも三世の後とすれば辰中、反正、允恭天皇と同世代であらねばならぬが、此神武命を神皇產靈尊の一名とすればあながち時代錯誤ともいへぬ。——其項下参照

アカソメ(赤染)の造トクタル徳(足)

高市皇子の從臣(紀)。アカソメは工人部の名であらう。續紀天平十一年に此氏人に常世連といふ姓を給はつた。姓氏錄によれば常世連は燕國王公孫淵之後也とある。

アガタ(縣)

ア(吾)ガ(助語)タ(田)
アタ(吾田)と同義、轉じて領地の意となつた。

天皇の御領をミアガタと稱へた。之にアガタの造を配して管理せしめられたのが、後日の行政区劃の單位となつたので、國縣の縣の字を充てられたのである。

アガタ(縣)の造

ミヤツコ及ヤツコの項下を見よ。
アガタはミアガタ即ち天皇直領地で、之を管理するものゝ居宅をミヤ(御家)と稱へ、管理者をミヤツコと稱したのであるが、後には單に稱號(カバネ)となつた。

アガタのイヌカヒ(縣犬養)の娘(子)

安閑天皇の二年諸國に犬養部を制定せられたとき大和の御縣に置かれたものを縣の犬養と稱へたのであらう。其部長は縣犬養連と稱へたが、天武朝宿禰に昇格し、其氏人から光明皇后の生母を出すに及び、大宿禰といふ稱號を與へられた。——姓氏錄によれば神皇產靈八世孫阿居太都命の後とある。

アガタのイヌカヒ(縣犬養)の娘(子)

萬葉作家。傳不明。

アガタのイヌカヒ(縣犬養)の宿禰キヨヒト(淨人)

萬葉集二十卷に下總國防人部領使小目とある。傳不明。

アガタのイヌカヒ(縣犬養)の宿禰モチヲ(持男)

萬葉作家。傳不明。次項の吉男の親族であらう。

アガタのイヌカヒ(縣犬養)の宿禰ヨシヲ(吉男)

孝靈淳仁朝の人(續紀)。肥前守に任じた。萬葉集第八卷には内舍人とある。

アガタのイヌカヒ(縣犬養)の命婦

萬葉作家。縣犬養宿禰東人の女で美努王(敏達天皇の曾孫)に嫁し萬城王(橘宿禰諸兄)を生み、後藤原の不比等に再嫁して光明子(聖武皇后)を生んだ。名は三千代、縣の橘の宿禰とも稱した——諸兄等に橘宿禰の姓を給はつたのも母氏に編入せられたのである——贈正一位。

アガタのイヌカヒ(縣犬養)の連オホトモ(大伴)

天武朝の功臣(紀)。天皇美濃に蒙塵の際鞍馬を奉つたとある。此氏が宿禰に昇格したのも大伴の功による。天武天皇の九年卒去(紀)。

アガタのイヌカヒ(縣犬養)の連タスキ(手織)

天武十三年大使として耽羅に派遣せられた(紀)。大伴の肉親のものであらう。

アガタヌシ(縣主)

アガタ(吾田)のウシ(大人)の意から轉じてカバネとなつた。
アガタは領地の義であるから、アガタヌシは領主である。上代に於ては土地は國有ではなく、ミアガタ(天領)の外に豪族の私領地があつて、其族長はアガタヌシと稱したのであるが、後世其實はなくなり、稱號(カバネ)としてののみ之を保有するやうになつた。——アガタヌシ

とアガタの造との間に本質上差別のあることに注意せねばならぬ。

アカダヒ(赤銅)の八十島帥

アカタは吾田(縣)、ヒは嵐の意——ヒの項下を見よ。

神武天皇に征服せられた高尾張の土豪(舊)。紀には赤銅の八十島帥とあるが、必しも銅を削るの誤寫とすることは出来ぬ。赤銅は借字で上掲の如く縣の意とも解せられるのである。

アガタモリ(縣守)〔人〕

仁德朝の人、笠臣の祖(紀)。吉備の川島の川殿に住むを退治した。恐らくは鴨別の子であらう。御縣の守護といふ意から通稱となつたものと思はれる。

アガタモリ(縣守)の淵

上記笠臣の祖縣守が蛇を斬つた地點で其名を負つた(紀)。今の備中國都窪郡西阿知村大字酒津の三子淵が其遺跡であるといふ。

アカチ(吾勝)の尊

マサカ・アカツ・カチハヤヒ・天のオシホミの命の尊稱(拾)。——其項下参照。

アカツチ(赤土)の神

神代紀一書禊の段にイザナギの命が吹き生じたといふ神の一柱で、他書の中筒男神とあるに相當する。恐らくはアカツチはナカツチ(中筒)の訛であらう。

アカトキ(鶏鳴)

アカ(赤)トキ(時)——東天紅の時の意。喚

アガトコヨタチ(吾常世等) [歌詞]

顯宗紀室毒以外には例を見ぬ語づかひであるが、其ころ禮那方といふ意をトコヨタチというたものと思はれる。トコヨの語義は字の通りであらう。

アカニのホ(赤丹乃穗)

延喜式新年祭、大忌祭、風神祭の祝詞及中臣壽詞に天皇が御饌を赤丹ノ穗ニ開食とある。アカニ(緒土)はニノホといふ熟語の縁によつてホの枕詞に用ひられたので、こゝではホは初の意である。——ホの項下参照——天皇が「初に開食す」といふ意。

舊説は龍顏の赤らむ意として居るが、此は飲酒の形容に用ひられたのではない。假に飯を食うて顔が赤らむことが有り得るとしても其は結果であるから、日本語の法則上之をアカニのホに開食すといふことは出来ぬ。

アカネ(茜)

赤根草の意。

和名抄に茜はアカネ、可_レ以_レ染_ニ緋色とある。

アカネサス又はアカネサシ(茜指) [枕]

ヒ、ヒル、テル、ムラサキの枕詞。酉刺日とつゞけた例は極めて多く、

人のよく知る所であるから之を畧す。ヒルも同断である。其他の枕に用ひた例は左の通りである。

(萬二) 大伴のみつといはじアカネサシ照れる月夜に直にあへりとも (萬二) 長谷の弓根が下に吾にかくせる妻、アカネサシ照れる月夜に人見けむかし

(萬一) 茜サス紫野行きしめ野行き野守は見すや君が袖ふる 紫は緋を奪ふものなるが故につゞけたのであらう。第十六卷に「アカネサス君が心し忘れかれつ」とあるは紅顔を意味する。

アガノコ(阿我乃古) [人]

應神天皇播磨行幸の際の御伴人(風)。佐伯部等が祖とある播磨國節磨郡英賀の里人なるが故にアガの子と稱へたのであらう。神崎郡の一方地方を給はりたいと奏上したので、天皇がタダ請フかと仰せられ、其地を多難と稱へたといふ諺が風土記に録せられて居る。特別の理由もなく別に功勞があつた譯でもないのに突如御願したからであらう。

原文直請哉とあるのをタダニコヘルカモ又はタダニコヒシカモと調するものがあるが、タダコフカモと調まれば意が通ぜぬ。

アカハタガトモ(裸伴)

此云阿爾播磨我等母と調註してある。

明肌が伴の意。

五十瓊敷命(垂仁皇子)の作らせた一千口の刀劍の名(紀)。本名は河上部といふとある。舊事記には赤花之伴と記されて居る(ハナ、ハダ通音)。殿の肌を髡たることを形容した稱呼であらう。トモは瓊敷を表す語である。

アカハタヲタチ、アカハタヲタテテミレバ (載ニ赤幡立ニ赤幡-見者)

載は眞淵説の如く裁の誤字で、タチと調むべきである。記傳に見者を次の語につけてミユレバと調したのは従はれぬ。タテミレバとつゞけて調まればならぬ。

賞部王(顯宗天皇)の言舉の一句(記)。載赤幡は借字で、「赤布を裁ち」の意。即ち太刀の緒に赤布を切断して用ひるといふことで、次の立ニ赤幡-見者の序である。皇子は赤い幡を手にして舞はれたものと思はれる。

アガヒコ(阿賀比古)、アガヒメ(阿賀比賣)

播磨國節磨郡英賀里の神(風)。伊和大神の子とある——アガの項下参照。

アカヒメ(赤比賣)の郎女

繼體天皇の皇女。御母は倭媛(記、紀)。

アカフスマ・イヌ・オホスミヒコ・サワケ (赤衾伊農意保須美比古佐和氣)の命

アカフスマ(赤衾)はイヌ(懸)の枕詞、イヌは地名、オホスミは大住、サワケのサは接頭語であらう。

出雲風土記秋鹿郡伊農の條下、並に出雲郡伊勢郡の條下に見える神名。名の義はイヌの大家の若君といふことである——地名から名を貢うたので神名から地名が出たのではない。

アカホ(赤穂) [地]

天武朝十市皇女及水上夫人を赤穂に葬つたとある(紀)。神名式に添上部赤穂神社とある地であらうが、所在を明にせぬ。大和志によれば廣瀬郡仁基墓といふのが其で墓畔に赤部村があるといふことである。

アガマ(英馬)野

播磨國節磨郡の地名(風)。應神天皇の御馬が逸走したといふ話をあげ、我馬野の義としてあるが、甚疑はしい。アガ(英賀)のマ(地區)といふ意味ではあるまいか。——アガの條下参照。

アカマ(赤間)の物部

饒速日命供奉二十五物部の一(舊)。アカマは地名であらうが、所在を詳にせぬ。

アカミ(赤見)の皇女

春日の山田皇女の一名(記分註)。仁實天皇の御女。アカミは地名であらうが、所在を詳にせぬ。

アカミ(安可見)山

萬葉集十四卷四土未勘東歌中に「安可見山草根かりそげ逢はすが上あひそふ妹しあやにかなしも」とある。下野國安蘇郡に赤見村といふ地があり、其西北の村を彦間(今飛駒村)といふ。アカ(我子)ヒコ(彦)は義近く、マはミとも通ずるから、古は此地一帯をアカマと稱へ、其山をもアカマと稱したのであらう。

アカメ(赤女) [魚]

アカ(赤)ミ(魚肉)の轉。
 赤魚の意である。
 神代記山幸彦傳説に見え、赤女ハ鯛、魚名也と分註してある。ミは身の義から轉じて食肉になる魚介に通用せられる語で、アカは其色である。——クチメの項下参照。

アカユ(赤湯泉) [地]

豊後國速見郡の西北龜門山にある湯[風]。其色が赤く其鹽は屋柱を塗る用となるから赤湯と名づく。外に流出すれば清水となり東流海にそぐとある。——今も御越村字野田に赤湯と稱せられる温泉がある。龜門山といふ名も現存する。

アカラ(赤羅)

アカ(赤)ラ(接尾語)。
 赤、赤映、明等の意。
 アキラと同原の語で、アカヤカのやうにも變化する(ラ、ヤ相通)。赤の名詞形であるが、轉義により「映」「明」の意にもなる。古は音便によつてアカルとも用ひた——アカルタマ、ハアカルタマ、クシアカルタマの項下参照。

アカラサマ(天、暴急、愾忽)

アガル(上)サマ(頃間)。——サタの項を見よ。
 急轉直下の直下と同様の表現法で、「上る刹那」といふ意から轉じて

ニハカ(暴)、タチマチ(愾)の義となつたのである。明ラ(明白)とは同音別語である。

神代記 令國內人民多以天死。
 (神武紀) 愾忽之間出^{アカラサマ}其不意。
 (雄略紀) 噴猪從^{アカラサマ}草中一暴出

アカラヒク(赤羅引) [枕]

アカラヒクは赤映の意。ヒ(日)、アサ(朝)の枕詞に用ひられる。例(萬葉) アカラヒク日もくる、まで嘆けども(六六)
 (萬二)のばたまの此夜な明そアカラヒク朝行く君をまてばくるしも後の歌を古義に「君」の枕と説いたのは誤である。卷十一に「アカラヒク肌」卷十に「朱ヲ引色たへの子」とあるのはいづれも枕詞ではなく形容に用ひたのである。

あからをとめ [歌詞]

アカラ(明)ナトメ(少女)。
 明るい意のアカラで赤い色のアカラではあるまい。明るい(清い)少女といふことである。例
 (應神天皇御製) アカラ少女をいざさ、ばよらし[記]

アカルヒメ(阿加流比賣)の神

アカルはアカラの音便。
 古事記應神天皇の卷天之日矛の妻が難波に遁げて来た條下の分註に難波の比賣^{アカルヒメ}曾社に坐す阿加流比賣と謂ふ神なりとあり、神名帳にも攝津住吉郡赤留比賣神社をあげて居る。赤玉から化生した女人なるが

故にアカル姫と稱へたのであらう。

延喜式には東生郡に比賣曾神社をあげ、又號下照比賣(臨時祭新雨)とあるから、アカルヒメとヒメコソとは別神のやうである。案ずるにヒメコソは織女神で(其項下を見よ)、下照は或はシテリとよみシドリ(倭文)に通ずるものと思はれるから、日矛の妻を此社の祭神とする古事記の註は信すべからざるものである。恐らくは後人の附會添記であらう。

アキ(商)

アキ(分)の音便。アカチ(順)アカナヒ(順)等の語幹と同語から分化したものと思はれる。
 分配の意から販賣の義に轉じたものであらう。商人をアキヒト(アキウド)といひ、ナヒといふ活用語尾を添付してアキナヒといふ動詞が生れた。

アキ(秋)

ア(接頭語)ケ(食)の轉。
 ケ即ち食物から轉じて主食たる米の收穫季節即ち秋を意味する語となつたのであらう。
 アキの原義が主食物即ち米である事は千秋長五百秋之水穂國[記]、千五百秋瑞穂國[紀]と用ひられるのを見て明である。我國民の主食たる米は秋季に收穫せられるから此季節をアキと稱へるのである。

アキ(安藝) [地]

ア(接頭語)キ(族名)

キ族の一支流の名から轉じたのであらう。

安藝國、同國及土佐の安藝郡、筑前、豊後、近江、美濃のアキの郡、大和の秋津島等アキといふ地名は極めて多く、秋、吾城、吾騎、吾君、朕公、安吉、安岐、阿木、阿岐等の字をあて、名の義も色々に説かれて居るが、紀の國を始めとし磯城、葛城、愛宕、讃岐、伯耆、隱岐、壹岐等キの字のつく地名について考察するに、我日本民族構成の主要分子たる大陸系のキ族の占據地であつたことを表示するもの、やうであるから、アキだけは無關係とは考へられぬことで、キ族の一支流の名を貰うたものと見るべきである。——キの項下参照。

アギ(阿藝)

ア(接頭語)ギ(子)の轉。——朝鮮語アギ(アギ)も同語である。
 (一) 男子の敬稱。(二) 兒。
 漢語の子が男子の尊稱であると同様に、ギ(子)の派成語たるアギも本来敬語であるが、軽い意味にも用ひられた。——鮮語のウギの如きも今では單に小兒といふことである。——此語は音便によつてアギ、アキ、アケ、アカといひ、アカは赤幼稚の意に轉用せられたが、尙本義によつて用ひられた場合のあることはアカの條下に説く通りである。——其項下参照。

(一) 單獨にアギを用ひた例。
 ササキ アギ(記應神卷)
 イザアギ 古熊が痛手負はずは(同)
 (二) 他の語と結合した例。
 イサのアギ——イサナギ(神名)
 アヲのアギ——アヲナギ(神名)

カムのアギ—カムナギ(巫)

アゴ、ワカ、ワキ、ワケと轉訛した例は各其條下にあげる。

此アはアニ(兄)、アキ(姉)の場合と同じく代名詞の吾の意とも解せられぬことはないが、原義は吾であるにしても其意は極めて軽く、接頭語的に用ひられたものである。

アキ(我君) [地]

山城相樂郡の地名、後世ワキと訛つたと見えて延喜式には相樂郡坐和伎の神社とある。今柳倉村大字平尾にある。崇神紀に武埴安彦の軍兵が免かれざることを知つて叩頭して我君というたから其地の名となつたとあるが、恐らくは上記のアキ族の占據地なるが故に名を得たので、高城の秋津島と所由を同するものであらう。同郡に於てもアキはワキと訛つて接上といふ地名をも生じたのである。

アキ(安貴)王

萬葉集六卷に市原王宴禰_ニ安貴王_一歌がある。安貴王は田原天皇(天智天皇の御子施基皇子、光仁天皇の御父)の孫、春日王の子である。

アキ(安藝、阿岐)の國造

饒速日供奉神天湯津彦の後(舊、天神本紀)。國造本紀によれば成務朝天湯津彦五世孫饒速玉命が國造に定められたとある。——成務朝とあるは疑はしい(アキのハヤタマの命の項下参照)。

アキ(朕君)の濟

景行天皇播磨行幸の際、此地の渡守紀國の人小玉に對してアキ(朕

公)猶可度と仰せられたからアキの渡といふとある(播風)。攝津國高瀬濱といふともあるが所在は判明せぬ。紀國の人が渡守(其地の頭目)であつた所を見ると、アキ族の占據地なるが故に此名を貰はせたのであらう。

アキ(阿騎)の大野

萬葉集一卷、輕皇子(文武天皇の御幼名)が御宿になつたといふ阿騎野又は阿騎の大野は宇陀の郡のアキ野で吉野郡の其ではない。

アキ(安藝)の國コシベ(過戸)のイホキベ(廬城部)の屯倉

過戸をアマルベと訓み改めたものがあるが、安閑朝にアマルベといふ稱呼が存したか疑問であるから、結く舊訓に従ふ。安閑朝廬城部の連根_{コシベ}の幸つた屯倉(紀)。安藝國コシベは地名(播磨其他にも越部があるからまざれぬやうに國名を冠したのである)。廬城部の連の管轄に屬したのであらう。——コシベ及イホキベの項下参照。

アキのハヤタマ(饒速玉)の命

アキは國名。ハヤは捷の意、マは豐玉彦系の人名に多く用ひられる語である。阿岐(安藝)の國造。天湯津彦五世の孫(舊)。但し成務朝の人とあるは疑はしい。同じ御代に定められた陸奥の諸國造は天湯津彦十世乃至十一世の孫とあるから、世次からいふと孝元朝の人であらねばならぬ。饒の字本紀とあるが、次の怒麻國造の條下に饒速玉とあるを正しとすべきであらう。

アキのヲサ(高長)の首マロ(麿)

萬葉作家。駿河國の人。高長首は姓氏錄によれば上毛野公と同祖、多奇波世君の四世の孫宗麻呂が舒明天皇の御世に給はつたとある。——アキのヲサを姓、首磨を名とする説はとらぬ。マロといふ名の人古書にも數多くあるのである。

アキカシハ(秋柏) [枕]

商柏(眞淵)、明柏(雅澄)などいふ説があるが承服せられぬ。字の通り秋の柏葉の意であらう。

潤和川の枕に用ひられた。秋葉はカシハ(炊葉)には用ひられぬからウル(刺)といふたのであらう。——アサカシハの項下参照。

(萬二)アキカシハ潤和川邊のいささめも人と違ひ見じ君にかてなく(萬天)

アキカゼ(冷風) [枕]

ナ(風)の枕詞に用ひられた。例(萬二)冷風の千江の浦まの木つみなす心はよりつ後は知られども

アキカヒメ(秋鹿日女)の命

アイカヒメの項下を見よ。

アキクヒ(開嘴)の神

アキはハキの音便。クヒは「食ひ込む」などいふクヒで、アキクヒは今の語に直せば穿込である。

神代紀の一書讀の條下に又投_ニ其禰_一是謂_ニ開嘴神_一とある。ハカマ(禰)の化生神をハキクヒ神と稱へるのは適はしい名であるといはればならぬ。

アキクヒノウシ(飽昨之宇斯)の神

前項下参照。ウシはウチ(大響)の轉音で、通例大人といふ字が充てられる。

古事記神代卷の條下に次於_ニ投棄御冠_一所_ニ成神_一とあるが、此當時冠があつたと思はれず又冠をアキクヒといふ由もないから、上記開嘴神の訛傳であらうとおもはれる。——此記には禰をチマタの神としてあるが、チマタの神は岐神(又は衝神)の意なるべきことは其項下に述べる通りである。

アキサ(秋沙) [鳥]

秋沙は或はアイサと訓むのかも知れぬ。

秋頃の義。秋の渡鳥をいふのであらう。——サの項下参照。

(萬七)山のはに渡るアキサの行きて居む其川の瀬に波たつなゆめ

アキサは今アイサといひ鳥の類である。此歌にはアキサ(鳥)といふ語のうちに秋の頃の意が含まれて居ることは勿論である。

アキサリ(秋去) [動]

アキ(秋)サ(頃)アリの約。

準名詞に用ひられる場合には秋邊即ち秋季と同義である。

秋サラバ、秋サレバとも活用し、秋サリ來レバの如くも用ひられる。去は借字である。

アキサリコロモ(秋去衣)

四季の衣の意。
四季(萬三) 棚げたの五百機立てて纏る布の秋去衣誰かと見じ

アキジコリ(商自許里)

シヨリの項を見よ。

シヨリの原義は「及居」であるから、アキジコリは押賣の意であらう。
萬葉集七卷に「西の市にただ獨り出て目ならべす買ひてし胡のアキジコリかも」とある。獨り出て見くらべすに買つた胡のやうに押賣せられることよといふ意で、うるさく言ひ寄る男に與へた歌であらう。「商の仕損」の意とし又は「商に懲り」の誤寫とする説は從はれぬ。

アキタ(飽田) [地]

和名抄に出羽國秋田郡(阿伊太)とある。古は陸奥の一部分で、アキタともアイタとも稱へたのであらう。——アイタの項下参照。

アキタ(飽田)女——アタタメの項下を見よ。

アキツ(蜻蛉)

アキ(秋)チ(童)の轉呼であらう。

古事記雄略卷には蜻蛉云三阿岐豆と訓註してあるから、アキツが蜻蛉であることは疑がないが、原義は明瞭でない。初秋にあらはれる虫であるから秋の靈としたのか、或はアキの原義により稻の靈といふたのではあるまいか。和名抄には蜻蛉はカザゴフと訓してアキツといふ

語をあげて居らぬ。

アキツ(阿岐豆)野(川)(宮)

大和國吉野郡の地名(雄略紀、記)。萬葉集に三芳野之蜻蛉の宮(六)、三吉野の蜻乃小野(十二卷)など、詠じた地である。葛城の秋津島とは少しく離れて居るが、同じく上古アキ族の占據地で、葛城及宇智郡に近い地区の稱呼であらう。今下市村附近に秋野といふ地名が残つて居るが、其が必ず古のアキツ野とは斷言し得られぬ。雄略天皇此野に御狩の時御腕を咥んだ蛇を蜻蛉が来てくうたので歌をよまれたといふ傳説がある。

記紀いづれも此事件によつてアキツ野と命名せられたと記述し、御歌は記には「此のこ名に負はむと空見つ大和の國をアキツシマとふ」とあり(紀の一傳全断)、紀には「汝が形は置かむアキツシマ大和」と直されて居るけれども、尙アキツ野の命名由来とするには不十分である。歌の趣から考へると記の傳承が正しく、秋津島のアキツ野で此事件が起つたのを面白しとして詠ぜられたので、唯蛇を蜻蛉が食つたといふだけでは興味がない。

アキツシマ(秋津島、秋津洲)

創世神話に本洲の名を大倭豊秋津島とし、雄略天皇の御製にも「空みつ大和の國をアキツシマとふ」とあり、古來大和乃至日本國の異稱とせられたが、實際の地名としては孝安天皇の皇居を葛城の室之秋津島宮といひ、今も南葛城郡秋津村に其名を止めて居るのみである。

アキツシマの語義については猶如蜻蛉之臂帖といふ神武天皇の勅言から出たといふのが古來の通説であるが、秋の鳥即ち豐饒の國又は

和名抄人倫部に師説として嬰孩を阿岐度布と訓したのは此語の誤解から出たものであらう。

アギトヒ(唼鳴、傾浮) [動]

アキト(唼)ヒ(活用語尾)。

アギトはアギ、アゴ又はキタともいふ。之を動かすことをアギトヒといふたものと思はれる。

神代記に魚皆浮出隨水唼鳴とあり、又仲哀記に其處之魚至子六月、常傾浮如醉とある。上記のアキトヒとは同音別義である。

アギナ(阿藝那)の臣

アギは男子の敬稱、ナも亦敬稱の轉音であらう。

葛城樂津彦(建内宿禰の子)の裔(記)。姓氏錄にも阿支那臣及阿祇奈君をあげて居る。アギナの語義は單に敬稱に過ぎぬやうであるが、氏名に轉用せられたものと思はれる。

次に記する如く足柄にアギナといふ山があるから、地名とも解釋し得られぬことはないが、拾芥抄無姓部に市井阿祇奈君、石栗阿祇奈君等の如くアギナと稱するもの百餘氏をあげて居る所を見ると、敬稱と解する方がよい。足柄のアギナの山も神山であるから、或は殿祿山といふ意でアギナと稱せられたのであるかも知れぬ。

アキナ(安伎奈)の山

上記アキナの臣の攷證参照。


萬葉集十四卷相模國の歌に「足がりのアキナの山に引こふねの後ひかしもよこは來がたに」とあるから、足柄の一峯の名であらればな

明ツ島の意であるとする説もあつて意見が區々である。此等は皆アキツシマが日本の地理的稱呼であるとの誤解から案出せられたもので、シキシマといふ一郷の名が大和乃至日本の代名詞に用ひられる所を見ると、孝安天皇の都せられた秋津島といふ地名が同様に用ひられたとしても少しも不思議はない。アキと呼ばれた地方は今の南葛城郡から吉野郡に至る久米川上流の豁谷をいひ、其源林野をアキツ野と稱へたらしく、上古アキ族の占據地で、其聚落がアキツシマと呼ばれたもののやうである。——シマの項下参照——外に宇陀郡にもアキの大野といふ地があつた。

アキツシマ(秋津島)の宮

孝安天皇の宮(紀、記)。室のアキツシマの宮とあるが、室は今では秋津村(南葛城郡)の字である。此地方は古廣くアキとよばれ、其中にアキのカミ(殿上)、アキツ野、アキツシマ等の字があつたのである。

アキツのトナメ(蜻蛉臂帖)

トナメは其帖の急呼か或は後帖の約で臂帖は意譯であらう。蜻蛉は二尾互に相含んで輪になつて飛ぶものであるから、地形を之に譬へたので其形は  の如く、今の語でいへば二つ巴である。

アギトヒ(阿藝登比) [動]

アギ(小兒)トヒ(發音)。

ホムチツク皇子(垂仁天皇の御子)が八季嶺前に至るまで口がきけなかつたが、高行く鶴の音を聞かれて始めてアギトヒせられたとある(記)。小兒の發音をすることである。——マコトトハズの條下参照。

らのが、所在を物色し得ぬ。歌の意は女の許には得來す舟の後を引くよといふことで、——從來の解釋には誤がある——恐らくはアキナ山は神山で舟を引くのは祭の行事であつたのであらう。新造船引おろしの光景と解するのは尙考の至らぬものである。

アキビメ(秋毘賣)の神

アキ(秋)の項下を見よ。
大年神の孫・羽山戸神の女(記)。秋の女神。

アキヤマのシタビラトコ(秋山之下氷壯夫)

シタビは樹葉の黄赤に染ることをいふ(シタビの項下を見よ)。ナトコは少男の意。

古事記應神卷イヅシ姫神話に見える兄弟の神子中、兄の名で、弟の春山の霞壯夫に對し秋山の紅葉を人格化したのであらう。

アキラのミヤ(明宮)——カールシマのアキラの宮の條下参照。

アク(飽)の浦

萬葉集七卷「網引する海人とや見らむ飽浦清きありそを見に越しものな」とあるアクの浦は所在を詳にせぬ。「浦」の次に「海」の字を脱したので、飽浦はアキラと訓むべく紀伊國の名所(其アキラの項下参照)なりとする説もあるが(古義)、確證がない。

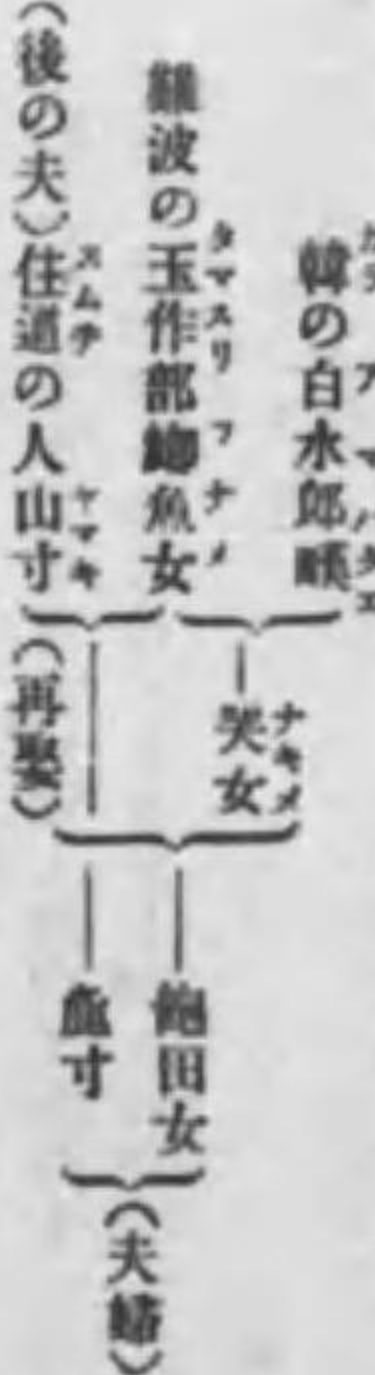
アクタ(飽田)女

肥田はアキとも訓み得るが、筑前國怡土郡飽田は和名抄に安久多

(高山寺本安岐多)とあるから、姑くアクタと訓して置く。

アクタは地名であらう。

仁賢朝の民の婦(記)。次のやうな骨肉婚姻關係を有した。



鮎田女は夫鹿寸の遠征を悲しんで「母にもせ、吾にもせ、弱草の吾夫はや」と吟じた。母にとつては異父の兄弟、自分には異母の兄弟にあたり且自分の夫なる人戀しやといふたのである。鹿父といふ人が之を聞いて其譯を質したら、「秋意のイヤフタモリ」といふ隱語を以て答へた。秋意には二重が一重に裝まれて居るものがあるから、住道の人寸が母及其娘を娶つたことに譬へたのである。大祓の祝詞に見える「母與子犯罪」に觸れて居るのみならず、同一母系通婚の條をも破つたもので、極めて忌々しいことであつたから特に記録せられたものと思はれる。

アグチのミハラ(阿具知能三腹)の郎女

應神天皇の皇女(記)。紀に淡路御原皇女とある同一人である。——其項下参照。

アクト(阿久斗)比賣

アクトの語義は不明であるが、或は久斗といふ地と關係があるのかも知れぬ(アは接頭語)。——アクトの項下を見よ。

磯城の縣主殿延の女で、安寧天皇の妃(記)。

アクナミ(飽波)の郡

和名抄大和國平群郡飽波(阿久奈美)郡、今の生駒郡安堵村が其故地であるといはれて居る。天武記に飽波郡とあるのは大邑の義によつてコホリと稱へられたのであらう。

アグ(阿具)の社

アギ又はアゴと同じく「子」の意——宮古島では現にアゲと稱へる。出雲國出雲郡の神社(風)。神名帳には阿吾神社とある。御子神の社のこと、今子守神といふ。

アグラ(胡床、吳床)

アゲ(上)カラ(座)の約。
高い坐席即ち榻をいふ。
上古の家屋には通例ユカ(床)又はスノコ(簀の子)はなく、土の上に草又は蓆を敷いて坐臥したのであるが、貴人は榻を用ひ、之をアゲカラ(アグラ)と稱へた。胡床又は吳床は借字である。

アクラ(飽等)の濱

萬葉集十一卷に「木の國の飽等の濱の忘具我は忘れず年はふれども」とある。所在不明。玉野間に海人郡賀田浦の南の方に田倉崎といふが其也と里人がいひ傳へて居るとある。第七卷の「網引する海人とや見らむ飽浦清きありそを見に來し我を」とある飽浦も下に海の字を脱したので「アクラの海」と訓み此地を云ふものであらうといふ説があるが(古義)確證がない。

アグラ牛の神 (歌詞)

雄略天皇の御製に「アグラキの神の御手しち弾く琴にマヒするをみな常世にもがも」とある(記)。「上座に居ます神」の意。天皇御自身の御事である。下の句にマヒスルチミナとあるマヒは舞にも幣にも通ずるので、特に神といはれたのであらう。

アゲウタ(擧歌、上歌)

詠ひ方の調子の稱呼であらう。紀の一書にヒコホアミの命と豐玉姫との贈答歌をば曰擧歌と記され、記の經太子の歌も擧歌の上歌といふとある。

アケクレ(明晩)

夕ぐれに對する語。未明の意である。
(風四)アケクレの朝霧かくり鳴く鶴の哭のみしなかつ(五九)

アケタツ(曙立)の王

開化天皇の皇子日子坐王の孫(御父は大倭王)。倭者師木登美豐朝會曙立王といふのが其全稱である。——語義は其條下に述べる。

アゲマキ(總角)

上げ巻の意。
崇峻紀に古俗年少兒年十五六間東髮於額、十七八間爲角子。今亦然之とあつて、ミツラに結ぶほどには髮の伸びぬものが、兩耳の上方で髪を束れたことをいふ。總角は意譯である。

アコ(阿胡)の行宮

持統天皇伊勢行幸の際の假宮(紀)。和名抄志摩國英處(阿吳)郡とあるのは此阿胡が郡名になつたのであらうが、行宮はいづこに設けられたか不明である。或は鳥羽の浦を以て、これに擬するものがある(地名辭書)。持統天皇のころにはまだ此地は紀伊國牟婁郡に屬して居たものと思はれる。

アコ(吾兒)の濱(海)

攝津住吉郡の海濱の地名。ナコ(那古)の濱と同地か又は之と對稱せられたのであらう。——ナコの濱の項下參照。

(萬三)こひつ、來ればアゴの海の荒磯の上に(三三)

(萬三)阿胡の海ありその上のさゞれ波我こふらくはやむ時しなし

アゴ(吾子籠) (人)

アギ(其項下を見よ)に更にコ(子)をそへたものであらう。稚子といふと略々同義である。

仁徳——雄略朝の人(紀)。倭直麻呂の弟とあり、又大倭國造吾子籠宿禰とも記されて居る。稚根津彦の後裔であらう。

アコシ(阿古志)の海部カハセマロ(河瀬麻呂)

アコシはアコ(阿胡)の磯の意であらう。

持統天皇が紀伊國牟婁郡(今志摩國)阿古の行宮に行幸あらせられた際兄弟三戸勤勞により十ヶ年の調役を免ぜられた(紀)。志摩國在住の海人族である。

アコネ(阿胡根)の浦

萬葉集第一卷に「我が欲りし野鳥は見えつ底深き阿胡根の浦の玉ぞひりはぬ」とあり、齊明天皇牟婁の湯泉行幸の際中皇命がよまれた歌であるから、紀伊海岸の一地點であらうが所在を詳にせぬ。——古義に日高郡鹽屋村字野鳥の海岸をアコネの浦と稱へるとあるが、古のアコネが此地であるといふ證據はない。

アコネ(阿胡尼)の命

ア(接頭語)コ(子)ネ(敬稱)。

但馬の國造(播磨)。播磨國飾磨郡英保里の女を娶り其地で歿したとある。アコはアキと同義語で、男子の敬稱、ネも亦敬稱であるから、固有名詞ではない。國人が名をいはずに敬稱のみを以て呼んだのであらう。

あこめ (歌詞)

アコにメ(女)を添へた語である。——前項參照。

田中(龍馬)田中(井戸)田中の井戸に ひかれる田水意 つめくあこめ 田中のこあこめ タラリ ラリ 田中のこあこめ

愚案抄に「あこめは賤しき女を云べし」とあり、考に「したしみ云ふ詞なり」とある。守部の説の如くアコから出たので、本来は敬語であるが、慣用上目下の子女をよぶ詞に用ひられたのである。

アゴ(阿誤豫)

アゴは上記の如く本来敬意を以て人を呼ぶ語であるが、軽い意味に

轉じ、現代語の「兄さん」といふやうな場合にも用ひられる。次の歌では「いふ感動詞をつけて聲に用ひたのである。——倭建の命の歌にアセサとあるに同じい。

(神武天皇御製) 神風の 伊勢の海の 大石にはひもとほる 細螺のしたたみの アゴヨ アゴヨ した、みの いはひもとほり 擊ちてしまむ(紀)

(同)今はよ今はよあ、しやを今だにもアゴヨ今だにもアゴヨ(紀)

アサ(麻)

アは接頭語、麻の原語はサである。——八重山語では今も麻をスト稱へる。

アサは植物性纖維の稱であるが、アサといふ形に於ては大麻の呼稱となつた。——メサ、フサ、ムサの項下參照。

アサ (語幹)

ア(被)サ(方)の意であらう。他方の義から轉じて權、虛、似而非の意を表示する。——アサ(仇)、ラサ(併)とも轉化する。

他語に接頭してアザムキ(欺)、アザケリ(嘲)、アザララヒ(冷笑)、アザナ(轉名)の如き語となるが、獨立して用ひられた例はない。

アサウチ(麻打)の里

播磨國揖保郡の地名(風)。夜麻を打つた少女が二人死んだから此名を得たとある。

アサカ(阿邪阿) (地)

語誌 アサ—アサカ

一七

田産の定着した伊勢の地名(紀)。神名帳に壹志郡阿射加神社とある地、今阿坂村と稱へる。恐らくは古は此地方一帯の總稱であつたのであらう。大神宮儀式帳に壹志縣造等の遠祖建彦子ヲ汝國名何問賜ヒキ、白ク突行皆鹿國とある。名の義は不明であるが、彼田産が此海に漁して比良夫貝に手を咬まれ溺れようとしたといふ記の記事は事實でないとしても、淺慮の意であつたが故に此傳説を生じたものと見るべきである。北島氏が此地に築いた城は淺香城と呼ばれたとあるから、其頃も現在のやうにアサカと發音したのであらう。上記シシユク(歌行)といふ枕詞を用ひたのはアサ鹿即ち似而非なる鹿にいひかけたので、語原の説明にはならぬ。

アサカ(淺香)の浦(瀉)

アサ(淺)カ(處)の意。

萬葉集第二卷に「夕ざれば浦みち來なん住の江の朝香の浦に玉藻かりてな」とあるアサカの浦は住吉の浦の名で、今の泉北郡五ヶ庄村が之に擬せられて居る。水の淺い浦といふ意を以て名づけたのであらう。同第十一卷に「往き見て來ても戀しきアサカ海山越にむきていれがてにする」とあるのも同地と思はれる。

アサカ(阿尺)の國造

アサカは和名抄陸奥國安積(阿佐加)郡(今岩代國に屬す)。昔は一小國をなし、天湯津彦命十世孫比止福命が國造に定められた(舊)。但し成務朝とあるは疑はしい。

アサカ(安積)の皇子

聖武天皇の皇子。御母は蘇我大養刀自(續紀)。御名の所由は不明であるが、アサカは伊勢の地名である。

アサカ(朝香)の山

萬葉集八卷に「時まちて降れるしぐれの雨やみてアサカの山はほみぢしぬらむ」とあるアサカの山は住吉の浅香浦にある山といふ説と「古義」、伊勢壹志郡阿波の山とするものがある(地名辭書)。陸奥には有名な浅香山があるから、歌だけではいづことも断定せられぬ。

アサカシハ(朝柏)

似而非柏の意。——朝は借字である。

萬葉集十一卷に「朝柏潤八河原の小竹之目笑しぬびて宿れば夢に見えけり」(三五三)とあるのは似而非柏は容器にはならぬから、ワル(刺)にいひかけたので、秋柏ワル川とあると同じ趣である。——「朝」をアキと訓めといふのは考の至らぬものである。——アキカシハの項下参照。

アサカスミ(朝霞)

ヤ(ハ)重、ホノカ(仄)の枕詞。例

(萬二) 且霞八重山越えて喚千鳥なきや汝が来る宿もあらなくに (萬三) 殺目山往かふ道のアサカスミ勢雲にだにや妹にあはざらむ 右の外第十卷、第十六卷に「朝霞カヒヤ(鹿火屋、香火屋)が下」とつけて用ひられて居るのはカヒ(峽)にかゝるのであらう。朝霞は山の峽などによく立つものであるからである。——カヒヤについては其項下参照。

アサカツミ(朝勝見)

釋紀所引肥後國風土記に景行天皇玉名郡長清の濱に御到宿の時神人吉備國朝勝見といふものが鉤を以て多くの魚を釣つて奉つたとある。名の義はアサカ津身で、地名を負うたものと思ふが所在を詳にせぬ。

アサガホ(朝貌)

アサには朝と似而非との二義がある。アサカホも亦同音異義の二語と解すべきである。

(一) 朝咲くカホ花、(二) アザ(似而非)カホ花——カホ花の項下を見よ。

和名抄に牽牛子はアサカホと訓し、今も此名を以て呼ばれる。カホ花の一種で朝咲くものを朝カホと稱へ、之に對してヒルカホ(旋花)といふ語も生れたのである。さりながら萬葉集八卷に山上臣憶良が秋の野の七草として詠じたアサカホが培養植物なる牽牛子にあらぬことは既に先學の評論した通りである。其外同集第十四卷に「我目妻人はさくれとアサカホの年さへこいと我はさかるかへ」とあるアサカホは歌意から推すに多年生植物であらねばならぬ。案するに此は第二義によつてアサカホと呼ばれたので、舞(即ち木茎)をアサカホとする古訓に従つて種花の意と解すべきであらう。

アサクナ(朝來名)峯

肥前風土記に肥後國益城郡朝來名の峯に打段、頭段といふ土蜘蛛が居たとある。國志には福原村(今福田村に屬す)に此名の山があつて山中に鬼の窟屋と稱へる石窟があると記されて居る。

アサクミ(朝酌)

出雲國島根郡の地名(風)。今も朝酌村(八東郡)といふ。名の義に關する風土記の傳説は不可解である。アサコ(安相、朝來)、アサク(朝來)、アサクマ(朝無)等と關係があるのであらう。ミはマに通じて用ひられることが多い。

アサクラ(朝倉)

雄略天皇の朝倉宮の遺跡なるによつて地名となつた。今の磯城郡朝倉村である。

アサクラ(朝倉)の君

孝徳朝の人(紀)。出系不明。地名を負うたものと思はれる。

アサクラ(朝倉)の社

和名抄に筑前國下座(下郡安佐久長郡、上座(准)上)郡とある。古は二郡を併せてアサクラ(朝倉)と稱へたのであらう。齊明天皇新羅征討の爲御西下の際、此地を行宮とせられた(紀)。アサクラの社の所在は不明であるが、朝倉廣庭宮建造の際、此社の木を切つたら柴があつたとあるから國つ神の社であらう。

アサクラ(朝倉)のキのマル(木丸)殿

神樂歌の雜歌中に「朝倉や木の丸殿に我が居れば名のりをしつゝ行くは誰が子ぞ」とある。——秘抄には天智天皇御製とある。——齊明天皇の朝倉橋廣庭宮御駐蹕の時皇太子として隨行せられた天智天皇の

アサカツミ(朝勝見)

釋紀所引肥後國風土記に景行天皇玉名郡長清の濱に御到宿の時神人吉備國朝勝見といふものが鉤を以て多くの魚を釣つて奉つたとある。名の義はアサカ津身で、地名を負うたものと思ふが所在を詳にせぬ。

アサガホ(朝貌)

アサには朝と似而非との二義がある。アサカホも亦同音異義の二語と解すべきである。

(一) 朝咲くカホ花、(二) アザ(似而非)カホ花——カホ花の項下を見よ。

和名抄に牽牛子はアサカホと訓し、今も此名を以て呼ばれる。カホ花の一種で朝咲くものを朝カホと稱へ、之に對してヒルカホ(旋花)といふ語も生れたのである。さりながら萬葉集八卷に山上臣憶良が秋の野の七草として詠じたアサカホが培養植物なる牽牛子にあらぬことは既に先學の評論した通りである。其外同集第十四卷に「我目妻人はさくれとアサカホの年さへこいと我はさかるかへ」とあるアサカホは歌意から推すに多年生植物であらねばならぬ。案するに此は第二義によつてアサカホと呼ばれたので、舞(即ち木茎)をアサカホとする古訓に従つて種花の意と解すべきであらう。

アサクナ(朝來名)峯

肥前風土記に肥後國益城郡朝來名の峯に打段、頭段といふ土蜘蛛が居たとある。國志には福原村(今福田村に屬す)に此名の山があつて山中に鬼の窟屋と稱へる石窟があると記されて居る。

アサクラ(朝倉)のタチバナのヒロニハ(橘廣庭)の宮

齊明天皇筑紫御遷在中の行宮(紀)。タチバナは地名で今の朝倉の郡宮野村が其の遺跡といはれて居る。

アサクラ(朝倉)のマスヒト(益人)

萬葉作家。上野の國の人。朝倉は同國那波郡の地名(和名抄)である。

アサケ(朝明)の郡

和名抄伊勢國朝明(阿佐介)郡(今三重郡に屬する)。天武紀に天皇が此郡の逢太川邊から天照大神を望拜せられたとある。

アサコ(安相)の里

和名抄伊勢國安宗郡(阿佐介)郡(今三重郡に屬する)の地を以て之に擬しアサコと訓するものがあるが、アソとアサコとは相違があるのみならず、地點も離れて居る。アサコと訓むべきことは釋義によつて明である。但馬の朝來郡も和名抄には安佐古と訓註してある。

播磨國飾磨郡の地名(風)。但馬の朝來の人(紀)が來住したによつて名を負つたとあり、同書神崎郡聖岡の條下には朝來を阿相とかいた例もあるが、以前は「沙」部とかいたのを二字名とするに當り安相と改めたところある分註によつて「沙」の意を以てアサゴと呼ばれたものと解すべきである。——沙はサコで、接頭語を冠してイサゴとも、アサゴとも稱へ

た——然るに之を脱字なりとして「沙」の上下に阿と久とを補ふべしとしたのは考の至らぬものである。——印南郡にも「カサオ(高砂)」といふ地がある。

あさしぬはら [歌詞]

アザ(似而非)シヌ(小竹)原の意。
アサシヌハラ、アサチハラ等のアサを契沖が「淺」の意としたのが殆ど定説のやうになつて居るが、然らば淺松原、淺輪原といふ用例もあつて然るべきである。此アサが似而非の意なることはアサシヌをアダシ野、アザチハラをアダチが原(安達原)と訛ることがあるによつても證とせられる。シヌは小竹をいひ、之に似た淺原をアサシヌハラと稱へたのである。

大御葬の哥)アサシヌハラ腰なづむ空はゆかず足よ行くな(記)

あさずをせササ [歌詞]

退す食せの意。——アセの條下參照——ササは俗語のサアサといふに同じい。誘ひ進める意で歌の囀りにかけて用ひられたのであらう。次の歌にもウタチヌササとある。

神功皇后の御歌)豐はき壽きもとほし、まつり來し御酒ぞ、アサズチセ、ササ(記、紀)

アサダ(麻田)の連陽春

萬葉作家。筑前大興。續紀神皇六年五月春本陽春に麻田連の姓を賜ふとあり、姓氏録によれば麻田連は百濟國朝鮮王准之後也とある。歸化人のことであるから陽春も音讀したのであらう。

アサチ(淺茅) [植]

アサ(似而非)チ(茅)の意。
茅即葦草の草に似て非なるものをアサチといふ。今誤つて之をチカヤと稱へ、其花をチバナといふ。茅葦と混同して、淺く生ひるが故に淺茅といふとするは俗解である。「印南野のアサチ押羅サ殿夜の」(萬)などもあり、葦を稱にすることはあり得ぬ。アサチが今いふチバナであることは左の歌によつても證とせられる。

萬) 茅花のき淺茅が原のつばすみれ今盛りなり吾が戀ふらくは

アサチ(淺茅)浦(山)

萬葉集十五卷に「淺茅浦に泊する時」といふ題詞の下に「もも船のはつる對島のアサチ山しぐれの雨にもみだひにけり」といふ歌がある。アサチが浦は今の竹敷外淺海灣の舊名で、此の沿岸山をアサチ山と稱へたのであらう。

アサチハラ(淺茅原)

アサチの生ひた原。
アサチハラ(小谷)、チヌ(小野)の準枕詞にも用ひられる。アサチの生ひた小野、小谷といふ意である。例
(顯宗天皇御製) アサチハラ小谷をすきて百つとふ御ゆらぐも置日來らしも(記)

アサツクヒ(朝月日)

朝日といふ意である。——ユフツクヒの項下參照。
ムカフの枕詞。例
(萬七) アサツクヒ向の山に月たてり見ゆ、遠要をもたらむ人し見つづ 偲ばむ
アサツクヒ、ユフツクヒ、アサツクヒ、ユフツクヒといふ語のある所を見ると、古太陽をツクヒ、太陰をツクヒとも稱へたのではないかと考へられる。恐らくは「作置」「作夜」の意で、太陽、太陰をさすに用ひたのであらう。

アサトリ(朝鳥)

朝鳥(鳴)、アサトリ(朝立)の枕詞。例
(萬) 男じもの負ひみ抱きみアサトリの音のみなきつ、(萬六)
(萬七) 天サカル夷をさめにアサトリの朝立しつ、(萬七)
同集二卷に「朝鳥の往來爲君が」(萬六)とあるは「朝鳥の如く」といふ意で譬喩に用ひられたのである。

アサナ(字)

アサ(他)ナ(名)の義で、本名以外の名をいふ。——アゲナとも轉呼せられる。

アザナヒ(科)

語幹はアサ、ナヒは活用語尾である——語法要録參照。
アサは他の義であるが、動詞としては交錯即ち科の意に轉ずる——

アサチ(麻手)

アサチの訛——其項を見よ。

(萬) 庭立麻手刈干しきしたふ東女を忘れたまふな

(萬) 庭にたつ安佐提こぶすま今夜だにつま寄し來せれアサチ小女

此二首の歌によると庭のアサチを履具に用ひると思ふ人に違へるといふ俗信が東人の間に存したもののやうである。之を麻又は麻布と解するものがあるが、此當時の東人が麻布の衾を用ひるなどは思ひ寄らぬことで、且「麻手かりはし敷したふ」とある趣にも適はぬ。アサチ(淺茅)を訛つたものと解すべきである。

雅澄は第十四卷のアサチをアサチへの約としたが、アサチへといふ語は他に見えぬのみならず、第四卷の歌は此解に適合せぬもので、此不合理からのがれる爲に麻手刈干は麻手刈干の誤字とし(類聚集に平

古くはアサシ、アサヒとも活用したものの、やうである(アザハリの項下参照)。

萬葉集十三卷に「かぐろき髪に眞木棉もち阿邪左結ひ垂れ(三五五)とある阿邪左はアササと訓み、アサシ(斜爲)の音便と解すべきである。カザシ又はアザシの如く字を離れて改調したのは従はれぬ。

アサニケニ(朝爾氣爾)

ケはカ(日)の轉で、朝ニケニは朝晝にの意である。日ニケニといふことがあるが、之もまた口語の「日ニ日ニ」の意とすべきである。——宣長はケをキへ(來經)の約としたが、右の如き音約の能否は別としても、來經にといふ形は副詞に用ひることが出来ぬ。

萬(萬三)アサニケニ見まく欲りする其玉をいかにすれかも手ゆがれずあらむ(四二二)

(萬二)いかならむ日の時にかも音妹子が雲引の姿アサニケニ見む

アサハ(淺葉)の野

麻葉の野であらう。

萬葉集十一卷に「紅のあさ葉の野ら」とあるが、所在を詳にせぬ。十二卷人丸集所出の歌に見える淺葉野(三六三)は或本には淺葉野とあるから、或は山城の地名かも知れぬ。——タカハ野の項を見よ。

アサハキ(麻剝) (人)

アは接頭語、サハツ(襲)の轉呼であらう。

アツ(阿蘇)のハキ(秀子)の意。アツは族名、ハキは敬稱である。——ハキの項下参照。

アサヒラキ(旦開)

このヒラキは開始の意に用ひられたもので、船の早朝出發することを朝開きと稱へた。萬葉三、十五、十八、二十卷に其例がある。左に其一をあげる。

(萬三)世の中は何にたとへむ朝ヒラキにぎにし船の跡なき如し

アサフ(麻生)の里

常陸國行方郡の里名(風、和)。今も麻生町と稱へる。語義は字の通りで、風土記には長さ一丈、太き大竹に等しい麻が生ひたからアサフといふとある。

アサへ(貯) (動)

神代紀一書に貯の字をアサへと訓してあるが、此字に其義はない。他に同様に用ひた例がないから、其當否を判定するに苦しむが、恐らくは誤訓であらう。アサへはアザヒの他動詞形で上記の如くアサハリとも用ひられ、斜合又は「取りあはせ」といふ意である。

アサベ(朝戸)の君

播磨風土記に仁德天皇の御代に猪を献した肥人^{ヒナヒト}とある。肥後の益城郡麻部の郷(和名抄)が其故地であらう。アサは上記麻剝のアセと同じくアツ(阿蘇)の轉呼であらう。——其條下参照。

アサミツヒメ(阿邪美津比賣)

垂仁天皇の御女(記)。御母アザミの入媛の稱號を繼承せられたもの

景行朝豐國高羽川上(田河郡)に占據した土靈(紀)。麻剝の字をあてたのは筆者が肥肥の意を寓したので、其實は尊號である。

アサハフル(朝羽振)

朝ハヤフルの意で朝風の強いことをいふ。

萬(萬三)玉瀧沖つ藻朝羽振風こそよらめ(二三)

(萬六)朝ハフル波の音さわぎ夕なきにからの音聞(四二二)

アサハラ(朝原)——ウタ川のアサハラ

ウタ川の項を見よ。

アサハリ(阿蘇播利) (動)

アザヒ、アリの約。

續體紀大兄皇子(後の安閑天皇)の御歌に

妹が手を 我にまかしめ 我が手を 妹にまかしめ まさかづら たたきアザハリ

とある。斜ひ在りの意で、アサヒは風に廢語になつたが、アザナヒと略し同義に用ひられたもの、やうである——タタキアサハリの項下参照。

アサヒ(朝日)の郎

朝日はアサケと訓むのかもしれない。

雄略朝罪を得て討伐せられた伊勢の土靈(紀)。朝日は和名抄に伊勢國朝明(阿佐介)郡とある地らしく、今も朝日村(三重郡)といふ名を存して居る。姓氏録によれば朝明の史は高麗帶方國氏韓法史之後者也とある。

と思はれる。——紀には稚朝津姫とある。

アサムキ(欺) (動)

アザ(他方)ムキ(向)。

他を向くといふ意から轉じて虚言をいふ意に用ひられたのである。

アサムツの橋 (歌詞)

(催馬樂淺水)アサムツのはしのとどろとどろと降りし雨の……

字の通り淺水にかゝつた橋と解すべきである。愚案抄に「飛騨國又は越前國にも名寄に入りたり」とあり、守部が淺生津の訛として和名抄に越前國丹生郡朝津(阿佐布豆)とある地としたのはいらぬ穿鑿である。

淺水の橋なるが故に降る雨にとゞろとゞろと鳴るのである。

アサミのイリヒメ(阿邪美能伊理毘賣)

垂仁天皇の妃(記)。丹波の道主王の女、ヒバス媛皇后の妹である。——メバタの入媛の條下参照——アサミの語義は不明であるが、地名から出た氏名で、其族の入媛となられたのであらう。或はアサマの轉で、和名抄に大和國高市郡道都とある地ではあるまいか。

アサミニ(葡瓊)入媛

葡の刊字本には筋としてササと訓し、國史類聚には筋、舊事紀には筋とあるが、いづれも葡の誤寫とおもはれる。葡は葡の變體で、和名抄同葉類中にも葡はアサミと訓してある。

葡瓊入媛が記の阿邪美能伊理毘賣と同人なることは疑はない。アサミノ入媛のノが前母韻に類化せられてニと訛つたのであらう。

アサメヨク(阿佐米余玖)

アサ(朝)メ(目)ヨク(吉)。
天つ神が高倉下に託宣して横刀を「阿佐米余玖天つ神の御子に奉れ」と誨へたとある(記)。アサメ(朝日)はヨメ(夜目)夢——イメの條下参照——に對する語で、目さめてといふ意である。サメ(寐)といふ語も恐らくはアサメの上略であらう。

アサモヨシ(朝裳吉) (枕)

アサモ(麻裳)ヨシ(感動助語)。
麻裳、着の意を以て紀(國)、木上等の枕詞に用ひられる。例
(萬一) 朝毛吉き人としもしまつち山行くとも見らむ紀人としも
(萬二) 朝毛吉木上宮を常宮と定めまつりて(二九)

アサリ(漁) (動)

イサリ(魚)の項を見よ。
漁の意から轉じて求食、物色等の義にも用ひられる。
(萬七) アサリすと磯に吾が見しなりのりそをいづれの島の海人か刈らむ

アサリ(阿佐利) (人)

伊余の風速の國造(舊)。伊香色雄命四世の孫とある。アサリといふ名の所由は判明せぬが、物部氏十世伊與連とある人のことであらう。或はアサリはアセ、サを約したもので敬稱ではあるまいか(アセ及サの語釋参照)。

あざりつなみのこ (歌詞)

アサリ(漁)ワツ(葉)勿猪の子の意。
武烈紀影媛の歌「みなそ、ぐしびの稚子をアサリクナ猪の子アザレ(鰻)」

魚肉の齋ることを意味する古語で、仁德記に菴直於往還の齋をアサレメと訓してある。原義はアザ(瘡)になること即ち口語のムダになることであらう。——アザの項下参照。

アザワラフ(嘲笑) (動)

實の笑ではないことをいふ意で——アザの項下参照——轉じて嘲笑の意となつたのである。
古事記神武天皇御製「宇陀のたかきに鳴長張る」といふ歌の末に此者嘲笑者也とあり、紀には笑嘩、嘲をアザワラフと訓してある。

アサキ(浅井)岳(比咩)

近江國淺井郡の山名(帝王編年紀所載古老傳説)。——地名辭書には今の虎姫村虎御前山を之に擬して居る。——此山に淺井比賣といふ神が住み、叔父夷麻呂多美比古と丈くらべをして頭を削られたとある。

アサキのタネ(浅井田根) (地)

近江國淺井郡田根郷(和名抄)。今も同郡に田根村といふ名を存して居る。天武紀に右大臣中臣連金を此地で斬殺したとある。

アシ(葦)の浦

日本武尊東征路次の地名(景行紀)。上總の國の津であらうが、外海岸ではなく、今の霞浦沿岸の一地であつたとおぼされる。——安房國吉浦を之に擬するものがあるが根據のない説である。

アシウラ(足占)

足を以てする占。アウラとも稱へ、次の如き用例がある。
(神代紀) 初瀬瀆足時則爲足占
(萬四) 月夜には門に出立ち夕占とひ足トをぞせし行かまくを欲り
(萬三) 月夜よみ門に出立ち足占して往く時さへや妹に逢ざらはん
占法は此例によつて推測するの外はないが、足は借字で葦占の意ではなかつたかと考へて見る必要がある。葦占は我南隣民族などでは今も行はれて居ることである。——姓氏錄によれば天足國押人命(孝昭天皇の御子)の裔に葦占の臣といふ姓がある。

アシウラ(葦浦)の屯倉

安閑朝近江國に新設せられた屯倉(紀)。栗太郎葦浦(今常盤村の大宇)が其遺跡であらうといはれる。

アシカカミワケ(足鏡別)の王

倭建命の子、生母はククマモリ比賣(記)。アシカカミは下野國足利郡をいふらしく、此王の裔には鏡倉之別、石代之別、漁田之別のやうに東國に定着したものが多い。
同じく倭建命の子と傳へられた蘆髮浦見別王(紀)又は葦敢見別命

(舊)と俱寄の名であるが、同じ語が二條に轉化したものとは思はれぬ。

アシカキ(葦垣) (枕)

ホカ(外)、オモ(面)の枕詞。葦垣の兩面についていふのである。例
(萬六) 葦垣のおもひ亂れて春鳥の音のみなきつつ(二八四)
十三卷にも同例がある。

(萬七) わがせ、こが、こひすべなかり葦垣の外になげかふ吾し悲しも
(同) アシガキの外にも君がよりにしこひけれこそは夢に見えけれ
卷六に「忍照離波の里は葦垣のふりにし里」とあるは垣の舊く破れたことにおもひ寄せて譬に用ひたのであらう。

アシカミカマミワケ(蘆髮浦見別)の王

仲哀天皇の異母弟(紀)——舊事紀には葦敢見別命とある——菟道に居住し、父皇子倭建命について不敬の言を弄した罪を以て誅せられた。アシカミ、カマミ共に地名と思はれるが、所在を明にせぬ。

アシカムカマミワケ(葦敢見別)の命

日本武尊の子、生母は穂積氏の女弟姫(舊)。鹿口君の祖とある。紀の蘆髮浦見別王と同人であらう——前項及カマツチの君の項下参照。

アシガラ、アシガリ(足柄) (地)

箱根連山東麓地方の地名。今でも足柄郡と稱へる。名の本は足柄下の郡足柄の郷(和名抄)から出たのであらう。アシガリ(萬二)とあるのは其音便と思はれる。

國續歌林其材が此地名の起原を足柄舟の足輕きによるとしたのは舊説とおもはれるが信じ難い。上野國の足利、倭建命の子孫足輕別など、同じく、夷語から出たのではなからうか。

アシカラ(足柄)のサカモト(坂本)

アシカラ坂の本の意。東方から峠を越える坂の麓である。アシガラ坂は東歌にアシガラのミサカとよまれた地で、有力な神の鎮座する靈地とせられたものやうである。

アシキ(蘆城)の驛(野)(河)

筑前國御笠郡の古驛。今筑紫郡御笠村大字阿志岐に其名を留めて居る。萬葉集八卷に太宰の諸船大夫並に官人等筑前國蘆城驛家に宴する歌として左記二首をあげて居る。
なみなへし秋はぎ交る蘆城の野今日をばじめて萬代に見む
玉くしげ蘆城の河を今日見ては萬代までに忘らえめやも

アシキ(悪木)山

萬葉集十二卷に「あしき山こすふこと明日よりはなびきてあれこそ妹があたり見む」とあるアシキ山は所在を詳にせぬ。契沖は筑前蘆城の驛(其項下参照)にある山であらうといひ、尾張近江等の安食といふ地名を引いたものもあるが、いづこでも差支はない。此歌はアシキが明日來に通ずるから用ひたのである。

アシキタ(葦北)(地)

和名抄肥後國葦北(阿之本多)郡。古は一國をなし國造を置かれた。

葦北は借字で、葦しき田、即ち磯崎の地の意を以て名を真はせたのであらう。

アシキタ(葦北)の國造

國造本義によれば景行の朝吉備津彦の命の子三井根子命が葦北國造に定められたとある。敏達記に火葦北國造阿利斯登及其子達率日羅といふ名が見える。

アシキタ(葦北)の國造アリシト(阿利之等)

後記達率日羅の父(敏達紀)。火葦北國造刑部の親部とあるから、都に出て仕官し、後韓地に派遣せられて其國土着したものと思はれるが、アリシトは韓名で君長の稱號であるから——其項下参照——移住後一部の酋長と仰がれたのであらう。葦北の國造は上記の如く吉備津彦の後とあるが、母系からいへば勿論倭族で、任那人と同種であるから、土着後に同族人から推戴せられてアリシトの稱號を得たことも極めてあり得べきである。

アシキタ(葦北)の國造達率日羅

上記葦北國造アリシトの子で、百濟に仕へて達率の官階に達した。敏達天皇其英名を聞し召されて召し寄せられたが、同伴の百濟人に思まれて之が爲に暗殺せられた(紀)。

アシクヒ(脚咋)の別

履中朝の人驚住王の後(紀)。阿波の脚咋別とあるから、同國の地名であらうが、所在を詳にせぬ。

アジクマ(阿自久麻)山

常陸國筑波郡平澤(今小田村の大字)の山を古アジクマ山と稱へたらしいが、今は其名を存せぬ(地名辭書)。

萬(萬二)あどもへかアジクマ山のゆづる葉のふふめる時に風吹かすか

アシタ(葦田)の宿禰

履中天皇の後黑媛の父(記、紀)。葛城の饗津彦の子とある(記)。アシタは葦下の地名で、片岡のアシタ(朝)ともいふ。——今北葛城郡王寺村——葦田が正字であらう。

アシタ(足田)の物部

饒速日命供奉二十五部物部の一(舊)。アシタは上記片岡の葦田であらう。

アシタカ(足高)玉

天日槍持來の神寶の一(紀)。アシタカは形状か又は産地をいふか詳にしがたい。

アシト(足利)(地)

萬葉集九卷に「足利をばこぎゆく舟は高島の足速の水門にはてにけむかし」とある。アシトはアシツ(葦津)の訛で、神名帳近江國高島郡阿志都彌神社とある地であらう。推古紀にも近江脚身飯蓋といふ人名が見える。後世アシといふ語を忌んでヨシツミと改めた(和名抄高島郡善

積)。今の今津町にあたり、石田川河口である。

刊本には足利思代と書いてアシナナと訓してある。——思代は一本に開伐とある。——アシリといふ地名は見當らぬのみならず、アシト(足速)とあつてこそ歌におもしろみがあるのである。此句をアトモヒトと訓するものがあるが、舟が相伴うて行くことをアトモヒトといへず、引率の意とすれば引率者があらねばならぬが、此歌には其やうな趣はない。

アシナダカ(葦那陀迦)の神

大國主神の孫忍富神の配(記)。別名を八河江姫といふとあるから、河流の縁語で、アシは葦、ナダカは地形をいふのであらう。いづれにしてもアシナダカは地名で、其地の神をいふのである。

紀伊國にも名高浦といふ地があるが、このナダカと同義であるか判明せぬ。土垂の義を以て斜坂をナダレともいふから、土高の意であるかもし知れぬ。尙可考。

アシナツチ(足名椎、脚摩乳)

足撫主の義で履を愛撫する意を寓したのであらう。

クシナダ姫の父(記、紀)。尊稱は稻田宮主須賀八耳神である。大山津見神の子とあるのは出雲山住民(先住民族)といふことであらう。

アシナツテナツ(脚摩手摩)

アシナツチ、テナツチの項を見よ。

紀の一事にクシナダ姫の父を脚摩手摩といひ、母を稻田宮主實狭之八箇耳と記してあるが、語義上不釣合であるから誤傳と見るべきであ

らう。

アシノヤ(葦屋) [地]

攝津國武庫郡の地名。今もアシヤと稱へる。處女塚を以て有名で萬葉集の歌にも詠まれて居る。

アシハセのクマ(肅慎隈) — ミシハセのクマを見よ。

アシハラ(葦原)、アシハラ(葦原)のナカツクニ(葦原中國)

葦の生ひた原と云ふ意から地方稱呼となつたのである。

葦原に對して此國土を葦原國、葦原中國、豐葦原國などと呼稱する。太古海岸一帯がなほ開墾せられず、葦が繁茂して居た光景によつて名を負つたのであらう。勿論高天原人の命名であるが、本初は日本國土中或る部分の稱であつたと思はれる。大國主が葦原醜男と稱へられたのも部下が奉つた名ではなく、高天原人から貢げられたと解すべきである。——シヨには少しも鄙しむ意はないが尙尊稱としては程でない。——葦原中國の宇佐など、記した例もあるが(紀)、最も早く高天原と交渉のあつた地即ち出處が此稱呼の起原であつたかも知れぬ。此國土の總稱としては葦原中國の外に豐葦原國、豐葦原千五百秋の瑞穂國、豐葦原千長五百秋の水穂國なども稱へる。

アシハラ(葦原)のシコヲ(葦原色許男)

シコヲは畏敬すべき男子といふ意。アシハラは此國土就中出處方面の稱である——前項及シヨの語釋參照。

大國主の一名(記)。播磨風土記に伊和の大神を葦原色許平命とした

のは此神がオホナムチとも稱へられたので、大國主と混同した爲であらう。

アシビ(安之妣、馬醉木) [植]

アシ(葦)、ミ(實)の音便であらう。

山地に自生する石南科の常綠灌木で早春白色の壺狀の小花が咲く。——萬葉集の歌詠によれば此花は古製實せられたものらしい。其葉に毒があつて馬が之を喰ふと酔ふので馬酔木といふ。今アセビ又はアセビと稱へる。

安志妣なすさかえし君が穿りし井の石井の水は飲めど飽かぬ

かし (萬三)をしの住む君が、のしま今日見れば安之妣の花も咲きにけるかも

(萬三)磯の上に生ふる馬酔木を手折らめと見すべき君がありといはなくに

馬酔木を舊訓ツツジとしたのは據のあることかも知れぬが、今之を詳にせぬ。現にアセビと稱へるから萬葉七卷二十卷に安志妣、安之妣と假名書したものと同じ植物とする眞淵の説に従ふ。但し眞淵は之をホケ及シトミ(クサボケ)のこととしたが、此等を馬酔木といふべき理由がない。又馬酔木はアセビ、木瓜はアシビで兩者同一ではないとする説もあるが、アセビがアシビの轉呼ではないと斷言する爲には確乎たる語原的説明が必要である。

あしびきの [枕]

山、尾上、やつな、木の間、磐根、嵐、遠面、此面等にかゝる枕詞である。

アシフリへ(足振邊) [人]

フリはハフリの略語——其項下を見よ——へはメ(女)の轉。

ハフリは夷族酋長の尊稱で、女性をハフリメと稱へたのであらう。

景行天皇の御代に騷亂を起した夷族の女酋(紀)。アシの意は不明であるが、大羽振邊と並舉せられて居る所を見ると、區別稱で或は凶(葦)の意であるかも知れぬ。——之を男子とするは臆斷である。

アシホ(葦穂)山

常陸國眞壁郡足尾山は筑波山の北方加波山の南に接する高峯である。萬葉集東歌にアシホヤマと詠じたのは此山であらう。現今アシナ山と呼ばれる。

あしよゆくな [歌詞]

ナは感動詞。アシヨユクは「足から行く」又は「足でゆく」といふ意。

(大御葬の歌)あさしの原腰なづむ空は行かず足ヨ行クナ(記)

アシロキ(網代木)

アミ(網)シロ(代)木の意。網にかへて魚を取る装置で、漁獲を意味する。

(萬三)もの、ふの八十氏河のアシロ木にいざよふ波の行方知らずも

アシキ(葦井)の稻置

懿德天皇の御子富彥志比古命の裔(記)。語義は字の通りで地名であらうが、他の之を確定すべき資料がない。所在も亦不明である。

其語義については定説がない。眞淵は紫木の意なりといひ、宣長は足曳城、雅澄は茂檜木とし、其他種々の説があるが、いづれも言語學的には肯定せられぬ。大體に於て山又は丘の修飾語で、木の間、嵐、遠面などは皆上に山といふ語が潜んで居るのであるから、アソビキ(遊處)の音便と解すべきであらう。——よく知られた枕詞であるから用例は省略する。

アシビタク(盧八燎) [枕]

盧八は盧火の誤とする説(古義)を可とする。

葦火燒くの意。

スス(葦)の枕詞。例

(萬三)血沼壯士(萬三)壯士の盧八燎すすしきそひ(二合) 舊訓フセヤとあるが、フセヤを燒く管らなし、又盧をフセと訓する理由もない。第十一卷にも「難波人葦火たく火のスシてあれど」とある。

アシヒトツアガリ(足一騰、一柱騰)の宮

宇佐彦が神武天皇を奉請した宮(記、紀)。低い地壇又は床を設けた家屋をいふのである。室作りの家屋ではないが、餘り高荘でなかつたことを形容したのである。

アシフネ(葦船)

イザナギの命の子ヒルコを流した舟(記、紀)。葦の束を組み合わせせて作った筏をいふのであらう。此種の舟が往昔世界各地で用ひられ、今も尙用ひられて居る地方があることは西村眞次氏の「葦舟」に詳である。

アズ(安受)

字鏡に丹は岸崩也久豆禮又阿須とある。萬葉集に見える用例によるも岸崩をいうたもの、やうであるが、語原を詳にせぬ。或はアセ(呼香)の轉義ではあるまいか。
同(萬)アズの上に駒をつなきて危はかど人づま兒るを息に我がする(同)アズ邊から駒の行のすあやはとも人づま兒るをまゆかせらふも(三三三)

アスカ(明日香、飛鳥) (地)

ア(接頭語)、スカ(住處)。
住處即ち聚落の意——スカの項下参照。
聚落の意から轉じて地名となつたものが大和及河内に残つて居る。就中大和のトアトリ(飛鳥)郷のアスカは屋敷居の地となつた爲に有名で、飛鳥とかいてアスカと訓むやうになつた——今高市郡飛鳥村及其附近——トアトリの項下参照。
古事記履中天皇の巻には水齒別命(後の反正天皇)が一宿せられて明日參上らうといはれたからアスカの名を生じたかのやうに説明せられて居るが、其近つアスカは河内國であるのに、顯宗天皇の皇居近飛鳥宮は大和の飛鳥にあつたことを見ても、明日といふ意でないことは明白である。

アスカ(阿須可)川

萬葉集十四卷に「アスカ川下にこれるを知らずしてせなな、二人さ寝てくやし」とある。此アスカ川について東女が宮仕などして京に

アスカ(飛鳥)のカハベ(河邊)の宮

孝德天皇白雉四年皇太子(後の天智天皇)が難波から轉居せられた行宮(紀)。後記の川原の宮のことで、今の高市郡高市村大字川原の地である。

アスカ(明日香)のカハラ(川原)の宮

皇極天皇の宮號(萬葉)。諸陵式越智岡上陵の項下にも飛鳥川原宮御宇皇極天皇とある。紀には小墾田の宮から直に飛鳥の板蓋の宮に移られたやうになつて居るが、川原にも離宮があつたのであらう。上記天智天皇が皇太子のとき行宮とせられた川邊の宮も同所で、齊明天皇元年板蓋宮に火災があつたので川原の宮に移られたとある(紀)。

アスカ(飛鳥)のキヌヌヒ(衣縫)部

雄略朝身養村主青等が連れて來た漢織與織の裔(紀)。明日香に居住したので地名を負うたのである。

アスカ(飛鳥)のキヌヌヒ(衣縫)の造コノハ(樹葉)

釋紀に樹葉とあるが、刊本によつてコノハと訓して置く。
崇峻天皇の元年蘇我の馬子が此人の家を壞つて法興寺を作つたとある(紀)。

アスカ(飛鳥)のキヨミハラ(淨御原)の宮

天武天皇の宮號(紀)。キヨミハラは在來の名稱か、或は皇宮を造營せられたにより新に與へられた名か不明。今の高市村字上原は其故地

住んで居た女性の作で、大和の飛鳥川であらうといふものがあるが、東國にもアスカ川といふ川はあり得た筈であるのみならず、女人の歌であるだけに地方の川の名と解したく思はれる。或はアセカ又はアサカの轉で淺い川を意味したのであるまいか。——眞淵が更科日記に見えるアスタ川の誤としたのは論議が薄弱であるといはればならぬ。又アシカカ(足利)川の約で今の渡瀬河をいふのではないかといふ説もあるが首肯しかねる。

アスカ(飛鳥)山

河内國古市郡飛鳥村(今の南河内郡駒ヶ谷村大字飛鳥)の山。履中天皇が難波から大和へ行幸の御経路で(紀)、大坂の山の口とある(記)。

アスカ(飛鳥、明日香)の皇女

天智天皇の御女、生母は阿倍の橘姫(紀)。

アスカ(飛鳥)の別

大中津日子命(垂仁皇子)の裔(紀)。アスカといふ地の主長といふことであるが、大和の明日香か或は他の地か判明せぬ。

アスカ(飛鳥)のイタフキ(板蓋)の新宮

皇極天皇の皇居(紀)。板蓋は字の通り板を以て覆つたといふことであらう。重祚の後小墾田に宮殿を建築せられ、瓦覆にしようと思はれたとあるから(齊明紀)、此ころはまだ瓦葺がめづらしかつたものと思はれる。宮跡は今の高市村字岡の龍蓋寺が之に擬せられて居る(地名辭書)。

で淨御を音讀したものとされる。朱鳥元年赤鳥の瑞によつて朱鳥(アカトリ)と訓むの淨御原の宮と改稱せられたもの、やうである。紀に朱鳥を飛鳥と誤記(又は改記)したので疑の種となつたが、アスカの淨御原の宮は御即位以來の稱であるから、改めてアスカと名づけられる筈はなく、トアトリと訓めといふ説もあるが、其然らざることは既に信友の説破した通りである。

アスカ(飛鳥)のトマタ(苦田) (地)

法興寺を興立した地(崇峻紀)。眞神原の別名。通證には今尙存地名苦田とある。

アスカ(飛鳥)のマカミ(眞神)が原——マカミが原の項下参照

アスカカゼ(明日香風)

萬葉集第一卷に「輝女の袖吹かへす明日香風京都を遠みいたづらに吹く」とある。アスカは舊皇居の地名に清風をいひかけたのである。

アスカベ(安宿)の王

高市皇子の孫、長屋王の子。父王に坐して佐度國に配流せられたが、寶龜四年高階真人の姓を給はつた(續紀)。アスカベは後記の如く河内の郡名である(和名抄)。

アスカベ(飛鳥戸)の郡

アスカの項下を見よ。
和名抄河内國安宿(阿須加倍)郡。——今南河内郡に屬する——アス

カベといふ部民を設けられたとは見えぬから、本名はアスカで大和のアスカと區別する爲にアスカムラの意を以てアスカメ(メはムレ、ムラに通ずる)と呼ばれるやうになつたのであらう。

アスカベ(安宿)のナドマロ(奈杵麿)

萬葉作家。續紀天平神護元年正月百濟安宿公奈登磨に授從五位下とある。姓氏録には百濟比有王の男混伎王の後及百濟末多王の後と稱する飛鳥戸造をあげて居る。

アスカキ(飛鳥井)

聚落の井といふ意。
④(催馬樂)アスカキに宿りばすべし隆もよし御もひもさむし少馬草もよし

愚案抄に「大和の飛鳥の川のあたり也、又東の京の二條萬里小路にアスカキといふ所あり」とあるが、この歌のアスカキは恐らくは京都のものなにいふのであらう。

アズキ(阿受伎)の社

出雲風土記によれば出雲郡内にアズキといふ社が神祇官在帳十一社、帳外二十八社、合計三十九社存在した。——延喜式神名帳に右十一社を一ヶ所に集め、其中九社は他の神が祭られて居るが、之は後日の變遷と思はれる——其は此神を祭る民衆が郡内各地に散在して居たことを表示するもので、族祖神であらねばならぬ。案ずるにアズキはアズスキの約で、アズスキ高産根又は其と關係のある神であつたのであらう。

アスハ(阿須波)の神

アは接頭語で、スハ(諏訪)の神と同じく、スハ族(其項下参照)の祖神である。

古事記出雲傳説に大年神の子とあり、延喜式宮中三十六座中座摩の巫の祭る神にも此名が見え、神名帳に越前國足羽郡足羽神社がある。萬葉集二十卷上總國の防人歌にも次の如く詠まれて居る。

庭中のアスハの神に小柴さし吾は登はむ歸り來まで

此ニハは祭庭の意が、屋敷の庭が判明せぬが、いづれにしても氏神として其處に祭られて居たのであらう。——之を足場の神とするが如きは妄論するに足らぬ。

大年神の系譜中には右のアスハ神の外に、ハヒキの神、神、ソホリ神(阿須神の一名であらう)、白日神の如き語義上明に異族の祖神と思はれるものが列擧せられて居る。白日神の外はいづれも式の宮中座摩神であるから、往昔民衆の信仰が厚かつた神であることは疑がないが、之を大年神(スサノヲの命の兒と稱せられる)の系譜に繋げたのは民族統一の必要から案出せられたものと思はれる。出雲國にも多くの種族が雜居したので、之を打つて一團とする爲にはスサノヲの命といふ大英雄神と一系に結び付けることを可としたのであらう。——此着想は高天原神話にも見出される——宮中に祭祀せられたのは平安寛都以前より其地に遷座したからで、他に深い理由はないらしい。信濃の諏訪神社(祭神南方刀美神)がアスハと同一神又は同一系の神であることは勿論で、今も諏訪神社といふ名に於て諸國に祭られて居るのである。

アゼ(方言)

アセカ(安齊可)漏

萬葉集第十四卷に「アセカ漏潮干のゆたに思へらばうけらが花の色にいであや」とある。アセカはアサカ(淺香)と同じく淺所の義であらう。所在は不明であるが、上記阿是の湖と同地ではあるまいか。伊勢の阿佐賀賀多及住吉のアサカの浦とは別地のやうである。

アゼナハ(糾繩)

アゼはアザ(他)、ナハはナヒ(綱)の轉音。

ナヒは本来ノヒ(延)から出た語で、他の條線と接り合はす意を以てアゼナヒといひ、右の如くして作つた繩をアゼナハ(アゼナヒの音便)といふのである。

神代記一書に即互以三緒繩とあるのを釋紀にアゼナハと訓し欲爲其分境之畔也と註したのは畔繩の意と解したのであらう。此緒繩がアゼナハの意譯又は畔繩の義であることに於ては疑がある。寧ろ緒らす繩といふ意を以てシメナハ(占繩)の假字にあてられたものと見るべきである。

あせを(感)

アゼはアソと同じく男子の呼稱である——次項参照——ナは感動詞ヨに通ずる。

アゼは本来敬稱であるが、アギと同じく軽い意味に轉用せられたので、今の語でいへば「兄さん」である。このアセヨは歌の體で、神武天皇御製のアゴヨと同じ用法である。紀の傳承にはアセチの代りにアハレといふ變詞を用ひてある。

ナゾの説であらう。

ナド、ナゾといふと同義である。口語ではナゼといふ。——アゼは東國にのみ用ひられた方言で、東歌には極めて其例が多い。

④(萬)あしがりのままの小菅のすが枕アゼかまかまきむ見ろせ手枕
右の外同巻には「アゼか悲しけ」「アゼか絶えむ」と「アゼせるとかも」「アゼぞも今夜」「アゼといへか」の如く用ひた例がある。

アゼ(安是)の湖

湖はミナト(水門)の假字に用ひられたのであらう。

香島郡の南部で、古(海上(下總)と那賀(常陸)との境であつた水域(風)。此地名は残つて居らぬが、風土記に若松浦は安是湖のある所と記されて居るから、今の高松村の南方にあたり上古霞浦と外海との通路であつたのが、漸次埋もれて淺水となりアゼ即ちアサカの名を貰うたものと思はれる。風土記當時の水道は更に南方に移つて居たので、此地區が海上から割かれて常陸に編入せられたのであらう。之を今の神の池(古の野池)とする説は風土記の記事にあはぬ。——今の銚子港をこゝに擬するが如きは沙汰の限りである。ミナトといふ語が港津の意に轉用せられたのは遙に後世のことである。

アゼ(安是)の嬢子

下總海上(後香島郡に編入)の人(常風)。アゼはアゼの湖と呼ばれる地の名を負つたもので、俗曰加味乃乎止實(神の少女)とある所を見ると、神の子であるといふ説もあつたのであらう。嬢子はナトメと訓してもよいが、郎子をイラツメと讀むべくは之に對してイラツメといふがよい。嬢をイラツメと訓する例は甲南の別嬢もある。

阿(倭武命の御歌)尾雲に 直に向へる 尾津の崎なる 一つ松 アセ
ナ 一つ松 人にありせば 大刀佩けましを 衣者せましを
一つ松アセナ(記)

アソ(阿曾)

阿(接頭語)セ(男子の稱呼)の轉。
アギと同様に敬意を含めた男子の呼稱に用ひられた。此語はアソミ
(朝臣)といふ稱號に名残をとめて居る。
阿(忍熊王の哥) たまきはる うちのアソが くぶつちの いたて貢
はすは(紀)
(仁德天皇御製) たまきはる うちのアソ(記、紀)

アソ(安蘇)

アサ(麻)の轉、アサの生ひる所であるから地名となつたのであらう。
和名抄下野國安蘇郡。——阿曾ともかく、現存——萬葉集に「アソ
の眞麻むら」「アソ山ツツラ」「アソの川原」と訓まれたのは此地で
あらう。

アソ(阿蘇)

アは接頭語。ソ(樂)と同語である。
九州の地名。景行紀に阿蘇國とあり、阿蘇國造、阿蘇君などいふ呼
稱が見える。和名抄に肥後國阿蘇郡阿蘇郷とある地で今もアソと稱へ
る。上古襲族の占據地であつた故に此名を負つたので、紀にアソツヒ
コ、アソツヒメの居住地といふ意味を以て命名したとあるのは本末顛
倒である。

アソ(阿蘇)川

筑後川の上流。豊後風土記に肥後國阿蘇郡小阿蘇の峯から出て、豊後
國日田郡に入つて玖珠川をあはせ日田川といふとある。——今三隈川
と稱へる。

アソ(阿蘇)の君

神八井耳命の裔(記)。阿蘇氏系譜には此皇子の子建磐龍命より出づ
とある。神八井耳命の後がどうして此地に土着するやうになつたか不
明であるが、アソの土豪の女を娶つてアソ氏を冒したものとおもはれ
る。國造も此家から任命せられたもの、やうである。

アソ(阿蘇)の國造

崇神朝神八井耳命の孫速瀧玉命が國造に定められた(舊)。——孫は
裔孫の意——アソの君と同家である。

アソソ(阿蘇蘇)

アサ、アサの約。
淺淺、薄々といふに同じい。
阿(萬) 旅をよろしと思ひつゝ 君はあらむと アソソには 且は
知れども(五三三)

アソツヒコ(阿蘇津彦)、アソツヒメ(阿蘇津姫)

景行紀に阿蘇の國つ神とあるが、恐らくは其地の酋長を意味したの
であらう。

アソビ(遊)

アソはアシ(足)の轉呼であらう。ビは活用語尾。
足ビ即ち(一)遊行の意から轉じて(二)行樂の義となり(三)更に轉じ
て行爲を意味する敬語に用ひられる。例
(一)成三國壯夫、而出遊行(記、出雲神話)——遊行をアルキキと訓した
のは聞苦しい。
(二)然爲鳥遊、取鳥而往(御大之前)(同)
(三)猶阿蘇、笑、其大御琴(記、仲哀卷)
やすみしし我が大君のアソバシシ諸(雄略紀)

アソミ(朝臣)

アセ又はアソ(男子の敬稱)オミ(臣)の約。
天武十三年勅定の八色の姓中第二(記)。アソの原語はアセであるが
アセオミの約とも云ひ得るが、敬稱にアセを用ひた例がないから、
尙ワチのアソ(其項下を見よ)のアソから出たと解するがよい。オミと
いふ語も大身の意で最高敬稱であるが、餘りに廣く用ひられるやうに
なつたので之に右のアソを冠して高級を表示する語を作つたのであ
る。私記に師說帝王相親之詞也とあるのは意を得たものであるが、言
我身隨添之臣也と註したのは蛇足である。朝臣の字をあてたのは阿ア
ソミに近く、且廷臣の意にも通ずるからであらう。

アタ(阿田、吾田)

ア(音)タ(田)
私田の意である。上代田地は共有であつたのであるが、有力者がア

アダ(他)(仇)

アザの轉呼。
他の意から轉じて仇敵の義にも用ひられるやうになつたのである。
紀には離、敵、寇、怒、辱、賊、仇、讎、元寇、元兇、凶徒、凶勢、賊、射、狼
等にアダといふ訓をあててあるが、「アダなる名」「アダになおもし
そ」の如く、尙原義によつて「他」「虚」の意にも用ひられる——アザの
項下参照。

アダ(安太)

阿(萬) アダ見たる虎が吼ゆると諸人の脅ゆるまでに(一九九)
(萬六) アダ守る筑紫に至り山のそき野のそき見せと(九七)

アタ(安太)

萬葉集七卷に「安太部去小爲乎の山の眞木の葉も久しく見ればこけ
おひにけり」「三四」とある安太部は「安太へ」で、安太は紀伊國在田郡
英田(和名抄)であらうといはれる。此アタは郡名のアタ(其項下参照、
在田は後世の稱呼)と同語なることは勿論で、アタ、アテいづれを原語
とするか不明であるが、萬葉時代にはアタともアタとも稱へられたの
であらう。

アタ(阿多)の君

火照命の裔(記)——紀にはホスソリの命の裔とある——筑紫の日向

の吾田の首長の意であるが、記に単人阿多君とある所を見ると単人族であつたと思はれる。アタは和名抄によれば薩摩の一部であるが、サツマといふ國名が定められたのは後のことで、以前は此地方をアタと總稱したもの、やうである。——サツマ及ハヤトの項下参照。

アタ(吾田)の君ヲハシ(小橋)

ホスソリの命の裔(紀一書)。記に神武天皇の妃阿比真比賣の兄阿多之小橋君とあると同人であらう。——其項下参照。

アタ(吾田)彦

市邊押磐皇子の舍人(顯宗紀)。目下部使臣の子とある。父と共に億計、弘計二王に供奉した。

アタ(吾田)媛

武埴安彦の妻(紀)。大和國宇陀郡阿阿の豪族の女であらう。

アタ(阿太)の別

大中津日子命(垂仁皇子)の裔(紀)。恐らくは大和の阿太を本貫としたのであらう。

アタ(阿陀)のウカヒ(鶴養)

神武天皇に歸順した吉野の國つ神(土家)贊持之子の裔(紀)。ウカヒは鶴養部の意である。此流法は上代から存して居たのであらう。

アタ(吾田)のカアシツヒメ(鹿葦津姫)

ニギハヤヒの命の妃木花咲耶姫の一名(紀一書)。筑紫の日向(今の薩摩)の吾田の豪族の女。カは美稱、アシツは葦の生ひた津といふ意で地名であらう。

アタ(吾田)のナガヤ(長屋)

ナガヤは大屋の意から地名に轉用せられたのであらう。

天孫最初の占居地(紀)。吾田長屋笠狹嶺とある。一書には到千吾田笠狹之御崎、遂登長屋之竹鳥としてある。長屋はアタの一部で、笠狹嶺附近の一地區を指したのであらう。

アタ(阿多)のハヤト(隼人)

ハヤト(隼人)族の一支の名。持統朝に入京して大隅隼人と相授したとある(紀)。當時薩摩といふ名は尙未だあらはれず、此地方をアタと總稱したもの、やうである。——ハヤトの項下参照。

アタ(阿多)のヲハシ(小橋)の君

神武天皇の妃阿比真比賣の兄(紀)。——紀の一書にホスソリの命の裔吾田君小橋とあると同人であらう。——アタも亦吾田の國の一地名と思はれる。

アタカ(阿多加)野

播磨國多可郡の地名(風)。應神天皇の御狩中矢を負うた猪が阿多岐なしたから阿多賀野と號けたとある。アタキはウタキの轉呼であらうが、此地名が果して此語から出たか疑はしい。アタカは出雲、加賀、常陸等にもある地名である。

アタカタス(阿田賀田須)の命

大田田禰古命の先代(舊)。和邇古等が祖とある。大己貴神八世の孫とせられて居るが、此系譜には疑がある。大田田禰古命が賀茂氏を相統したのは生母鴨部の美真姫(紀)には活玉依媛とあるの縁によるもので、父系は他の氏族であつたらしい。恐らくはアタ(吾田)氏で、カマスは堅栖の意を以て名としたのであらう。——アタツタシネの命の項下参照。——姓氏録に和仁古の祖は大國主六世孫阿太賀田須命とあるのは此人のことであらうが、舊事紀に典據したものとと思はれる。

アタカナ(阿多可奈)湖

ナはノ(助語)の轉音であらう。

常陸國香島郡の北境(風)。今の湖沼をいふのであらうが、上古之をアタカの海と稱へたのであらう。アタカの語義は明にし得ぬが、筑波郡にも足高といふ地名がある。

アタカヤヌシタキキヒメ(阿陀加夜努志多伎吉比賣)の命

アタカヤ(地名)主タキキ(地名又は族名)姫の意。

出雲神門郡多伎郷の神(風)。當郡には多吉又は多吉根といふ社が五つもある(延喜式神名帳には一社)から、此神を祭る民衆が多かつたものと思はれる。タキは省界で、タキキが原稱であつたことは勿論である。アタカヤは意字郡にある社の名(風)、今も八東郡出雲郷村をアタカイと稱へる。恐らくは意字郡から神門郡に移住したタキキといふ

氏族の祖神であらう。

アダシ(異,他)

アタはアザ(他)の轉。シは形容語尾。

アザ(他)の形容詞形で、紀には他、異、餘、別等に此詞を與へてある。

(萬二)天雲のよりあひ違ひ逢はずとも異手枕音まかめやし

アタタケ(暖)

アタはアテの轉か、アタアタを約してアタタと云ひ、之に形容語尾ケがついたのであらう。

アテは暖の意であるから、アタタケ(アタタカに同じ)の原義は「暖々しい」といふことであるが、煙衣の意に轉用せられたのであらう。

(萬四)しらぬひ筑紫のわたば身につけていまだは着れとアタタケタ 見ゆ

アダタラ(安太多良) (地)

ア(接頭語)タ(橋)ラ(接尾語)

タテ(橋)の意から轉じたのであらう。其故にアマチと稱へられるのである。

岩代國安達郡の古名で、安達太郎山、安達太郎川といふ名が今も残つて居る。後記の如くアマタラ眞弓と用ひるのも其地から出る眞弓といふ意ばかりではなく、アマとユミとの語の縁によるものであらう。

(萬二)アマタラの峯に伏すししありつゝも吾に至らむ懸所なきりそれ

アゲチ(安達)、イゲチ(伊達)といふ地名も同原から出たものと思はれる。

アタタラ(安太多良)眞弓

上記陸奥のアゲタラに産する眞弓の意。アゲチの眞弓ともいふ(次項参照)。

陸奥のアゲタラ眞弓つらはけて引かばか人の苦なことをなむ(萬一)みちのくのアゲタラ眞弓はしきおきて夫らしまさなばはかまかし(萬一)

アダチの眞弓

和名抄陸奥國安達郡安達(安多知)郷。今も此郡名を存する。上記のアゲタラと同地、眞弓を産したのやうである。

神樂)みちのくのアダチの眞弓 我引かばようくより來 忍び忍びに 古今集には第四句「末さへより」とある。

アタツクシネ(阿田都久志尼)の命

大タネコノ命六世の祖(舊)。日向の賀牟度美良姫を妻としたとあるから、アタは筑紫の日向(薩摩)の地名であらう。クシネは奇、ネは敬稱である。

舊事紀(地神本紀)には此人を天日方奇日方命と同人として居るが、日向から神武天皇に供奉した人のうちには此名は見えぬのみならず、天日方奇日方は賀茂氏で大和の土著であるから、日向の人を妻とすべき苦がない。案するに兩者は全く別人で、アタツクシネは大タネコノの父系祖先、天日方奇日方は母系祖先ではあるまいか。アタツクシネ

の五世の孫健飯賀田須の命が天日方奇日方より五代後の賀茂氏の女美真姫を娶つて生ませた子が大タネコノの命である所から混同したのであらう。

アタネ(阿多根)の命

國造本紀に神武朝山城國造に定められたとある(舊)。同書前文には天日一命を以て山代國造とすとあるから、アタネは天日一命の一名か又は其後繼者であらう。名の義不明

あたねつき (歌詞)

アタネはアカネ(茜)の音便。カ、タ相通はボリネシア語系の常例であるが、國語にも二、三の例がある。

茜春きといふ意。アカネは根が赤い草で之を春いて染料となる汁をとるのである。

(八千矛神の歌)山がたに まきしアタネツキ 染木が汁に 染め衣を(記)

あははぬかもよ (歌詞)

典は今ではアタヘといふが、原形はアタヒで四段に活用した。其故に其打消はアタハヌである。カモ、ヨはいづれも感動詞。

(神代紀)沖つ瀧は 邊に寄はれども さ寐床も アタハヌカモヨ 瀧つ千鳥よ

アタヒ(直)

アタヘと訓むは非。

アタ(貴)ヒ(直)の意。

上代のカバネである。常に直の字をあてて假字書した例はなく、紀の舊訓にアタヒ、ヒエ又はアタヒエとあるから、アタとヒ又はヒエとの二語から成り立つたものと思はれる。アタはアテと同じく貴の義、ヒは直を意味するから(ヒの項下を見よ)、名門といふ意で稱號に用ひられたのであらう。

和泉國和泉郡山直といふ郷名を和名抄に也末多倍と訓してあるによつて宣長は直はアタヒエの約なるが故に常にアタヘと訓せざるべからずと論じた(記傳)、此一例を以て全般に及ぼすことは出来ぬ(ヤマタへは或はヤマアタヒの訛ともいひ得る)。紀の舊訓にはアタヘとしたものは一つも見えぬ。

アタユマヒ(阿多由麻比)

アザヤマヒの訛。

アサ(虚)ヤマヒ(病)、即ち假病の意。

萬葉集二十卷に「フタホカミミミしけ人なりアタユマヒ我がする時に防人にさす」とある。大説は悪い人である。私の假病を見破つて防人に指名したといふ意である。フタホカミの項下参照。

和名抄に病は腹急痛也としてアダハラと訓してあるによつて宣長はアタヤマヒも痛痛の意と解したが、アダハラは横腹の義で、横腹の痛む病なるによつてアタハラのヤマヒと名づけたので、アダヤマヒといふては其意にならぬ。

アタラ、アタラシ(可惜)

アテ(貴)ラ(接尾語)の轉呼、シは形容詞語尾である。

貴重といふ意から轉じて可惜の義を生じた。形容詞としてはアタラシといふ。

(記、高天原の段) 雄狹阿多真斯登許曾我那勢之命爲如(此(雄略紀)アタラシキ猪名部の匠……誰かかけむよアタラシ

アチ(味)

アヘ(羹)と同源から分化したのであらう。

味の意から轉じて美稱となり、又美味の鳥魚の名にも用ひられた。

(一) 味、(二) アチ鴨

此語から派生せられた動詞アチハヒは本来美味といふ意であるが、アチ(味)と同義に用ひられる。又ワマシと同様に賞美の意を以て接頭語とした例もある。アザマサ(蒲葵)アザサキ(紫陽花)、アザシキ(又はスキ)高彦根神等のアザは其である。

アチ(阿知)の直

倭漢直の祖(記)。履中天皇の危難を助けまゐらせたとある。紀に阿知の使主とあると同人——次項を見よ。

アチ(阿知)の使主

使主は借字で、オミは韓語の敬稱である——其項下参照。

應神天皇の二十年其子都加使主と共に黨類十七縣を率ゐて歸化した人で、漢直の祖(紀)——上記阿知の直と同人である——續紀三十八巻坂上野田麻呂の上書及姓氏錄によれば此人は漢の靈帝の曾孫である。世次に疑があり、眞偽を保し難いが、樂浪に在住した漢人の裔であらう。履中天皇の危難を救ひまゐらせたと功によつて重用せられ、古

語拾遺によれば博士王仁と共に内蔵の出納を掌つたといふことである。アチは名であらうが其義を詳にせぬ。

國紀の紀年によれば應神天皇の二十年から履中天皇の即位までは百十年を隔てて居るから、同一人ではあるまいといふ説もあるが、其子をツカ(都加)といふ所を見てもアチは通稱又は氏名とは思はれず、又紀年に誤があることも學界では定説となつて居るのであるから、普通よりも稍長壽の人ならば三朝に歴任したこともあり得べきである。

アチ(安致)の臣

雄略朝高麗征討の將(紀)。筑紫安致臣とあるが出自を詳にせぬ。

安致を奄智に同じとするものがあるが、奄智氏に臣のカハネはなく筑紫に奄智といふ地あるを聞かぬ。應神朝阿知使主が吳から連れて来た工人で筑紫の宗像大神の請によつて其地に留まり御使君の祖となつた兄媛は、阿知の胤を留したものと思はれるから、子孫が祖先の名を取つてアチのオミ(使主)と稱したのであるかも知れぬ。

アチ(阿智)の祝

神代本紀に高皇產靈尊の兒天思兼命が信濃國に天降つて此祝部の祖となつたとある。阿智は伊那郡の古郡の名で、續紀、延喜式にも見え、今の下伊那郡會地、智里村邊にあたり、阿智川の貫流する地である。神名帳に伊那郡阿智神社とあるのは此祝等の祖神であらう。彼等は國標が、然らざれば天龍川を過つて移住した諏訪族であるべきで、高天原系とは思はれず、又理想の神なる思兼命に肉親の子孫があるべき筈はない。其祖を思兼命に託したのは智の字に附會した後世の捏造であらう。チチア(秩父)の國造が此神の後と稱したと同一の思ひつきであらう。

ある。

アチカマ(味鎌) (地)

アチカマ(味鎌)の轉か、又は「アチが阿」の意であらう。

萬葉集の哥に詠まれた地名であるが所在は尙考へ得ぬ。

國(萬二)味鎌の鹽津をさしてこく船の名はのりてしを産ばさらめやも(萬二)アチカマの可家の水門に入る潮のこてたけくもか入りてれまくも

(萬二)アチカマの瀧にさくなみ平せにも組とくものかなかしけをわきて

アチキ(阿直岐) (人)

應神天皇十五年來朝の百濟使臣。阿直岐史の祖(紀)。——次の阿知吉師と同人——アチキは恐らくはアチキシの異又は約瀆であらう。

アチキ(阿直、阿直岐)の史

歸化百濟人阿知吉師(又は阿直岐)の後裔(記、紀)。天武十二年連に昇格(紀)。姓氏錄によれば安助連は百濟國魯王の後とある。魯王は阿直岐と同人か、或は其祖先であらう。

アチキシ(阿知吉師)

キシは稱號——其項下を見よ——アチの語義は小で、ヲニ(大)に對する語であるといふ説がある(白鳥)。

應神天皇の御代に來朝した百濟の使臣。歸化して阿直史の祖となつた(記)——紀に阿直岐とあると同人。

アチサハフ(味澤相) (枕)

應神天皇二十年九月當額十七條を率ゐて歸化した阿知使主は古事記履中卷に阿知直とある人で、此阿知吉師とは別人である。

アチキナク(小豆鳴)

アチキはアチケの轉呼。

味氣無の意で、萬葉集に小豆鳴としたのは借字であるが、小豆をアチケと稱へたことを證するに足る。

(萬二)面形のわするとならば小豆鳴男じものや戀ひつつ居らむ(三五〇)

アチサハフ(味澤相) (枕)

アチ(味澤)サハ(多)アフ(合)の意であらう。

メ(群)及ヨル(寄)にかゝる枕詞。例

(萬二)味澤相目言もたえぬ(二六六)

(萬六)味澤相目が目かれて敷たへの枕もまかす(四二)

(萬二)朝戸を早くなあけそ味澤相目のほる君が今夜來ませり(二五五)

(萬三)味澤相目にはあけとも携はり(二九四)

(萬九)味澤相言盡不言かざるひの心燃えつ(二八四)

雅澄は味澤相をリマサハフと訓み味澤生の意と解き、九卷の歌は「宵」の上に「メ」も絶えて「メ」の「メ」といふ一句を脱したものであらうといふが、古歌を改作してまでも異説を立てる必要はあるまい。同人は眞淵がサハフを多と譯したのをメ(群)とつゝかぬといふて難じたのであるが、其は眞淵の誤解で、サハフは多合の義である。さればこそどの歌にも常に味澤相と書いてあるのである。相は逢、合と通じて用ひられる字である。

アチサハフ(味澤相) (枕)

アチは美稱、サキは山百合のこと、いはれて居るが、——其項下参照。——其に限らず青い花をいふのであらう。アチサキは青色の花の集合したものなるが故に此名を得たと思はれる。和名抄には紫陽花和名安豆佐爲とある。

(萬四)事とはぬ木すらアチサキ諸弟等が練のむらへにあざむかえけり(七三)

(萬二)アチサキの八重咲く如くやつ世にをいませ我が夫子見つつしねむ

アチは美稱、シキ又はスキはキ族の一支名であらう。——シキ及アメキの項下参照——タカヒコネは尊號である。

大國主神の子、母は胸形の多紀理比賣命(記)。迦毛大神といふとある。神名帳には大和葛上郡に高鴨阿治須岐陀産命の神社をあげ、出雲風土記にも意宇郡に葛城の賀茂社の神戸があると記されて居る。

國(記)及出雲風土記に見えた傳説は此神を大國主の子なりとする點に於て一致し、出雲國造神賀詞にも明記せられて居るが、出雲神話が諸神を盡くササノヲ系に附會したことはかくれもない事實であるから、此神の系統についても一考する必要がある。之を大國主の實子とすることについては左の諸點に於て疑がある。一、シキ又はスキといふ名稱を貢うて居ること。——シキは族名若

くは地名である(其項下参照)。
 二、カモの大神と稱へられること。——カモは諸國に多い地名で、族名から出たものやうに思はれる。大物主神の裔もまた賀茂と稱する。
 三、大國主神が宗像の多紀理比賣を娶つたといふのはあり得べからざることをやうに思はれること。
 四、國譲りのとき何卒此神に交渉がなかつたこと。
 右によれば此神は出雲にある縁故を有したのであらうが、大國主の實子ではなかつたかも知れぬ。

アチスキタカヒコ(阿遲鉏高日子)の命

前項アチスキ(又はスキ)タカヒコネの神と同一神であるが、出雲風土記(意字、備前、神門、仁多郡の條下)には常に此名を以て記されて居る。神門郡高岸郷及仁多郡三津郷の條下に見える此神に關する傳説は古事記のホムチ別命(垂仁皇子)の話と似て居る。或は同一原の傳説が二様に傳へられたのであらう。

アチフ(味經)の宮(原)

和名抄攝津國東生郡味原の郷。今の大阪市桃山附近の地である。孝徳天皇の朝、に宮殿を設けられて味經の宮と稱へた(大郡宮ともいふ)。萬葉集六卷には「御饗向味原の宮は見れごあかぬかみ」(三〇三)とあり、同じ巻の笠朝臣金村の歌に「奥津島アチフの原」(五八六)とあるのも此地で「ミケ向ふ」(奥津島)は枕詞であらうが、此アチは味經の意とは思はれぬ。案するにアチは粟生、豆生のフ即ち植物の生育地の意で、アチは美稱であらう。

アチマ(安治麻)野

アチ(鳥名)のすむマ(地區)の意か。
 和名抄越前國今立郡味真。今も味真野村がある。
 (萬二)アチマ野にやどれる君がかへり來む時のむかへないつとかまたむ

アチマサ(檳榔、蒲葵)

アチは美稱、マサは麻の意。檳榔科屬の葉は纖維として用ひられたが故にサと稱へたのであらう。
 檳榔科の總名である。古書に多くは檳榔の字をあて、ある。今ピラウといふのは蒲葵のことである。南島ではゴバと稱へる。蒲葵もまたアチマサと稱へられたことは勿論であるが、蒲葵のみの呼稱なりとする狩谷説は偏狹である(和名抄箋註)。ホムチ別の皇子を請じた出雲のアチマサの長穗の宮の如きは或は檳榔葉であつたかも知れぬ。

アチマサの島

アチマサの生ひた島であらう。仁徳天皇の頃には尙暖流の來寄する所には亞熱帶の植物が生ひたとおもはれる。——ミツナカシハの條下参照。——此名は傳はらず、所在も亦明にし得ぬ。
 (仁徳天皇御製) 淡島 おのころ島 アチマサの島も見ゆ さけつ 鳥見ゆ(記)

アチマサのナガホ(檳榔之長穗)の宮

ホムチ別皇子(垂仁天皇の御子)の出雲の假宮(記)。ナガホは長秀の

意で、アチマサ即ち檳榔科植物の葉で葺いた大きな高い家と云ふ意である。——アチマサを地名又は枕詞とする説は語彙に精しからざるものとせればならぬ。

アチムラ(味村)

アチ鴨の群の意、ササギ、ユキキをいふ譬喩に用ひられた。例(萬三)夕沙に掉さし下りアチムラのさわざきはひて(三三〇)(萬四)神代より生れつきくれば人さばに國にはみちて味村の去來は行けど(四六五)

後の歌の去來を第一例に倣うてササギと訓するのは未だ譬喩と冠辭との別を知らざるものである。

アチメ(阿知女)

ア(接頭語)チ(靈)メ(女)、即ち神女の意。チコ又はチコと同義である——其項下参照。

神樂に阿知女の作法とある。

神樂歌を案するに古の神事に在ては最初アチメと稱する神女が採しものを捧げる所作があり、次でカラカミ、サレメが出動して舞踏を演じたものとおもはれる。——カラカミ、サイバラの項下参照。——舊説にウズメのこともあるが、ウズメがアチメと轉訛したとは考へられぬことである。

アツ(阿笠)村

笠をツと訓む理由がないから豆の誤寫とおもはれる。
 播磨國保原郡地名(風)。伊和神が心中の熱に苦しんで衣の紐を控絶

つたからアツ村といふとあり、又一説には天の二星が地に落ちたのを衆人來集つて談話した故とある。アツを集又熱の意とするのは不穩當であるから、ウツ(抛棄)又はオツ(落)の音便と解すべきであらう。

アツ(阿豆、厚)の王(皇子)

繼體天皇の皇女、御母はハエ媛(記、紀)。柿皇女にツアラ(圓)の郎女といふ方もあるから、アツは紀に厚としたのが正字であらう。

アツカイ(悶熱)

アツ(熱)カリの音便。

神代記一書イサナミの命臨終の條下悶熱懊惱をアツカイナヤムと訓してある。アツガリは口語にも用ひられる語で、「アツゲ、アツ」の約である。

アツカヤ(厚鹿父)

「人」——オモカヤの項下を見よ。

アツキ(小豆)

アチケの轉。——アチキナク(小豆鳴)の項下参照。

味醂即ち味食物の意。ムギ(麥)、ササゲ(角豆)、キ(葱)など食用植物にキ(ケ)のついたものは少くない。

和名抄には小豆本草云赤小豆和名阿加安豆木とある。アツキを赤小豆の意に用ひるのは畧稱である。同書に菘豆藤上豆也 和名阿知萬女ともあるから、アツがアチ(味)の意なることは推定に難くはない。

アツキ(小豆)島

イザナギ、イザナミの神所生諸島の一で、紀の應神天皇御製「淡路島いやはたならび阿豆積摩」とある。——今讃岐國に屬し小豆郡小豆島といふ。小豆を産したが故に名を貢うたのであらう。

アツサユミ(梓弓)

アツは中と同語か、又はワツ(打)の轉か。サは刺の語幹。

アツサ弓は投箭器である。普通の弓とは別種であるが、今其制式を明にし得ぬ。或は弩の一種ではなかつたらうか。立て、用ひたものと見え、字連の和紀耶子の歌には「渡り瀬に立てる梓弓眞弓」とあり、經太子の歌にも「梓弓タテリタテリ」とある。

アツサは木名と説かれて居るが、從來其木種を明にしたものはない。梓といふ字をあてるのは其材質を示すものであらうが、梓はアメカシハ(大戟科)又はキササゲ(紫葳科)のいづれにしても弓材に適するものとは思はれぬ。

アツサ弓(枕)

ヒキ(彎)、ヨ(射の轉)、スエ(末)、ハル(張)、オト(音)等の枕詞。

いづれも弓の縁語である。左に各一例づゝをあげる。

- (萬七、萬二) 梓弓引津の逢なるのりその
- (萬二) アツサ弓欲眞の山邊のしげかくに旅るを立て、さ懸所拂ふも
- (同) アツサ弓末はよりれむまされかこそ人目を多み汝を端におけれ
- (萬二) 梓弓香山近く家居してつぎて聞くらむぐびすの聲(二六九)
- (萬二) 梓弓音聞く吾も勢驚に見し事悔しきを(二七二)

アツナヒの罪

アツ(集)ナヒ(活用語尾)

神功紀に日中晝冥の天變を紀の古老がアツナヒの罪であらうといひ、小竹の祝と天野の祝が同穴に葬られたことに歸した。アツナヒといふ語は廢用になつたが、集り寄る意で、集合すべからざるものが一所にある(ツミとケガレとは古語異義同義)といふことである。此語はアツラフ(ナ行)行相通、ワハハの訛の形に於てアイヌ語に殘り、「共に」の意に用ひられて居る。

小竹祝、天野の祝との交誼は念契であらうと説くものがある。或はさうであつたかも知れぬが、アツナヒに念契の意があるとするのは牽強である。

アツタ(熱田)の社

此社は伊勢神宮につぐ大社として世人のよく知る所であるが、名の起原については熱田縁起に、ミヤズ姫が神靈を奉安する社地を求められた時、一株の楓樹が自ら火を發して水田の中に倒れても尙火焔消えず、田の水が熱くなつたから社の名としたとあるが、熱の字について案出せられた説らしく信用しされる。尾張風土記(釋紀所引)には昔日本武尊東國から還啓の際、尾張連等が遠祖宮御命を奉り、其家に宿られ、夜中厨に行かれるとき御靈を藥の木にかけて置かれたが、忘れて厨内に入り、氣がついて取りに出られた所、御から先を放つて取ることが出来なかつた。乃で宮御に此御には神氣があるから、之を奉養して我が形見とせよといはれたので、其地に社を建て地名に因んで熱田神社と稱へたと記されて居る。和名抄にも愛知郡熱田とあつて、古い地名とおもはれるが、「熱」といふ意とも思はれぬ。或は接頭語で津田又は津處の意ではあるまいか。

アツマ(東、吾嬬)國(人)(郡)

アツミと同語——其項を見よ。

アマ、ワタツミと同義語で「海」を意味するもの、やうである。海人族若くは其一支の呼稱である。——其項下參照——其居住地をアツマの國といひ、民衆をアツマ人と稱へ、アツマ語、アツマ歌の如く用ひられる。倭建命が關東平野を横つて西遷の途次、碓氷嶺(又は足柄嶺)から東方を望見せられ弟橋姫を追憶せられてアツマハヤ(吾嬬者也)と嘆息せられたから東方諸國をアツマと呼ぶやうになつたといふ説は紀記に記載せられ、一般に信ぜられて居るが、其理にあはぬことはアツマハヤの條下に述べる通りである。地名としては今上野國吾妻郡に名殘を止めて居るのみであるが、坂東諸國の外信濃、甲斐、駿河、伊豆、遠江もアツマの國であつたので、萬葉集の東歌にも此等諸國を包含して居る。

古典の語例を見るに抽象的方位を意味する「東」をアツマと記した事はない。例へば九州から畿内中國をさしてアツマといふたことは絶無であるから、アツマをヒガシの同義語とする説は排斥せねばならぬ。

アツマ(東)のアハのミナト(淡水門)——ヒガシのアハの水門の誤讀。其條下を見よ。

アツマシトリヘト又はアツマシトリヘチハチ(東方信從)

アツマ(族名)シドリマ(倭文部)——シトリの項下を見よ——トはヒト(人)の約、チハチは夷語。

入鹿の護身兵の呼稱(皇極紀)。東國に占據したアツマシトリヘは特

に勇悍な民衆であつたから、入鹿が之を連れて用ひたので、東方信從は意譯である。釋記にシトリヘチハチといふ詞をあげて居るが、もしさう稱へたとすればチハチは夷語、今のアイヌ語チラシ(魚の群)と同語で、群を意味したのであらう。

アツマハヤ(阿豆麻波夜、吾嬬者也)

ア(吾)ツマ(妻)ハ(助語)ヤ(感動詞)

「我妻はよ」といふ意。口語に直せば「我妻ワイナア」である。

日本武尊が碓氷——記には足柄とある——を越え給ふ際東方を望見せられ、相模の海で殉難せられた弟橋姫を想ひ出されて吾嬬者也と嘆息せられたとある(紀)。案するに嶺上から越し方を展望せられて、其地方がアツマ人の國であると聞き召し、アツマが吾妻に連する所から弟橋姫を追憶せられたといふことであらう——碓氷嶺の東側には今も吾妻郡といふ地名が残つて居る。

紀記にはアツマハヤといふ御言葉によつて東方諸國をアツマと稱へるやうになつたと記されて居るが、理に合はぬ點がある。弟橋姫の死は餘ほど以前のことであるから、其を思ひ出されて嘆息せられたとすれば何か動機があつたとせねばならぬ。碓氷は勿論、足柄も高い山嶺ではあるが、決して相模の海を望見し得る地點ではない。又アツマの國は坂以西をも包括する名稱であるのに特に山東諸國についてののみ命名の由来が存したと解することも困難である。案するに此傳説は地理に暗く當時の事情を察し得なかつた都人によつて甚しく修飾せられて語り傳へられたのであらう。アツマといふ語を聞かれて吾妻を聯想せられ、思はず嘆息せられたものとする方が遙に哀は深いのである。展覧地が紀記傳承を異にして居ることについては先學も詳論したが、

恐らくは足柄感をして甲斐に出られ、「新治筑波を過ぎて」の歌を詠まれたといふ傳説と、磯日嶺を越えてアツマハヤと嘆息せられたといふと全然異つた二つの傳説があつたのを、地理を窮めずして折衷した結果、辻褄があはなくなつたのであらう。

アツマヤ(四阿)

アは接頭語、ツマヤは尖屋の義。妻屋の意にも用ひられる。和名抄に唐令云宮殿皆四阿辨色立成云四阿アツマヤとある。四阿は四注屋の種のこと、向書橋(スキキ)の項下にも屋四阿大欄也とある。四方から寄せ葺きすると屋頂は一角にあつまるのでツマヤ(尖屋)と名づけられたのであらう。唐に於ては宮殿は四注作りであつたのであらうが、我國では今の神宮に於て見るやうに古はマヤ作り(其項下を見よ)で、四阿は小屋を意味し、今もなほ四壁のない亭などがアツマヤと呼ばれて居る。——狩谷接斎が和名抄箋註に善邊部屋の義と註したのは誤解である。

又上代の社會制度に於て既婚又は可婚の女子は本宅の隅に一小屋を作つて居住したので之をツマヤ(妻屋)と稱へた。——ツマヤの項下参照。——ツマヤにはアツマヤが多かつたので兩者が混合せられた。例へば龍馬關の

アツマヤの マヤの餘りの 雨そ、ぎ われ立ちぬれぬ 其とのど開かせ

とあるアツマヤは婿屋の意であるが、四注ではなく、切妻葺であつたから「マヤ(雨下)のあまり」というたのである。——眞雨が之を不可解として「アツマヤのアツマヤのあまりの、雨そ、ぎ」といふのを促めてマヤの餘りといふたのであらうと説き、守部がアツマヤは四阿の義に

あらず、上軒^{ウハツマヤ}で屋端の上りたるをいふと解したのはいづれも甚しい傳説である。

あつまをおへり (歌詞)

アツマ(族名)を覆へりといふ意。
三重の縁の哥(百足) つきが枝は 上枝は 天をおへり 中つ枝は アツマをおへり 下枝は 夷をおへり(記)

天恩四民を掩ふことに譬へたので、アツマ、ヒナはいづれも族名、天もまた天孫族の意を寓して居るのである。一定地方又は都鄙をいふのではない。

アツミ(阿曇、安曇、厚見、渥見) (族)(地)

アイヌ語のアツイと同源で、ラタツミと同じく、原義は海といふことであらう。——アツマとも轉呼せられる。——轉じて族名及地名となつたのである。

アツミが海人系の族名であることは其首長阿曇連大濱が應神朝に海人の 宰 に任ぜられたといふ紀の文によつても明である。其種族は大和建國當時尾張、美濃、三河方面に占據したので、美濃の厚見郡(今稲葉郡に屬す)、三河の渥美郡に其名を留めて居る。尾張から木曾川を遡つて信濃に進出したものは安曇郡に定着し、東國に蕃殖したものはアツマと呼ばれた。

アツミ(厚見)の王

萬葉作家。孝謙朝の人。勝寶七年少納言で伊勢大神奉幣使を命ぜられたことが見えるが(續紀)、系譜を詳にせぬ。

アツミ(安曇)の宿福ミケニ(三國)

淳仁朝の人(續紀)。萬葉集二十卷に武藏部領防人使像とある。——アツミの連の項下参照。

アツミ(安曇)の外命婦

萬葉集四卷大伴坂上郎女の歌の註に安倍朝臣虫滿の母安曇の外命婦が坂上郎女の母石川内命婦と同居し、兄弟のやうに親しかつたとある。——姉妹同氣親とある原文を骨肉の姉妹と解するは誤で、その場合には石川、安曇と姓を異にする筈がない。——阿曇連(又は宿福)の族人であらう。

アツミ(阿曇、安曇)の連

アツミ部族の長。ラタツミの神を祖神として祭祀する(紀、記)。記には編津見神の子宇都志日命孫の子孫とあり、舊事紀には天造日女命の裔とせられて居る。姓氏錄には海神綿積豐玉彦神の子穗高見命の後とし、別に未定雜姓中に宇都斯奈賀命の後と稱する安曇連をあげて居る。應神朝に阿曇連の祖大濱宿禰といふものを海人の 宰 とせられたとあるから(紀)、アマ(海人)種族たることは疑がない。宗家は天武朝に宿福に昇格した(紀)。

アツミ(阿曇)の連 (逸名)

推古朝の人(紀)。法頭の職に任ぜられたとある。

アツミ(阿曇)の連イナシキ(稻敷)

天武朝の官吏(紀)。宿福に昇格したのは此人であらう。

アツミ(阿曇)の連タム(多牟)

播磨國保保郡大海の里の人(風)。一族にモモタリ(百足)といふ名も見えるから、タムはトム(富)の音便であらう。

アツミ(阿曇)の連ツラタリ(頼垂)

齊明朝百濟に使した人(紀)。

アツミ(阿曇)の連徳史

孝徳朝の不正官吏(紀)。國名と分註してあるが、次に所犯者徳史有(所患時云々とあるから徳史と名乗つたのであらう)。

アツミ(阿曇)の連ハマコ(濱子)

仁徳天皇の崩後仲皇子に當して屢中天皇を討ちまゐらせんとしたが、謀成らずして捉へられ、死を免じて墨刑に處せられた(紀)。或は阿曇連墨友ともいふとある。

即日蝦之因(此時人曰阿曇日とある)ので、墨刑は蝦で其頃此種の刑が存したと了解せられて居るが、此墨刑は今もサイパンで行はれて居るやうなもので(拙著ミクロネシア民族誌)、海人族は一般に顔面に入墨して居たのではなかつたかと一考する必要がある。——メサキの項下参照。

アツミ(阿曇)の連ヒラフ(比羅夫)

舒明天皇崩御を耳にして百濟から急遽歸朝した人(紀)。阿曇山背連

比良夫ともある。天智朝百濟救援の爲に派出せられた阿曇比羅夫の連も同人であらう。——ヒラアの項下参照。

アツミ(阿曇)の連モモタリ(百足)

播磨國保部石海里の人(風)。百枝の稱を献上したとある。

アツミのヤマシロ(阿曇山背)の連ヒラア(比良夫)

山背在住の阿曇の連といふことであらう。アツミの連ヒラアの項を見よ。

アツラ(吾綾、阿豆良)の郷(社)

尾張國丹羽郡の地名(風)。延喜式阿豆良神社とある地で、今丹陽村に吾綾といふ地名が残つて居る。——垂仁朝日置部等祖建國君といふものが勅命により天のミヤツヒメの所在を求めに巡行中、美濃の花鹿山の賢樹に上つて殺を作り、吾綾は神の在る所に落ちよと祝して投げた。其が此地に落ちたので社を建て此によつて里に命名したのであるが、訛つて阿豆良といふやうになつたと風土記に記されて居る。此所由傳説は其儘信すべきものと思はれぬから、原義については尙考究を要する。和名抄に丹陽郡五郷とあるのが此地のことであるとすれば、イツラとも稱へたらしく、イ、アは接頭語でツラが、本名であつたかも知れぬ。同書には備前國兒島郡にも郷阿豆良をあげ、ツツといふ地名は肥後にも甲斐にも現在する。

アテ(足代、阿提) (地)

紀伊國在田郡(有田郡)の舊名。續紀大同元年改三紀伊國安諸郡爲。

在田郡以阿提=天皇諱也(平城天皇御名安殿)とある。萬葉集に「足代過ぎて糸賀山の櫻花」とあるのは、同郡英多郷(和名抄)のこととて、古はアテと稱へたのであらう。此地の南を在田川が流れ、其南岸に糸賀山がある。

アテサハズ(安天左波受) (歌詞)

天の字を末或は夫の誤として、アマサハズ又はアアサハズと訓するものがあるが、アマサフ若しくはアアサフといふ語があり得たと思はれぬ。

「不當支」の意か。口語に直せば「當り障りなく」であらう。

「萬元」食國の四方の人をもアテサハズ恵みたまへば(四三)

アト(阿斗、阿都、阿刀) (地)

足慮の意。後、跡の義に用ひられる。地名のアトも亦此意から負はせられたのであらう。

(一) 大和の磯城郡。今の坂手(川東村)。雄略紀に吾嚙廣津邑とあるのは此地である。

(二) 和名抄河内國津川郡跡部(阿止倍)郷は上古は單にアト(阿斗、阿都)と稱へられた。物部の守屋の連の別業のあつたのは此地である。今の中河内郡龍華村が之に擬せられて居る。

アト(阿戸、阿度、足速、足利)川(湖)

近江國高島郡安曇川(船木川ともいふ)。

(風七) たか鳥のアド河波さほどいふ吾は家思ふいはり悲しみ(萬九) 高鳥の足利の調をこぎ過ぎて磯津菅浦今は傍ぎなむ

萬葉集第七卷に「アラレフミ遠江のアド川」とあるのも此アト川で近江に遠江と稱する地方があつたとするものもあるが、輕信することの出来ぬ説である。寧ろ遠江にアト川といふ川があつたとする方が穩であらう。

アト(安都)の宿禰トシタリ(年足)

萬葉作家。傳記不明であるが、後記阿刀連と同氏であらう。續紀に養老三年阿刀連人足等が宿禰に昇格したとあり、寶龜二年の條下には阿刀宿禰眞足といふ名も見える。

アト(阿刀)の造

饒速日命に供奉した梶取大庭其の後(舊)。大和のアトといふ地に定着したので此名を得たのであらう。

アト(阿刀、安斗)の連

ウマシマチの命の子味饒田の命の裔(舊)。——姓氏錄同斷——天武朝氏人智徳、阿加布等が功により宿禰に昇格した。阿刀の造、跡部の首等とは別氏であるが、連家は之を總轄したものと思はれる。

アト(安斗)の連アカフ(阿加布)

天武天皇の命により東海道の軍を召集した人(紀)。智徳と同族であらう。

アト(阿斗)の連クスリ(藥)

朱鳥元年自家より火を出して難波の大藏者を頓燒したとあるから

(紀)、其地に居住したもので、アトの宿禰家の一支流であらう。

アト(安斗)の連チトコ(智徳)

天武天皇の舍人(紀)。

アト(阿斗)のクハイチ(桑市)

敏達朝百濟から召し寄せられた德率日羅の爲に館を設けられた地(紀)。河内國津川郡跡部郷(和名抄)であらうといはれる。クハイチは其一地區名で、海石栢市、竹市の如く、桑の木が生ひた市であつたから名を貰うたのであらう。

アト(安都)のトヒラ(屏)の娘子

萬葉作家。安都(阿刀)宿禰家の女で、トヒラは其名であらう。

アト(吾嚙)のヒロキツ(廣津)邑

雄略朝百濟から連れて来た手人を置いた地(紀)。倭國とあるから今の磯城郡川東村大字坂手附近であらう。

あととり、つまとりして (歌詞)

繼體紀勾大兄皇子の御歌に「アトトリ、ツマトリシテ、枕とり、つま取りして」とある。アトは足慮で、枕に對する語、ツマトリは妻の意である。

アトナシコト(無端事)

天武朱鳥元年の詔に朕問「王輔」以「無端事」とある(紀)。無端事はア

トナシコトと訓せられ、釋紀に今世の何何歟の意としてある。即ち謎の事であるといふのであるが、さる處の爲に大詔を發せられる筈はなく、かりに内証があつたとしても史書に録せらるべきわけはない。之はアナシコト(無的事)の轉で、今の語のハシメナシの意であるから無端といふ字をあてたので、天皇の御言行について無端の事則ち心行かぬことがあればいへと仰せられたのに、實を以て御答へ申上げることゝを憚るので實をかけたのであらう。

アトベ(跡部)の首

國 饒速日命に供奉した船長天津羽原の後(舊)。アトベは河内の地名であるが、其の原名はアトで、部はムラノ意であるから、此首は或は阿刀の造と同様に大和のアトによつて名を負うたのであるかも知れぬ。

アトモヒ [動]

國 ア(接頭語)トモ(伴)ヒ(活用語尾)

國 トモ(伴)は部隊(軍隊)の古語であるから、トモヒといへば部隊編制の意となる。アトモヒは之に接頭語アを冠しただけで意義に於ては變りはない。

國 (萬三) 大御手に弓取りもたし御軍をアトモヒ賜ひ(元九)

(萬六) 夕沙の満のどとみに御船子をアトモヒ立てて(七〇)

國 大辨(官名)を入トモヒといふのも整頓を掌るからであらう。アトモヒに率の字をあてるのは富を得て居るが、相率る、又は相催しといふ意はないのである。

アトラへ(詔)

國 アトリ(富)アへ(敷)の約か。
國 語義は俗語の「富つて見る」といふことで、記、紀には詔、詔告に此語をあてて居る。今アトラへといふのは其詔である。

アトリ(臘子鳥)

國 和名抄に臘子又は臘鴨鳥俗云阿止利とあり、字鏡にも臘子鳥又云臘鴨鳥阿止利今俗呼退止利とある。和名抄に此鳥群飛如列藩山林故曰臘子鳥とあるは文字についての説明に過ぎぬが、天武紀にも臘子鳥蔽天自西南飛東北とある所を見ると渡り鳥なることは疑がない。アトリといふ語もラタリの轉訛ではあるまいか——退は鳥割切であるからアトリとも稱へられたことが明である。——狩谷掖齊は李時珍によつてイカルガのことであるといふが、必しも種名をいふものとは思はれぬ。

アトリ(足取、臘鳥)の王

國 欽明天皇の皇子、御母は蘇我のキタシ比賣(記、紀)——舊事紀には瑞鷹鳥皇子とあるが、瑞鷹は胡雀の誤ではあるまいか。和名抄によれば胡雀も臘子鳥もアトリといふとある。紀の臘鳥も臘子鳥とかくを正しとする。

アナ(婀娜) [地]

國 アナ(穴)の義から地名に轉用せられたのであらう。

國 備後國安那郡(今深安郡に屬す)。和名抄には夜須奈と訓註してあるが、アナといふ名を冠して更稱したものらしい。古は此附近をアナ(穴、婀娜)の國と稱へ、其地先の海(奈田河口外)を穴の海とも、穴の濟

「景行紀」とも稱へた。安那紀には朝郡國に贈年部及贈祖の宅を置いたとある。アナと名づけたのはアナト、アナシ等と同じく穴居民族が棲息して居たからであらう。

アナ(穴)の海

國 備後國安那郡の地先の海(紀)。アナのラタリと同じい。

アナ(阿那)の臣(國造)

國 天押帶日子の命(孝昭皇子彦國押人命)の舊記。國造本紀には此命の裔彦國服命の孫八千足尼が景行朝に吉備穴國造に定められたとある(舊)。アナは上紀備後國安那郡である。

アナ(吾名)の邑

國 天日槍が一時在留した近江の國の地(垂仁紀)。和名抄には同國坂田郡に阿那郷をあげ、栗太郡常盤村にも穴といふ地がある。語義は安那、穴門、穴師と同じく穴の意であらう。

アナ(穴)の濟

國 備後國安那郡の地先の水面(景行紀)。穴海ともいふ。惡神が占據して行旅人を苦しめたとあるから、景行天皇の頃まで王化に服せぬ人民が占居したのであらう。

アナガチニ(強)

國 紀に強の字を常にアナガチニと訓してあるけれども、勿論古語ではない。原語は不明であるが、アナカツと活用した例のない所を見ると

外来語であるかも知れぬ。

アナクヒ(穴咋)邑

國 大和の春日の地名(景行紀)。今添上郡古市(東市村)にある穴奈(神式帳には穴次とある。次は咋の誤字であらうといはれる)神社のある所が、其地にあたるものやうである。

アナシ(穴磯、痛足) [地]

國 アナ(穴)ス(積)の轉。

國 大和國城上郡磯向の一地、今も穴師といふ地名を存して居る。原住民の穴居のあとであらう。右の外播磨の穴栗及飾磨にアナシといふ里のあることが風土記に見え、和泉(神名帳)武藏にも此名の地がある。いづれも穴居又は穴居族と關係があるものやうである。

國 此等の穴が堅穴であつたか横穴であつたか明示せられて居らぬが、堅穴にはムロといふ語があるから、單にアナとあるは横穴のことではなかつたらうか。尙實地を探つて研究すべきである。

アナシ(痛足)の川(山)

國 右の穴磯を流れる小川の名で、萬葉集第七卷に向の病足川とある。同第十二卷に經向の痛足山とあるのは此地の山丘をいふのである。

アナシ(安師)の里(川)

國 播磨國飾磨郡及穴栗郡の地名(風)。和名抄には前者を穴無(阿奈志)とし、後者を安志としてある。風土記によれば飾磨郡のものは穴无神の神戸で、此神に奉仕するからアナシと名づけたとあり、穴栗郡の

は安師川から名を取り、安師川は安師比賣の神の名から出たとある。さりながら此兩地が別々の所由によつて名づけられたとするのは受取れぬ事であるから、穴栖の意味に於てアナシとよばれた地名があり、其地に祭られた神をアナシの神と稱へたとすべきである。アナシ神社は大和のみならず和泉にもあるが、必ずしも同一神を祭るものではあるまい。実粟郡の安師の舊名がスカ(住所)と呼ばれたのを見てアナシのシが栖の轉呼であることの一證とすることが出来る。此地は今アナシと呼ばれ、飾磨郡のものは阿成と稱へられる。

アナシヒメ(安師比賣)の神

播磨國実粟郡安師里に鎮座する神(風)。出自が説かれて居らぬ所を見るに此地の土豪であらう。伊和の大神の嫡に應じなかつたといふ神話がある。

アナスエのアシキラヒモノ(足端凶棄物)

足末の切拂ひもの即ち足の爪の意。——キラヒモノの項下参照。

神代紀一書に科(罪)罪於素戔鳴尊而責其賊具、是以有手端吉棄物、足端凶棄物とある。次の一書によれば以手爪爲吉棄物以足爪爲凶棄物とあるから、手足の爪を意味することは疑がない。キラヒモノ(其項下参照)としての爪の用途はかはりはない筈であるが、之を吉凶兩面にわけ、足が手よりも下位にあり、且アシ(足)、アシ(凶)相通するのでアシキラヒ物としたのであらう。

アナセ(痛脊)の川

実粟集四巻に「世の中の女にあらば我が渡る痛脊の川を渡りかれ

めや」とある。上記アナシ川の轉呼であらう。

アナト(穴戸)の神

原義は穴處であるが穴居を意味し、轉じて穴居の跡のある地をアナトと稱へたのであらう。——アナシの項下参照。

紀記にアナトの國とあるのは多くは後の長門國をいひ、就中仲哀天皇の行在所であつた穴門の豊浦は今も長門國に残存する地名である。其外にも景行紀に吉備の穴戸の武媛といふ名が見え、神名帳には備中下道郡に穴門神社をあげて居る。アナシと同じく穴居の遺跡が多かつたのでアナトと名づけたものとすべきである。

長門は長い水門即ち下の關海峡によつて名を得たのであらうが、アナトは右の如く他にもある地名であるから、關門海峡に附會して洞穴のやうな水門の意と説くのは牽強の嫌がある。大古早稲は大洞門であつたといふ俗説の如きは論ずるに足らぬ。

アナト(穴門)の直ホムタチ(踐立)

仲哀神功朝の人(紀)。水田を獻じたとあり、又三筒男神の啓示により其荒魂を穴門の山田邑に祀り、此人が祭主に任ぜられたとある。穴門の直の祖とも記されて居る所を見ると、此地の土豪で祭主に任ぜられたが故に其子孫が「直」のカバネを名乗るやうになつたのであらう。名の義はホムタチの項下に述べる。

アナト(穴戸)の神

穴所即ち穴居地の神。

備武命が筑紫から凱旋の途中山神河神及穴戸神を皆言向和されたと

ある(記)。長門國を古アナトと稱へたので、之をも長門の國つ神と解するものが多いやうであるが、紀の傳承には吉備の穴門の荒神を殺されたことになつて居り、確實に或る地點をさしたものとと思はれず、山神河神と同列にあげてある所を見て、一般的に穴居地の神即ち先住民の首魁を征服せられたことをいふものと解すべきである。

アナト(穴門)の國造

景行朝邇伎都美命四世孫津島命が國造に定められた(舊)。櫻井田部同祖とあるが、此氏は武内宿禰系らしく、景行朝にニギツミといふ名の人があり得たと思はれぬ。恐らくは上記の穴門直と同氏で、後日櫻井田部氏が繼承したのであらう。

アナト(穴門)のトヨヲ(豊浦)の宮

仲哀天皇の宮號(記、紀)。トヨヲは和名抄に長門國豊浦(止與真)郡とあり、今も現存する地名である。

アナナヒ

「足荷ひ」の轉呼、タスク(手次)と對立する語である。續紀三、五、二四、四八、六一等に「アナナヒ奉、轉佐(又は扶)奉」とある。

アナニヤ(研哉)

研哉此云ニ執奈珂夜と訓註してある。集解、信友校本等に「研」の字の下に「恵」の字を加へたのは蛇足である。ニはニギ、ニコ等の語幹で暢遠の意、アナ、ヤはいづれも感動詞で

あるから、アナニヤは後代語に釋すれば「あなこちよや」といふことであらう。——研哉の二字はアナニヤと訓註せられた例もある(其項下参照)。

(神武紀)研哉平國之獲矣——平の字は訓註によれば古本にはないといふことである。挿入と見るべきであらう。

アナニヤシ(阿那邇夜志)

ア(善)ナニ(二人稱敬語)ヤシ(感動詞)

古事記美斗能麻呂波比の條下に男女二神が互に「阿那邇夜志愛登古哀」「阿那邇夜志愛登古哀」といひ交されたとある。アナニは次々の條下に我那邇夜命とある我ナニと同様に二人稱に用ひられたので、愛登古哀、愛登古哀の哀はヨに通じ、「い、少男よ」「い、少女よ」といふことである。其故に今の言葉に直せば「あなたや、い、男よ」「あなたや、い、女よ」といふほどの意とせねばならぬ。——舊説には誤解がある。

書紀には此語を「善哉過可美少男二焉」等と譯し、釋紀には之にアナ、ウレシ、エヤ、ウマシヲトコニアヒヒと訓してある。然るに紀の二書に研哉可愛男歟と記し、其下に研哉此云「阿那而惠夜」と訓してあるので、記のアナニヤシをも強て研哉の意に説きなしたものが多く、之は漢意を以て書かれたものであるから、古語の標準とすべきものでないのみならず、少男歟と哀登古哀との間に語義及語勢の相違があることを注意せねばならぬ。——研哉可愛少男歟を訓註に從うて古語に直せばアナニエヤ・エナトコカモである——又ヤシとエヤとも同じ揚

合に用ひらるべき感動詞ではない。エヤは歡喜を表示する聲であるが、ヤシは軽い感情の動きを表現するもので、誰ヤシ人(武烈紀)の如くも用ひられる。古語を説くに當つては一番でもゆるがせにせぬやうにせればならぬ。

アナニエヤ(研哉)

神代紀一書研哉少男歎とある下に研哉此云三阿那而惠夜と訓してある。

上記アナニヤと略々同義で、ヤの代りにエヤといふ感動詞が用ひられたのである。エヤは歡喜を表現する聲(其項下参照)であるから、アナニエヤは「あ、嬉しや」といふほどの意である。

記の一書の研哉可愛少男歎(又は美哉少男)が記のアナニヤシエヤトコトの漢譯であるとすれば、明に原意の誤解であるが、恐らくは記とは別傳によつて「嬉しやよい男だなア」といふ意味で書かれたものであらう。

アナハトリ(穴穢)

アナはアヤの訛。ハトリはハタ、オリの約。

應神朝阿知、都加父子を遣して奥から求められた工女(紀)。雄略紀に漢織吳織とある所を見るとこのアナハトリがアヤハトリの轉呼なることは明である。アヤといふ語は安城(カラと同原の語)から訛つたものであるから、奥から連れて歸つたことには疑があるが、或種の布を織る工人の稱呼と解すればよい。——此工女の裔が蚊屋の衣縫とよばれたとあることを見ても、カラ、アラ、カヤ、アヤ、アナが同語であることが知れる。

アナホ(穴穢)(地)

アナ(穴)ホ(塵)の約。

佐保、阿保の如くホといふ語から出た地名は少くはない。アナホもまた其例である。サホが茅屋の意なるが如く、アナホも穴塵で轉じて地名となつたものであらう。石上の穴穢、志賀の高穴穢は泉居の地として知られて居る。

アナホ(穴太)の足尼

物部氏八世噲咩宿禰の妻比咩古の命の父(舊)。市師宿禰等の祖とある(其項下参照)。

アナホ(穴穢)の命(天皇)

安楽天皇の御名(記、紀)。石上の穴穢に居住せられたから、穴穢の名を以て呼びまゐらせたのである。

アナホ(穴穢)の宮

安楽天皇の宮(記)。記には石上之穴穢宮とある。

アナホ(穴穢)部

雄略朝に設定せられた民部(紀)。先帝穴穢天皇の御名に因んで設けられたものであらう。

アナミス(大罽)

豐後風土記に大罽を訓阿那美須と訓註してある。

アナは感動詞とも解せられるが、誓をミスと訓む理由を明にせぬ。或は「那」の次に「加」を脱したので、アナカミスといひ、アナカマシの訛ではあるまいか。

アナワコ(穴委古)の命

大島(周防)國造(舊)。先邪志國造と同祖兄弟多毛比命の兒で成務朝に任命せられたとある。武藏から遙々山陽道に赴任したとは思はれぬが、或は誤傳ではあるまいか。アナワコの語義も詳にし得ぬ。委は一本には倭とある。

アニ(豈)

朝鮮語アニ(アハ)と同語。

アハは今では否定語として用ひられる。例へばアハサオ(約してアハといふ)は「爲」の反對で、アハサハ「然らず」の意であるが、古は「豈なさむヤ」の意であつたのかも知れぬ。

(仁德皇后の御歌)夏虫の火虫の衣二重着てかくみやたりはアニよくもあらず(紀)

(萬三) 價なき寶といふとも一杯の濁れる酒にアニまさらめや

(同) 夜光る玉といふとも酒のみて心をやるにアニしかめやも

(萬四) 八百日行く瀆の砂も吾が戀にアニまさらじか沖つ鳥守

あにくやしし(歌詞)

アは感動詞、ニタヤは「憎や」の意か。アヤニタ(生憎)といふ意のやうである。——シヅシは下の意の形容詞で「劣る」といふ意であらう。萬葉集十四卷上野國の歌に「田胡の福によせ細はへてよすれどもア

ニタヤシヅシ其かほよきに」とある。歌の意はよせ詞を以て、歌をよせるやうに寄せて見ても、生憎其か思ふ美人に劣るといふ意であらう。

アヌ(阿野)姫

物部二世産湯支命の妻、父は日下部の馬津、名は久流久美(舊)。此アヌは日下村の一地點の名であらう。

アヌ(安努)の君ヒロシマ(廣島)

萬葉集十九卷に越中射水郡の大領と記された人。阿努は射水郡の地名(和名抄)であるから、此地の土豪(國造)で、大領に就任したものであらう。

アヌ(阿努)の建部の君の祖フトタマ(太玉)

物部氏八世噲咩宿禰の妻の一人鴨姫の父(舊)。建部は倭建命の爲に設けられた民部で、アヌは其婿であるが所在を詳にせず、又太玉の子孫が此建部の首長となつた由來も詳でない。

印本太玉とあるが、姑く延佳本に従ふ。

アヌ又(安努努)(地)

アヌ(地名)の野の意。

萬葉集東歌に「原野のアヌ野行かむと治りし道アヌ野は行かすて荒れ草たちぬ」とある。アヌといふ地の所在は判明せぬが、駿河國駿東郡浮島村附近は古阿努と稱へられたから或は此地のことではあるまいか。——倭姫世紀にあげた伊勢の地名中に草野阿野國とある地ではあるまい。

アネ(姉)

ア(接頭語)ネ(敬稱)——ネの條下を見よ。
アはアギ(アゴ)、アセ(アソ)などのアと同じく呼稱の爲に接頭したので、語義は單にネである。其故に男女にか、はらず長者に對して用ひたのであらうと思はれるが、之からアネといふ語が分派した後は専ら女性に對して用ひられるやうになつた。さりながら此語は本初弟妹から兄弟をよぶ第二人稱で、第三人稱として長幼を區別するにはつかはれなかつたと信すべき理由がある。其故に姉といふ字を用ひてもエ又はイロエと讀まればならぬ場合のあることを知らねばならぬ。

アネコ(姉子)

上記のアネにコ(子)を添付したので、婦人に對する敬稱として用ひられたのであらう。婦人をアネゴといふのは此語の名殘である。

(熱田縁起倭建命の歌) 阿由知何多 比加彌阿彌古波 和例許幸止 止許佐留良幸也 阿波禮阿彌古乎
(式) 尾張國水上姉子神社

右の例のアネコは美夜受姫のことであらうが、決して固有名詞として用ひられたのではない。

アネトホコ(兄遠子)——エトホコの項を見よ。

アハ(粟、阿波、安房) (地)

粟の生育する所といふ意を以て地名に用ひられた。阿波、安房二國をはじめ淡路島、粟ノ島の穂、粟島、阿波里等皆其である。然るに阿波

の國を除いては古來多くは他の意味に附會せられた。其は同義の地名が方々にあることを不都合とした爲であらうが、同地名は他にも極めて例が多いから、之のみを特別に考へる必要はない。

アハ(粟)河

常陸國那賀郡を流る、川(風)。和名抄那賀郡阿波河は此河名と關係があるのであらう。阿波河は今の東茨城郡澤山村大字阿波山といふ地名にのこり、其邊一帯を指稱したもの、やうである。其故に粟川は今の那珂河の別名とすべきである。

アハ(粟)の首

景行天皇の皇子豐門別の後(舊)。豐戸別の母は粟の武媛で、其後裔中には水間君、菟智首、筑紫火別君等があるから、此アハも地名であるとすれば九州附近と思はれるが、所在を詳にせぬ。

アハ(阿波)の君

日本武尊の子息長田別命の後(舊)。此ナガが長國(安房國那賀郡)に因むものとすれば、此王子の子孫が阿波君となつたことも所以があるやうにおもはれる。

アハ(粟)の國造

應神朝高皇產靈尊九世の孫千波の尾尼が國造に定められた(舊)。これは四國の阿波をいふのである。

アハ(阿波、安房)の國造

成神朝天穗日命八世孫國造倭命の孫大伴直大國造に定められたとある(舊)。このアハは安房國安房郡をいふのである。

アハ(粟)の小島

萬葉集九卷に「百傳ふ八十の島分をこぎくれど粟の小島は見れどあかぬかし」とある粟の小島は瀬戸内讃岐多度津沖の粟島であるらしい。從來此島と淡路島の別名なる粟島とを混淆するものが多いが、アハ島は諸國にある島名で讃岐のものに限らぬのである。

アハ(淡)島(洲)

古事記にイザナギ、イザナミの命所生國土中水蛭子ミヅカマゴと同時に生れて子の數に入らなかつたといふ淡島といふ名がある(紀の二書にも同様の記事がある。古事記と同一傳説が採録せられたものと思はれる)。之は淡路島のこと、人格化して穂之狹別ともいうたのを傳承者が誤つてホノサマケを島名と解した爲——其項下參照——アハ島が餘分になり、其始末に困つて水蛭子と同様に扱つたものと思はれる。紀の本文をはじめ他の五傳説には之に相當する島を皆淡路島として居るのである。——刊本には淡路洲淡洲と重ねて書いたもの(一書の第六)があるが、古寫本には淡洲の二字がないから挿入と見るべきである。——淡路島をアハシマというた例は其外にも少くはない。

(仁徳御製)おしけるや 難波の時よ 出で立ちて 我國見れば アハ島 オノコロ島 アヤマサの小島も見ゆ サケツ島見ゆ(記)
(萬三) 武庫の浦をこぎたむ小舟アハ島をそがひに見つゝともしき小舟(萬七) 粟島にこぎ渡らむと思へども明石の門波未ださわけり
此等の歌を讃岐國の粟島と解することは其無理である。アハ島は讃

岐の外にも諸國にある島の名であるから、古歌に見ゆるアハ島を置く淡路島なりとするのは出来ぬが、上記の如きは必然アハツシマのことであらねばならぬ。

古事記の此明白なる誤傳に氣づかずして、紀に意所不愉快故名之曰淡路洲とある註記に提はれて淡島は父母の淡み屋くみ給ふといふ意で命名せられたと説くのは牽強である。紀の分註は後人のさかしらなることはアハツシマの項下に述べる通りであるが、假に之を信すべきものとしても、淡島が淡路洲と同一なりとせざる限り、淡路洲の註釋を淡島に適用することは出来ぬ筈で、若し淡路島の義なりとせば御子の數に入れずといふ記の事と矛盾する事になるのである。昔の人は右の如き不合理をも意に介しなかつたやうであるが、今日では到底許されぬことである。

アハ(淡)島

少彦名の神が粟莖に彈かれて常世の郷に飛んだ地點(紀一書)。釋日本紀所引伯耆風土記に相見郡の郡家の西北にある一地點が其であるとあるが、信用するに足らぬ。粟莖に彈かれたとあるから此淡島が粟島を意味することは勿論である。

アハ(安波)島

萬葉集十五卷新羅遣使一行の歌中に
いつしかも見むとおもひしアハ島をよそにや懸ひむ行く由をなみ
アハ島の述はじと思ふ妹にあれややすいもれすて吾がこひわたる
とあるアハ島は麻里布の浦航過の時の作であるから、——其項下參照——上の圖附近であらねばならぬ。或は今宇和島と稱する小島が其で

はあるまいか。

アバ(安婆)の島

常陸行方郡の地名(風)。建カシマの命が對岸を展覧した島とある。今は形跡を止めぬが、恐らくは信太郡(稻敷郡)と隣つゞきになつたのであらう。今も稻敷郡の東部に阿波及阿波崎といふ名が残つて居る。安婆がアハ(粟)の意なるべきは勿論である。

アバ(安伐)の里

常陸風土記行方郡の條下に建カシマの命が賊衆を屠る際安く殺せといふた所を安伐の里と名づけたとある。郡考には今の延方村のうち古高の安波臺を以て之に擬して居る。安く殺せば安伐といふ漢字についての説明であるから、勿論アバの名の所由ではない。恐らくは安婆之島と同じく稻敷郡阿波崎附近のことであらう。

アハ(粟)のト(門)

舊訓アハノミトとあるのは水門の意で、文字を添へて訓したのであらう。勿論誤訓ではないが、由良のトなどといひ水門を單にトと稱することもあるのである。

イサナギの歌が讀しようとして潮が急いから止められたとある地(紀一書)。阿波の水門、即ち今の鳴戸のことであらう。

アハ(淡)の水門

景行紀に天皇が東の淡の水門を渡られたとある。東の淡は即ち安房であるから、其水門は今の東京河をいふものと思はれる。

この東をアツマと訓するのは誤りである。

アハカ(粟鹿)のカフチ(川内)

播磨國神前郡の川名(風)。但馬の安相郡粟鹿山——和名抄但馬國朝來郡粟鹿——から流れて来る川であるが故に、粟鹿川内といふとある。カフチはカハウチの約で、ウチは急湍を意味する語である。——オホウチカハ及カフチの項下参照。

アハキ(阿波伎)〔人〕

齊明天皇の七年來朝した耽羅(濟州島)の王子(紀)。耽羅の入貢は之を以て最初とする——トムラの項下参照。

アハキ(阿波岐、檣)原

イサナギの命が禊をせられたといふ筑紫の日向の地で、古事記には橋小門之阿波岐原とあり、紀には小戸橋之檣原とかいてある。——他の一書には單に橋小門とある。——檣といふ字については和名抄に説文を引いて梓屬なりとし、亦爾雅によつて檣木一名也とあるが(梓谷按齊の箋註によれば爾雅には檣をいはず、其郭註に土檣とあるのを順朝臣が見誤つたのであらうといふことである)、梓と檣とは同一物でないから、確實なことは知り得なかつたのであらう。案ずるにアは接頭語でハキは芽子を意味し、橋の小門(又は小門の橋)の芽子原といふ意とおもはれる。——所在地については橋の小門の項下に述べる。

アハキヘワナサヒコ(阿波枳閉委奈佐比古)の命

出雲國大原郡枳閉山に舟を曳いて來て居た神(風)。ワナサは意字

郡の地名であるから、此神は其地の豪族で、大原郡に移住したものと思はれる。アハキへは吾者來經の意であらう。

あはずま (歌詞)

送はのママ(編)といふ意であらう。——マの此用法はコリズマの如き例もある。

萬二つねばたまの夜見し君をあくる朝アハズマにして今ぞくやしき

アハタ(粟田)の朝臣マヒト(真人)

天武朝の人(紀)。筑紫の大宰ともなり唐にも使した。朝臣のカバネを給はつた時、之を父に譲りたいと奏請したが許されなかつたとある——アハタの区の項下参照。

アハタ(粟田)の娘子

萬葉作家。大伴家持に意を寄せた人。粟田朝臣家の女であらう。

アハタ(粟田)の臣(朝臣)

天押帶日子命(孝昭天皇の皇子)の裔(記)。大春日臣の一支で春日粟田臣とも稱した。天武十三年朝臣に昇格(紀)。和名抄には山城國愛宕郡上粟田、下粟田郷をあげて居るが、或は大和の春日にも粟田といふ地があつたのかも知れぬ。

アハタ(粟田)の臣イヒムシ(飯虫)

孝徳朝の人(紀)。

アハタ(粟田)の臣ホソメ(細目)

推古——皇極朝の人(紀)。推古天皇十九年元田の朝臣に供奉したとあり、又舒明天皇の大葬に輕皇子に代つて誄を奉つたとある。粟田細目臣とも記されて居る。

アハタ(粟田)の女王

萬葉作家。續紀に寶字八年正三位粟田女王焉とある。

アハタ(粟田)の大夫

萬葉集五卷に大宰の小貳粟田大夫とある。續紀に粟田朝臣人上とある人であらう。天平十年武藏守を以て卒去。

アハタ(粟田)のホソメ(細目)の臣——アハタの臣ホソメの項下を見よ。

アハタコ(廣)

ア(接頭語)ハタ(ヒダの轉)コ(子)

和名抄に額字亦作阿波太古俗云阿波太、今案廣與。誰何一名異實同聲也とある。字鏡、聲心方等にも廣にアハタコと訓してあるが、此語はヒヂ(臂)、ヒザ(膝)の原語ヒダ(槽)にアを接頭してアハタといひ、更に指小接尾語コ(子)を添付したものであらう。二次生の語であるから、古語の訓とするには適當せぬ。神功紀に廣助をアハタコと點してあるが、之はヒザのヌサと訓むべきである。

アハチ(淡路)の宮

仁徳朝神皇產靈尊九世孫矢口足尼が任命せられたとある(舊)。

アハチ(淡路)の國造

仁徳朝神皇產靈尊九世孫矢口足尼が任命せられたとある(舊)。

アハチ(淡路)の宮

仁徳朝神皇產靈尊九世孫矢口足尼が任命せられたとある(舊)。

瑞齋別(反正)天皇御生誕の地(紀)。宮の傍の瑞井の水で皇子を洗ひ

まらせらる時、タチ(虎杖)の花が井に散り落ちたから多遲比瑞齋別と

地名辭書には此淡路はタチと訓み河内の丹治比のことであらうと致

アハチ(淡路)のホノサワケ(穗之狭別)の島

古事記にイサナギ、イサナミ二神所生國土の一としてあるが、ホノ

アハチ(淡路)のミハラ(御原)の皇女

和名抄に四聲字苑云龍魚名、似蛤備、著石、肉乾可食、出青州海

アハチ(淡路)のミハラ(御原)の皇女

和名抄に四聲字苑云龍魚名、似蛤備、著石、肉乾可食、出青州海

アハチ(淡路)のミハラ(御原)の皇女

和名抄に四聲字苑云龍魚名、似蛤備、著石、肉乾可食、出青州海

アハチ(淡路)のミハラ(御原)の皇女

和名抄に四聲字苑云龍魚名、似蛤備、著石、肉乾可食、出青州海

アハチ(淡路)のミハラ(御原)の皇女

和名抄に四聲字苑云龍魚名、似蛤備、著石、肉乾可食、出青州海

アハチ(淡路)の宮

仁徳朝神皇產靈尊九世孫矢口足尼が任命せられたとある(舊)。

アハチ(淡路)の國造

仁徳朝神皇產靈尊九世孫矢口足尼が任命せられたとある(舊)。

アハチ(淡路)の宮

仁徳朝神皇產靈尊九世孫矢口足尼が任命せられたとある(舊)。

あつて名を置かれたのであらう。記に阿具知能御腹郎女とあるのも同

一人のやうである。

アハチ(淡路)のミナ(御井)の宮

和名抄に四聲字苑云龍魚名、似蛤備、著石、肉乾可食、出青州海

アハチ(淡路)のミナ(御井)の宮

和名抄に四聲字苑云龍魚名、似蛤備、著石、肉乾可食、出青州海

アハチ(淡路)のミナ(御井)の宮

和名抄に四聲字苑云龍魚名、似蛤備、著石、肉乾可食、出青州海

アハチ(淡路)のミナ(御井)の宮

和名抄に四聲字苑云龍魚名、似蛤備、著石、肉乾可食、出青州海

高集四巻に「玉緒を沫緒によりて結べらばありて後にも逢はざらめやは」とある。沫は借字でアハ緒即ちアハタ緒つた緒の意ではあるまいか。後に逢ふことの譬に用ひられて居るのであるから、ニコ様であらう。此歌を六帖には「あわ緒によりて結べれば絶えての後もあはむとぞ思ふ」と直して入れ、拾遺貫之の歌に「春くれば誰の白糸いかなれやむすべども尙あわに見ゆらむ」とあるが、アアの原語はアハで粟粒の意から轉じたのである。

アヒ(阿比)野

播磨國高砂郡の地名(風)。應神天皇が從臣と會合せられたが故にアヒコ(阿比)野といふとある。

アヒ(阿備)のカシハラ(柏原)

アヒはアハ(阿倍、阿閉)と同語で火の意であらう。アイヌ語、マレトギネシア語でもアヒは火を意味する。

紀伊國の一地名で、武内宿禰の母影姫の郷土(景行紀)。今の海草郡安原村字松原附近であらう。柏原といふ小名も残つて居るといふことである(紀伊國風土記)。現に朝日といふ字のあるのはアヒと關係があるのではあるまいか。

アヒカ(相鹿、逢鹿)の里

アフカ、アイカとも稱へられたもの、やうである。

常陸行方郡及久慈郡の里名(風)。倭武天皇の妃大橋比賣の命が僕から下られて此地で會合せられたから安布賀之邑と稱へたとある。行方郡の相鹿はその太田村及大和村地方で和名抄には逢鹿とがき、アイカ

と振假字してある。久慈郡の逢鹿は風土記に助川の舊名とある。

アヒカ(逢鹿)の驛

肥前國松浦郡の地名(風)。——今海村の内大字相鹿——風土記には神功皇后新羅征討のとき此道路御願山中、鹿に逢はれたので逢鹿と名づけたとある。

アヒコ(阿弭古、阿毘古、我孫)

ア(接頭語)ヒコ(産)

アは吾といふ義もあるが、此場合はアキ、アセ、アネのアと同じく接頭語である。——アヒコ(英彦)山の如きは單に産山ともいふ。——男子の敬稱であるが、轉じて一種のカバネとして用ひられるやうになつた。之に孫の字を充てたのは借字である。此カバネを有するものには山部阿弭古(紀)、依網之阿毘古、木國酒部阿毘古(記)、輕我孫(姓氏錄)等があるのであるが、地名(和泉、攝津、近江、下總)、苗字等に殘つて居る所を見ると古は驚く用ひられたものと思はれる。

アヒコ(相子)の停

肥前國佐賀島の泊(風)。續紀實錄七年潤八月の條下に合意田浦とある。今の南松浦郡五島福江島と久賀島との中間の田の浦瀬戸といふ地であらう。

アヒタ(阿比多)

欽明紀十一年の分註に百濟本紀を引いて日本使人阿比多三舟を率ゐて來るとあるが、アヒヒといふ人名は考へ得ぬ。

アヒツ(相津、會津)

河川の相會する所をいふのであらう。岩代の會津は和名抄にも陸奥國會津(阿比豆)郡とある古い地で、阿賀川と沼川との會流地帯をいふのであるが、建沼河別の命が其父大彦命と會した地點をこゝと断定する事はできぬ。尾張にも同名の地がある——其項下参照。

あひまくらまく

「相枕らせんことよ」といふ意。

大雀皇子の御歌。道の後には少女を神の如聞えしかども相マクマク(記、記)

此歌は第四句と第五句との間に「今賜つた髪長姫を」といふ意を補つて聞くべきである。木幡少女は矢河村比賣姉妹のことと、父天皇の妃である。大雀命が之に懸想して神のやうに思つて居られたが——恐らくは髪長姫の場合のやうに之を賜りたいと乞はれて許されなかつたのであらう——髪長姫を給はつたから之と疑ふといふ意。同時に詠まれた第二の歌と合せて考へると意がよく通ずる。コハヤ少女を髪長姫の別名とするのは無理な解釋である。

アヒムヘ(相背)祭

アヒ(相)ムヘ(背)アヘ(髪)の約

仲冬上卯或メ神社に於て神主が官の幣帛を受けて行ふ祭をいふ(令義解)。延喜式にも相背祭神七一座、新嘗祭神三百四座をあげて居る。伊勢神宮以外の由緒ある神に新穀を獻する祭で、天皇の御相伴といふ意であらう。

アヒラ(阿比良)比賣

倭武天皇の妃、多壽志美美命の生母(記)。阿多の小橋君の妹とある。紀に吾平津媛とあると同人である。アヒラは筑紫の日向の地名で、今も薩摩國始良郡、大隅國肝屬郡始良村に其名が殘つて居る。

アヒラ(阿俾良)の依姫

天村雲命の妻(舊)。アヒラは地名であらうが、日向のアヒラ(大隅國始良)と思はれる。或は紀國名草部阿比のことではあるまいか。ヨリ姫は神のよりましの貴女の意、即ち女祝をいふのである——アヒの柏原及ヨリヒメの項下参照。

アヒラ(吾平)のヤマヘ(山上)の陵

ウガヤフキアヘズの尊の山陵(紀、諸陵式)。大隅國肝屬郡吾平郡中之嶽が其であると推定せられて居る。

アヒラツ(吾平津)媛

倭武天皇の妃、日向國吾田邑の人(紀)。記には阿多之小橋君妹名阿比良比賣とある。

アフ(逢)の臣サヌキ(讃岐)

馬飼首歌依の妻(欽明紀)。逢は借字で、アフ、オフ、オホは相通であるから多岐であらう。サヌキは地名を取つて名としたもので、和名抄大和國廣瀨郡散吉郷、神名帳に同郡讚岐神社とある地であらう。——オホの臣の項下参照。

アフ(逢)の臣シマ(志摩)

天武天皇の近臣(紀)

アフカ(相鹿)の里—アヒカの里の項下を見よ。

アフクマ(阿武隈) [地]

陸奥の川の名、大クマの義で、今の熊町に流れるクマ川に對し大クマと呼ばれたのであらう。近世は字によつてアフクマとも稱へられるが、地方の人は今でもアフクマというて居る。

(風俗歌陸奥) あはれ 安武久末爾 きり立ちわたり 明けぬともせななばやらし 待てばすべなし

アフコ(枋)田 [地]

播磨國保原郡の地(風)。枋が折れて落ちた地とある。枋は和名抄に杖名也、和名アフコとあり、今いふ天祥棒である。

アフサカ(逢坂、相坂) [地]

近江國滋賀郡と山城國宇治郡との堺。大津の西にあたる坂で古歌にも屢々よまれた有名な地である。神功紀に武内宿禰が忍熊王を追うて此地で逢うたから逢坂といふとあるが、同書には王は宇治川の南岸で敗れて近江へ遁れたとせられて居るから、此地を通過した筈はない。或は「逢坂に逃れ退く」とある記の傳承がまぎれたのか、或は逢坂の名の所由を説明せんが爲に後人が此一節を挿入したのであらう。アフサカはアフサカに通ずるから大坂の意と思はれる。大和から河内へ越え

る坂を大坂と稱へたやうに、近江路の大坂といふ意で命名せられたのであらう。

アフサワニ(相左和仁、相狭丸)

アフ(大)、サハ(多)の轉呼であらう。アフがアフとなり、サがハに通ずるのはめづらしからざる例である。

大多郎ち俗語の「矢鱈」といふ意であらう。

後の歌のホシは「欲し」に法師をいひかけたので、僧の詠じた歌であらう。

(萬二) さを鹿の萩にぬき置ける露の白玉、アフサワニ誰の人かも手に巻かむらふ

(萬二) 山城の久世の若子がほしといふ我、アフサワニ我をほしといふ山城のくぜ

アフチ(棟) [植]

和名抄に玉篇云棟其子如三櫛類、白雨結、可ニ以澁衣者也、本草云阿布知とあり、和名本草には棟實にアフチノミといふ訓をあたへて居る。

今いふセンダンで、アフチとも稱へることがある。語原語義不明。

アフヒ(葵) [植]

和名抄葵葉部葵類中に本草を引いて葵、寒無毒者也、和名阿布比とある。冬葵といふ食用植物である。冬に淡紫、暈の小花をひらく。觀賞するに足るものでない。支那では之を向日葵とも稱し、葵葉似日と傳

へられて居る。此義によつて逢日と名づけたのであらう。今のアフヒは對葵を云ふのである。

アフミ(近江) [國名]

和名抄近江(知加津阿不三)とあり、中古は多くは淡海といふ字を用ひたから、アハワミ(淡海)の約で、遠く淡海(瀛州瀛名湖)に對し近江と名づけたといふのが殆ど定説であるが、聊か疑がある。左に之を述べる。

- 一、古書に清水をアハミツというた例がなく、またアハに無鹽といふ意味はない。
 - 二、若しアハワミといふ語があるとすればカラワミ(鹹湖)といふ語もあり得た筈であるが古書に見えぬ。
 - 三、諸國に淡水湖が多いが一もアフミとよばれるものがなく、皆ミツワミと稱へて居る。
- 其故に淡海はアフミといふ音にあてられた借字とせればならぬ。案ずるにアフミはアフミ即ち大水の訛で、ワミ(海)と同義であらう。ウミの項下参照—遠江もまたトホツアフミ(又はトホツアフミ)で、和名抄に止保太阿不三と訓したのは順朝臣の誤解とおもはれる。

アフミ(淡海、近江)の臣

建内宿禰の子波多の八代の宿禰の裔(記)。姓氏録には擧げられて居らぬが、繼體紀に見える毛野区は此氏人のやうである。此氏が分れて近江毛野区、近江脚身区等と呼ばれるやうになつたものと思はれる。

アフミ(近江)の臣ミツ(満)

崇峻朝東山道巡視に派遣せられた人(紀)。名の満は一本に滿としたものもあるといふ。

アフミ(淡海)の神

播磨風土記賀毛郡の條下に見える神名。花浪の神の妻で夫に追はれて自盡したとある。淡海は借字で、恐らくは明石郡邑美郡(和名抄)の神であらう。

アフミ(淡海)の國造

成務朝産坐王三世の孫大陀牟夜明が任命せられた(國造本紀)。記に後建命の妃布多連比賣の父近淡海、國造意富牟牟和氣とあると同人であらう。同書には此外に天押日子命の後裔中に近淡海の國造をあげて居る。—チカツアフミの國造及チカツアフミのヤスの國造の項下参照。

アフミ(淡海)の真人ミフネ(三船)

大友皇子(弘文天皇)の曾孫、葛野王の孫。幼年佛道に入つたが、孝謙朝還俗して淡海の真人の姓を給はつた。惠美押勝跡に功があつたので、正五位上勳三等に叙し中務大輔兼侍從に任ぜられ、後朝諡を蒙つて大宰少貳に貶せられたけれども、許されて刑部卿に昇任した(續紀)。備佛二道に造詣が深く大學頭文章博士を兼任し、釋紀によれば神武天皇以下の誰は此人が護衛したものであるといふ。

アフリ(近江)のアシミ(脚見)の臣イヒフタ(飯蓋)

推古朝の人、新羅征討副將(紀)。近江の臣の一族で脚見は地名と思はれる。刊本には単にアシと誤してある。恐らくは栗太郎兼清(今常野村)で、兼清とも兼と稱へられたのであらう。——此地には安閑朝に屯倉を置かれたことが記録せられて居る(紀)。

アフリ(淡海)のカハカレ(川枯)姫

物部二世産湯支命の配(舊)。出石心大臣の母である。カハカレは近江の一郷で、神名帳に甲賀郡川枯神社とある地。姓氏録によるに川枯首は阿日加伎食命國世孫阿日夷沙比止命の後也とある。國つ神(土豪)の後裔であらう。

アフリ(近江)のケヌ(毛野)の臣

繼體朝任那駐劄官として失政の多かつた人(紀)。近江臣の一支で、ケヌは地名であらうが、所在を詳にせぬ。其妻の挽歌によればケナの種子とある。ケナは毛野の轉呼であらう。

アフリ(近江)のタケベ(建部)の君

日本武尊の子稚武王の後(舊)。配に賴依別王の後としてあげた武部君も亦近江を本貫としたものとおもはれる。或は同一氏が二機に傳へられたのではあるまいか。

アフリ(近江)のヤマのキミ(山君)

近江の山部の君をいふ。山部の君は其所在地名を冠して春日山君、

小月山君の如く呼ぶことを例とする。近江の山君の系譜は不明であるが、仁徳紀に近江山君稚守山の名が見える。

アフリ(阿富山)

播磨國多賀郡の地名(風)。杓を以て突を齧うたからアフリといふとあるが、信用し難い。或はオフヤマ(大山)の意ではあるまいか。

アフリ(油置女)の命

オキメ(老嫗)の項を見よ。常陸國菟塚山に占據した山城(風)。——土豪の意——アフリは神功紀にも筑前の土蜘蛛の名として田油津姫をあげて居る。ハフリ(祝)の轉呼であらう。——ハフリの項下を見よ。

あふりとやひはりと (歌詞)

神樂「早歌」に
アフリトヤ ヒハリト ヒハリトヤ アフリト ヨすりあげよ
そりあげん そりあげよ ヨすりあげむ
とある。アフリは扇り、ヒハリは俗語の「ふはり」に相當する語で、ヨすりあげそりあげることの形容詞である。

愚案抄には此句を最終におき、あふり戸は掖戸などの風にあなるるを云也。ひはり戸は板のひわれたる戸也」と釋し、眞淵は「雨をさふる戸、日をさふる戸」の意味と解き、守部はアフリトは抄の説に従ひヒハリトは瀧水ヒハリトとあるによつて檢割戸とする等、いづれもトを戸と解して居るが、こゝに戸を點出せらるべき理由のないことを考へればならぬ。

アヘ(髪)(壺)

アヘ(合)の他動詞。

合の意から轉じて(一)加入(二)供養等の意に用ひられる。

原義は今もアヘモノ(養物)などいふ語に残つて居る。差し加へるといふ意の活用語尾として他語に接合せられることが多いが、アヘナシ(無髪)、アヘチ(敷)、アヘズ(不敷)のアヘも亦此意から轉じたものと思はれる。供養の意のアヘもニヘ(賃)、ナヘ(骨)の如く他の語の結合する場合が多い。

アヘ(阿倍) [地]

アイヌ語及マレーゴリネシア語のアヘ(火)と同語であらう。

族名から轉じた地名で阿閉とも書き伊賀、大和、攝津等に於て之を見らるが、就中和名抄駿河國阿倍郡(今の安部郡)は此族の根據地で、一國をなして居たものやうである。——アヘの臣の項下を見よ——萬葉集十四卷「坂、こえて阿倍の田の面に居る鶴のともしき君は明日さへもがも」とあるのも此地であらう。

アヘ(阿閉) [地]

和名抄伊賀國阿拜(安部)郡。今山田郡と合併して阿山郡といふ。天武軍駕宿阿閉とあるのも此郡中の首地であらう。倭姫世紀には故郡とあり、神名帳には阿拜郡敷國神社をあげて居る。アヘと發音したことは和名抄の訓の外に逸文伊勢國風土記に阿倍志彦といふ神が伊勢郡産を攻めたといふ記事が之を證する。駿河の阿倍と同語で、族名より出た地名であらう。

アヘ(阿閉)嶋

景行紀に熊野が没利(六連)島と共に御宮として奉つたとある島。六連島の西方今藍島と稱へる島が之にあたるが、アヘといふ名の義は不明である。或は附近のナゴヤ(魚小屋)嶋の縁語で、魚をアヘ(鬻)るといふ意で置ばせたのではあるまいか。

アヘ(阿倍)の朝臣オイヒト(老人)

アヘの臣の項を見よ。

萬葉作家。遣唐使藤原の清河の隨員であらう。

アヘ(安倍)の朝臣オキミチ(奥道)

萬葉作家。淳仁——光仁朝の人(續紀)。

アヘ(安倍)の朝臣コオチ(子祖父)

萬葉作家。舍人親王に侍坐して歌を奉つたとある。續紀大寶三年武藏守に任ぜられた引田の朝臣祖父と同人ではあるまいか。

アヘ(安倍)の朝臣トヨツグ(豊繼)

萬葉作家。聖武朝の人(續紀)。

アヘ(阿倍)の朝臣ミアルジ(御主人)

御主人はミクシと訓むのちも知れぬ。

布制朝臣御主人と同人。續紀に阿倍普勢臣御主人と記されて居る。持統朝大納言に任じ(紀)、大寶三年右大臣を以て薨去。阿倍倉持麻呂

の子とある(續紀)。

アベ(安倍)の朝臣ムシマロ(虫麻呂)
萬葉作家。勝寶四年中務大輔を以て卒去(續紀)。

アベ(吾登)の海人

神功紀にアベ(吾登)の海人鳥麻呂といふものを偵察の爲に西海に遣されたとある。アベは族名で、アベは地名のアベと語原を同うし、アマ族の支流の區別稱呼であらうと思はれる(シガの海人などいふ稱呼もある)。此支族は上記の如く伊賀の阿閉郡、駿河の阿倍郡等に占據したが、阪東陸奥方面にも進出し、其首領駿鳥臣、陸奥臣、安積臣、會津臣等は皆阿倍を冠稱とした。——之を長門の阿閉島の一漁夫と解する從來の説は未だ考の至らぬものといはねばならぬ。

アベ(阿倍)の郎女(皇女)

應神天皇の皇女、御母は弟姫(記、紀)。大和の十市郡阿部に嫁故があつて呼稱とせられたのであらう。

アベ(阿倍)の女郎

萬葉作家。阿倍朝臣家の女であらう。

アベ(阿倍)の内臣トリ(鳥)

推古朝の人(紀)。阿倍の鳥臣又は鳥子臣と同人で、ウチは建内宿禰、可美内宿禰等の内と同じく、氏の意。其氏の宗家に特に冠せられる語である。

アベ(阿倍)の夫人

天武紀十年薨去とあるが、后妃のうちには此名が見えぬ。或は孝徳天皇の妃阿倍の小足媛のことではあるまいか。此夫人は皇子を生みまゐらせたから、特別の禮遇を給はつたのかも知れぬ。

アベ(阿倍)の臣

大彦命の裔(紀)。其子建沼河別命に出づ(記)。——阿閉臣の項下参照——駿河の阿倍を本貫としたもの、やうで、其子孫は東北に蔓延した。齊明朝阿倍の引田臣比羅夫が肅慎蝦夷を征討して大功を建てたので、其子孫大に顯はれ、天武朝に朝臣に昇格した。支族には引田朝臣、久努朝臣、他田朝臣、小殿朝臣、志斐連等があつて、皆阿倍を冠して居る(續紀、姓氏錄)。——皇別は此臣氏の系統だけで、配下の民がアベの海人族であつたことは勿論である。

アヘ(阿閉)の臣

大彦命の裔(紀)。天武十三年朝臣に昇格(紀)。姓氏錄にあげた朝臣一家、臣四家中、右京及河内の阿閉の臣二系は大彦命の子彦背立大稻粟の命から出たとし他は阿倍臣と同祖とある。阿閉・阿倍二姓並立して居るので、同じく大彦命の裔であつても全然別系のやうに説くものもあるが、伊賀を本貫とするものと駿河から出たものとを區別する爲に字を異にしたのみで、いづれもアベと稱へられ、同一族であつたことは勿論である。案ずるに大彦命が伊賀の阿閉氏の女に生ませた子の中大稻粟は母家に止り、建沼河別は母氏を冒して其縁によつて駿河の阿閉族の首長となつたのであらう。支族には阿閉間人臣、政禮部

(又は石部)氏等がある。

アベ(阿倍)の臣 (逸名)

欽明朝百濟王子を護衛して同國に使した人(紀)。火麻呂の一族であらう。

アベ(阿倍)の臣 (逸名)

崇峻朝北陸道諸國巡察に派遣せられた人(紀)。

アベ(阿倍)の臣 (逸名)

齊明朝北蝦夷を征討した人(紀)。後の文によれば阿倍の引田の比羅夫のことである。

アヘ(阿閉)の臣オホコ(大籠)

推古朝任那使節接待役(紀)。

アヘ(阿閉)の臣クニミ(國見)

雄略朝携持皇女を護した人(紀)。伊賀の阿閉氏であらう。

アヘ(阿閉)の臣コトシロ(事代)

顯宗朝任那に使した人(紀)。事代は名であるが、度々神託をうけたとあるのを見ると、魂を魂としたものと思はれる。其故に此やうな名をつけたのであらう——コトシロの項下参照。

アベ(阿倍)の臣ヒト(人)

崇峻朝蘇我馬子の大逆に黨した人(紀)。

アベ(阿倍)の臣マロ(麻侶)

推古朝の人(紀)。

アベ(阿倍)の島

萬葉集三卷赤人の歌に「アベの鳥嶋のすむ石による波の間なき此、る大和しおもほゆ」とあるが、アベ島の所在は判明せぬ。八雲御抄に攝津國と註してあるので、今の大阪の阿倍野を之に擬するものがあるが、赤人時代に同地が島であつたとも又はアベの島と呼ばれたとも考へられぬことである。赤人は駿河に旅したとあるから、或は同國阿倍河口の沙洲をアベの島と詠んだのではあるまいか。島の住む石とあるによつて川島とおもはれる。

アベ(阿倍、阿閉)の皇女

元明天皇の御名(紀)。天智天皇の御女で、生母は蘇我の姫。草壁皇子の妃となられて文武天皇を生まれた。——アベは奉仕者の姓であらう。

アベ(阿倍)のウチマロ(内麻呂)

孝徳天皇の妃小足媛の父(紀)、本名を倉梯麻呂といふから、ウチは宗家を意味するのであらう。——アベの内臣の項下を見よ。

アベ(阿部)のカタフ(堅經)

山背大兄王の從臣(皇極紀)。伊勢、阿部とある。カタフの名の義は

其項下に述べる。

アベ(阿倍)のクヌ(久努)の朝臣マロ(麻呂)

天武天皇大葬の際、刑官の事を謀した人(紀)。久努は駿河國阿倍郡の地名。阿倍朝臣の一支である。

アベ(阿倍)のクラハシマロ(倉梯麻呂)

上記阿倍の内麻呂と同人。聖德朝の大匠(紀)。居住地名を取つて名としたのであらう。

アベ(阿倍)のコレベ(渠曾倍)の臣

聖德朝古人大兄皇子を討ち取つた人(紀分註)。阿倍の臣の一支であらう。コレベは地名で攝津國三島郡野手村古曾部である。姓氏録に擧げた古曾倍朝臣(大産命の裔)は此人の後であらう。

アベ(安倍)のサミマロ(沙美、沙彌麻呂)の朝臣

聖武——淳仁朝の人(續紀)。萬葉集二〇卷に檢校防人敎使紫微大朝臣とある。

アへのシヨ(阿閉色)の命

シヨは強猛の意。

筑波の國造(舊)。忍藏見命の孫とあるのみで、氏族を示して居らぬが、阿閉は姓で大産命の裔と思はれる。那須國造家から別れたのであらう。然るに常陸風土記には天津建許呂命の兄の中に筑波のオミ(使主)といふ名を擧げて居る。國造とは明記せられて居らぬが、身分から

いうても、稱呼から考へても筑波國の首長であつたとせればならぬが、アへのシヨの命の後は永續しなかつたものと思はれる。

アベ(阿倍)のトリ(鳥)又はトリコ(鳥子)の臣

推古朝の廷臣(紀)。上記阿倍内麻呂と同人である。

アベ(阿部)のハエ(波延)比賣

繼體天皇の妃(紀)。阿閉氏の女と思はれるが、紀には和珥臣河内女とある。ハエは延の意であらう。

アベ(阿部)のヒケタ(引田)の臣ヒラア(比羅夫)

齊明朝の武將(紀)。越守として蝦夷地を討つて大功を建て、新羅討伐にも加はつた人。阿倍臣(阿部名)、阿倍引田臣(阿部名)とあるのも同人であることはいふまでもない。

アベ(阿倍)のヒロニハ(廣庭)の郷

萬葉作家、阿倍朝臣御主人の子。和銅二年伊豫守に任ぜられ、中納言まで昇任、天平四年歿(續紀)。

アベ(阿部)のヒマロ(火麻呂)の臣

宣化朝の大夫(紀)。

アベ(阿倍)のメ(目)の臣

敏達朝の人(紀)。德率日羅(アシキマ)の國造の項下を見よ)接待使に任ぜられたとある。

あへぐ [動]

命令の意のアへに更に活用語尾ガを附したもので調子をあはせることであらう。鳴なアヘグといふのは急呼の意を以て轉用せられたものとおもはれる。

萬葉集三卷に「海路に出アヘグつ、我漕行けば」(天)とある、アヘグは原意によつて用ひられたものであらう。息をはずませてと解すべき場合でない。

アヘシ(阿部志)意

伊賀の土妻(伊勢風土記)。同國事志社(?)にある伊勢津彦(出雲族)を攻めて勝たなかつたとある。近江方面から侵入した海人族の酋長で、伊賀の阿拜郡に占據したものであらう。アヘシのシはエミシ(蝦夷)、コシ(高志)など用ひられると同語のやうに思はれる。

アベタチバナ(阿倍橘)

アベは「斐」の意か。

和名抄に食糧を引いて糧似種而小者也和名アマタチバナとある。今の蜜柑の前身で食用になるといふ意からアヘ橘と稱へたのであらう。橘も本初は果實を賞美したものなることはいふまでもないが、我國の氣候に於ては自然に退化して觀賞植物となり、ハナタチバナとよばれた。之に對して新種をアヘタチバナと稱へたことは不思議ではない。萬葉集十一卷に「ウマシモノ阿倍橘」とつづけたのも其故である。

アヘテ(敢)

兼加へるといふ意のアへから轉じて敢行の意に用ひられたのであらう。——アヘズ(不致)も亦同じ意味の打消として用ひらる。

阿(萬) アへてこぎ出てむにはも解けし(天)

阿(萬) 由夏の時潮干にけらし白神の磯の浦みをアへてこぎどよむ

アホ(英保) [地]

播磨國飾磨郡の地名(風)。和名抄にも阿地をあげ、アホと訓してあるが、現にアホと稱へて居る。英賀の里の附近で、伊賀(アガとも稱へた)にも阿保といふ地がある。——アガの項下参照。——風土記に伊豫國英保村の人が來住したから名づくたとある。伊豫は恐らくは伊賀の誤であらう。

アホ(阿菩)の大神

播磨國風土記保部郡の條下に見えた神。出雲の阿菩大神と稱し、大和の三山争闘に仲裁を試みようとしたとある。恐らくは飾磨郡英保里に鎮座したので、此名を負うたのであらう。

アマ(天)(雨)

アメの轉呼。

他の語に接頭する場合にアマ(天、雨)はアマと轉訛するを例とする。天の意のアメは天つ神、天の川のやうに助語ノ及ツと連る場合にもアマと發音することがあるので、海人とまぎれ易く、古書にも確かに海人であるべき場合に「天」の字を充てた例が少くはない。「天ツ」とある場合には音使上やむを得ぬが、「天ノ」とあつて明に天を意味して居る場合には記傳の訓のやうに成るべくアメノと讀む方がよい。

アマ(海、海人、海部、白水郎)

本來族名であるが(原義不明)、海住民族なるが故に古來「海人」といふ字をあて、漁撈を職とするものをもアマ(豊)と稱へるやうになつた。

アマは日本民族の主要成分をなした種族であるが、或時代まで大和人から異俗視せられた。應神紀に處々海人訕笑之不從命とあるのは其ころまで全く歸伏するに至らなかつたことの一證である。さりながら神武天皇の功臣中にも倭直祖となつた珍彦などは海人系の人らしく、崇神天皇は尾張の大アマ媛を聘して妃とせられたほどで、一部分は早く歸順同化して居たのである。其本據は九州方面であつたらしいが、上記のやうに夙に東國にも蕃殖し、出雲地方にも進出した一大族であるので、色々の呼稱を有した。シガ(チカ)の海人、アマの海人を始め、アツミ(アツマ)、シヅ(シドリ)等は其區別呼稱であつたやうである。華人も亦其一支であつたことは肥前風土記徳島島の下條に此島の白水郎は華人に似てゐるとあるによつても推定せられる。薩南にアマミ(奄美)といふ島があり、沖縄人の祖神がアマミ子と呼ばれる所を見ると按察、多福、琉球人もまた之に屬したのであらう。

應神朝に海人の宰に任ぜられた阿曇の連はアマツミの神の子日金拆命の後といひ(記)、或は海神豐玉彦の後と稱する所を見ると、神代紀(肥)の總津見とあるのは此種族をいふものとせればならぬ。アマツミの項下を見よ。又倭といふ名を以て支那に知られ、朝鮮半島南部にも蕃息して任那といふ國家を形成したのも此海住民であつたと推定する事は甚しい憶断ではあるまい。魏史倭人傳に見える風俗は主として此種族のことをいうたものと解すべきである。ハヤ(南)人といふ呼稱は其南方渡來の民なることを暗示するものである。

アマ(尼)

アミの轉。——其項を見よ。

尼比比企尼(梵語アヒクシニの音譯)の略であるが、我國では單語音を好まぬので、アニとも稱へた(崇神紀には阿尼とある)。然るに古語婦人の稱呼アミと音がよく似て居るので通はして用ひ、音便によつてアマと稱へるやうになつたのである。

アマ(海、海部)の直

アマ(海人)族又は海部民の名門といふ意であるが、之を以て姓としたものは角鹿の海直、吉備の海部直、但馬の海部直、尾張の中島、海部直等があるのみで、其々地名を冠して呼稱せられた。——各其項下参照

——單にアマの直としたのは舊事紀の左の三例がある。

(一) 彦狭島命(孝靈皇子)は海直等祖。——紀には此皇子の裔をあげて居らぬ。記には日子刺眉別命を角賀海直の祖としてあるから、或は其訛傳ではあるまいか。又彦狭島命に相當する日子刺眉命は播磨の牛鹿臣の祖とあるから、其家から吉備海部直家を繼いだものが出たこともあり得べきである。

(二) 兄彦命(景行皇子)は海部直祖。——兄彦命は吉備兄彦命と同人らしいから、此は吉備海部直をいふのであらう。

(三) 尾張氏六世建田背命は海部直及但馬國造等祖。——此は但馬海部直をいふものと思はれる。姓氏錄に但馬海直は火明命の後とあるのも其一證である。

右の外肥前風土記に海部直島といふものゝ名が見えるが、其出系を詳にせぬ。

上記の如く海部の直は皇別又は尾張氏と稱して居るが、恐らくは後世父系を釋れて之に假託したもので、母系からいへばアマ族であつたのであらう。海部といふ字によつてアマと訓するものがあるが、此部の制定せられたのは應神天皇の朝のことで、海部直は其以前から存して居るのである。國造本紀に但馬國造は彦坐王五世の孫船穂足尼が初めて認定せられたとあるのも母系により海人族の酋長と仰がれたからであらう。

アマ(海部)の直シマ(島)

肥前國三根郡を創立した人(風)。孝徳朝のことであらう。本系を明にせぬが、其地の土豪であつたと思はれる。雄略紀に韓地から將來した鷲を咬み殺した犬の持主と記されて居る齋の齋主泥麻呂の後ではあるまいか。アマ族の人であつたが故に海部直とも稱へられたものと思はれる。

アマ(海人)の王

敏達紀に皇居選擇の際、此王と糸井王との家地をト占せしめたところ。出自不明。

アマ(海部)の郡

豊後の郡名(風)——和名抄にも見え、今南北海部二郡に別れて居る。——此地の百姓は皆海邊の白水郎であるからアマと名づけたとある。恐らくはアマ族占據地を意味するのであらう。

右の外にもアマといふ郡名は隱岐、紀伊、尾張にあり、郷村名も亦諸國に存する。

アマ(海)のイヌカヒ(犬養)の連

天武十三年宿禰に昇格(記)。犬養は安閑朝に定められた民部で、海人族を以て編成したものを海犬養部と稱へたのである。姓氏錄には海神綿積命の後也とある。

アマ(海)のイヌカヒ(犬養)の連カツマロ(岡麻呂)

入鹿誅殺に與かつた人(皇極紀)。

アマカシ(甜白橋)之前(丘)

サキは突角をいふので、海上に突出した岬(ミサキ)は勿論、陸上の地形にも用ひられる語である。甜白橋(甘梅、甘樫、味白橋、味樫ともかく)は借字、アマカシのクマ(族名)に對するアマ(族名)で、カシの木(潤葉樹)の區別呼稱であらう。

垂仁天皇の御代に皇子ホムチヲケの命の出雲下向の供奉を命ぜられた贈立王が此前なる葉廣熊白梅を誓ひ枯し誓ひ生したとある。此は甘梅の岡の前で、大和國高市郡飛鳥村字豊浦にあり、延喜式に甘樫坐神社とある地である。皇極天皇の二年蘇我の蝦夷馬子の父子が邸宅を此

地に起し、蝦夷の家を上宮門と稱へ、入鹿の家を谷宮門を稱したとあり、又齊明天皇の五年に此丘の川上に須彌山を作られたことが見える(紀)。

アマカシのコトヤリマガツヒ(味白橋之言八十禍津日)の前

允恭天皇の朝氏姓を正す爲のタガ党を据ふられた所(記)。——紀には味白橋之辭(禍津日)とある。——上記アマカシの前と同地である。コトヤリマガツヒ(又はコトマガツヒ)とあるは八十禍津日(又は禍津日)の神が此間に祭られて居たからで、コト(言)を冠したのは此場合虚言者に禍があるとせられた故であらう。

あまかをし [枕]

萬葉集五卷好去好來歌に「阿庭(麻)の隈字であらう)加遠志智可の碑より」とある外には用例がないが、值賀島の枕詞に用ひられたものと察せられる。アマカは「海人處」の意で、值賀は海人族の占據地なるが故に枕としたのであらう。サレは「愛シ」の意か、若しくは「ヨシ」の轉音で「麻袋ヨシ」の如く感動助詞として添付せられたものであらう。

アマギラシ(天霧) [動]

キラシはキリ(霧)の使動詞。

天をかき曇らしといふ意。キリは古へ動詞にも用ひられたのである。

天キラシ雪も降らぬかいちじろく此いつ垣に降らまくを見む

アマキラヒ(天露合) [動]

キラヒは動詞キリ(霧)の進行格。

天に霧がかゝるといふ義から一天かき曇るといふ意味にも用ひられた。上記アマキラシとは自他の別があるのである。

アマキラヒ降り来る雪の消なめども君に逢はむと流らへわたる

(萬三) 三諸の神なび山伊とのくもり雨は降り來ぬ アマギラヒ風さへ吹きぬ(三六)

アマクサ(天草)の國造

成務朝神代卷十三世の孫建島松命が國造に定められたとある(舊)。天草は肥後の西岸の島群で、上下天草外數島より成り、今も天草郡と稱する。

舊刊本神代卷とあるが、こゝは神魂尊のことと思はれるから、一本に據つて改めた。

アマクニオシヒラキヒロニハ(天國排開廣庭)天皇

アメクニオシハルケヒロニハの命の項下を見よ。

アマクマ(天熊)の大人

アメのクマのウツと訓むのであらう——其項下參照。

アマクマタ(天熊田)の造

仲哀天皇の妃弟姫の父(舊)。紀に來熊田の造とあるにあたる(其項下參照)。「天」は「來」の誤寫とも思はれぬが、天熊田といふ語については考がない。

アマクモ(天雲) [枕]

ユキ(行)、ヨソ(外所)、タユタフ、オクカモシラヌ、オドキモシラズ、別レシユケバ等の枕詞。いづれも雲のたゞすまひから得た連想によるものである。例

(萬二) 天雲のゆきかへりなむ物故におもひぞ我する別かなしけ此例は尙多い。卷十三に「天雲のユクラユクラ」とあるのも「行」にかゝるものである。

(萬二) 天雲のよそに見しより我妹子に心も身さへよりにしものを(萬二) 浦ぶれて物なおもひそ天雲のたゆたふ心我思はなくに

右の外に「タユタヒヤイキ」(卷十二)、タユタヒ來れば(卷十五)とかけた例がある。

(萬三) おもひ出てすべなき時は天雲のおくかも知らず戀ひつゝぞ居る

(萬七) 大舟の上にし居れば天雲のたどきも知らずうだかた我がせ(萬七) おのが向々天雲の別れし行けば(八〇)

アマコ(尼子)の娘

天武天皇の夫人(紀)。胃形君德善といふ尼僧の子であるから、アマコと稱へられたのであらう。

アマコトウタ(天語歌)

アメのカタリコトウタと訓するは非。

古事記雜事天皇の巻に見えた三重采女の歌以下三首を天語歌といふとある。此は「事の語り言も此なば」といふ枕詞をそへた歌で、同書に

神代卷として挙げられた八千矛神との贈答と同じ樂曲であるから、神代卷と同義を以て天語としたのであらう。言葉をかへていへば高天原調といふ事である。夷振、天田振、志都歌、志真宜歌に對する樂府の名で、天上の故事を語る歌と解するは誤である。少くとも天皇の御製は天上の故事とは何等の關係はない。

アマサカル(天離、天疎) [枕]

アマ(族名)サカル(サケ、アル)の約。

ヒナ(族名)の枕詞である。ヒナ族はアマ族に追はれたものであるから、アマサカルヒナとつゞけたのである。夷族に追はれたコシ族の枕詞に「シナ(ヒナの訛)サカル」を用ひると同工異曲である。例

(神代紀) アマサカルひなつめの渡らすせと石川かたふち

(萬二) アマサカル郎にはあれど石走る浪海の國の(二九)

(萬四) アマサカル夷の國邊にたゞ向ふ(五〇)

(萬七) アマサカル郎にある我をうたかたも組ときさけて思ほすらめや(從來天鼓又は天鼓の意として日にかゝると説いて居るが、大陽が天を離れることがあらうとはおもはれぬ。

アマサカル(天疎)ムケツ(向津)媛

向津を從來ムカヒツと訓して居るが、意義をなさぬから改調した——ムカヒツヒメの項下を見よ。

神功皇后に託宣して新羅討伐をお勧めしたといはれる神(紀)。神風伊勢國の百傳度邊の縣拆給五十鈴宮に居ます神で、博賢木殿之御魂といふ肩書がある(タキサカキの項下を見よ)。アマサカルは海人が遊易するといふ意、——アマサカル夷とつゞける場合には夷が海人を遊在

といふ意に用ひられるのであるが、こゝは其反対である——ムケは事向(平定)をいふ。恐くは征韓軍に加勢した伊勢渡會の女會で、後日神と祭られたものであらう。

五十鈴宮に居ますとあるので、天照大神の荒魂をいふと説くものがあるが、名稱には少しも其意があらはれて居らぬのみならず、此大神を嚴之事代主、淡路所居神、三筒男神等と同列に見奉ることは有り得ぬ。

あまたはねすと (歌詞)

尤も天照大神の御製に「さくらかた錦の紐をときさけてあまたはねすと。唯一夜のみ」とある。「數多は寝ずて」の意、トはテの音便である。此トをニと訓めと改めたものがあるが、其では歌の意が通ぜぬ。

アマダフリ(天田振)

アマダはアマ(海)ヒト(人)の約アマドの轉呼。
輕の太子の歌「アマダム輕」二首「アマトア鳥」二首を天田振といふとある(記)。アマダは歌の發句をとつて名づけたと記傳には説明してあるが、ムを省いてアマダとした事も不可解であるのみならず、一首の歌はアマトアとあることを考へればならぬ。恐らくはアマド(アマ人)振の轉呼で、夷振と同じく異俗の曲調を移した樂府の名であらう。

あまだむ (枕)

カル(輕)の枕詞。宣長は天トアの轉訛としたが、天田振二首の中一首は天トアとあるから、二首のみを訛つたものとも又は誤記であると考へられぬ。或は天田振ではなからうか。記には阿摩(阿摩)とある。

輕太子の歌)アマダム輕のをとめいた位かば人知りぬべしはさの山の 鶴の下泣きに泣く(記) (同)アマダム輕少女したにも寄り寝て連れ輕少女ども(記)

アマタラシネ(天帶根)の命

景行天皇の皇子(舊)。目饒部君の祖とある。母氏も名の所由も判明せぬ。

アマタラシヒコ(天足彦)クニオシヒト(國押人)の命

孝昭天皇の皇子、御母は世襲足媛(紀)。和珥臣等が始祖とある——記には天押帶日子命と傳へられて居る(其項下參照)。——御弟天皇をも日本足彦國押人尊と申上げ、御同名であるから、日本と天といふ語を以て區別せられたものとせねばならぬ。然るに「天」を天上の義としては天皇よりも尊い御名となり、理に於てあるべからざることであるから、或は天はアマと訓み海人を意味したのであるまいか。即ち海人族統治の任につかれたといふことであらう。——クニオシヒトの項下參照——姓氏錄等には彦國押人命と略記せられて居る。

アマツアカホシ(天津赤星)(天都赤星) (人)

饒速日命供奉の五部人(舊)。筑紫の津田物部等の祖とある。船長堀取中にも爲奈部等の祖天都赤星といふ名が見えるが、恐らくは同一人が二様に傳へられたのであらう。
爲奈部等が祖は五部人中に天津赤占と記されて居る。赤星、赤麻呂、赤占等類似の名が多いのは色々語り傳へたのを一つに合せたからであらう。

アマツアカマラ(天津赤麻呂) (人)

饒速日命供奉船員(舊)。曾々笠縫等の祖とある。然るに五部人中には笠縫部等祖天男蘇といふ名も見え、頗るまぎらばしい。恐くは何か誤傳があるのであらう。
延住本には此男蘇を曾蘇と改めてあるが、根據が薄弱である。

アマツアカラ(天津赤占) (人)

赤占はアカウラとも訓めぬことはないが、ウは此場合上の母親に接せられることを例とする。
饒速日命供奉五部人(舊)。爲奈部等の祖とある。他に爲奈部等の祖天都赤星といふものがあることは上記の通りである。

アマツイハサカ(天津磐境)

イハサカの項下を見よ。
高皇產靈の尊が天孫の爲に天津神籙と天津磐境とをたて、祭りをするといはれた(紀一書)。——古語拾遺には天照大神の神勅とある——天上の靈時といふ意であらう。

アマツカミ(天神)

高天原の神の意。此國土の神即ち國つ神に對する語である。
古事記イサナギ、イサナミ二神天降の條に「於是天神諸の命以ちて」とあるを記傳に天御中主以下五神としたのは穿ち過ぎである。此五神は普通の天神と區別する爲に特に別天神といふ稱呼が與へられて居るのである。こゝのアマツ神は高天原の神々といふ意で、現代語でいへ

ば「諸神合議を以て」といふことである。

アマツカナキ(天津金木) (カナキの項を見よ)

アマツキツネ(天狗)

野明朝星が東から西に流れ、之に伴うて雷のやうな音が聞えた。當時の新知識曼(曼)は之を天狗であるといふたのである(紀)。太子傳曆にも天狐としてアマツツネと訓してあるが、何物を意味するか明示せられて居らぬ。恐らくは後世の天狗星(妖星)の意であらう。
或はテンケと音で稱へたのかも知れぬ。

アマツキヒサカミタカヒコ(天津枳値加美高日子)の命

神名火山の條に曾支の社に坐す伎比佐加美高日子命とあると同一神と思はれるから、値は誤字又はヒサカの意を以てヒサの假字に用ひられたものであらう。古事記垂仁天皇の段にも出雲國造岐比佐都美といふ名が見える。
出雲國出雲郡漆野郷の神(風)。神魂命の子で、一名を鷲枕志都留値といふとある。キヒサカミタカヒコの命と同一神であらうが——其項下を見よ——アマツと冠稱し、又シツメチと稱へられる所を見ると、海人族に由縁があるものやうに思はれる(アマ、シツ參照)。

アマツクニタマ(天津國玉、天國玉)の神

天若日子の父(記) (紀)。クニタマは國土の靈の外に國主といふ意味もある。神話には此神は實在人として説かれてあり、後にも其子若日子の喪に赴いたとあるから、國土の意と解すべきである。天に國主(又

は國土の靈があるべき筈はないから、此アマツは「海人の」を意味し、海人族の名門で高天原に居住したものをいふのであらう。

アマツクメ(天津久米)の命

天孫降臨に供奉した神將(記)。久米直の祖とある。紀には天穗津大日として「命」とも「神」とも書いてない。案ずるにクメは祖即ち部隊のことで、海人族の部隊をアマツクメといひ、其隊長を天津久米の命と稱へたのであらう。上記の穗津大日日は大伴連遠祖天忍日命に引率せられたとあり(紀)、大伴家持の歌に「遠つ神祖の其名をば大クメ主とおひもち」(萬入)とあるのも、クメが部隊の呼稱であるからである。

アマツコ(天津子)の命

天津日子とした本もあるが、後藤藏四郎氏の校訂本を可とする。天乃夫比命に供奉して出雲國宇都郡代郷に天降した神(風)。此地に鎮坐して伊支等が祖先となつたとある。伊支はキ族の一支であるが、天降と稱する此人を兼いて主長としたのであらう。

アマツシルシ(天津瑞、天表)

天符の意で、饒速日命が天孫氏たることの證として早示したものの(記)。紀には之を天の羽々矢一個及歩初とし、舊事紀には右の外に天璽璽十種として高都鏡、遠都鏡、八握劍、生玉、足玉、死反玉、道反玉、蛇ノ比羅、蜂ノ比羅、品物比羅各一をあげて居る。上古由緒を證する爲に或る物件を相傳の家寶としたことは日本ばかりの風習ではなく、瓜哇王家の如きも之を有し、アサカと稱へた。恐れ多いことではあるが、三種の神器もまたアマツシルシであつたのであらう。

あらう。

アマツタケコロ(天津多祢許呂)の命

アマツは「天」の意にも用ひられるが、神功應神朝の人が「天」といふ美稱を用ひる筈はないから、此アマは海人の意とせればならぬ。タケは勇武の意の美稱、コロは敬稱である(コリの項下参照)。

茨城國造の初祖(風)。神功皇后の朝に仕へたとある。國造本紀に建許呂命とあると同人であらう。茨城國造は記、舊事紀皆天津彦根命の高とし、姓氏録にも天津彦根命十二世の孫建許呂命とある。風土記によれば此人には八人の子があり、中男は筆波使主といひ、茨城國造坐連等が祖也とある。

所謂の八子の子は國造本紀にあげた

- 師長國造 意富意富命
- 須惠國造 大布日意富命
- 馬久田國造 深川意富命
- 菊田國造 屋主刀羅
- 岐閉國造 宇佐比刀羅
- 石骨國造 建備依米命
- 茨城國造 筑紫刀羅

の七名に上記筑波使主を加へたものであらう。

アマツタフ(天傳) [枕]

ヒ(日)の枕詞。例 (萬一) たまはやす武庫のわたりにアマツタフ日の暮れ行けば家をしぞ思ふ

アマツツミ(雨障)

ツツミには病、障等の意もあるが(其項下参照)、アマツツミと用ひられる場合にはツツシミ即ち戒謹の意で、雨をツツミあるものとして、之をイムことをいふのである。例

- (萬一) 雨ツツミ常する君は久堅の夕の雨にこりにけむかも
- (同) 久方の雨もふらぬかアマツツミ君にたぐひて此日晩さむ
- (萬二) 笠なしと人はいひて雨ツツミ留まりし君が委しおもほ伊

アマツツミ(天津罪)、クニツツミ(國津罪)

天つ神の對する罪、國つ神の對する罪といふ意(捨)。式の大祓の祝詞にはくさくさの罪を次の如く分類して居る。

- 天津罪。 咄放、濡埋、穢放、類毒、串刺、生割、逆割、屎戸等
- 國津罪。 生膚斷、死膚斷、白人、胡久美、已母犯罪、己子犯罪、母與子犯罪、子與母犯罪、畜犯罪、昆虫ノ災、高津神ノ災、高津鳥ノ災、畜ノ災、蟲物爲罪等

難解の語彙は其々の項下に述べる。

上代人は前は神によつてのみ謀せられるものと考へて居たが、其罪過の種類によつて之を二つに分けたのである。上記大祓の祝詞の天つ罪、國つ罪の觀念を略述すれば次の通りである。

ツミは此場合疾病禍殃をいひ、或は因をあげ、或は果を述べて居るが、大體に於て天つ神のツミナヒ(罰)と國つ神のツミナヒとに分けたので、疾病中白人及コクミのみが國つ罪とせられたのは謂はれる

ある事であらう。又新鬼(カカツ神)、怪鳥(カカツ鳥)及見鳥の災を國つ罪としたのは尤千萬なことである。雷餘の罪は如何なる形式を以て人間に與へられるか明示せられて居らぬが、死傷并偶天變地妖は皆こゝに列擧した行為に對するツミナヒとせられたのであらう。

天つ罪と告り別けた罪は天石屋戸神話に胚胎すると解釋するものが多いが、寧ろ此天つ罪の觀念に基いてスサノハの命の罪業が描出せられたものと推定すべきであらう。單に此神の暴戾逆を叙する爲ならば生割、逆割、咄放、濡埋、穢放、類毒、串刺、屎戸の外にもいくちも一層適切なものがあつた筈である。

紀記の所傳には種々の罪を同列に述べて居るに反し、大祓の祝詞に於ては天つ罪と國つ罪とに分類して居るのは思想の變遷を見るべき好資料である。さりながら國つ罪に國家的制裁といふ意味が含まれて居るとするのは大なる誤で、國家が制裁を加へればならぬ事件に神達が干渉せられる筈はないから、此大祓は俗界の司法權とは没交渉のものなる事はいふまでもない(社會學雜誌所掲拙文)。

アマツハハ(天津羽々)の神アメノイハホワケ(天石帆別)の命

石帆は借字で巖の意であらう。

土佐國風土記に土左郡朝倉郷の神社——今も朝倉村に朝倉神社がある——の祭神は天津羽々神天石帆別命今天石門別神子也(今は誤字か)とある(釋紀所引)。天石門別神の子の天のイハホ別の命の神名を天津羽々と稱へたのであらう。古語拾遺によればハハは蛇の意であるから(ハハの項下参照)、蛇體の神とせられたものと思はれる。——之を神

武紀の勢排別之子と同一視するのは理由のないことである。

アマツハハラ(天津羽原)

鏡迷日命供奉の船長(舊)。跡部百等の祖とある。名の義は羽々(ラ)は接尾語で舟の帆に譬へたのであらう。

アマツヒコ(天津彦)

天の貴人の意。尊號に用ひられた。アマツヒメカカの項を見よ。

古語拾遺にニギギの命の御事を天津彦尊又は天祖天津彦尊と書いてある。天津彦々火瓊々杵尊(紀)の略稱であらう。

アマツヒコ(天津日子)の命——アマツコの命の項を見よ

アマツヒコ・クニテルヒコ・ホノニニキ(天津彦國光彦火瓊瓊杵)の尊

ニギギの命の二稱(紀の一書)。クニテルヒコの意義は字の通りで、天津彦の對語として用ひられたのであらう。——アマツヒコヒコホのニニギの尊の項を見よ。

アマツヒコネ(天津日子根、天津彦根)の命

ホは敬稱で、語義は「アマの貴人」といふことに過ぎぬ。このアマが族名であらうと思はれることは次の考證に論ずる通りである。

スサノヲの命の誓によつて生まれた神の二柱(記、紀)。記によれば此神は凡川内國造、額田郡湯坐連、木國造、倭田中直、山代國造、馬車田國造、道尾院間國造、周芳國造、倭滝知造、高市縣主、蒲生稻す、

三柱部造等の祖とある。紀には凡川内直、山代直等の祖とし、其一番には茨城國造、額田郡湯坐等が遠祖とある。

スサノヲの命が天照大神の御孫(玉を請ひうけて之を嚙んで吐き出された息から化生した五神は(紀の一書には六神とある)天祖大神が物實我にありとして收めて子とせられたとある紀の傳説を其儘に解釋すると、今の皇室も天照大神の本系ではない事になり、傳統的信仰を裏切る結果になる。其故に從來の學者は之に觸れることを避けたのであるが、五柱の神名を仔細に研究すると、此傳説は當時民衆に尊崇せられた異族の祖神を一系に結びつける爲に案出せられたもので、天のホヒ、イキツヒコネ、クマメクスビの項下參照——オシホミミの命のみが天照大神の御子なることが會得せられる。アマツヒコネは其系譜の示す通りアマ族中風に皇室に歸順したものと、祖神で、稱呼からいうても其以外に意味はないのである。

アマツヒコネ・ホのニニキネ(天津彦根火瓊々杵根)の尊
ニギギの尊の御稱號(紀一書)。ヒコネ、ニニキネのホは敬稱で、天津彦(根)は尊號である。次項を見よ。

アマツヒコヒコホのニニキ(天津彦彦火瓊々杵)の尊

忍德耳尊の御子、御母は務織千千姫(紀)。天津彦火瓊々杵尊、天津彦國光彦火瓊々杵尊、天津彦根火瓊々杵根尊、天鏡石國鏡石彦火瓊々杵尊、火瓊々杵尊、天杵火火置瀨尊、天杵瀨尊(以上紀の別傳)、天照岐志國造岐志天津日子香能瀨尊命、天津日子香能瀨尊命(記)、天鏡石國鏡石天津彦彦火瓊々杵尊(舊)、天津彦尊(拾)とも稱へられる。御名はニニキで、ヒコホは美稱、アマツヒコは尊號である。

アマツヒコ・ホのニニギ(天津彦火瓊々杵)の尊

ニニギの尊の御稱號(紀一書)——前項下を見よ。

アマツヒタカ(天津日高)

ヒメカはホメカ(秀高)に通じ至高の意である。

天の秀高は最高位を意味するが故に天津日高ヒコホノニニギの命、天津日高ヒコホホアミの命のやうに最高尊號にも用ひ、又天津日高の御子(津日高(記)の如く、最上位をいふにも用ひられたので、此場合アマツヒタカは後世の天皇に、ソラツヒメカは皇太子にあたる。

日本紀及舊事紀に天津日高を天津彦とした所を見ると、ヒメカは日子(タ、ナ相通)の轉呼で、ヒコ(日子)と同義語であるかも知れぬ。琉球の「オモロ」にテダコとあるのは日の御子を意味するやうである。

アマツヒタカ・ヒコナキサタケ・ウカヤフキアヘズ(天津日高日子波限建鷦草葺不合)の命

ヒコホアミの命の御子、御母は豐玉尾實(記)。紀には彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊とある(其項下參照)。アマツヒメカは尊號で、御名はウカヤフキアヘズと申上げたのであるが、之に關する記の由來傳説は餘り重きを置かずともよからう。何かの事情で産屋の葺終らぬ前に母后が産褥に臨まれたによつて名を負はれたことは有り得べきで、ウカヤフキアヘズは大葺草の意と解せられる。——紀には草で織んで海邊に敷いた故と説明してある——ナギサタケはナギサの武將といふことで、御成人の後、其御武勇によつて世人がよびまゐらせた通稱と思はれる。當時の

皇居はナギサ(濱)にあつたのであらう。

舊事紀には彦火火出見尊の第三子也とあり、又の名を火折尊といふとあるは火出見尊御自身のこと、混同した訛傳と思はれる。同書には亦弟皇子として武位起命をあげて居る。

アマツヒタカ・ヒコホ・ホデミ(天津日高日子穗穗出見)の命

ニニギの命の御子、御母は木花左夜夜尾實(記)。御名を火折理命といふ——紀には彦火火出見尊又は火折彦火火出見尊とある——アマツヒメカは尊號、ヒコホ・ホアミも亦尊稱で(ヒコホの項を見よ)、ホアミは秀出身の義である。

アマツヒモロキ(天津神籬)

天孫降臨の際高皇產靈尊の神勅に吾則起(樹天津神籬及天津磐境)當爲(吾孫)奉齋矣、汝天兒(命)太天命、宜(持)天津神籬(降)於葦原中國。亦爲(吾孫)奉齋焉といはれたとあり(紀一書)——古語拾遺には天照大神の勅となつて居る——天津神籬はアマツヒモロキと訓せられて居る。アマツは美稱、ヒモロキは神秘境即ち祭壇のこと(ヒモロギの項下參照)であるが、之を葦原中國に持ち下れといはれたのは其石を帶同せよといふ義と解すべきである。——祖先の靈廟の石を新移住地に移すことはギリネシアなどにも行はれて居る慣例である(太平洋民族誌參照)。

アマツマウラ(天津眞占、天津眞浦)——次のアマツマウの項を見よ。

アマツマラ(天津麻羅、麻良、真浦、真占)

真浦、真占はマウラとも訓み得るが、上代の發音法によればウは上の母韻に接せられるのが例である。

古事記高天原祭典の項下に倭人天津麻羅、綏靖紀に倭國部天津真浦、高事紀饒速日命供奉五部人中に物部造等が祖天津麻羅、同船子倭國師等の祖天津真浦、同笠蓋等の祖天津麻占とある。姓氏録にも和泉神別大庭造は神魂命八世の孫天津麻羅の命とある。藤原氏、源左衛門、平右衛門の如く類名はあり得ることであるが、名の義は同一とせればならぬ。案ずるマラは後世のマロ(麻呂、麻侶、磨)と同語で、マレ(禰)の意から出た敬稱であらう。上記諸人中三人までが假治である所を見ると此上人を尊んで此稱を用いたのが——上代に於ては假工は極めて重寶がられたことは勿論である——通稱になつたのかも知れぬ。

アマツミカホシ(天津彗星) [神]

ミカはミ、イカの約。

星の神で其一名をカカセテといふ(紀一書)。天の熾めく星の意。

アマツミソラトヨアキツネ(天御虚空豊秋津根)別

大倭豊秋津島の一名(記)とあるが、人格的の呼稱であるから、國土を人に擬したものが、又は此地を支配すと信ぜられた神の名であらう——紀には之をあげて居らぬ——アマツミソラは天空の意でヤマトの畿語(ソラミツ大和ともいふ)であるが、之を豊秋津につづけたのは異例である。恐らくは大和といふ語を省いたのであらう。トヨは美稱、アキツネ別は「秋津島の君」といふことである。——アキツシマの項下

アマツミツコリ(天津水凝) [人]

ミツは瑞又は水の意、コリは敬稱である。——其項下參照。

伊吉嶋造上毛布直の祖(舊)。繼體朝筑紫の石井討伐に従軍した新羅の海邊人とある。海邊はアマテと訓み海部に通ずるから、水凝も亦海人族の人であらねばならぬ。天津は「海人の」といふことであらう。

高事紀國造本紀の本文には磐余玉穗朝伐三石井—從者新羅海邊人天津水凝後上毛布直造とある。伐を舊刊本に代としたのは勿論誤字で、直の下には恐らくは爲の字を脱したのであらう。國史大系本は其誤點を誤つて居る。

アマツヤシロ(天社)、クニツヤシロ(地社)

天ツ神の社、國ツ神の社といふ意である。——アマツカミ、クニツカミの項下參照。

アマツユリ(天津勇蘇) [人]

國史大系本には曾蘇とあるが、勇を曾に改めたのは延佳のさかしららしい。

饒速日命供奉五部人の一人で笠蓋部等の祖(舊)。五部造中に勇蘇造とあると同一人が二様に傳へられたのであらう。ユリはイッ(勳)の轉呼であらうが、孝謙朝に播磨造東人に賜はつた伊蘇志臣(續紀)とは全く別系である。

アマテラシマススメオホカミ(天照坐皇大神)

延喜式にあげた伊勢大神宮の祝詞に常に此稱號が用ひられて居る。

アマテラスオホミカミ(天照大御神、天照大神)

大神とあつても必ずオホミカミと訓むべきである。オホミは至尊に對する敬語で、大小の大の意ではない。

アマテラスはアマテリマスの約で、アマテラの敬語である——天を照す意と解するは非。

此大神の御出自については記紀に三説がある。紀の本文には大八洲國及山川草木出生の後、諸冊二章の間に生まれ給ひ、天上に送られたとあり、古事記及紀の一書にはイザナギの命の禊の際左の御目を洗ふ時に成りませる神とし、一書には同じ神が左の手に白銅鏡を持たれた利那化出したまうたとある。紀の正文によるも肉親の御子と斷することは困難であり、又血風ならざるが故に右の如き諸説を生じたものと思はれる。皇統は此大神神まで確實に通り得るものと解するのが至當であらう。

アマテラスオホヒルメ(天照大日靈)の尊

皇祖大日靈貴の御別名(紀一書)。——オホヒルメのムチの項下參照

アマテル・クニテル・アメノホノアカリ・クシタマ・ニギハヤヒ(天照國照天火明櫛玉饒速日)の尊

天神本紀所傳饒速日命の全尊號(舊)。此書には饒速日命がオシホミの御子となつて居る。即ち記の天火ノ明命に相當するのである。此傳は必しも訛謬又は偽作と見ることは出来ぬ。火ノ明命については記紀傳承を異にして居るから、確實でなかつたものとせればなら

を見よ。

ぬ。されば上記の如きニギハヤヒの命の尊號が二分せられ、天火明命はニキの命の御兄、饒速日命はワマシマチの命の祖(古語では親も祖も共にオヤであつた)と傳へられた事もあり得べきである。舊事紀は物部連家の舊傳により之に記、紀の記事をつきまぜて遂作せられたものもやうであるから、少くとも右の如き傳承が連家に存して居たものとせねばならぬ。紀の一書にも天火明命を天照國照彦火明命とし、ニギハヤヒの命を櫛玉饒速日としたものがあるのである。

アマテル・クニテルヒコ・アメノホノアカリ(天照國照彦天火明)の尊

饒速日命の一名(舊)——前項を見よ。

アマテル・クニテルヒコ・ホノアカリ(天照國照彦火明)の命

舊訓ホノアカリとあるを可とする——アメのホのアカリの命の項下を見よ。

天火明命の別名(紀一書)。アマテルクニテルは美稱で、尾張連氏等が祖先を崇めて奉つた稱號であらう。——アメのホアカリの命の項下參照。

アマテルタカミムスビ(天照高彌牟須比)の命

山城國久世郡水鏡社の祭神(釋紀所引山城風土記)。和多郡彌豐玉比賣命を配祀すとある。神名帳に同郡水主神社十座中天照御魂神とあると同一神であらう。山城の水主の直等が祖天照國照彦火明命の別名ではあるまいか。——ヤマシロのミメシの項下參照——高鼻產靈神な

リとする説は従はれぬ。ムスビはママ(魂)と同義語で、マカミはこゝでは美稱に用ひられたのである。

アマヌ(天野)の祝

神功紀に小竹祝の後を追うて自盡し、アツナヒの罪を犯したとある人。天野は地名であらうが、之を伊都郡天野と断定する事は出来ぬ。紀伊には海部郡(今の海草郡)といふ地もあつてアマヌ族が占居したから其占めた野といふ意味を以てアマヌと稱へたのであらう。ハフイは一種のカメネである(ハフイの項下参照)。

此天野については通釋に詳細な攷証があるが、總べて後代の文書を根據としたものであるから信頼することが出来ぬ。こゝでは單に天野祝といふ人名と解すれば十分である。

アマノイハクスアネ—アメのイハクスアネの項を見よ。

アマノイハクラ—アメノイハクラの項を見よ。

アマノウキハシ—アメのウキハシの項を見よ。

アマノウスメ(天細女)の命—ウズメの命の項を見よ。

アマノオシカミ(天壓神)—アメノオシカミの項を見よ。

アマノオシコロワケ(天之忍許呂別)

オシコロワケの項を見よ。

隠使之三子鳥の一名(記)。此鳥を人格化した名であるが、美稱としても出自としてもアメ(天)といふ語を冠すべき理由がないから、天は

アマ(海人)の借字であらう。壹岐對馬と同じく、此鳥が上代海人族の占據地であつたことを表示するものと思はれる。

アマノオシヒ(天忍日)の命—アメノオシヒの項を見よ。

アマノオシヒト(天忍人)の命

オシヒトは統制者たる人又は大人の意。—アメのオシヒトの命の項下参照。

持守連(持)。彦瀲尊生誕の際陪侍し尊を作り蟹を掃ひ敷敷を掌つたとある。蟹を掃ひたが故に蟹守と稱へたといふ説明の妄誕なることはいふまでもない。—カニモリの項下参照。—姓氏錄によれば此人は振魂命四世の孫とある。振魂命は舊事本紀には神世第七代の列中の神であるが、姓氏錄八木遺(稻彦校訂本には八太と改めてある)の條下に和多罪豐玉産命兒布留多摩乃命とあるから、アマ(海人)族人なることは疑がない。—尾張連の祖天忍人命とは別人である。

アマノオシホネ(天忍骨)の尊—アメノオシホネの項を見よ。

アマノオシホミミ(天忍聽耳)の尊—アメノオシホミミの項を見よ。

アマノオシラ(天之忍男)

オシラはオシ人と同じく統制者たる男性又は大男の意である。

知阿島の別名(記)。人格化した名であるが、チカ島は海人族の根據地であるから、此「天」はアマと訓むべきこと勿論である。

アマノカハ(天川、天漢)

秋の夜天上にあらはれる星雲を川に見たて、天の川といふ。幸牛橋女が此川を隔て、一年別居し、七月七日の夜川を渡つて相會するといふ支那傳來の説話が中古の歌人によるこぼれ、屢々吟詠に上つた。

アマノカゴヤマ(天香山)—アメのカヤヤマの項下を見よ。

アマノカラリ(天韓襲)の命

土左の波多の國造(舊)。崇神朝神代によつて國造に定められたとある。アマ(海人)族の人であらうが、カラソの語義を明にし得ぬ。

アマノキホホオキセ(天杵火火置瀬)の尊

アメのキホホキセと訓まればならぬ—其項を見よ。

アマノクシツオホクメ(天徳津大久目)

アメクシツと訓むは非。

クシは奇、クメは組即ち隊伍の意。

天孫降臨の際天忍日命に引率せられた來日部の遠祖(紀一書)。記のアマツクメの命に相當するが、同書に之を神名とし天忍日命と同格に叙せられて居るに反し、紀には常に其配下とあることに注意すべきである。—アマツクメの命及オホクメの項下参照—恐らくは人名ではなく、海人族の部族を意味するのであらう。

アマノクニタマ(天國玉)—アマツクニタマの項を見よ。

アマノサカテ(天逆手)—アメのサカタの條下を見よ。

アマノサギリ(天狹霧)の神

大國主八世の孫天日腹大科度美神の配遠津待根神の父(記)。創世神話に天之狹霧神とあるは霧の神で人文神ではないから、此天狹霧は別神とせねばならぬ。恐らくはアマ族の人で、遠津の酋長であらう。狹霧は借字であらうが其本義を明にし得ぬ。

アマノサグメ(天佐具賣、天探女)

紀に天探女此云阿摩能左息謎と訓註してある。

天若日子の配下で、高天原から派遣せられた雄を看破したものの(紀、記)。こゝでは探女即ち女偵の意とも解し得られるが、萬葉集三卷に「久方の天の探女が石船のはてし高津はあせにけるかも」とあり、攝津風土記(續歌林真村所引)にも天探女が稚彦について難波の高津に來着したといふ傳説が載せてあるから、上古サグメと稱へられる巫女があつたのであらう。—紀の一書に有「國神」號「天探女」とある。

アマノサテヨリヒメ(天之狹手依比賣)

サテヨリヒメの項下を見よ。

津島(對馬)の一名(記)。鳥を人格化した名であるが、此島はアマ(海人)族の占據地であるから、アマノといふ語を冠したのであらう。サテはサド(佐度)と通ずるから或は佐渡の一名であつたかも知れぬ。

アマノセノヲ(天背男)の命

兄の男の意であらう。

○ 饒速日命供奉三十二將の一(舊)。尾張の中島海部直等の祖とある。

アマトツトヘチネ(天之都度閉知泥)の神

○ スサノヲの命三世の孫深淵之水夜夜花神の配(記)。アマ(海人)族の人であらう——ツトヘチネの項下を見よ。

アマノニギシ・クニノニギシ(天饒石國饒石)——アメニギシ・クニニギシの項下を見よ。

アマノヌカト(天饒戸、天饒戸)の神——アメノヌカトの項下を見よ。

アマノヌナハラ・オキノマヒト(天渟中原瀛真人)天皇

○ 天武天皇の御尊稱(紀)。——オホアマの皇子の項下参照——天は美稱、ヌナハラは海原の轉呼らしく、オキ(神)といふ語の冠稱に用ひられたものと思はれる。オキは諱で之にマヒト(ウマヒト)といふ敬稱を添へ尊號としたのであらう。

アマノヌホコ(天瓊矛)——アメのヌホコの項を見よ。

アマノハツチヲ(天羽槌雄)の神

○ ハマ(布)チ(主)の轉呼。
○ 倭文の遺風(拾)。紀に建業總命とあるにあたる。シドリは縹布のことであるから(其項下参照)、ハツチはハマチの轉呼布の縹といふ意

アマトツツメ(天一目)の命

○ 神武朝山代國造に定められた人(舊)。記に山代國造(紀には山代直)は天津日子根命の裔とあり、姓氏録山背忌寸の條下に天都比古彌命子天都比止都彌命とあるから、天津彦根系の人なることは疑がない。一日は姓氏録の如くマヒトツとも稱へたのかも知れぬが、忌部の祖天目一箇命とは全く別系であるのみならず、マヒトツを意々「一目」とかく答がないから、字の通りヒトツツメと訓すべきである。

アマノヒトツハシラ(天比登都柱)

○ 訓。天知(天)と訓註してあるから、記の編者又は註者はアメノヒトツハシラ即「天ツ」柱」と解したのであらうが、アマと訓まれば意が通ぜぬことは次に解説する通りである。

○ 伊伎鳥の一名(記)。人格化せられた名稱であるから其意を以て解せればならぬ。ハシラは神及貴人の数をいふ場合の稱呼であるから、ヒトツハシラは御一人といふ意で、——一本の柱と解するは非——アマ

は其出自であらねばならぬ。壹岐の島は上古海人族の占據地であつたから、アマノヒトツハシラと稱へたので、女鳥を天一根といふと同じ

意である。兩者共に海中の孤島を意味するとするのは餘りに大まかな説

明である。

アマトツツメ(天一目)の命

○ 神武朝山代國造に定められた人(舊)。記に山代國造(紀には山代直)は天津日子根命の裔とあり、姓氏録山背忌寸の條下に天都比古彌命子天都比止都彌命とあるから、天津彦根系の人なることは疑がない。一日は姓氏録の如くマヒトツとも稱へたのかも知れぬが、忌部の祖天目一箇命とは全く別系であるのみならず、マヒトツを意々「一目」とかく

答がないから、字の通りヒトツツメと訓すべきである。

アマノヒノミタマ(天日神)の命

○ 神武朝山代國造に定められた人(舊)。記に山代國造(紀には山代直)は天津日子根命の裔とあり、姓氏録山背忌寸の條下に天都比古彌命子天都比止都彌命とあるから、天津彦根系の人なることは疑がない。一日は姓氏録の如くマヒトツとも稱へたのかも知れぬが、忌部の祖天目一箇命とは全く別系であるのみならず、マヒトツを意々「一目」とかく

で、シドリ族の祖神であらう。此氏族はアマ系と思はれるから、天はアマと訓むべきである。

アマノハラ(天原)

○ 高天原の高の字を省いたのである。——其項下参照。
○ 高天原と同義に用ひられ、又轉じて「天空」といふ意に使用せられた。

○ (萬三) 天の原岩戸を開き神上り上りいましぬ(二空)

○ (萬三) 布土の高嶺を天原振りさけ見れば(三三)

○ (萬三) 安麻の波良富士の柴山、のくれの時ゆつりなば遷はずか

あらむ

○ (記、天岩屋) 四吾隱坐、而以爲天原自園赤葦原中國皆園

アマノハシタテ(天梯立)

○ アメのハシタテといふも可。
○ ハシタテは梯の意——其項下を見よ。
○ 丹後國の名所。釋紀所引の丹後風土記に此地について次の如き傳説をあげて居る。

○ 國生みたまへる大神イサナギの命が天に通ふ爲に作り置かれた梯であるので、天梯立と稱へたが、御寢の間に仆れ伏したのをクシビとせられたので、其名を久志備積といふたのが後に久志濱と稱へられるやうになつた。東の海は與謝海、西の海は阿蘇海と稱へる。久志濱は今の切戸の文珠のある所である。

アマノヒトツネ(天一根)

○ 女鳥の一名(記)。人格化した名であるが、天は族名アマの借字であ

○ 阿蘇國ヒノミタマとあるを可とする。ヒノカミ即ち太陽神といふ意ではないのである。

○ 饒速日命供奉三十二將の一人で對馬縣主の祖(舊)。顯宗紀に日神が阿閉臣事代に託宣して磐余田を我祖マカミヌビの尊に奉れというたから、神の名のまゝに田十四町を獻じて對馬の下縣の直をして嗣らしめたのである。對馬の縣主が日神といふ神を祭つて居たことは之によつても明で、神名帳にも對馬國下縣郡に阿蘇氏留神社及高御魂神社があ

げてある。アマのヒノミタマは海人族の奉養する日靈といふ意で、高ミヌビの神の裔とせられたのであらう。其故に國造本紀にも津島縣直の祖は高魂尊五世孫建彌己巳命とあるのである。

アマノヒホコ(天之日矛、天日槍、海檜槍) (人)

○ アメのヒホコと訓するは非。
○ 上代の轉化神人の名で、新羅の國主の子とある(垂仁紀、記應神卷)。其支孫マヤモリといふもの垂仁天皇の朝に命をうけて常世國に香果を取りに赴いたとあるから、ヒホコは略々孝靈又は孝元天皇と同世代の人であらねばならぬ。其經歷が神性なるによつて實在人とは思はれぬ點もあり、ことに播磨風土記には伊和大神大汝命と同列に叙述せられて居るが、尙其子孫に上記但馬守の外、神功皇后をも出し、且世代もよく合致して居る所を見ると、架空の人物とすることは出来ぬ。名の義を案ずるにヒホコのヒは日の意で、ホコは秀子であるから、貴顯の人であつたことは勿論で、アマは古語拾遺に「海」とあるのを見て

も海人族たることが明である。之を新羅國主の子といふよりは當時アマ族は牛島南部に占據して幾多の小國家を形成して居たからで、——こゝでは新羅は韓牛島の意に用ひられたのである——ヒホコも亦其一

國主の子であつたのであらう。

アマノホヒ(天穗日)の命——アミノホヒの命の項を見よ。

アマノマヒトツ(天目一箇、天目一)の命——アミノマヒトツの項を見よ。

アマノミカゲ(天之御影、天御陰)の神(命)——アミノミカゲの項を見よ。

アマノミカツヒメ(阿麻乃彌加都比女)の命

アメのミカチ(アメのミカツ)ヒメの項下参照。

尾張國風土記(釋紀所引)に垂仁皇后の御夢に此神が現はれて、自ら多具の國の神と稱し、自分はまだ嗣人を得ぬから、祝を充當せられれば品津別の皇子は物言ひ給ひ、御壽も長からむと申上げたので、神を祭るに適するものを卜うて日置部の遠祖建國君を得、同人をして神の所在を求めしめ、尾張國丹羽郡に於て之を發見して奉祭したとある。——式内阿豆真神社が其である——案ずるに此傳説は丹羽郡に移住した日置部の由來を語るもので、此神は日置部が祖神として崇めたものであらう。名の義は威力ある女神といふことである。

出雲風土記秋鹿郡の條下に赤食伊農須美比古佐和氣命の后天穗津日女命をあげて居る。又同風土記備前郡にも阿遲知積高日子命の后天御饒日女命の子多伎部比古とあり、多久村多久社といふ名も見える。

アマノミナカヌシ(天御中主)の尊——アミノミナカヌシの項

下を見よ。

アマノミヤツコヒメ(天造日女)の命

饒速日命供奉三十二將の一(舊)。阿曇連等の祖とある。此人名は他書には見えぬが、阿曇氏が海人族なることは疑がないから——アツミの連の項下参照——此人もアマ系で宮ノ商の義であらう。

あまのめさし「歌謡」——メサシの項を見よ。

あまのやすかけ「歌謡」

都蘇河産とあるのでヤツカギと訓せられたが、假にさう讀むとしてもヤスカゲの轉呼とせればならぬ。

ヤスカゲの項下を見よ。

天御陰は皇居の意。——アメのミカゲの項下を見よ——と云ふ敬語の代りに彌住の意のヤスを用ひたので、宮殿を意味するのである。

(推古紀) やすみし我大君のかくります 阿摩能都蘇河産 出でたす み空を見れば

アマノユツヒコ(天湯津彦)

饒速日命供奉三十二將の一(舊)。安藝國造の祖とある。本系は明示せられて居らぬが、國造本紀に陸奥の阿尺、思(信夫)、伊久、染羽、白河及佐渡の國造は此人の後とある。此方面は海人族の占據地であるから、天はアマと訓み、海人族の人たることを意味するのであらう。ユツヒコは神聖なる貴人といふことである。——安藝から此方面に移住した事情は明に得ぬ。

アマノヨサツラ又はヨリツラ(天吉葛)

天吉葛此云阿摩能與佐國羅。——云與會豆羅と訓註してある。

イザナミの命の臨終に生まれた神(紀一書)。吉は借字で、ヨサ又はヨは装を意味し、「裝身用の莖草」を神格化したのであらう。

上代死體を葛を以て裝飾する風習があつたのではあるまいか。此神に先ちて水神阿摩女、土神埴山姫が生まれたとあるのも水葬、土葬に關係があるやうである。熾火祭の祝詞に更生子水神、埴、川菜、埴山姫とあるのは熾火に關係のある品物を列擧したもので、之とは全然異つた傳承である。然るに埴山姫が兩者に相通するの故を以てヨサツラを埴に引あて、埴の古名をヨサというたとするが如きは妄斷の甚しきものと書はればならぬ。

アマノワカヒコ(天若日子、天稚彦)

出雲征討の爲高天原から派遣せられたが使命を辱めた爲め天孫を受けた神で、アマツ國玉の子である(記、紀)。父と同じくアマ(海人)族の人なることは勿論で、ワカヒコは世子の意である。——アマツクニタマの項下参照。

アマヒノミ(阿摩比能微)

ア(接頭語)マ(凶)ヒ(活用語尾)ミ(身)。

オモヒ(喪)の原語。

水花佐久夜毘賣の父大山津見の神が姉石長比賣を返されたのを怨んで、故天神御子之御毒者木花之アマヒノミに坐さむ」と詛うたとある(記)。「死を免かれぬ御身にて坐ささむ」といふことである。アマヒ

アマベ(海部、海人部)

應神天皇の御代に定められた部民(記、紀)。アマ族の民を以て編制せられた部であらう。略してアマとのみいひ、尾張、紀伊などの郡名には海部とかいてアマと訓むが(和名抄)、尙單獨にいふときはアマベであらねばならぬ。何となればアマ人は必しも盡くアマ部ではなく、アヅミ、アベ、シガ其他の氏族に屬するものが多いからである。——各其項下参照。

アマミ(海見)の島

奄美島ともかく。今の鹿兒島縣大島郡に屬する奄美群島をいふ。齊明天皇三年觀貨廻國の人が此地に漂着したとある。今も此島の北にある七小島を總稱して吐噶喇(寶)七島といひ、其海面をトカラ水道と稱する。

アマリベ(餘戸)

山雲風土記意字郡餘戸里の條下に依神龜四年編戸天平里故云餘戸とあるによつてアマベを正調とするといふものがあるが、天平が果してアマベの假字であるか疑問である。今もアマルベと稱へることが多い所を見ると、もとはアマリベといふたものと思はれる。大寶令に五十戸を以て一里と定められたので其端数を餘戸と呼んだ。轉じて郷名となつたものが多く、今も其名を存して居る。餘戸(又は余)戸とかいてアマベと稱へた地もあるが、其は借字で海部を意味したもので、やうである。紀伊及攝津の余戸又は餘戸郷が其通例である。

アマルベ(過戸)——コシベの項下を見よ。

アマヲフネ(海小舟) [枕]

海人の小舟をいふ。

ハツ(泊)の枕詞に用ひられた。例

(萬三) 海小舟はつせの山に降る雪のけながく戀ひし君が音ぞする

アミ [庶語]

アは接頭語、ミはメ(女)に通ずる。朝鮮語アミ(母の呼稱)と同語。女性の尊稱、アキに對して用ひられた。

此語は單獨では用ひられた例がないが、他の語と結合して殘つて居る。例

カム(神)ラ、アミ——カムロミ(神漏網)

アム(蛇)

和名抄に三蟻人飛虫として阿夫と訓してある。雄略天皇の御製に「補きそなふた、むらに阿牟かきつき」とある所を見ると、古語であらうが、語原を詳にせぬ。

アム(阿牟)の君

日向の蘇津彦の裔(景行紀)。——舊事記には奄智君とある。——アムは和名抄長門國阿武郡阿武とある地であらう。舊事記の傳承に従へば此アムはアムチ(奄智)の略稱であるかも知れぬ。

アム(阿武)の國造

阿武國は上記長門國阿武郡(今アアといふ)で、景行朝神代命十世孫味波波命が國造に定められたとある(舊)。世代に疑があり、且前記日向の蘇津彦の出なる阿牟の君と系統を異にするが、兩家が交迭したこともあり得る。

アンタツ(安達) [人]

孝德朝白地四年の遺唐僧(紀)。中區區每連の子とある。

アムチ(淹智) [地]

ア(接頭語)ムチ(貴)か。

敬稱から轉じて地名、氏名となつたのであらう。アムギ(奄義)、アムガ(奄我)なども同例である。

奄智道、奄智連などいふ姓があるから、氏名又は地名とおもはれる

イザのアミ——イザナミ(伊邪那美)

アラ(床)のアミ——アラナミ(洗那美)

アマと轉呼しては尼、姐の意に用ひられぬ——アマの項下を見よ。

アミ(留島)の浦

萬葉集十一卷に「中々に君に戀ひずば留島の浦の海人にあらましな玉藻かゝる」とある留島はアミと訓せられて居る。所在不明。

アミの浦は網浦の綱をアミと誤讀し、其字をかへたものであらうといひ、或は留島をアミと訓むことを疑はしとして田見の浦の誤としたものがあるが、アミの浦はあり得ぬ地名ではなく、——蘇波のアミ島の如きは其一例である。——又アミ(網)に留島の二字を充てたのは他の用字例に比し必しも無理とおもはれぬ。

アミ(網)の浦——ツナのウラの項下を見よ。

アミシ(網磯)野

諸本細磯野とあるが、箋釋に細を網とあらためた。

戰後大野郡の地名(風土記)。郡の西南に在りとある。所在不明。——無註に今阿志野といふとあり、又西南は西北の誤りで直入郡の朽網に接すとあるが、其阿志野の所在も明にし得ぬ。或は上井田村志賀附近であらう(シヌカオクの項参照)。——景行天皇此地で御饗をめすと云鷹人の聲が譁しとて、大鷲須阿那と仰せられたので、大鷲須と名づけたのが、網磯野と訛つたのであると風土記に説明せられて居るが語に落ちぬ。アナミヌの項下参照。

が、所在は明確ではない。今大和國山邊郡二階堂村に庵治といふ大字があり、寶異記中卷三十三條に大和國十市郡庵知村とあるのは、磯城郡川東郡大字海知で、古はアマチと稱へたらしく、大和志によればここに思地神社があるといふことである。

オンチ(風智)も亦アムチの轉訛であらう。神名帳河内國高安郡に思地神社をあげ、其地を今も思地(中河内郡高安村)と稱へて居る。播磨國神崎郡の甘地といふ地もアムチ又はオンチと同一由緒によつて名づけられたのであらう。

アムチ(奄智)の首

景行天皇の御子鴨門別の後(舊)。筑紫の火、別、三島、水間君等と同列にあげてあるが、筑紫に奄智といふ地名がないから、同書に日向蘇津彦命の裔としてあげてある奄智君が、紀に阿牟君とあるやうに、アムの首のことではあるまいか。——アムの君の項下参照。

アムチ(奄智)の君——アム(阿牟)の君の項下を見よ。

アムチ(奄智)のカツラ(葦)の連

物部九世傍系(十市系)竺志連の後(舊)。カツラの連家に數族があるので地名を以て區別したのである。——竺志連の母の鴨飯は河内の人をやうであるから、此アムチも河内であらう。神名帳高安郡思地神社とある地で、今も尙其名を存して居る。——アムチの項下参照。

アムチ(奄智)のシラニギテ(白幣)の造

景行天皇の御子息前彦人大兄水城命の裔(舊)、由ありげな姓ではあ

るが、其所由を明にせぬ。

アメ(飴)

アメ(甘)の轉呼。アメ(飴)、アモ(餅)、アム(餠)はいづれも同義であらう。

味いものといふ意。

神武紀に天皇水無に飴を造られたとある。此アメがアモ(餅)即ち團子の意で飴は倍字に過ぎぬことは前後の文意から推定せられる。中國に於ては今も餅をアモといふのである。

神武紀の飴はマガネと訓せられて居るが、アモと訓むを可とする。——マガネの項下参照。

アメ(天)(雨)

天空といふ意。雨をアメといふのは天水といふ意から轉用せられたのであらう。天之石鏡、天之加久矢の如く用ひられる場合は單に美稱である。

アメといふ語は天、降、天雲、雨、障の如く他語と連り又助語ツにつづけて天ツ風、天ツ彦のやうに用ひる場合には音便によつて常にアマと發音せられる。之が爲に族名のアマ(海人)とまざれたことは既にアマの條下で述べた通りである。

上代人は天は圓形體の一層で其上にも一世界があると信じ、民族の貴種は此天上の世界から降りて来たものと考へて居たやうである。神は自在に天地を來往することが出来るとしても、人間の爲には通路の必要があつた筈であるから、乃て本初天地が相接して居たといふ想像が生まれ、天地開闢傳説を生じたのである。紀に地上で生誕せられた

天照大神が天上に坐すことの説明として、是時天地相去未遠、故以天柱(舉)天上としたのは此大神に人文神の質の多いことを認めたものとせばならぬ。天地の中腰をソラと稱へ、日月星辰は之を渡り、地上から見えぬ時は天上を照して居るものとせられた。

アメオシタラシヒコ(天押帶日子)の命

孝昭天皇の御子(記)。春日臣、大宅臣、粟田臣、小野臣、楠木臣、壹比賣臣、大坂臣、阿那臣、多紀臣、羽栗臣、知多臣、牟那臣、都怒山臣、伊勢飯高君、登師君、近淡海國造の祖とある。アメは美稱、オシタラシヒコは大足彦の意であらう。紀には天足彦國押人命と傳へられ、全く名の義を異にして居る(其項下参照)。

あめかなはた (歌詞)

アメ(天)は美稱、カナハタは美しい布の意——其の項下参照。

仁德紀) 久方の天國體多女鳥が織るカナハタ集別のみおすひ置(アメノカナハタと七音に詠)でも差支がない筈であるのに助語ノを用ひなかつたのは次に四、六句が來るから調子を合はせる爲であらう。

アメクシツオホクメ(天穗津大來目) — アモノケシツオホクメの項を見よ。

アメクニオシハルキヒロニハ(天國押波流岐廣庭、天國排開廣庭)の命(尊)

欽明天皇の尊號(記、紀)。アメクニオシハ天國制取の意。ハルキは「遠」て廣庭の修飾語である。

アメクニニギシ・ヒコホニニギ(天國饒石彦火瓊々杵)の尊

ニニギの命の別稱(紀の一書)。

アメクマノウシ(天熊大人) — アメノクマノウシの項を見よ。

アメシルカルミツヒメ(天知迦流美豆比賣) — アメノチカルミツヒメの項を見よ。

あめたちやめむ (歌詞)

穴穗皇子(安康天皇)が輕太子を大前小前宿禰郡に攻められた時、大前小前宿禰がかなと隆かく寄り來れ雨マチャメムと詠せられたとある(記)。折からの雨によそへて矢の雨を「断ら止めん」といふ意で、大前小前の宿禰に「門へ出て來い矢の雨をやめてやるから」といはれたのである。記傳の解釋の如く雨を立ち休らふとしては次句大前小前の宿禰が舉手折し藤御河那傳ながら出て來た譯がわからなくなる。

アメタラシ彦クニオシヒトの命 — アマタラシヒコクニオシヒトの命の項下を見よ。

アメツツ(阿米都都)

アメはアマ(海人)の音便、ツツはツチ、チチと同語。

「アマ(族)の小父さん」といふほどの意。

イスケ流姫が高佐士野で大久米命を見て「アメツツ千鳥まじととなどさげるとめ」と詠はれたとある(記)。アメツツは大久米命のことで、詠が裂けて居たので「などさげる利目」と讀讀せられたのである。大久米命がアマ族の人であることは其項下に考證する。——チトリマシトの項下参照。

アメトヨタカライカシヒタラシヒメ(天豊財重日足姫)天皇

皇極天皇(重祚舒明天皇)の御尊號(紀)。御父は押坂彦人大兄皇子の御子茅渟王、御母は吉備姫。舒明天皇(御叔父)の皇后で、天智、天武天皇の御母である。御名のアメトヨは美稱で單にタカラの皇女とも申上げた。イカシヒタラシの意は字の通りで尊稱である。

あめなる、あめなるや (歌詞)

アメ(天)に在ル(ヤ)といふ意で、天といふと同様に美稱として用ひられた。例

(下照姫の歌) アメナルヤおとなげたのうながせる玉のみすまる(記、記)

(萬三) 天ナルささらの小野のいはひ菅手にとりもち(四二〇)

(萬七) 天ナルヤひめ菅原の草なかりそれ(三七七)

(萬二) 天ナルヤささらの小野の茅草刈草かりばかにうつらを立ても萬葉集の三首はいづれもスガ(菅)、ササ(笹)に言ひかけたもので、神樂の用に供せられるものであるからである。

アメニギシ・クニニギシ・アマツヒコ・ホノニニギ(天饒石國饒石天津彦火瓊々杵)の尊

ニギシは和の形容詞である。
ニギの命の御稱號「記一書」。アメニギシタニギシは天地調和の意で美稱として冠せられたのである。天津彦彦尊、次のホも亦秀の意の美稱である——アマツヒコ・ヒコホのニギの尊の項下参照。

アメニギシ・クニニギシ・アマツヒタカ・ヒコホノニギギ(天邇岐國邇岐志天津日高日子番能邇邇藝)の命

ニギの命の御稱號「記」。前項と略し同一で、アマツヒコの代りにアマツヒタカといひ(其項を見よ)、ホのニギをヒコホノニギギとしたのみである。此神の御名は色々に稱へられるが——アマツヒコ・ヒコホのニギの尊の項下参照——キセの尊(其項下を見よ)とあるを除いて尊號及美稱に多少の相違があるのみで、御名はいづれもニギの命である。

アメニコトシロ・ソラニコトシロ・タマクシイリヒコ

イツノコトシロヌシ(於天事代於虚事代玉籤入彦、嚴之事代主)の神

仲哀天皇に新羅征討を勤めまゐらせた神(神功紀)。アメニコトシロソラニコトシロは「天の事を知り空の事を知る」といふ意の冠稱、タマクシイリヒコは名(其項下を見よ)、嚴は借字でイツノコトシロは伊豆の領主といふ意である。——コトシロヌシの項下参照。

紀の文によれば皇孫が中臣島津津使主を奉神者として先日天皇に敬へまゐらせたのは誰の神ぞと問はれたとき、天孫向津媛等と共に此神が自ら名乗つたとあるが、傳説の眞意は征伐軍を援けよゐらせた地方

であらう。天石屋の傳説も之によつて了解せられ、神社を新境といひ、磐垣に石を用ひ、墳墓を磐垣内などいふ理由もこゝにあるのである。恐らくは遠祖の有した巨石工藝が此形を以て言ひ傳へられたのであらう。此石を恒久堅固の意を以て美稱に用ひたとする説は未だ至らぬものである。陵墓の如きは或は其故と説き得られようが、こゝは健康を願つたのであるから、恒久の意を以て稱へる必要はなく、美稱としてならば寧ろ玉座とでもいふべきである。

アメノイハタテ(天盤盾)

タテはタケ(盾)に通ずる。建内宿禰、倭建命、建部及八十建等タケに建の字をあてたのも必しも健の省割とのみ見ることには出来ぬ。

神武天皇が熊野の神邑で登臨せられた山の名(紀)。語義は岩山であるが、所在を明にし得ぬ。恐らくは熊野神邑の一地であらう。——邇岐に磐石自成の意とし、神宮地方の神産山を之にあてたのは臆説である。

アメノイハトワケ(天石戸別、天石門別)の神

天孫降臨の際、常世思金神及手力男神と共に差副へられた神(記)。別名を磐石窟又は磐石窟神といひ御門之神也とある。

此ワケはアケ(開)の轉呼で、傳説には殘つて居らぬが、手力男神と共に「石戸を開けた」神と信ぜられたのであるまいか。同條下に石門、石戸二種の字が用ひられて居るのも、古事記には他に例のないことである。

アメノイハフネ(天磐船)

の彥根の名を傳へんとしたもので、神と稱するは其功により後神として祭られたからであらう。當時伊豆の海島には航海の術に長じた豪族が居つて、其首長が水師を率ゐて從軍したものと思はれる。今伊豆の三島神社——往昔海島に鎮座した——の祭神を玉籤入彦嚴の事代主とするは當を得たことであるが、之を出處の八重事代主と混同するのは誤りである。事代主は決して一人の固有名詞ではない。

アメノアヒ(天合)の尊

神代本紀にウヒナニ、スヒナニの尊と同世代の別神(獨化天神)として擧げて居るが(舊)、他書には見えぬ名で、其名の義も不可解である。一名を天鏡尊といふとある。

アメノイツタテ(天五多底) (人)

五多底は舊訓イツタテとあるが或はイタテと稱へたのかも知れぬ。天村雲命の一名(舊)。五多底はイツタテと訓むならば嚴盾の意、イタテならばイは接頭語又は齋の義であらう。

アメノイハクスフネ(天磐操樟船)

イハクスフネの項を見よ。
アメ(天)は美稱。姫見のせて摩風放棄した船である(記)。

アメノイハクラ(天之石位、天磐座)

皇孫が天のイハクラを離れて降臨せられたとある(記、紀)。アメ(天)は美稱、イハクラの義は字の通りで、磐でつくつた神座といふことである。上代人のいひ傳へには神居が磐石を以て構築せられたとあつたの

神武天皇の勅言中に亦有「天磐船」一語降者よとある(紀)。アメ(天)は美稱、イハは堅牢を意味する修飾語と解せられるが、上古神の舟は磐で造つたものであるとする信仰が存したのであらう。——イハフネの項下参照。

アメノイハホワケ(天石帆別)の命

土佐國土佐郡朝倉神社の祭神(風土記)。——アマツハハの神の項を見よ。

アメノイハヤト(天石屋戸、天石窟戸)

アメ(天)は美稱、イハヤトは石窟でヤトは屋處の義である。閉(天石屋戸(記)とあるによつて石の戸と解するは非。

大岩石を柱とし又は胸壁として住居をつくつた遺跡はミクノネシアなどにも少くはない。高天原傳説が史實であるか否かは別問題として、イハヤトが石造屋を意味することは疑はない。之を陵墓であると説く人達は自身(ヨミ)の國に遊んで居るのであらう。

アメノイハユキ(天之石靴)

ユキの條下を見よ。

天孫供奉の武將が天之石靴を貢うたとある(記、紀)。アメ(天)は美稱、イハ(石)は堅牢の形容詞である。

アメノウキハシ(天浮橋)

ハシ及びウキハシの項下を見よ。

イザナギ、イザナミの神が此國土に降臨の際立(天浮橋)(記)、立(天

浮橋之上(「紀」とある。ハシは渡るもので、浮橋は器の上からは舟と解する外はない。天は美稱である。

梯も亦ハシであるが、ウキハシではない。從來天から降臨せられたといふ傳説にもとづいて浮橋を梯の意に附會したが、出發地が實際天であつても此國土に舟でついたとするに不思議はない。歐洲の眞中から來ても汽車で日本につけの筈である。

天はアマとよんでも差支はないが、美稱はなるべくアメと訓んでアマ(海人)と混ざれぬやうにしたいものである。

アメノウズメ(天宇受賣、天鈿女)の命

アメ(天)は天ツ神なることを表示する。ウズメは俗人の意である。ウズメの項下参照。

天宮戸の祭事に舞樂を演じた神で、天孫降臨に供奉し粟田彦大神を懐柔した(「記、紀」。其功により粟田君といふ名を給はつたといひ(「紀一書」)、或は粟田君の祖と稱せられる(「記」。サルメは神樂に舞踊を演ずることを職とする部民の稱呼で(其項下参照)、其首長たる家柄をサルメの君といひ、天のウズメの命を祖神としたのである。

古語拾遺に天鈿女命の下に古語天乃於須女、其神強悍猛固故以爲名今俗強女謂之於須志、此強也とあるのは甚しき辭説である。宇受賣をオスメと訓んだ例は他に見えぬのみならず、假にオスの訛としてもオスには強悍猛固の意はない。語義を解しかれて粟田彦懐柔の一事を以て附會したものと思はれる。

アミノオシカミ(天照神)

大和の土奈見磯城が神武天皇の御事を天照神と申上げたとある(「紀」

オシはオサへと同語で抑制の意であるから、高天原の統取者を意味したのであらう。——オシの項下参照。

アミノオシクサ(天押草) (植)

天は美稱。和名抄に玄參オシクサとある。人參の種類であるが、今之を詳にせぬ。古語拾遺に蝗を天押草を以て押し、鳥(カササギ)扇で扇いだとあるから、驅蟲劑に用ひられたのであらう。

アミノオシクモネ(天忍雲根)の神

天は美稱、オシはオサ(大)の約、ネは接尾語であるから、名の義は大雲の神である。

中臣壽嗣に見え、天兒屋根命の命をうけて天つ水を請ふ爲に天の二上に登つたとある——「紀及尊卑分脈藤原氏系譜」には天兒屋命の子、天種子命の父としてある。

アミノオシコロワケ(天之忍許呂別)——アミノオシコロワケの項を見よ。

アミノオシタテ(天忍立)の命

神代本紀に根魂尊の兒とある(「舊」。名の所由を詳にせぬ。

延任本に經向神主等祖と分註してあるのは異本に據つたものであらうが、刊本其他諸本に記されて居らぬのみならず、他に之を立證すべき根據がない。系統上からいってもあり得ぬこととやうに思はれる。

アミノオシヒ(天忍日)の命

天孫降臨供奉の神で、大伴連の遠祖(「記、紀」。古語拾遺及舊事紀には高皇產靈尊の子とし、後者には一名を神孫日命ともいふとある。オシはオサ(大)の約で、ヒは風の義であらう。大伴氏は武日連、吹負連等の如くヒを以て通稱としたもの、やうである。アメ(天)は天ツ神なることを意味する。

アミノオシヒト(天忍人)の命

或はアメオシヒトと稱へたのかもしれない。彦國押人といふ名もあるのである。

天村雲命の兒、母は阿倍真依姫(「舊」。異母妹葛木出石姫一名角屋姫を妻としたとある。

アミノオシホナガネ(天忍穂長根)の命

山城國宇治郡木幡社の祭神(「釋紀所引風土記」。オシホは大穂の意で、長根ともあるから稻の神であらう。神名帳には許波多神社三座(「舊」)とある。

「釋紀」には之を天忍尊(天忍穂耳尊の「稱」)に擬して居るが、ナガネの長を無視した幸強説である。天忍(又は天押)といふ冠稱は他にも多く用ひられて居るから、之のみを以て直に天忍穂耳尊に附會することには出来ぬ。

アミノオシホネ(天忍骨、天忍穂根)の命

天忍穂耳尊の御名の異傳(「紀一書」)。

アミノオシホミミ(天忍穂耳)の命

全稱號を正説吾勝勝速日天忍穂耳尊(正勝吾勝勝日天之忍穂耳命)といふ。マサカアカチカチハサヒは冠稱で(其項下を見よ)、御名のオシホミミは大勢御身の意であらう。ニニギの命の御父である。

此神はスサノハの命が天照大神の御統の玉を請受け、嚙んで吐出した息から化生した五神の一柱で、大御神が物實我にありとして收めて子とせられたと傳へられて居る(「記、紀」。此傳説の表面にあらはれた筋を其儘事實と解すれば、血統的に皇室の御祖先を天照大神まで通ることが出来なくなるのであるが、天津日子根命の項下に述べたやうに、之は諸種族の有力な祖神を一系に結びつける爲に案出せられた傳説で——其例は出雲神話にもある——五柱は皆實在の人文神と解すべきである。案するに忍穂耳尊は天照大神の御實子で(御父不明)、他の四柱とは出自を異にし、高天原の君主の統統であられたのであらう。

アミノオシホワケ(天押穂別)の命

舊事紀には天忍穂耳尊を天押穂別——延任本には天忍穂別、寛永刊本には天穂別——尊と記して居る。一傳と見るべきであらう。

アミノオシヲ(天忍男)の命

天孫本紀尾張氏系譜には天忍男命と稱するものが二名挙げられて居る(「舊」。即ち

- (一) 天村雲命の子、母は阿倍真依姫。孝昭皇后世襲足姫命等の父。
- (二) 天村雲命の孫、天忍人命の子。大腹部連等祖。

アミノオホカミ(天之大神)の社

偉大なる天ツ神の社といふ意に過ぎぬ。常陸風土記香島郡の條下に此語を用ひたのは香島の大社即ち、武甕槌の神をいふものである。

アメノカカミ(天之羅摩)の舟

出雲傳説に少名毘古那神が天之羅摩船に乗つて来たといふ(記)。一紀には以三白鹿皮爲舟と記されて居る。——アメ(天)は美稱、カガミで作つた舟といふ意で、こゝでは魂舟のこと、思はれる。羅摩(又は白鹿)は借字である。

アメノカガミ(天鏡)の尊

紀の書には國常立尊の次の世代、伊弉諾尊の三代前に此神を序して居る。此傳によれば國常立——天鏡——天萬——沫蕩——伊弉諾、伊弉册尊となるのである。又舊事紀には神代第四代別天神天合尊の一名とせられて居る。

アメノカキタ(天垣田)

天照大神の御田の名(紀一書)。カキは境界の意、アメ(天)は美稱である。

アメノカク(天迦久)の神

カクはカコ(鹿子)の轉呼で、鹿のことである。天安河を遙に塞ぎあけて河上の天石屋に居るイツノチハバリ神の許に遣はされた神(記)。人間の跋渉不可能の所なるが故に鹿を使にやつたといふことである。

アメノカクヤ(天之加久矢)

アメ(天)は美稱。カクヤを見よ。

(記、國讓)即若日子持天神所賜天之波土弓、天之加久矢、射殺其雄

アメノカグヤマ(天香山)

アメは美稱、カグヤマは巖山の意——カグヤマの項下参照。

高天原にもカグ山と稱する山があつたと傳へられて居る(記、紀天岩屋戸の條下)、大和のカグ山も亦又天香山と稱へられた。例(倭建命の御歌)久方の天のカグ山とかまに、さわたる月(萬)春過ぎて夏來たるらし白たへの衣乾したり天のカグ山

右の外萬葉集の一卷、三卷、七卷、十卷に天のカグ山と用ひた例がある。神名帳にも大和十市郡天香山坐御真知命神社とある。

上記萬葉集第一卷の持統天皇御製は百人一首に「春過ぎて夏來ニケラシ白たへの衣ホステフ天の香山」と直して入れられた。其は定家が天

の香山を天上の山と誤解した爲で、同實のことでないとするれば「乾すテフ」といはればならず、其に伴うて第二句も「夏來にケラシ」とした

のである。此誤傳は百人一首が人口に膾炙した結果國民の頭から除き去ることが困難になつた。定家の亞流が今の世にも絶へないのは誠に

悲しむべきことである。

アメノカグヤマのモリ(天香山社)

神武紀に天皇の御夢に天神が天香山社中の土を取り平土に敷き作つて天神地祇を祭り給へと告げまゐらせたといふ社にモリ(又は神のモリ)の意である。アメのカグヤマは神山とせられて居たのであらう。

(神代紀) 天稚彦天鹿兒弓及天羽々矢

アメノカタリコトウタ(天語歌)——アマコトウタの項下を見よ。

アメノカムタチ(天神立)の命

神代本紀に高皇產靈尊の兒で山代久我直の祖とある(舊)。カムタチは神我の意で、クガはケガ(穢)の轉呼であらう。クガタチ(皇神探湯)に關係のある神と思はれる。

饒速日命供奉三十二將中にも山代久我等祖と稱する天背男の命、久我直等祖と稱する天世手命がある。延住本に苗裔を同うするといふ理由を以て此天背男命を天神立命と改めたのは妄断とせればならぬ。

アメノカムタマ(天神玉)の命

神代本紀に神皇產靈尊の兒で葛野鴨縣主等祖とある(舊)。然るに同書神代本紀には鴨縣主等の祖は天櫛玉命とし、神玉命の裔は三島縣主等とあつて一致せぬ。或は神玉、櫛玉は同一神又は同系の神ではあるまいか。

アメノキセ(天杵瀬)の尊

紀の書に彦火火出見尊の御父とあるから、ニギハヤヒの尊のことであらねばならぬ。御名の義は子兒であらう——次項参照。

アメノキホ・ホキセ(天之杵火置瀬)の尊

火置瀬をホキセと訓するは非。上代の發音法によれば此場合のオは上の母韻に接せられればならぬ。

神名式には大和國十市郡天香山坐は御眞智命の神社とあるが、此神が神武天皇以前からこゝに祭られて居たかといふことは疑問で、クシマチ(奇眞靈)の名から判断するに、此神山を人格化したものとおもはれる。

此神を卜占の神とする説(釋紀)、又は天兒屋根の命の別名とする説(古史傳)は理由のないことである。

アメノカコ(天香子)の皇子

アマ(アメ)カコと訓むのかも知れぬ。

欽明天皇の御子聖部穴穗部皇子の一名(紀)。釋紀系圖には單に天香子ともある。御甥に蜂子皇子(崇峻天皇の御子)といふ御名もあるから、カコは鹿兒の意であらうが、「天」の字を冠した理由を詳にせぬ。或は天香山といふ名稱に倣うたのかも知れぬ。

アメノカゴヤマ(天香山、天香語山)の命

天火明命の子尾張連等遠祖(紀一書)。天孫本紀によれば饒速日命一名天火明命の子、母は天道日女といひ、天降神で手栗彦命とも高倉下命といふとある(舊)。

舊事紀には天火ノ明命と饒速日命とは同一神とせられて居るので、此香語山命をも饒速日の系譜中に收めたのである。尾張連の祖を天火明命とすることは紀の他の一書にもある——之をニギハヤヒの子なる火明命の裔とする紀の本文の記事は訛傳とせればならぬ。

アメノカゴユミ(天鹿兒弓)

アメ(天)は美稱。カゴユミの項下を見よ。

紀の書に天照大神が玉依姫命を妃として生みませる御子とある。ニギハヤヒに相當する。キハヒはヒコハ(彦火)のヒを脱したので、キハヒは秀子兄即ち御長子といふ意であらう。他の諸傳と甚しく相違して居るが、紀の編纂者が之を棄て得なかつたのは何か據があつたからであらう。

アメノクシタマ(天櫛玉)の命

クシタマは奇魂の意。

饒速日命供奉三十二將の一人(舊)。鴨縣主等の祖とある。同書の神代本紀には此氏は天神玉命から出たとあつて一致せぬが、神玉、櫛玉は同一神又は同一系の神であらう——アメのカムヤマの命の項参照。

アメノクシタマ(天櫛玉)の命

伊勢郡彦命の一名(伊風)——其項下を見よ——上記天櫛玉とは同名異神であらう。

アメノクヒザモチ(天之久比耆母智)の神

クヒザモチの神の項下を見よ。

アメノクマノウシ(天熊大人)

從來アマクマノウシ又はアメクマノウシと訓まれて居るが、「天」が美稱であることを明にする爲にアメノと訓む方がよい。

月夜見尊が殺害した保食神の遺體をなまめに供進せられた神(紀一書)。アメは美稱で、クマ族の主長といふ意であらう。即ち名の義はクマノウシと同一である——其項下参照。

アメノクラト(天之開戸)の神

クラトの神の項を見よ。

アメノコヤネ(天兒屋)の命

コヤネはコエト(聲音)の音便であらう。——エをヤと轉呼する例はサエサエをサヤサヤ、ヨシエをヨシヤといふが如く稀有ではない。

天石屋戸の祭に大祝詞を奏し、天孫降臨に供奉したと稱せられる神(紀、記)。中臣連等祖とある。紀の書には天孫降臨の兒とし、舊事記には天孫降臨の子津速魂尊三世の孫とあり、古語拾遺には神皇產靈神の子とある。聲音の美なることによつて名を負うたので、紀の書にも此神の廣く稱許を啓すのを大御神が聞き召して、頃者人(多)請(未)有(若)此言之(美)者也(歎賞せられたとあるのである。——招(引)泥、言(被)根の轉呼とする説の如きは牽強附會の甚しきものである。

アメノサカテ(天逆手)

アメのサカテと訓むよりもアメのサカテといふ方がよい。

テは方を意味する接尾語で、サカテは逆方即ち「逆さま」といふことである。

古事記國體の段は八重言代主が「天逆手矣於(青紫垣)打成而(隱也)とある。空が逆さまに水に寫るのを青紫垣と見なしたといふことであらう——打成のウチは接頭語である。拍手の意と解するのは無理である——言代主は入水して死んだのであるが、上代人の思想では靈魂は天に昇らねばならぬとせられたから、右の如き潤飾を加へたものと思はれる。

アメノサギリ(天之狹霧)の神

サギリの神の項下を見よ。

大同主系語に見える天孫降神はアマノサキヤと訓むべきである——其項下を見よ。

アメノサテヨリヒメ(天之狹手依比賣)

アメノサテヨリヒメの項下を見よ。

アメノサツチ(天之狹土)の神

サツチの神の項を見よ。

アメノセノヲ(天背男)の命

兄の男の意であらう。

饒速日命供奉三十二將中の一人(舊)。山背久我直等祖とある。尾張中島津部直祖といふ天背男命も同列に擧げられて居るが、其はアマノセノヲで別人である。

山背久我直は神代本紀に神立命の裔とあるので、此天背男命を誤寫として神立命と改めた本もあるが、セノヲの命が神立命の兒であつたとすれば同一氏族の祖先が二様に傳へられて居ても少しも不思議とするに足らぬ。此やうな例は姓氏録などにも多いことである。

アメノタケチ(天高市)

タケチの項を見よ。

天高市は二様に用ひられて居る。天照大神の窟かくれの善後處分を講する爲に八十萬神の集合した(紀)のは勿論高天原の高市であらねばならぬが、大物主と事代主とが合(八十萬神於天高市)帥以(昇)天とある天高市を天上にあるものとしては理にあはぬから、大和の香山を天香山といひ、河内の讚良を天なるササラの小野と詠じた(萬三)やうに

此國土の地名とせねばならぬ。恐らくは大物主の居住地なる大和の高市をいふのであらう。——此場合の天は美稱である。

アメノタチカララ(天手力男)の神

タチカララの神の項を見よ。

アメノタナバタヒメ(天棚機姫)の神

天の岩屋の祭に神衣を織つた神(捨)。棚機を織る女神の意なることは明であるが、記、紀其他には此神名が見えぬ。高天原にタナバタといふ機織が存したとは思はれぬから、下照比賣の歌のオトタナバナと同じく、織女星から後人が思ひついたさかしらであらう。

此神を天忍德耳尊の配務幡子(姫)の一名などと説くのは古音を解せざるものと當推量で論ずるに足らぬ。

アメノタネコ(天種子)の命

神代本に種子の二字をあはせてタネ(舊刊本には單にネとあるがタネの誤脱であらう)と訓めとあるが、舊訓タネコとあるを可とする。

神武天皇の侍臣(紀)。中臣氏の遠祖也とある。命によつてウサツ姫を娶つた。神代及尊卑分限によれば天兒屋機命の孫で、天押雲命の子とせられて居る。名の義は胤子(タネ)であらう。

アメノタマクシヒコ(天玉櫛彦)の命

タマは美稱、クシヒコは奇彦の意。

饒速日命供奉三十二將の一人(舊)。間人連等の祖とある。姓氏錄間人宿禰の項には神魂命五世の孫とせられて居る。

アメノチカルミツヒメ(天知迦流美豆比賣)

圖 記傳にアメシル(天知)、カヤ(地名)、ミツヒメと訓したのは無理である。

大年神の配(記)。奥津日子、奥津比賣、大山咋、庭津日、阿須波、波比岐、香山戸臣、羽山戸、庭高津日、大土神の母とある。チカルはチカラ(力)と同語で、有力な瑞穂(麗人)といふ意味である。所生と稱せられる諸神の名によつても明なるが如く、勿論實在人ではない。

アメノチタリ(天乃血垂)

チは靈の義、タリはタリキの略又は同義語であらう。タリキ(垂木)はハヘキ(延木)ともいひ、屋頂に於て交叉する屋根の骨格で、其の兩端にあつて高く突出するものをチヤと稱へるが、チヤ(千木、榑風)も亦チタリキの略語であるから、チタリはチヤと同一物をいふのである。

(大段祭祝詞)高天原(青雲)霧(極)天(血垂)飛鳥(禰無)

此一句は上の「底(磐根)極(下)綱根波府虫(禰無)」に對するもので、「高天原に青雲のたなび、極み」は千木の形容である。天乃血垂トアとつづけたのは高津鳥の文(其項下參照)にいひかけたので、チタリの損害のみを意味するのではない。

チタリの意義については(一)血を垂す性鳥、(二)天之トタルと同語で、靈出の義、(三)チギの垂下部、(四)鳥の空中の通路などいふ珍説がいくつもあるが、「下(綱根)に對する語であるから、物の名なるべきことは勿論で、(一)(二)は文脈上有り得べからざる事であり、(三)はトタルといふ語の誤解に由來するのであるから(トタルの項を見よ)問題にならぬ。(四)に守部の説で、チタリをチギタリの略とし、榑風の垂れ下つて

降る窟とするのであるが、トタル説に拘はれたものであるのみならず、乙鳥の外には榑風の下などに飛んで来る鳥はない。

アメノツトヘチネ(天之都度閉知泥)の神——アマのツトヘ

チネの項下を見よ。

アメノツヨカゼ(天剛風)の命

圖 神代本紀に萬魂尊の兒で、高宮神主等の祖とある(舊)。——延佳本には剛川とある——此神は他書には見えぬ。

アメノトクニ(天戸國)の命

圖 天村雲命の孫、天忍人命の子、母は葛木出石姫(舊)。尾張氏六世建田背命の祖父である。

アメノトコタチ(天之常立、天常立)の神(尊)

トコタチの項を見よ。

圖 古事記及之と同一傳承と思はれる紀の一書(第六)には國之常立神(尊)と併べて天之常立神(尊)をあげ、紀の他の二書には國之常立の代りに天之常立又は天之底立尊をかき、舊事記には天御中主の一名として居る。然るに紀の本文を始め他の傳には此神の名は見えぬ。トコタチ(又はソコタチ)は地盤の地靈の意であるから、「天」は美稱で、國之常立と同性質の神若くは同一觀念から生まれた神であらう。

アメノトミ(天富)の命

圖 天大玉命の孫、神武朝に奉仕した人(拾、舊)。

アメノトヨツヒメ(天豐津媛)の命

アメトヨツヒメとも訓み得る。

圖 懿德天皇の皇后(紀)。孝昭紀に息石耳命之女也とあるから、安寧天皇の御孫で、天皇には姪皇女にあたる。御名の義は字の通りであらう。

アメノトリコト(天之鳥琴)、アメノトリフエ(天之鳥笛)

圖 常陸風土記に建カシマの命が天之鳥琴、天之鳥笛を奏し、杵鳥曲を歌はしめ、七日七夜遊樂して敵を誘うたとある。アメ(天)は美稱であるが、トリコト、トリフエといふものは他に見えぬ。恐らく鳥のやうなよい音を出す琴笛といふことであらう。

アメノトリフネ(天鳥船) (神)

に古事記は此神までを別天神とし、國之常立以下を神世七代として區別し、紀の本文を始め諸傳には「天」と「國」とのいづれか一方のみを擧げて居ることは大に注意を要する。記、舊事記、古語拾遺の諸説を案するに、原始神に關しては本來系統を異にする左記三種の傳承が存したもののやうである。

(一) 天御中主を最初とするもの。——兩產靈の神が之に結びつけられて居る。

(二) ウマシアシカビヒコヤの神を最初とするもの。——天常立尊が之に結びついた。

(三) 國之常立神を最初とするもの。——其以後イサナギ、イザナミの命までを神世七代といふ。

第三が此國土に於て發達したものであることは名の義によつても自ら明である。其間に若干の折衷説も生まれ、古事記及舊事記のやうに此三傳をうつつ一丸としようと試みたものもあつたが、尙神世七代といふ口碑を破壊することが出来なかつた爲め、甚論理にあれば破綻の多い説明となり了つたのである。此管見は尙後掲の天御中主神、ウマシアシカビヒコヤの神、國之常立神、神世七代等の項下に於て補述することにする。

アメノトマネ(天斗麻彌)の命

圖 「天」は或はアマと訓むのかも知れぬ。

圖 饒速日命供奉三十二將の一人(舊)。額田部湯坐連の祖とある。古事記によれば此氏は天津日子根命の後とあるから(姓氏錄同前)、トマネの命も天津彦根系であらねばならぬ。名の義不明——紅葉山本、延佳本にはトマミ(斗麻彌)とある。

トトリフネの項を見よ。

鳥之石楠船神の一名(記)。鳥船と書き放にしてあるが(神の字を補うた本もある)、神名なることは勿論で、鳥船即ち帆舟を神格化したものである。

神代紀一書に大國主神供御の料として高橋浮橋及天鳥船亦將供造とあるのは單に帆船を意味したのである。

アメノトリフネ(天鳥船)の神

建御雷神に副へて出雲討伐に派遣せられた神(記)。高天原軍が帆舟に乗つて出雲に向うたことを神格化したもので、前項鳥之石楠船神の一名といふ天鳥船とは關係がない。御火の時に八重事代主を迎に遣はされたのである條下に、即ち傾其船とあるのは之を正儀の舟として描寫したのである——記傳に船島の顛倒で天夷鳥又は岐神の訛傳したのハ僻説である。

アメノニヒス(天之新巢)

アメ(天)は美稱、スは栖の意でニヒスは新住居のことである。宜長がスを養と解したのは從はれぬ。——アメのミスの條を見よ。

(記國讓の段) 登陀流天之新巢之凝烟の八尋垂るまで燒きあげ

アメノヌカト(天糠戸、天抜戸) [神]

メ(土)カタ(型)の轉呼。

國紀の一書に鏡作部の遠祖とあり、他の一書に鏡作部の遠祖で、石凝姥の親とある。土型即ち鑄型を人格化したので、石コ(石切)と同じく、鏡の工作に必要な作業であるからであらう。——イシコトメの

項下參照。

アメノヌナキ(天淳名井)

メ(石)ナ(の)キ(意)。

アメ(天)は美稱。石凝の意。

神代紀の一書ワケビの條下に見える。記及紀の本文にある天眞名井にあたる。又イザの眞名井ともある。

アメノヌホコ(天沼矛、天瓊矛)

アメ(天)は美稱、メホコの項下を見よ。

アメノヌホコ(天葦梓)の命

メホコと訓するは非。葦は玉葉瓊蕤なども用ひて華さくことをいひ、玉の意はないのであるが、誤まつて瓊の意に轉用せられたものと思はれる。宗像社記所引西海道風土記に以青蕤玉置(奥津宮之表)とある青蕤玉がアチミタマと訓むべきものであるとするならば其は青御玉の意の借字で、葦梓の場合には適當せぬ。こゝはメホコと訓すべきであらう。

國造本紀に物部連祖天葦梓命八世の孫者建命が伊豆國造に任せられたとあるが(舊)、物部系譜にも二十五部物部中にも此名は見えぬ。案するに飯根、勸根命等と同様にホコといふ名を預はせた假想の神で、伊豆の土產が之に其祖先を託したのであらう。——服部連が天御中主神十一世孫天御神命を祖とする(姓氏錄)同じ着想である——物部氏と稱せられるのは矢田部連(物部の一支)が後日此造家を繼承したからであらう。

アメノハハヤ(天之羽羽矢)

アメ(天)は美稱、ハハヤの項下を見よ。

(記、國讓) 故爾以天之麻迦古弓天之羽羽矢賜天若日子遺

アメノハバワシ(天羽羽鷲)

出雲風土記鳥根郡蛸嶋の條下に天羽々鷲が梓葉御崎から蛸嶋を掠めて飛び來り此島に置いたとある。ハバは羽の疊語で翅刀の強健なることの形容、アメは單に美稱として冠せられたのであらう。

アメノハフキ(天羽幡)

ホ(火)フキ(吹)の轉か。

アメ(天)は美稱、ホフキ(火吹)は吹草をいふのであらう。

國紀の一書天岩屋の條に眞名鹿の皮を全割にして作天羽幡とある。釋記に其風相(似鳥之羽翼)故也とあることの妄なるはいふまでもない。ハなカハ(皮)とする説もまた考が足らぬ。フキカハをカハフキといはぬことは國語の根本則である。

アメノハヘキリ(天蠶斫)の劍

スサノヲの命の大蛇を斬つた劍(紀一書)。アメは美稱、ハヘキリは天羽羽斬と同じくハメ(蛇)キリ(斬)を訛つたのであるまいか。

アメノヒスミ(天日栖、天日隅)の宮

ヒ(秀)の意)スミ(住)。

アメは天上の意、又は美稱で、ヒは優秀の義である。スミは住居と

アメノノリコト(天詔琴)

アメ(天)は美稱、ノリコトの項下を見よ。

アメノハジユミ(天之波土弓)

アメ(天)は美稱、ハジユミの項下を見よ。

(記國讓の段) 即若日子持天神所賜天之波士弓天之加久矢一射殺其雄

アメノハトフネ(天鳩船)

ハトはハメ(鳩)の轉呼。

事代主の許に遣はされた舟(紀)。古事記の天鳥船(神)に該當する。ハメは鳩の意で、帆を指稱するに轉用せられたものらしく、帆船の意と思はれる。——ホといふのは恐らくは帆の字音で外來語であらう。

アメは美稱。

アメノハハカ(天波々迦)

アメ(天)は美稱、ハハカの項下を見よ。

アメのハハキリ(天羽々斬)

ハハの項下を見よ。

古語拾遺にスサノヲの命が八岐の大蛇を斬つた十握劍の名を天羽々斬といひ、其意は蛇を斬ることであると註してある。蛇をハハといひ得たことは其項下に説く通りであるから、右の如き一傳説が生じたのであらう。

解すべきである。

④ (神代紀) 汝願住天日隅宮
(出雲風土記) 五十足天日隅宮

アミノヒトツハシラ(天比登都柱)——アマノヒトツハシラの項を見よ。

アミノヒナトリ(天夷鳥)の命

⑤ 崇神紀に武日照命一云武夷鳥又云天夷鳥とある。天は武に代はる美稱である——タケヒナトリの項を見よ。

アミノヒバラオホシナドミ(天日腹大科度美)の神

⑥ シナドは風處の意であらう。

⑦ 大國主神八代の裔(記)。父は布忍富島鳴海神、母は若妻女神とある。ヒバラは出雲風土記大原郡日原社とある地ではあるまいか。シナドも亦其郷中の地名と思はれる。オホシナドミはシナトのオミ(大身)といふことであらう。

⑧ 或は若妻女の腹から生まれたから天日腹というたのかも知れぬ。若し然りとせばアマヒバラと訓むのであらう。

アミノヒボコ(天之日矛)——アマノヒボコの項を見よ。

アミノヒワケ(天日別)の命

⑨ 伊勢風土記(神代所引)に載せられた神の名であるが、史書に見えず、所説も亦信用し難い點があるけれども、大畧次の如く説かれて居る。

天日別命は天御中主尊十二世の孫で、神武天皇に供奉し、菟田の下郷に到着した時、標の剣を賜はつて天津之方の國を平定する爲め差遣せられた。其國に伊勢津彦といふ神が居て降伏を肯じなかつたので、一戦を起したが、伊勢津彦は終に屈服し大風を起し波濤をあげ、日の如く熾いて東に向つて去つた。天日別命は此國土を經營し、天皇の命により統治に任じ、功により耳梨村に居宅を給はつた。姓氏録にも天日別命は伊勢朝臣の祖とある。

アミノヒワシ(天日鷲) (神)

⑩ 紀の二書に粟忌部の祖で木嶋作とある。古語拾遺には天太玉命の配下とし、天日鷲命(又は神)と記されて居る。ヒは秀の義、ワシはワザ(伎)の轉呼ではあるまいか。姓氏録弓削宿禰の祖に日鷲翔矢命といふ名が見えるが、若し同一人(神)を意味すとせば翔矢は鷲に因んで弓削氏に於て附加へたものであらう。

アミノヒワシ(天日鷲)の命

⑪ 伊勢國造で天降天牟久怒命の孫(舊)。前項の天日鷲(命)とは別人であらねばならぬ。或は上記天日別命の異傳ではあるまいか。

アミノフキネ(天葺根)の命

⑫ フキはフ(振)と同音語、ネは敬稱——フキをフキといふた例は記の黄泉の條下に後手にフキツツとある。

⑬ ササノタの命五世の孫で、草薙劍献上の使者になつた神(紀一書)。劍を揮るといふ意でフキネと呼ばれたのであらう。

⑭ 五世といふ世代から推算して之を記の天冬衣神におし當て、説かう

とするものがあるが、ササノタの命の五世の孫は冬衣一柱のみではなかつた筈である。

アミノフキラ(天之吹男)の神

⑮ フキナは葦男の意。

⑯ イザナギ、イザナミの命の諸神生成の際石粟比賣神、大原毘古神と同一に生まれた神(記)。葦屋の神であらう。

アミノフタカミ(天乃二上)

⑰ 中臣壽詞に「天忍雲根神天ノ二上ニ奉レ上テ……天ノ浮雲ニ乗テ天ノ二上ニ坐テ」とある。天は美稱で、二上は大和の山名である——其項下参照——天香山、天高市等の如く、此國土の地名に「天」といふ美稱を冠した例は少くはない。こゝも大和の二上峯に上つて雨水を乞うた古習を表示するのであらう——神高岐神瀛美命に謁するには必しも上天を要せぬのである。

アミノフタヤ(天兩屋)

⑱ 兩兒島の一名(記)。イザナギ、イザナミの神生成の島の一つであるが、所在を詳にせぬ。島形兩島を並列せるが如きを以て此名を貰うたのであらう。

⑲ 記の此條下にあげた島の一名は多くは擬人名稱であるが、此は純然たる島名を意味するらしく、次の分註にも自吉備兒島、至天兩屋島とある。

アミノフチコマ(天斑馬)——フチコマの條下参照。

アミノフトタマ(天太玉)の命

⑳ 高皇產靈神の子(拾、舊)。齊部宿禰祖(拾)又は忌部首等の祖とある(舊)。記に布刀玉命、紀に太玉命とあると同一神である——フトタマの命の項を見よ。

アミノフヒ(天乃夫比)の命

㉑ 出雲風土記意宇都屋代郷の條下に見える神名。天ノホヒの命の訛傳であらう——其項下を見よ。

アミノフユキ又(天之冬衣)の神

㉒ 大國主神の父(記)。冬衣は借字で、ユキは敬稱(キと通ず)、フユキは地名であらうと思はれるが、之を詳にし得ぬ。

アミノホノアカリ(天火明)の命

㉓ 從來ホアカリと訓み、爲にニニギの命の子なる火明命と混同を來たしが、此神の御兄弟のニニギの命をもホノニニギとも稱へる所を見るに、火は借字で秀ル意味し、ホノアカリであらねばならぬ。紀の舊訓及舊事紀前田本にもホノアカリと點してある。

㉔ 天忍德耳尊の御子(記、紀一書)。尾張連の祖(紀一書)。紀の他の一書には天照國照彦火明命とある。舊事紀には天照國照彦天火明神天鏡連日尊とし、紀の鏡連日命と天火明命とを一體として居る。従つて尾張連の外に物部連の一族も皆此神の裔とせられて居るのである。

㉕ 舊事紀の傳が必しも誤にあらざることは天照國照彦天火明神天鏡連日尊の項下に述べた通りである。さりながらニニギの尊の御子なる火

明命(紀)とは全く別人で、紀の本文に之を尾張連等始祖としたのは先哲も既に指摘したやうに大なる誤である。又播磨風土記に見える大汝命の子の火明命は前兩者とは全然無關係である。——ホアカリの命の項下を見よ。

アミノホヒ(天之菩卑、天菩比、天穗日)の命(神)

日本紀竟宴歌にアミノホヒと假名書してある所を見ると、天をアマとも訓したのであらうが、美稱であるからアメと訓む方がよい。

スサノヲの命の誓に化生した神の一柱(紀、記)。紀の本文には出雲臣、土師連等の祖とあり、一書には之に武藏國造を加へて居る。——古事記には上記の外敷氏を天菩比命の子建比良島命の裔としてある(其項下参照)——出雲平定の際に高天原から派遣せられたが、大國主に降服して復命しなかつたと傳へられて居るが(紀、記)、紀の一書には大國主の祭祀を命ぜられたとあり、其子建夷島(又は建比良島)は確に出雲方面に占據したもので、やうである。恐らくは大國主没落後に勃興した出雲貴族の祖神が高天原神話に結びつけられたのであらう——天忍穗耳及天津彦根の項下参照——ホヒは秀風の意(ヒの項下を見よ)、アメ(天)は美稱と思はれる。出雲風土記には天乃夫比命ともある。

出雲國造神賀詞には天穗比命は儀祭を過ぎて復奏し、其子天夷島命は出雲平定の主將であつたかのやうに説かれて居るが、其は國造家の傳承であるから、祖先の功績を誇張したものであらう。

アメのマカコユミ(天麻迦古弓)

アメ(天)は美稱、マは接頭語で御に通ずる。カゴユミの項を見よ。(記、國讀) 故書に天之麻迦古弓天之羽々矢鷹天若日子造

アミノマスヒト(天之益人)

マスはマストラチなども用ひ優秀の意、天之益人は天降優秀人種といふことである。

(大政祝詞) 天ノ益人等々過犯シテ難々罪事……

大政の祝詞に見ゆる概念は大和民族だけの有したもので、政除も夷族には及ばぬから、特に天之益人といふ語を用ひたのであらう。——イザナギの命の冥界遊行傳説に見える雨神の誓の如くは差引一日五百人宛人口が増殖するから、益人といふと説くものがあるが、「民衆」と「増加する民衆」とは自ら別義で、こゝでは人口の増減に關係はないのである。

アミノマナグヒ(天之眞魚昨)

アメ(天)は美稱、ナは魚にはかぎらず替く食物を意味する語であるが、魚又は菜の意に多く用ひられ、此兩者を區別する爲に魚をマナといふのである。其故にマナグヒは魚食を意味する。

(記、國讀) 献天之眞魚昨也。

アミノマナキ(天之眞名井)

アメノは美稱、マナキは飲水を汲む井泉の意(マナキの項下参照)。天安川の誓の際、雨神が銀及玉を測がれた井を天の眞名井といふとある(記、記)。——紀の一書には天修名井又は去來眞名井とある。

アミノマヒトツ(天目一箇)の神(命)

紀の舊訓及弘仁私記にアメモヒトツと訓してあるが、ノを加へて訓

む方がよい。

紀の一書及古語拾遺(天石宮及崇神天皇の段)に作命者即ち鍛工として擧げられて居る。拾遺によれば太玉命の配下の神で筑紫、伊勢兩國の忌部の祖とある。——播磨風土記に見える天目一命及舊事記神名帳の天目一命とは全く別の神である。

名の義は上古有名な鍛冶で隻眼の人があつたものないふとも解し得られぬことにはないが、隻眼の意ならばヒトツメ(一目)といふ方が普通であり、且知名の鍛冶としては天津マツといふものが在つたことを考へて見ればならぬ。古語拾遺の記事によつても明なるが如く、上代に於ては諸工人は一般民衆の尊敬を受けイム部(神聖なる部)と稱へられたので——工人と神主とが同名を以て呼ばれる例はボリネシアにもある——ウマ(可美)ヒト(人)の意を以てマヒト(眞人)又はマヒトチ(眞人主)と稱したのであるまいか。目一箇は其常字であらう。次項播磨の天目一神がマヒト神と稱へられたことを考へ合はすべきである。

アミノマヒトツ(天目一)の命

播磨國多可郡の神(風)。神名帳にも同郡に天目一神社(アミノマヒトといふ訓がある)を擧げて居る。同郡買負の里の道主日女命といふ女性が生んだ父無子の父を求める爲め盟酒を醸み、諸神を集めて其子に巫をさせたら此神に捧げたといふ傳説がある。名の義は上記天目一箇神と同じく、ウマ(可美)ヒト(人)チ(主)の轉呼であらう。

アミノミカゲ(天御蔭)、ヒノミカゲ(日御蔭)

アメ(天)の蔭、ヒ(太陽)の蔭の意、カゲは「木の蔭」の如く用ひられ、隈をいふから、皇后又は神殿を天の蔭、日の蔭と形容したのである。

(高)藤原宮御井歌) 高知るや 天の御蔭 天知るや 日の御かげの水こそは 常にあらめ 御井の清水

(式祝詞、新年祭) 皇御孫命ノ瑞ノ御令ヲ仕奉テ天御蔭日御蔭ト隱坐テ

(同大政祭) 寶鏡ヲ以テ寶柱立テ皇御孫之命ノ天之御蔭日之御蔭ト道奉

仕ル瑞之御殿

(同春日祭) 大神等ノ乞賜ヒノ任……高天原ニ千木高知テ天乃御蔭日乃御蔭ト定奉テ

此アメを雨の意とし天は借字なりとする説もあるが、雨ノカゲ又は雨カゲといふ語があり得ようとは思はれぬ。眞言が天を覆ひ日を覆ふ意としたのは説明の仕方がわるい。其意ならばミアメカゲ、ミヒカゲといはねばならぬ。

アミノミカゲ(天之御影)の神

次に掲げる天御蔭命と同人であるとすればアミノミカゲと訓むを可とする。

近江の三上祝が奉齋する神(記)。其女息長水依比賣は開化天皇の御子日子坐玉の妃となつて丹波道主及水穗眞若玉等を生み、水穗眞若玉の裔は近江安直とあるから、野洲郡の豪族の祖神であることは明であるが、名の所由は判明せぬ——或は次に掲げる天御蔭命と同一人であるかも知れぬ。

アミノミカケ(天御蔭)の命

饒速日命供奉三十二將の一人(舊)。凡河内直等が祖とある。紀、記によれば凡河内直(又は國造)は天津彦根命の裔とあり、姓氏録額田部湯坐連の條下にも天津彦根命子明立御蔭命とあるから、天津彦根系で

るので、之に附會して色々の説をなすものがあるが、文面にあらはれた所では家屋建築以外に他の意はない。又此柱は屋内中央の大黒柱であると説くものもある。ハシラといふ語には單複の別はないが、八尋殿は一木の柱では支へられぬから、多数の柱を立てしめられたものと解すべきであらう。之に神祕的意味があると考へたことがミトノマケハヒの語義について誤解を來した因である——其項下參照。

アメノミハシラ(天御柱)の命、クニノミハシラ(國御柱)の命

延喜式神名帳に大和平群龍田龜天御柱國御柱神社二座とある。官幣大社龍田神社の祭神で、同じ式の祝詞によれば志貴鳥宮(欽明天皇)——崇神天皇とするは誤——の御代御事枕に立ちて自ら天乃御柱乃命國乃御柱乃命と名乗つたとあり、比古神、比賣神とも記されて居る。其祭を風神祭といふが、祝詞の辭句に惡風荒水ニ相ツツとある所を見ると荒天の神であらう。或は柱は當字で、ハシラはハシル(走)を意味し暴風の形ではあるまいか。「天」「國」は共に美稱である——數長津彦、數長戸邊に擬する廣瀬縁起の説は疑はしい。

アメノムク又(天榎野、牟久怒)の命

榎は桑實をいふから、ム(實)ク(木)の意によつてムクの假字に充てられたものであらう。

饒速日命供奉三十二將の一人(舊)。中勝直等が祖とある。國造本紀によれば、伊勢國造天日鷲命の祖は天降牟久怒命とあるが、恐らくは同一神であらう。ムクは果樹の野といふ意。

榎野を吾國タノとあるはムを脱したのであらうが、ヒラノ、チシノ

と訓するは誤解である。天日鷲命の祖牟久怒命を牟羅久母怒之の誤脱とした延作説は論ずるに足らぬ。

アメノムラキミ(天邑君)

神代紀一書に天照大神が保食神の遺體から生じた種子を收められる意下に因定「天邑君」とある。邑君の制を定められたといふ意であらうが、説明に足らぬ氣がする。アメ(天)は美稱である。

アメノムラクモ(天村雲、天牟良雲)の命

天香語山命の兒、母は穗屋姫命(舊、尾張氏系譜)。一名を天五多底といふとある。同書天神本紀には饒速日命供奉三十二將中に列れ、度會神主等が祖としてある。姓氏錄額田部宿禰の條にも明日名門命三世の孫天村雲命といふ名が見えるが、同一人であるか不明。

アメノヤクダリ(天天下)の命

神代本紀に國常立尊と同世代の別神(獨化天神)として錄せられ居る(舊)。他書には見えぬ、名の由来も詳にし得ぬ。
舊事記には原始神に關する諸傳説を合併して特殊の序列を以て掲記して居るが、其中第二代(國常立尊の世代)から第七代まで毎世次獨化天神として「別」の字を冠した左記諸神を附記して居る。
(一)天八下尊 (二)天三降尊 (三)天合尊 (四)天八百日尊 (五)天八十萬魂尊 (六)高皇產靈尊
此は記紀いづれの傳にも見えぬ神名であるが、三系の原始神傳説(天

常立神の項を見よ)の外に、別に一傳があつたものと思はれる。其由来は尙考へ得ぬ。

アメノヤス(天安)の河

高天原にある川の名(記、紀)。ヤスは大屋の義(其項下參照)で、天照大神の宮殿をいふ。其附近を流る、川なるが故に此名を貰うたのであらう。紀の一書に八十河とあるのは音便の借字であらう。

古語拾遺に八瀧河原とあるによつて瀧の多い川と解するものがあるが、記、紀いづれにも此字を用ひたものがない所を見ると、尾形氏一家の解釋とせねばならぬ。ヤセが正しく、ヤスが訛傳であるといふ證據の出ぬ限りは多数の傳承に従つて解するのが至當である。

アメノヤソビラカ(天八十毘良迦)

アメ(天)は美稱、八十は多い數をいふ。ヒラカは風のことである。——ヒラカの項下參照。

(記、國讀) 昨出底之波瀾 作天八十毘良迦

(記、崇神卷) 又仰三伊迦賀色許男命 作天之八十毘良迦

アメノヤソヨロツタマ(天八十萬魂)の尊

神代本紀に第六代の別神で、獨化天神第五世とある(舊)。——アメのヤクダリの項下參照。

アメノユカハタナ(天湯河板舉)「人」

アメノユカハタは天の湯川田の意で地名であらう。ナはホ(敬稱)の轉呼。

垂仁天皇の命を奉じて鶴を捕へた人(記)。鳥取造の祖とある。ユカハタは神名式に河内國大縣郡天湯川田神社とある地であらう。

アメノヨテ(天世手)の命

饒速日命供奉三十二將の一人(舊)。久我直等の祖とある。久我直は山代ノ久我直ともいひ、神代本紀には天神立命の後とある。カムヤチは神鏡の意があり、クガはケガ(鏡)に通ずるから、ヨテもユテ(湯手)の轉呼で、クガヤチ(豐神探湯)に關係があるのであらう。

アメノヨロツ(天萬)の尊

紀の一書天鏡尊系譜に此神をあげ、諸冊二尊の祖としてある。他書に見えぬ名で所由を詳にせぬ——アメのカカミの項下參照。

アメノヨロツタクハタチハタ(天萬袴千幡)姫

ハタ及タクハタの項を見よ。
天忍穗耳命の妃袴千々姫の一稱(紀一書)。天は美稱、萬袴は多數のタク布、千幡も亦多數の布の意であるから、名の義は袴千々姫と同一である。

アメノワカヒコ(天若日子、天稚彦)——アマノワカヒコの項を見よ。

アメノヲハバリ(天之尾羽張)「神」

ハバリはハアリの轉呼——其項下を見よ。
イザナギの命がカケツチを斬殺した刀の名(記)。一名を伊都之尾羽

蚤といふとある。ハバリはハフリに通じ、祝又は羽振ともかき、勇猛を形容し、魁脚を意味する語で、サは雄の意であるから、刀を人格化した名であらう。さればこそ出雲征討の項下には天安河を逆にせき上げて、川上の天石屋に居る此神の子建御雷神を征討將軍に任じたともあるのである〔記〕。

アメヒカタ・クシヒカタ(天日方奇日方)の命

天、奇は美稱、ヒカタは秀像の意であらう。
三島海杭の女活玉依姫が都味齒八重事代主神の胤を宿して生んだ子〔舊〕。神武、敏達、兩皇后と同腹で、神武朝に申食國政大夫に任ぜられたとあり、賀毛氏の先大田田福古命の六世の祖とせられて居る。紀の奇日方天日方(活玉依姫の父)、記の御御方(活玉依姫實が大物主神の胤を宿して生んだ子)と同一人が色々に傳へられたのであらう。一其女停中庭姫命は安寧天皇の皇后とあるから〔舊〕、懿徳紀に御母の父とある鴨王は此人のことであらねばならぬ。

アメマヒトツ(天目一箇)の神

アメマヒトツの項を見よ。

アメミコトヒラカスワケ(天命開別)天皇

アメミコトヒラカス天皇の項下を見よ。

アメユツルヒ・アメノサギリ・クニユツルツキ・クニノサギリ(天禪日天狹霧國禪月國狹霧)の尊

ユツルはワツル(移、寫、映)の轉呼、萬葉集にも例がある。神代本紀に最も先に高天原に化生した神として天祖と稱へ天御中主

の前に序してある〔舊〕。アメユツルヒ(映天日)、クニユツルツキ(映國月)は冠稱で、記の天之狹霧、國之狹霧と同じく霧を神格化したのである。天地開闢たることをいふのであらう。
此傳は紀、記にも見えぬから、荒唐無稽の説とするものがあるかも知れぬが、天之狹霧神及國之狹霧神といふ名に於て大山津見神及野推神の所生として古事記にもあげられて居るから、訛傳であるとしても無根と見ることは出来ぬ。

アメヨロツ・クニヨロツ・オシハ(天萬國萬押磐)の尊

市邊の押磐の皇子を尊んで其御子の弘計王の稱へられた名であるが〔顯宗紀〕、於市邊宮治天下とあり、播磨風土記にも同じ皇子の御言葉として坐市邊之天皇とある所を見ると、安寧天皇崩御一旦踐許せられたのであるかも知れぬ。天萬、國萬は美稱である。一イチのへのオシハの項下参照。

アメヨロツトヨヒ(天萬豊日)天皇

孝徳天皇の尊號〔紀〕。アメヨロツは美稱、トヨヒは豊日の意であらう。御通稱は經皇子といひ、御父は孝徳王、御母は吉備姫王で、皇極天皇の御弟、天智天皇の御叔父である。

アメワカヒコ(天若日子、天稚彦)

アメワカヒコの項を見よ。

アヤ〔感〕

アヤ(接頭語)ヤ(響)。

イヤ(響)の意から出た感動詞で、アヤカシコネの神〔紀、記〕などを用いた例がある。アヤニ及アヤシ(瑞)といふ語も之から出たのであらう(各其項下を見よ)。一各項のアヤと混同せぬやうにせねばならぬ。

アヤ(過)

アヤはアシ(蹙)の語幹、ヤは形容語尾。

此語は多くは他語と結合して用ひられる。例

アヤシ(怪)。一シは形容接尾語

アヤミ。一ミは活用語尾。この語は廢用になつたが、次の形に於て残存する。

アヤマリ(誤)。一アヤミ、アリの約

アヤマナ(過)。一右のアヤマリの語幹に活用語尾ナを連れたもの

アヤフシ、アヤフミ(危)。一アヤフはアヤミの音便。

アヤ(漢)

任那諸邦中のカヤ(迦耶)の轉呼であらう。一或は彼國ではアヤと發音したのかも知れぬ。國音のカがアとなる例は韓音には少くはない。一應神紀に「蚊屋衣縫」とあるのは麻略紀の「漢衣縫部」にあたるものやうで、備中國賀夜郡麻都郷(和名抄)も漢織の居住地たるによつて名を得たのであらう。

迦耶は加羅と同國で我國に最早知られた稱呼であつたと見えて、此地方を一般にアヤともカラとも稱へ、時としては支那をも呼稱するに用ひた(カラの項下参照)。アヤに漢の字をあてたのはカン、カラ音相通するからであるが、阿知使主の如く漢人の裔と稱するものが韓地或中樂浪地方に居住し、自ら漢人と名乗つたことにもよるのであらう。

りながら漢が決して支那人を意味せぬことは神功朝葛城襲津彦が新羅に渡り草履をぬいて連れ歸つた仔囚が桑原外三邑の漢人等の始祖也とある〔紀〕によつても明である。漢人は略してアヤとのみも稱へられ又アヤヤとも呼ばれた。

アヤ(綾)(文)

上記の漢から轉じた語で、朝鮮から渡來した綾布をいふ。綾は筋織であるが故に綾紋をもアヤと稱へ、轉じて紋(文)をアヤといふやうになつたのである。

アヤ(阿椰)(人)

境部臣麻理勢の子(舒明紀)。父と共に殺されたとある。

アヤ(漢)の直

漢人の貴裔の意。
應神朝漢靈帝の後と稱する阿知使主が其子都加使主と共に黨類十七縣を率ゐて歸化し、漢直の祖となつた〔紀〕。其氏孫が多くの氏族に別れたが、倭漢直又は東漢直と總稱せられ、河内に居住した別系の漢人川内漢直(又は西漢)及其後渡來したイマキのアヤ(新漢)と區別せられた。天武朝族人に功を建てたものがあつて連のカパネを賜はり、尋で忌寸に昇格したが〔紀〕、此族中から坂上劫田麻呂、田村麻呂の父子が出て大に名を顯はした。

雄略紀によれば十六年漢部を聚めて其件造たるものを定め、賜姓曰直とあり、分註に一本云賜漢使主姓曰直とあるから、直といふカパネは此朝から始まつたもので、前朝に漢直(東漢直)とあるは後の

稱呼に従うたものとせねばならぬ。恐らくは漢のオミ(使主)と稱して居たのであらう。

アヤ(漢)の王

○ 忍坂彦人太子の妃大倭王の兄(記)。系不明。

アヤ(綾)の君

○ 讃岐の綾君のことである。——其項下参照——天武十三年朝臣に昇格した(紀)。アヤは後記讃岐の地名。

アヤ(安益、阿野)の郡

○ 讃岐の地名。アヤ(漢)人が土着したので名を負うたのである。和名抄に阿野(綾)郡とあり、今の綾歌郡の一部分である。萬葉集第一巻に舒明天皇讃岐國安益郡行幸の歌がある。

アヤ(漢)の皇子

○ 皇極天皇の御子、御父は高向王(紀)。

アヤ(漢)のキヌヌヒ(衣縫)部

○ 雄略朝に吳から貢した衣縫部(衣縫)の裔(紀)。應神紀にカヤのキヌヌヒ(敷屋衣縫)とあるもの、異傳であらう。

アヤ(漢)のテビト(手人)部

○ 雄略紀一書に吉備の諸君が百濟から伴ひ歸つた工人の部としてあげられて居るが、他書には此部名は見えぬ。令の大藏省の下に百濟手部

とあるのが之にあたるのではあるまいか(通釋)。

アヤ(漢)のヤマクチ(山口)の直 (通名)

○ 孝徳朝の佛師(紀)。山口の直は姓氏録に山口宿禰として掲げられて居るものと同氏で、都加使主の後である。

アヤカキ(阿夜加岐)

○ 綾垣の意であらう。

○ (須勢理毘賣の歌)アヤカキのふはやが下にむし袋にこやが下に(記)アヤ(綾)は上記のやうに第二次生の語であるから、古は用ひられなかつた筈で、此歌詞が古傳であるとすれば或はアシカキ(葦垣)など、あつたのを誤り傳へたものとせねばならぬ。さりながら樂府の歌であるから後世の改竄を経たこともあり得べきである。

アヤカシキ(吾屋檜城)の尊

○ アヤカシコネの神の一名(紀)——其項を見よ。

アヤカシキネ(吾屋檜城根)の尊

○ 神代本紀に青檜城根尊の次に「妹」として此神をあげ、亦云「檜城根尊」亦云「敷屋尊」とあるが「舊」、恐らくは記、紀の説を折衷したのであらう。一名をカカキ姫といふ所由を詳にせぬ。

アヤカシコネ(阿夜阿志古泥、吾屋檜根)の神(尊)

○ 神世七代中の一神(記、紀)。紀に檜城尊を本名とし、吾屋檜根の外に吾屋檜城、青檜城根、吾屋檜城の四傳をあげ、舊事記には青檜城根尊及

妹吾屋檜城根尊の二柱にわけて居るが、恐らくはアヤカシコネを正しとすべきであらう。アヤは彌の意、カシコは恐懼の義で、ネは敬稱である。面足の神の形體完了を意味するに對し、意識具備を神格化したものと思はれる。古事記には「妹」と冠してあるが、必しも女性とすることを要しない。

アヤカス(綾精) (人)

○ 蝦夷の魁帥(敏達紀)。名の義不明。分註に魁帥者大毛人也とあるのは、毛人(即ち蝦夷)の首長たるが故に大を冠したのであらう。

アヤシ(怪) (形)

○ アヤの項を見よ。

○ 原義は凶即ち不祥で、轉じて奇怪又は不思議の意に用ひられるやうになつた。

アヤシ(文石)のヲマロ(小麻呂)

○ 雄略朝播磨の御井に占據して規掠を恣にした隈人(紀)。アヤシは惟の意にも解釋せられるが、他の人名の例によれば地名又は族名であらねばならぬ。或はアヤシの説であるまいか。播磨にはアヤシと稱する先住民即ちタマ人が棲息した形跡が風土記に見えて居る。——アヤシの項下参照。

アヤシキ(瑞) (形)

○ アヤに惶きなど、いふアヤ(彌)に形容語尾シ(シキ)を添付したもので殊異の意である。紀には瑞稱、喜木、神鏡、靈鳥等の瑞、喜、神、靈に常

にアヤシキと訓してある。——上記の不祥の意のアヤシと正反對の意であることに注意せねばならぬ。

アヤチテ(誤) (動)

○ 難輿記(中巻二十五)に誤をアヤチテと訓してある。此訓に誤なしとすれば、アヤ(過)に活用語尾チを直接してアヤチ、アヤツと用ひた時代があつたとせねばならぬ。

アヤトヒメ(綾門日女)の命

○ 出雲風土記出雲郡宇賀郷の條下に所造天下大神談。坐神魂命御子綾門日女命とある。其北濱瀨に岩窟があるとあるからアヤトヒメ(ナト(穴處)の意であらう。

○ 該は讀と同義で、誤の意であるから、アトラヘ又はイドミと訓むべきである——ヨハヒとするは非。

あやに (副)

○ 上記の意のアヤに助語ニを連れて副詞としたもので、意義は意といふことである。例

(建内宿禰歌)此御酒のアヤニうたたぬし、ササ(記、紀)。(雄略天皇御製)こもりくの 初瀬の山は アヤにうらくはし アヤにうらくはし(記)

右の外に萬葉集には「アヤニ惶き(み)」「アヤニ悲し(み)」「アヤニ看はしも」「アヤニくす(み)」「アヤにともし(み)」「アヤニ多(み)」等多くの用例がある。此「アヤニ」を「怪しく」又は「文に」の意とするから語のつゞきがわからなくなるのである。

あやにあやに [歌詞]

前項のアヤニを二つかされたもので、イヨイヨ(愈)といふと同語である。

萬葉集十四卷に「川上の根白高堂アヤニアヤニされされてこそ言に出にしか」とある上二句はサネ(真、小根)にかゝる序、アヤニアヤニは「出ア」といふ動詞を支配する副詞で、歌の意は「事實同義したればこそ愈々言葉に出したのであるといふことである。」

あやはとも [歌詞]

「危くとも」の意。—アヤフシの項下を見よ。

「萬二」あすべから駒の行このすアヤハトモ人づま見ろにまゆかせらふも

アヤハトリ(漢織)

雄略朝身狭村主背等が吳國の使と共に携同して歸つた工人(紀)。應神紀にはアハトリ(穴織)とあり(其項下参照)、使者を阿智使主としてあるが、恐らくは同一事實が二様に傳へられたのであらう。

アヤヒト(漢人) [姓]

姓氏録に右京蕃別(百濟人多夜加の後)及大和蕃別(漢人黒の後)に此姓が見える。播磨風土記にも漢人の刀良といふ名があげられて居る。系統はわからぬが、歸化人たることは勿論である。

アヤヒト(漢人)廣齊

推古十六年の遺唐學生(紀)。釋紀には新漢人(イハシヤ)とあるが、いづれを正しとするか不明。廣齊も下文には惠齊とある。

アヤヒト(漢人)のトラ(刀良)

播磨國揖保郡の住民(風)。トラは虎の意であらう。

アヤフシ、アヤフミ(危)

アヤフシ(アヤの項下を見よ)が音便によりアヤヒとも活用したことがあつたのであらう。東歌にアヤハトモと用ひられて居るのは其一體である。アヤフシは之に形容語尾シをそへ、アヤフミは活用語尾ミ(見)を接したもので、アヤヒミ、アヤヒシといはずにアヤフミ、アヤフシと稱するのはサビシをサフシといふと同じく音便によるものである。

アヤベ(漢部)の里(郷)

漢人の民部をアヤベと稱へ、轉じて其居住地を呼稱するやうになつたのである。—アヤ(漢)の項下参照。

(一) 播磨國揖保郡の地名(風)。漢人の居住地なるの故を以てアヤベと名づくところ。—今の余部村をいふ。

(二) 肥前國三根郡の地名(風)。—綾部ともかき、足利時代の九州探題の居住地であつた。今中原村と稱へる。—推古朝新羅征討將軍來目皇子が忍海(大和)の漢人を此地に移して兵器を作らしめたから漢部の里といふとある。

アヤマチ [動]

アヤ(過)の項下を見よ。

凶事又は不祥事を行ふといふ意。轉じて過失の義に用ひられる。

アヤマリ [動]

アヤ(過)の項下を見よ。

不真状態にあることの意。轉じて當を得ぬこと即ち誤謬の義に用ひられる。

アヤメグサ(菖蒲)

和名抄に菖蒲をアヤメグサと訓してある。今もアヤメと稱へるが、語義は不明である。アヤメ(漢部)の輸入した草なるが故にアヤメと稱へられたのではあるまいか。

アヤメの郡

アヤメの轉呼。

催馬樂「我門」に

我門に うはものすそぬれ 下裳のすそ濡れ 朝なつみ 夕菜つみなむすめの おとむすめこそいほめ

とある。催馬樂考に讃岐國阿野郡は古綾部郡と稱へたのであらうとあるは當を得て居る。但し綾部ではなく漢部の郡である。アヤメを音便によつてアヤメと稱へ、御園生の菖蒲にいひかけたのである。

アユ(年魚、鮎)

ア(養)の轉呼か。

年魚とかく理由は和名抄に根高湯の食糧を引いて「春生夏長秋衰冬

死故名年魚」とあり、季節の魚の意である。鮎は爾雅に別名鮎とあつてナマツ(鮎)をいひ、年魚の意ではない。恐らくは古魚の意によつて作つた合字で、古へ此魚を占に用ひたのであらう。いづれにしても鮎に供したのでア(養)と稱へ、アエと轉じて更にアユと訛つたものと思はれる。アユチ、アユカハに愛知、愛甲の字をあてたことを見ても古はアイ又はアエに近く發音したとせればならぬ。

アユ(安由)の風

萬葉集十七卷家持の歌に見える語で、自註に越前語東風謂之安由乃加是也とある。今も此地方では東北の風をアイの風といひ、羽後では北風をアユの風といふさうであるが、アユの語原語義を詳にせぬ。

アユカシキ(吾忌檣城)の章

アヤカシキの神の一名(紀)。ユは戒慎の意、カシキはカシコの轉呼で恐懼の義であるから、アは接頭語とせればならぬ。刊本には忌檣城章とある。

アユキ(足往)

丹波の桑田郡の人ミカソが家に飼うた犬の名(紀)。語義は字の通りであらう。

アユチ(吾湯市、年魚市) [地]

年魚市の意。

神代紀一書にスサノヲの命が蛇の尾から獲た劍は今在尾張國吾湯市村とあり、景行紀には同じ劍について今在尾張國年魚市郡熱田社と

也とある。和名抄には愛智(阿伊知)郡とし、今も愛知縣愛知郡と呼ばれて居る。ナゴヤ(名護屋)といふ名も年魚市の魚小屋から出たのであるまいか。

アユチ(年魚市)湯

右のアユチ(年魚市)の海面をアユチ湯と稱へた。
田(萬) 櫻田へたづ鳴きわたる年魚市方しほひにけらし鶴なき渡る
(萬七) 年魚市方しほひにけらし知多の浦に朝こぐ舟も沖による見ゆ

アユヒ(脚結)

アシ(脚)は他語と結合する場合アとせられて居るが、アに脚の義があつたものと思ふが、尙之を詳にせぬ。
田 上代は袴(裳)の裾を脚に縛りつけて活動に便したので之をアユヒ(脚結)と稱へたのであるが、後には履巾類の呼稱となつた。

アヨ(阿欲、動) (感)

アレヨ、アレヨといふに同じい。
田 ア(彼)とアレ(彼)とは同様に用ひられるから、今のアレヨアレヨが上古アヨアヨであつたのは當然である。出雲風土記大原郡阿用郡の條下に目一鬼に食はれた田人が「動々」というたから阿欲と名づく、とある。動の字をあてたのは方言に動くことをアヨというたからで、今も小兒の歩行をアヨヨといふのである。

アヨクナメカモ(阿用久奈米加母) (歌詞)

萬葉集二〇卷「むばたまの幅に釘さしかためてし妹がこころはアヨ

クナメカモ」とある。アヨクはアヤタの訛で、アヤシタと同義、ナメカモはアラメカモの意である。

あよひたつくり、こつくらふも (歌詞)

田 アヨヒはアユヒ(脚結)の訛。
田 脚結を作り、履袋ふもの意で、タは接頭語、モは感動助語である。
田 (鳥橋記) 大和の おしのひろせを 譲らむと あよひたつくり
こつくらふも

アラ(順、新)

單語としては用例が見えぬが、アラタ(新)、アラハレ(現)等の語幹で、他の語に接頭して、順、新の意を表すものが普通である。アラミタマ(荒魂)のアラは之に屬するもので、順はれた魂即ち活動的の靈といふ意を表現し、之にタカ(高)をそへたアラタカは靈順の意に用ひられる。アレ(生)といふ語も此アラから分化したのである。
田 アナミタマの例に於て見るが如く、此アラにもヌの字をあてたものが多から、字に提はれぬやうに注意せねばならぬ。

アラ(荒、危)

田 ア(荒)から分化したのであらう。
田 順の意のアラとは全然別語で、粗、危、荒等の意を有する。常用語としてはアラシ、アラビ、アラアルの如く用ひられる。

アラ(荒)姫

田 物部六世伊香色碓麻呂の妻(舊)。父は山代の蘇主長瀨とある。

アラ(荒)氏イナフ(稻布)

田 萬葉作家。大宰府の神司。アラは荒城、荒田、荒々などいふ氏名の省畧であらうが、之を詳にせぬ。

アラカシメ(豫)

田 アル(有)ガ(助語)ハシメ(始)の約。
田 「有るが始」の意から轉じて「豫て」の意に用ひられたものと思はれる。中古の語である。
田 (萬) 言はまくもゆゝしからむとアラカシメかれて知りせば(九四六)。
田 萬葉に豫の字をかいたのは多くの場合カネチヨリと訓ませるつもりである。

アラカハトベ(荒河刀辨、荒河戸畔)

田 崇神天皇の紀遠津年魚目マクハシ姫の母(紀、記)。荒川は紀伊國那賀郡にある川の名(紀伊河の一支流)で、今も安樂川と稱へる。トベはトメ(刀賣)の轉呼で、女君の意である。

アラカハトベ(荒川戸俣)の女ナカヒメ(中日女)

田 物部氏七世大新川命の妻(舊)。上記マクハシ姫の姉妹であらう。

アラキ(荒寸) (人)

田 仁賢朝の人(紀)。アタタ女の夫——其項下を見よ。

アラキ(荒城)の郡

田 和名抄飛騨國荒城(阿良木)郡、今百城郡と稱へる。持統朝本郡の入弟國郡弟目といふものが白蜘蛛を獻じたとある(紀)。

アラキのミヤ(積宮)

田 アラ(新)キ(積)の宮の意で、天皇を藏する所をいふ。

アラキ田、アラキの小田

田 アラ(新)ヤキ(燒)の約か。
田 萬葉集七卷に「湯種あらしきの小田」とあり、十七卷には「あらし田のし、田の稻」とある。十四卷に「かなと田を新搦まゆみ日がてれば」ともあるから、アラカキ田の約とも解き得られるが、歌の趣からいふと新燒の意とすべきである。新地開拓の爲には草木を燒くことを第一の作業とするのである。

あらさか (枕)

田 アラ(順)サカ(榮)。
田 順榮の義で、口語にアラタカといふと同意である。
田 (常陸風土記香島祭の唱歌) アラサカの神の御さけをたぎといひ けばかもし我がみひにけむ。
田 アラサカは神の枕詞に用ひられたので、「神の御崎を換舟」に「神酒を喫」をいひかけたのである。——此語の韻を解しかれて之を(新酒)又は「荒坂」とする説は論ずるに足らぬ。

アラサカ(阿良佐加)比賣

田 因幡の國造(播風)。アラサカは地名で、神名帳に法美郡荒坂神社と

ある地。——今岩見郡元鹽見村字箭谷にあり、荒坂山王と稱へる——
稻葉の國造は國造本紀に彦坐王系とあるが、播磨風土記には多くは土
豪といふ意を以て國造といふ語が用ひられて居るから、之もまた必し
も公認國造家の人たるを要せぬ。

アラサカツ(荒坂津) (地)

神武天皇が丹敷戸を誅せられた熊野の一地(紀)。ニシキの浦とも
いふとある。紀伊川流域那賀郡に荒川(和名抄)郷があり、今も安樂川、
阿見龍門などいふ地名及地點があるから其附近であらう。ツは川の津
である。

熊野を東牟婁郡と憤断した結果之をも其地方におしあてんとするの
は無理である。天皇は紀伊川を過つて大和に侵入せられたのである。
——タマの項下参照。

アラソフ(争) (動)

アラシ、アソフの約。

荒し合ふの意から轉じて争鬭の義となつたのであらう。

(萬一) うつそみも妻をアラソフらしき(三)

(萬二) 去鳥のアラソフ端に(九)

アラタ(荒田)村

播磨國多可郡の地名(風)。和名抄に荒田郷とあり、神名帳に荒田神
社をあげて居る。今の中村である。風土記には盟酒を醸す爲に作つた
田が後に荒れたからアラタと名づくとし、ミナモシヒメ傳説に附會し
てある。

アラタ(荒田)の皇女

應神天皇の御女、御母は中姬皇后(紀)。記に木之荒田郡女とあると
同人であらう。御名帳紀伊國那賀郡に荒田神社があげられ、靈異記に
は安諸郡(今の有田郡)荒田村といふ地名が見える。兩地のいづれかに
所縁を有せられたのであらう。

アラタ(荒田)別

神功應神朝韓國に出征した武新(紀)。應神紀には上毛野君の祖とあ
る。姓氏錄止美連、田邊史、大野朝臣の條下に豐城入彦命の四生の孫と
あるから、彦孫島王の孫、御諸別の子であらう。アラタは上野國新田
郡——和名抄には爾布太と訓してある——の名を負うたものではある
まいか。

アラタ(荒田)のヨシマロ(能麻呂)

天武十年連のカバネを給はつた(紀)。姓氏錄に荒田直は高魂命五世
孫細根命後也とある。集解に荒田尾直と改めてある。

アラタへ(荒妙) (枕)

荒布の意。——タへの項下を見よ。

應原の枕詞。フヂ(藤、葛)はアラタへ(荒布)をつくる材料となるもの
であるからである。例

(萬一) アラタへの藤原がうへに大御門はじめ給ひて(五)

右の外に藤井、藤江の枕に用ひた。第二卷に「荒妙の衣の袖は乾る時も
なし」、第五卷に「荒妙の布衣をだに着せがてに」とあるのも實際にア

アラタへを材料としたわけではなく衣及布の准枕詞として用ひたものと
おもはれる。

アラタマ(荒魂)——アラミタマの項下を見よ。

荒魂をアラタマと訓むのは誤である。此魂は神靈の義であるから常
にミタマといはればならぬ。神功紀の分註にも和魂此云ニキミタマ
荒魂此云アラミタマとある。

アラタマ(龍玉)のキへ(岐倍) (地)

萬葉集十四卷に「アラタマのキへの林に汝を立て、行き究つましじ
いざ先立たれ」とある。アラタマは和名抄遠江國龍玉(阿賀多末今稱有
玉)郡とある地であらう。キへといふ地名は和名抄にも見えぬが、今
の濱名郡豊西村に大字貴平といふ地があり、其西隣北濱村の貴布禰を
キへの林の遺跡とする説もある。恐らくは上古此附近に櫛戸があつた
ので其名を負うたのであらう。

宣長は此キへを山香郡岐陸郷と推定し、雅澄も之に従うてアラタマ
はキへ(來經)にかゝる枕詞であるとしたが、キへは一國一ヶ所と限ら
れたものではないから、龍玉郡にも存したとする事は妨なく、和名抄
は地名のみを挙げたものであるから、之に見えぬことを以て龍玉郡に
岐倍が存在しなかつたとする理由にならぬ。假にアラタマノをキへの
枕詞とした例が他にありとしても、此歌に於て枕詞にアラタマノを用
ひる事はあり得ぬ。後世の歌人のやうに埋草に枕詞を用ひるやうなこ
とは昔の人は決してしなかつたのである。

あらたまの(枕)

アラタモノ(新物)の轉呼。
新物の意で更新するものといふ意味から年、月等の枕詞に用ひたの
である。——モノといふ形の枕詞は大ツモノ、鳥ツモノ等類例が少く
ない。モが前綴母に同化せられてアラタモノ發音せられ、新玉乃と
かくやうになつてから語義が忘れたのである。よく知られた枕詞であ
るから例は略する。

アラタヨ(新世)

あらたなる世といふ意。アラには原義による「顯」の意も含まれて居
るものと解すべきである。例

(萬一) 神龜も新代といづみの河に(三)

(萬二) 吾黒髪は眞白髪に成らむ極み新世に共にあらむと(四)

アラタヨ(新夜)

萬葉集十二卷「我心と望みし思へばアラタヨの一夜もおちす夢にし
見ゆる」とあるアラタヨは新夜で、こゝでは「来る夜も来る夜も」とい
ふ意であらう。

舊訓アラタヨとあるが、新をアタラといふのは古語でない。新世を
アラタヨといふ所を見ると、新夜も同じくアラタヨであらう。

アラタ井(荒田井)の直ヒラフ(比羅夫)

孝徳朝細篋を作れといふ命をうけ誤つて溝渠を穿つた人(紀)。倭漢
直比羅夫とも、倭漢直荒田井比羅夫ともいふ。

細篋の臺はカケモノと訓せられて居るが、ウナナと誤つたとあるか
ら、ウテナと訓むのであらう。

アラタラ(荒田尾)の直アカマロ(赤麻呂)

天武朝の人、大伴連吹負の配(下紀)。上記荒田直と同氏であるかも知れぬ。

アラタラ(荒田尾)の連マロ(麻呂)

天武十四年行宮遺囑の爲め信濃に遣された人(紀)。前年連のカバネを賜った荒田能麻呂の一族であらう。

アラチ(有乳)山

荒蕪の意か。又は荒路であらう。

越前國敦賀郡と近江國高島郡との境の山で、其峰を今は七里半越といふ。雙嶺の圖を置かれたのは此附近であらう。

(萬二) 八田の野の淺ち色づくアラチ山峯の沫雪寒く降るらし

あらちし [枕]

アラ(顯)チ(主)シ(其)。

アラチは「有力なる主」といふ意で、キミ(君)の枕詞である。——「マナチシ(足主)吉備」とつづけたのと趣を同する。

(應神天皇御製) アラチシ吉備なる妹を相見つるもの(紀)。

枕詞には右のアラチシ及マナチシの外にヤヌシシの如くシを語尾に用いたものが少くはない。恐らくはソノ(其)といふ意で、次の語とつづける爲に添へたものであらう。

アラツ(荒津)の濱(海)(崎)

三代實録貞觀十六年十二月の詔に新羅賊船二艘筑前國那珂郡ノ荒津ノ到來とある。今の福岡市荒戸町に其名を存して居る。萬葉集十二卷、十五卷、十七卷にアラツの海、アラツの濱、アラツの崎など、詠まれて居るのも同地であらう。

アラト(荒礪)の命

荒礪は荒礪の誤か、若くは其のまゝでアレシと訓むのかも知れぬ。

膳臣祖佐白米命の兒(舊)。允恭朝に若狭國造と定められたとある。履中紀に若狭部臣の姓を給つた膳臣余磯と同人であらう。

アラハカ(荒陵) [地]——ナニハのアラハカの項を見よ。

アラハラ(現原)の丘

常陸國行方郡の里名(風)。和名抄には荒原の郷とあり、今現原に復した。風土記によれば其丘が高敷であるので現原といふとある。

アラヒトカミ(現人神)

現身の神といふ意であるが、アキツ神と同じく古は天皇の御事を申上げたので、自ら神と名乗つて俗衆を惑はし、或は他から神と敬ばれた有徳の人があつても、現人神とは稱へないのである。

(景行紀) 王(日本武尊)對之曰吾是現人神之子也

(雜略紀) 問曰何處公也。長人對曰、現人之神先稱王諱、然後應道

アラフル(荒振)、アラフルカミ(荒神)

アラヒ、アルの約——アラ(荒)の項下を見よ。

アララキ(蘭) [植]

アララはハララの轉であらう。

キ(意)の一種。ハララは俗語のヨリと同意で、口ひびく故に此名を負つたのであらう。

允恭天皇の皇后忍坂大中姫がまだ母家に居られた頃、苑中を遺棄して居られた所へ蘭の園造が馬に乗つて通りかゝり、蘭の外から「イア刀自其アララキ一本」といって請ひ得た後、何にするかと問はれて行山撥と答へた。天皇御即位の後此無禮によつて罪を得た(紀)。

和名抄飲食部に蘭蕪をアララキと訓し、大膳式にも蘭を供御の料中にあげて居る。今蘭と稱へる觀賞植物とは全く別種で、食用品である。

狩野狩野は之を今いふ野蒜であると考證した。——但し蘭蕪に生ひる蕪なるが故にアララキとするといふ説は從はれぬ。

アララ松原 [地]

アララはアラアラの約。

鴨緑の松原といふ意。

神功皇后の將武内宿禰及武振熊と忍熊王の先鋒熊之凝とが宇治川を距て、對陣したとき、熊の凝が、遠方のアララ松原まつばらに渡り行きて云々と歌うたところから、宇治の北岸に此名を以て呼ばれる松原が存したのであらう。

アラレ(雹)(霰)

和名抄に雹は雨水也和名阿良禮、霰氷雪雜下也和名美曾禮とあり、萬葉集には霰をもアラレと訓ませてある。アラレ、ミソレ共に語原を詳

「荒蕪なる」といふ意、書紀には惡神、荒神、暴神のいづれにもアラアルカミと訓し、又荒俗にアラアルヒトと點してある。

アラアル神は必しも神靈を意味するものではなく、凶暴慥なる土俗の意に用ひた場合が多い。日本武尊が東國のアラアル神を平定せられたとある(紀)が如きはその一例である。

アラミタマ(荒魂)

アラ(現)ミ(御)タマ(靈)

和魂、荒魂といふ語は神功(紀)に始めてあらはれて居る(ニヤミタマの項下参照)。其用例によればアラはアラタカ(アラサカ)のアラで、顯榮の義とおもはれる。後世荒といふ文字に提はれて神靈に和荒の二方面があるもの、やうに一般に解釋せられて居るが、荒の意のアラは(荒)から分化した語であるから、「荒」の意とすれば惡神(暴神)と同義になるのであるが、記紀の記事のいづれも之に該當せぬ。古書によむものは後代思想からはなれて嚴密に語を解することにとめればならぬ。

和魂(主)身、而守(壽命)荒魂爲(先鋒)而導(加船)(紀)

三神(皇)后(我)荒魂(祭)於(穴)門(山)田(也)(紀)

天照大神(之)曰、我之荒魂(不可)近(皇后)(紀)

即以(溫)江(大神)之荒魂(爲)國(守)神(紀)

ミタマ即ち神靈には二相があつて、一は靜止的、一は活動的であるといふ觀念が土代人に存し、前者をニヤミタマ、後者をアラミタマと稱へたのであらうが、其アラは決して荒々しいといふ意味ではないのである。

にせぬ。

アラレハシリ(踏歌)

持統七年漢人奏踏歌とあり、踏歌はアラレハシリと訓せられて居る(紀)。釋記には今俗アラレハシリといふとし、師説此歌曲の終必重稱萬年阿真禮今改曰萬歲樂是古語之遺也とあり、八年の記事には踏歌の二字をアラレと訓してあるが、アラレの語義については説明がない。本初は漢人唐人のみが奉化したやうであるから、唐の制度の踏歌を模倣したもので、或はアラレも亦外来語ではなかつたらうか。ハシリを走の意とするも心ゆかぬことである。尙可考。

アラレフリ又はアラレフル(霰零) [枕]

キシマ、キシミ、カシマの枕詞。霰降る音に因むと説かれて居るが、アラレの語義が判明せぬ限り確説することが出来ぬ。例 (肥風) アラレフル杵鳥が嶽をさかしみと草取かれて妹が手をとる (萬三) 霰零さしみが嵩をさかしみと草取可奈和妹が手をとる (萬七) 霰零鹿島の崎を涙高み過ぎてや説かむ戀しきものを (萬二〇) アラレフリ香鳥の神を祈りつつすめら御軍に我は來にしを又「遠津」に冠した例もある。 (萬七) 丸雲降遠江のあど川柳河れれども亦も生ふちふあど川柳 (萬二) 霰零遠津大浦によする涙よしもよすとも憎からなくに 霰零、丸雲降はアラレフリと訓まればならぬとするのは困難である。枕詞には動格(第一終止形)用ひられるのが例であるから、アラレフルが至當で、アラレフリと假名書したものは寧ろ説であらう。——之は東歌なることに注意すべきである。

アラレ松原

アララマツハラの轉。——其項下を見よ。 (萬) 霰打アラレ松原住江のおとひ少女と見れどあかねかも 此は上記のアララ松原とは別地で、住吉にあつたのであらう。歌の意は「松原と弟日少女とは見れどあかね」といふことである。

アラキ(荒蘭)がのカサ(笠)の島

アラキの崎及カサ島は所在不明。武藏國荏原郡新井宿(今の大井町入新井村)を之に擬するものがある。大井といふもアラキと縁があるやうにもおしはれる。笠島にあたる島は今も存在せぬが、現在の蒲田の地先に笠の形をした離島があつたかも知れぬ。カバ(蒲)は笠の材料である。 (萬三) 草かげのアラキの崎のカサ島を見つ、か君が山路、ゆらん

アララ(荒雄) [人]

筑前國津屋部志賀村の白水郎。宗像郡の津麻呂に代つて對島回航中海難に遭つて溺死した。其遺族の悲歎の歌十首が萬葉集に収録せられて居る。

アリ(蟻)の臣

市邊の押磐皇子の妃黃姫の父(紀)。葦田宿禰の子とある。即ち押磐王の外叔父である。

アリアケ(在明)

アリアケは其音便である。 残月をいふ。周知の語であるが、語原的には説明が困難である。月在りて夜が明ける意と説かれて居るが、語に落ちられる。 (萬二〇) 白露を玉に作たる長月のアリアケの月夜見れどあかねかも

ありがほし [歌詞]

「在が欲」の意。慣用句として用ひられた。例 (萬二) 百鳥の聲なつかしく有ガホシ住吉里の愛らく情しも(二〇光)

アrikattsamshij(有勝麻之自)

アrikatts(有克)は克アリといふに同じく耐へるといふ意。マシウはマシの打消形である(語法要録参照)。 (萬二) 玉匣みむろの山の狭名葛さ寝すは途にアリ勝麻之自 自が目になつて居る本が多いので、之をマシモ、マシチ、マシヤと訓み、勝を勝の意のカチと訓むものがあるが、ガチはカチ(堅)の音便で、活用形ではないから、ガチマシとはつゝかぬ。

アrikamo(駢髦) — オリカモの音便。其項下を見よ。

アrikayof(在通) [動]

カヨヒ、アルといふに同じい。萬葉集三卷に「大王の魂朝庭とアrikayof」とあるのは「大宰府と通せる」といふ意である。古事記八千矛神の歌に「よばひにアrikayohse」とあるのはアrikayohへの敬語である。

アrik(歩行) [動]

アリ(有)キ(來)即ち來アルといふ意から轉じて歩行をいふに用ひら

ありきぬ [枕]

アリはアラ(新)の轉呼。 新衣の意を以て三重、寶、サエサエ(衣のすれる音)などの枕詞に用ひられる。例 (記、雄略朝采女の歌) アリキヌの三重の子が捧がせる瑞玉うき (萬二) アリキヌの寶の子(三九二) (萬三) アリキヌのさま／＼しづみ家の縁に物いはす來にて思ひ苦し

最後の歌は第四卷に「珠衣のサキサキ沈み」とし、末句も少し異つて居る。珠衣はアリキヌと訓むのであらう。又第十五卷に「生命をしくしあらばアリキヌのありての後も逢はざらめやは」とあるのは、「アリ衣のアリ」と韻を疊み、且韻の合ふことにいひかけたのであらう。——カラコロモの項下参照。

ありこせぬかも [歌詞]

アリコセはアリコソ(有乞)の未來分詞形、マはナ(希望助語)の音便。 萬葉集に往々用ひられた語句で、「願はくばあれ」といふ語にカモといふ感動助語を添へたのである。「願はくばあれよ」又は「願はくばあれかし」の意。——コソの項下参照。

ありさりて [歌詞]

アリシアリの約か。 「ありありて」の意。例

〔萬三〕春風の音にし出なば有さりて令ならずとも君がまにまに
〔萬三〕木綿にたむ田上山のさなかつら在去之毛今ならずとも
〔萬三〕アリサリア後も逢はむと思へこそ露の生命もつぎつつ波れ

アリシト(阿利之等)

アリはアラ(願)の轉、シトはシナと同じく稱號(古律語)であるから、
語義は判明せぬが、一種の尊稱と思はれる。

垂仁朝の歸化人にツメカアヲシト一名ウシキアリシナ千岐といふも
のがあり〔紀〕、顯體紀に加羅國王アリシトの名が見え、敏達天皇の召
によつて來朝した葦北國造達率日羅の父を刑部卿負アリシトといふと
ある〔紀〕。此等のアリシチ又はアリシトが同義なることはいふまでも
ない。任那人間に用ひられた稱呼と思はれる。

ありたたし〔歌詞〕

〔立ちアリ坐シ〕といふべきをアリを語頭に持つて來たのは古の語法
である。

〔記、八千矛神歌〕さよばひにアリタタシ
〔萬二〕壇安の堤の上はアリタタシ〔五〕

アリチカタ(在千方)〔地〕

萬葉集十二卷に「アリチカタありなぐさめて行かめども家なる妹い
いぶかしみせむ」とある。アリチカタ所在を明にせぬが、此歌からいふ
と、血景以外に何か意味があるのであらう。尙可考。

ありといはばこそに〔歌詞〕

〔有りといはばこそ〕の意。こといふ助語を添へたのは後世イフニコ
ソなどいふことと同じく、古い語法ではコソの下につけたのである。建
内宿禰の歌にもマコソニ問ヒママヘ〔記〕とある。

アリナレ(阿利那禮)河

神功紀新羅王の誓の語に且除阿利那禮河運以之運流云々とある。
アリナレは松下見林の説に阿は鴨、利は縁の約、那禮は鴨語河の意であ
るから、鴨縁江をいふのであらうとある。ナル(ナ)は今でも江口、渡
江、渡頭、津津、津頭の意に用ひられる語で、國語の濟に相當する。近頃
濱田氏によつて發表せられた西遊契丹の古文書によると、アフロ(阿
羅羅)は漢語の謂で、今の鴨縁江は把婁族に禮誓せしめた故事から起つ
た名であるといふことである。されば傳説にもとづいて新羅王が鴨縁
江をあげて誓うたことも有り得べきであるが、紀の調によれば南をア
リシトあり、今の律語でもアリは「下」の意であるから、別の川をさ
したのかも知れぬ。誓の言葉としてならば、必しも鴨縁江に限る必要
がない。

アリネヨシ(在根良)

萬葉集一卷に「在根良對鳥の波」とある。在根の意義が明でないの
で「大船」の誤とするものがあるが、推測にすぎぬのである。或は對鳥
下縣郡の在明山を以て之に擬するものがあるが、アリアケを略してア
リといふたものと思はれぬ。案するにアリは韓語のオリで下又は南を
意味し對鳥の南嶺の稱呼であつたのであるまいか。ヨシは青丹ヨシ、
鹿雲ヨシと同じく感動詞である。

アリヒシのカラ(南嶺)

アリヒシ(南)——古律語。

語義は字の通りであるが、變をカラと訓むのはカラの原義に基くも
のである。——カラの項下参照。

アリマ(有馬)〔地〕

和名抄攝津國有馬(阿利馬)郡。神名帳には有馬神社及湯泉神社をあ
げて居る。湯泉を以て有名な地で今も有馬郡有馬町と稱する。攝津風
土記(釋紀所引)によれば土人が鹽湯を發見したのは鳥の大匠の時と傳
へて居るといふことである。鳥の大匠は蘇我の馬子のことである。

アリマ(有間)の温湯

舒明紀三年及十年天皇攝津國の有馬温湯に幸せられたとある。——
天皇は此地に離宮を設けられたと見え、十年の記事には有馬ノ温湯宮
とある。——有間温泉が史書に見えたのは之を以て始とする。

アリマ(有馬)の濱

齊明朝阿倍の臣が渡の島の蝦夷等を召聚めて大饗を催した地〔紀〕。
所在不明であるが、出羽の海岸で、淨代、齋田境界の一地たることは
いふまでもない。

現在此名は残つて居らぬが、或は今の八郎湯が上古一海峡であつた
ころの大陸洲沿岸の一地で、風に雨浸又は埋没したのであるまいか。
之を津輕外濱に求めんとするのは渡島蝦夷等といふ一句に拘泥するも
ので、縱し渡島を北海道又は其一部分を意味するとしても、之を八郎湯

アリマ(有間)の皇子

附近まで召集することは決して絶対不可能事ではなかつた筈である。
アリマ(有間)の皇子
孝德天皇の御子〔紀〕。御母は阿倍の小足姫とある。攝津の有馬に由
縁があつて名を貰はれたのであらう。

アリマカ(有真香)の邑

茅渚縣の地名(崇峻紀)。神名帳和泉國和泉郡阿理真神社とある地。
阿里麻河の流域で、阿間河とよばれたが、今古名を復して有間香村と
いふ。

ありを〔歌詞〕

雄略天皇の令人の歌に「アリチノ上の標が枝」とある〔紀〕。——古事
記には天皇の御製としてある。——アリチは「荒丘」の意であらう。

アルキ(歩行)〔動〕

アリキの轉。——アリキの項下参照。

アルジ(主人)

阿ロジの轉呼。
天武朝文武朝の大巨勢(又は阿倍)の朝臣御主人は舊調ミアルウと
あるが、其當時既にアルジと轉呼して居たか不明である。萬葉集には
安路白と假名書した例がある。——アロジの項下を見よ。

アレ(阿禮)

アラの轉。
 アラ(現)から轉じて像又は像代を意味する語となつたのであらう。
 實茂書記(神祇志所引)に夢に別雷神告曰、若爲吾作天羽衣、天羽衣以賢木造立阿禮、飾以雜線云々とある。同國松尾神社も阿禮を立て、祭つたといふ。
 此アレといふ語は古典には見えぬが、カタと同義であるのは次の神樂歌が之を證する。
 我アレはみな人しらす父がカタ母がカタとも神ぞしるらん

アレ(阿禮)の崎

萬葉集一巻大寶二年持統上皇三河行幸の際、高市連島人が同んだ歌に、「いづくにか船泊すらむ安禮の崎、こさたみ行し櫓無小舟」といふ歌があるが、所在、名の義共に不明、遠江國濱名郡新居崎を之に擬するものもあるけれど、地名辭書に確證がない。

アレシ(余磯) (人)

風中天皇の御代稚櫻部臣といふ姓を給はつた人(紀)。本性は膳臣とある。上記若狭國造荒磯命と同人であらう。——アカサタラマの項下参照。

アレツク(安禮衝)

アリ、イツクの約。
 萬葉集一巻に、「原の大宮つがへアレツクや處女がともほしきろか」とあり、六巻にも、「八千年にアレツクカシツク天下所知食さむ」と「二〇三」とあるが、いづれも「在り響く」意とすればよく解釋せられる。

ことに第一の歌の如きは御井の歌の反歌で、此イツク(響)といふ語がよくきいて居るのである。

アロジ(主人)

アロはイロセ、イロト、イロハなどいふイロの轉音で、ジはチ(主)又はウシ(大人)と同語であらう。
 イロの主の意。イロは家門を意味する語であるから(イラツコ)の項下を見よ)、アロジは主人の意となるのである。——イロセの項下を見よ。——アロジは其轉呼で、アルツともいふ。古語ではないが、萬葉に次のやうな用例がある。
 (萬三)はしきよし今日の安路自は磯松の常にいまされ今も見るごと

アワガ(阿和賀)山

ア(接頭語)ワ(標)カ(處)。
 播磨穴栗郡の地名(風)。阿和賀比賣命が此地に在住したから名を貰つたとある。アワガの語義はイワと同じく波瀾のことであるらしく、恐らくは此地方の最初の占據者の墓があつたので此名を得、其墓に葬られた英雄をイワの大神、其配をアワガ比賣と稱へて祭祠したのであらう。
 同國神崎郡の粟鹿の語義も同一であらうが、其名を得た由来を詳にせぬ。

アワガヒメ(阿和賀比賣)の命

播磨國穴栗郡阿和賀山に鎮座する神(風)伊和大神の妹とある。——前項参照。

アワサクミタマ(阿和佐久御魂)

坂田昆古神が伊勢の阿耶阿比比良夫具に手を咬まれて溺れた際、其阿和佐久時名謂阿和佐久御魂とある(記)。氣泡が水面に出て沫となつて開くことをいうたのであらう。——サルダヒコノ項下参照。

アワテ(慌) (動)

アワ(泡)タテ(立)の約。
 驚慌の意であるが、アワタシとも用ひられる所を見ると、アワタテの約なることは疑がない。之を口角泡を飛ばすなどいふ唾沫と解するは誤で、アハは水沫を意味し、溺れんとする人の形容から出た語であらう。サルダ彦が伊勢の阿耶阿比比海中に溺れようとしたといふ物語もあるから、其起原は可なり古いものと思はれる。俗語に泡をクフといふのも同義から出たのである。

アワナキ(沫蕩)の命

紀の書に伊弉諾尊の父神とある。次項沫那蕩神の訛傳とも思はれるが、尙イサナギの尊が泡沫から化生したといふ一傳があつたのかも知れぬ。——天鏡尊の項下参照。

アワナギ(沫那蕩)の神、アワナミ(沫那美)の神

イサナギ、イサナミの命の所生速秋津日子、速秋津比賣(水戸の神)から分化した對偶神(記)。アワのアキ、アワのアミの約で、沫の男神、沫の女神の義である(アキ、アミの項下参照)。——法風、沫波とする説は非。

アキ(阿爲)山

播磨國揖保郡の地名(風)。紅草が生ひたから其名を得たとある。

アキ又(藍野)の陵

繼體天皇の御陵(紀)。播津國三島郡安成村にある。——記には三島の藍の陵とある。

アヲ(青) (人)

豐後國速見郡嵐石窟に占據した土蜘蛛(景行紀)。

アヲ(英遠)の浦

越中國水見郡阿尾村の浦。

(萬三)アヲの浦によする白波いやましに立しき寄せ來あゆをいたみか

アヲカシキ(青楓城)の尊

アヲカシキの神の異稱(紀、舊)。アヲカシキの轉呼であらう。——其項下参照。

アヲキイホのイヒ(青飯)

イホはイ(接頭語)モ(表)の轉呼。——オモヒの項下を見よ。
 持統紀に曠宮に嘗する爲に奉つた青飯にヒシキオホの飯、アヲキイホの飯の二訓をあげて居る。アヲキは「青き」の意なること勿論で、イホの飯は表の飯の意であらう。イの接頭語なることは之をオホの飯と

いふによつても明である。釋紀にはアチキオホ一訓にはアチキオモともあるのである。

アラクモノシラカタ(青雲之白肩)津

シラはヒラ(片)の轉か、
神武天皇大和入の第一次上陸地點(記、紀)。青雲の欄引又は向伏と用ひた例が祝詞及萬葉にも見えて居るから、晴れた空に出る色の薄い雲即ち卷雲を古は青雲と稱へたらしい。これは關々のヒラにかゝる枕詞に用ひられたので、ヒラを訛つてシラといふが故に、白の字を用ひ青に對立せしめた文飾とおもはれる。ヒラカタはアルタの義で、普通名詞であるが、古の大和川下流(今の淀川に合流した)に此名を以て呼ばれる地點が存したと思はれる。紀には河内國草香邑青雲白肩之津とある。

アラタマ(青玉)〔人〕

孝元天皇の妃ハニヤス毘賣の親(記)。河内の青玉とある。紀に青玉とあると同人——其項下を見よ。

アラタマカケ(青玉繫)——次項を見よ。

アラタマ(青玉)のツナ(繫)

繫は從來カケと訓して居るが、ツナと訓むのであらう。ツナは草稱である。——ツナの項下参照。
孝元天皇の紀壇安姫の親(記)。河内青玉繫とあるから河内の人なることは勿論であるが、河内のやうな廣い地名をカバネもなしに姓とし

たとも思はれぬから、アラタマは同國內の一郷をいふのであらう。所在は不明であるが、青玉を産出する地で、和名抄に高安郡玉祖(多末乃於也)——今中河内郡北高安——とあるのが其に當るのであるまいか。ハニヤス(壇安)姫といふ名も其に縁故があるやうに思はれる。ツナは草稱であるから青玉の君の意であるが、男女いづれをいふか判明せぬ。——記には河内青玉とある。

アラナ(松菜、蔓菁)

青菜の意。

(仁德天皇御製)山がたに蔭けるアラナも吉備人と共にしつめばたぬしくもあるか(記)

(萬六)すこも敷き蔓菁煮もち來うつばりにむかばきかけてやすむ此君

和名抄に蘇敬本草註云蕪菁北人名之蔓菁和名アラナとある。之によれば今の蕪をいふもの、やうで、萬葉の歌は之を意味したのかも知れぬが、古語のアナは魚其他の食物をも含むから、アラといふ語を冠して蕪菜の意を明示したので、一般的稱呼に用ひられたのであらう。

あをによし〔枕〕

アラ(青)ニ(土)ヨシ(感動詞)。

奈良の枕詞である。玉藻ヨシ讃岐などの如く、其他に名高い産物を以て枕としたのであらう。青丹は上古染料に用ひられたもので、常陸風土記にも久慈郡所産の青紺色の土は畫に用ひるに適したから、朝命によつて進貢し、之をアラニ又はカキツニと稱へたとある。
萬葉集五卷日本挽歌の反歌に「悔しかもかく知らませばアラニヨシ

尙二三此例がある。

アラハタ(青旗)

旗、幡は倍字で「青布」の意。山の青い形容に用ひられた。例

(萬四)青旗の葛木山にたな引ける白雲かくり(萬六)

(萬三)青幡の忍坂山ははしり出のよろしき山(三三)

之を枕詞として強てカツラ、オサカとの縁を説かんとするのは由なき穿鑿である。

アラハタサクサヒコ(青幡佐久佐日古)の命

出雲國意宇郡大草郷に饗座の神(風)。須佐乃乎命の御子とある。青幡は「草」の形容詞的枕詞で、サ草産といふ名であらうと思はれるが、所由を詳にせぬ。

アラヒトクサ(青人草)

アラ(青)ヒト(人)クサ(草)。

民衆の意。古事記黃泉の段に「宇都志伎青人草」とあり、紀には顯見蒼生をワツシキアラヒトクサと訓してある。單にヒトクサともいふ。——其項下参照。

アラ(青)といふたのは草の縁語かとも思ふが、尙アカヒト(赤人)、クロヒト(黒人)など、いふ稱呼もあるから、青人といふ語に意義があつたのかも知れぬ。

アラヒエ(竹刀)

アラ(青)ヒエ(鬼)エ(枝)。

國內のことと見せまじしものな」とある。この國は筑前のことで、同國に特に青丹を産するといふことをきかねが、故あつてクニの枕に用ひられたのであらう。或はクニが音黃土と通ずるので青土、黃土とさされたのではあるまいか。——「奈良の國」の奈良を略したものとすれば非。「奈良の國」といふ用例はなく(ナラは都の意、其項下を見よ)、假に用ひ得るとしても、ナラならば故人もよく知つて居た筈である。

アラヌマヌオシヒメ(青沼馬野押比賣)

大國主神七代の孫布忍富鳥鳴海神の母(記)。敷山主神の女とある。青沼野といふ地の大姫といふ意であらう。

アラネ(青根)が峯

吉野の東金峯山の北に接する山嶺である。青峯の意。

あをねしなく、あをねしなくる〔歌〕

ナク、ナクルはナキ(泣)の他動詞ナケの活用形。
「吾を泣かす」と同義。ナクは鳥鳴等をも含むので特に涕泣といふ場合にナケをナクといふことを例としたが、こゝでは「吾ナ」といふ目的格があるので、「吾を音にそ令泣」といふ意で、アラネシナクとしたのであらう。

(萬二)相模根の小峯見そぐし忘れくる妹が名呼て吾をネシナクナ(同)しまらくは見つゝあらむを夢のみにもとな見えつゝ吾をネシナクル

(萬三)霍公尙も鳴かなむもつつかかけつゝもとな吾をネシナクモ

ニニギの命の三皇子の跡の緒を切るに用ひたとある〔紀一書〕。古俗であらう。今日でも南島人は之を使用するのである。

刊本にヒエと點してあるのは、オナヲとすると同じく中世の誤つた假名遣によるものである。然るに之を根據として字鏡に按、掃(森)の訓をヒエクとあるに、附會するものがあるが、假にヒエケのヒエが獨立して用ひられるものとしても、青ヒエとつゞくべき筈がない。ヌをヒというた例は韓サヒ、奥のマサヒ、オチヒ(太刀足)等數多く見えるのである。

アラヒル(青蒜)〔人〕

齊明朝入洛した津經郡の小領〔紀〕。名の義は字の通りか、或は他に意味があるか明にし得ぬ。

アラフシカキ(青柴垣、蒼柴垣)

フシはハシ(梓條)の轉であらう。

國譲傳説に事代主が「天邊手矣於青柴垣打成而隱也」〔記〕。於(海)中造ニ八重蒼柴垣〔紀〕とある。青フシカキは「青い柴の垣」即ち生籬の義で、水の色が青いのを生籬に見立てたのであらう。此一條は事代主の入水を天の神籬にかくれたといひなしたものと思はれる。

アラミ(青海)の郎女

履中天皇の御女〔紀、記〕。一名は飯豐皇女とある。アラミは地名であらうが、所在を詳にせぬ。忍海の皇女とも呼ばれたから、大和の忍海(於之乃美)郡——今南葛城郡の一部分——に此名の地があつたのであらう。

アラミ(青海)の夫人マガリコ(勾子)

欽明朝の人〔紀〕。姓氏録に青海首は椎根津彦の後とある。マガリコは其氏人であらう。

アラミツラ(青角髪)

ミはマに通ずる接頭語。

アラ(青)眞葛の意。黒葛に對してマツラまた青ミツラといふ稱呼があつたものと思はれる。

ヨサミ(依網)の枕詞。葛は網を作る材料となるからである。例(萬世)アラミツラ依網の原に人も逢はぬか、淡海縣のものかたリせむ

此アラミツラが依網の原のある碧海郡をも連想せしめることは勿論であるが、碧海面の意ではない。

イ〔不定代〕——語法要録を見よ。

イ〔代〕

イは第二人称代名詞にも用ひられたらしく、イマシ(マシは敬語)、イシ(下達方言)の形に於て残つて居る。單獨に用ひられたのは左の一

例があるのみである。

〔記、武卷〕伊賀所ニ作仕奉。於大殿内ニ意。先入明。白其務。爲仕奉ニ之狀。

此伊をア(音)の轉呼とするのは早計である。

イ〔接頭〕——語法要録を見よ。

イ〔助〕——語法要録を見よ。

イ(五、五十)〔數〕——語法要録を見よ。

イ(齋)

ユと同語。——其項下參照。

イミ(忌)、イハヒ(祝)の語幹として用ひられる外に齋、淨の意を以て他語に接頭することがある。例 イ河、イ子、イ坂。

イカ(嚴)〔形〕

イは接頭語、カは轉の意の原語。

原義は赫然であるが、莊嚴、威嚴の意に轉用せられる。

イカの形に於てはイカツチ(雷)の如く他語に接頭して用ひられ、活用語としてはイカシといふ(其項下參照)。オゴツカ(嚴)も其轉呼であらう。又イカメシといふ形をも用ひる。敬語ミを冠したミカも之と同義で、活用語尾を連れたイカリは原義によつて「怒」の意となるのである。

イカ(伊賀)〔地〕

イカガの約。

國名、郡名。近江國伊香郡及其北方に位する加賀國と同源の語で、イは接頭語、カガ(約してガといふ)は神裔の意であらう。伊賀郡内に阿我といふ古い地名もある(和名抄)。伊勢風土記(逸文)によれば伊賀事志(事は穴の誤であらう。神名橋に阿拜郡穴石神社とある)社に坐す神出雲神子出雲雄子命又名伊勢郡彦が阿倍志彦神と戦つたとある所を見ると、出雲族の占據地であつたのが、近江から侵入した阿倍氏(海人族)によつて地を奪られたのであらう。——伊賀國風土記(雄國風土記所引)には猿田彦神の女吾娘津姫の占據地なるが故に吾娘郡とよび、轉じて伊賀と呼ばれるやうになつたとある。

イガ(伊賀)の驛家

和名抄伊賀國伊賀郡の驛(天武紀)。今の名賀郡阿保町が其遺跡といはれる。

イガ(伊賀)の臣

大彦命の裔〔紀〕。姓氏録にも大彦命の子大沼與命の子彦成主田心命の後とある。然るに舊事紀尾張連系譜には大彦命と同世代の人彦得玉彦命の妻伊賀姫は伊賀臣の祖大伊賀彦の女とあるから、大彦命の子孫は母系から伊賀臣を相續したものと思はれる。——天武十二年朝臣に昇格した〔紀〕。

イガ(伊賀)の國造

國造本紀に成務朝皇子意知別(垂仁天皇の皇子落別王又は祖別王)三世の孫武伊賀郡別命を國造に定められたとある(舊)。此紀の正文に天皇命が伊賀伊勢國造祖とあると矛盾するが、時代が違ふから國造家が交代したものと、或は建伊賀郡別命が母系により國造となられたのとも解釋することが出来る。

イガ(伊賀)の皇子

弘文天皇(大友皇子)の御通稱(紀)。御母伊賀采女の名に因るものであらう。

イガ(伊賀)彦

仲哀天皇の九州行幸に供奉した挾持(紀)。大和の菟田の人とある。イガは地名で、今の宇陀郡曾爾村大字伊賀見のことであらう。

イガ(伊賀)姫

尾張氏第八世倭得玉彦命の配(舊)。父は伊我臣祖大伊賀彦とある。

イガ(伊賀)のアヲハカ(青墓)

雄略朝伊勢の朝日郎が官軍を遣へ戦った地點(紀)。所在不明。

イガ(伊賀)の采女ヤカコ(宅子)

天智天皇の宮嬪。大友皇子の生母(紀)。伊賀臣の氏人であらう。

イガ(伊賀)のナカヤマ(中山)

天武天皇御經由の伊賀の一地名(紀)。伊賀の縣家の附近であらうが、

所在は列明せぬ。

イカガ(伊香) (地)

近江國の郡名及地名。一和名抄に伊加古と訓し、今はイカ郡といふ。一イは接頭語でカガ(加賀)と同語らしく、神裔と稱する氏族が占據したので、地名に轉じたものと思はれる。一イガ(伊賀)の項下を見よ。

イカガシコメ(伊迦賀色許女、伊香色謎)の命

イ(接頭語)カガ(轉灼)。

イカガは美稱で、シコメは長敬せられる女人といふ意である。

孝元天皇の妃、開化天皇の皇后で、崇神天皇の御生母(紀、記)。ウツシコチの命の女(記)とも大綜麻許命の女(紀)とも傳へられて居る。書事紀物部系譜には父は大綜麻、母は高屋の阿波真姫とある。

近江にイカガ(伊香)といふ地があるが、父系母系共に縁がないやうであるから、イカガは上記のやうに美稱と見るべきである。前代のウツシコチ、ウツシコメの命のウツも亦美稱である。

イカガシコチ(伊迦賀色許男、伊香色雄)の命

イカガシコメ皇后の兄弟で、崇神朝の大官(紀、記)。書事紀によれば物部連第六世の當主とある。

イカキヌシ(探湯主) (人)

舊訓による。皇神探湯をタガマチといふによりてタガマシ又はタガタチメシと改調したのは語義を解せざるまかしらである。

イカキは湯湯の轉呼で、湯を探るといふ意である。

垂仁天皇の命をうけて大倭大神の齋主に適するものを卜定した人(紀)。中臣連の祖とある。タガマチ(探湯)のユカキ(探湯)を掌管したので名を負うたであらう。松尾社家系圖には天兒屋根命九世の孫久志字賀主の子國摩大鹿鳥命の弟とあるが、眞偽を詳にせぬ。

いかくるやまのみまの (歌詞)

イ及ミは接頭語、隠るを山の尾の意。

寶郡王(顯宗天皇)言事の一節「立ニ赤幡ニ見者五十隱山三尾之竹矣阿岐河」

赤幡に隠れるとある所を見ると、旗を手にして舞はれたものと想像せられる。

イカゴ(伊香山)

近江國伊香(伊加古)郡にある山であらうが所在を詳にせぬ。

(萬八)イカゴ山野邊に咲きたる萩見れば君が家なる尾花しおもほゆ(萬三) 劍太刀鞘ゆめけいでイカゴ山(三三〇)

イカゴ(伊香瓦)の臣アへ(安倍)

高市皇子の從臣(紀)。近江の伊香郡の豪族であらう。後記の如く伊香連といふ姓もあるが、之と同一氏族と斷言することは出来ぬ。

イカゴ(伊香)の郡(郷)——イカガの項下を見よ。

イカゴ(伊香)の連

語誌 イカク—イカシ

イカゴ(伊香)の小江

帝王編年紀(養志七年條下)所載古老傳説に伊香刀美が天女を娶つて生ませた子の後とある。姓氏錄左京神別に天兒屋根命十世孫巨知人命之後としてあげた伊香連(刊本に伊香津連と改めたのはまかしらである)と同氏であらう。

イカゴトミ(伊香刀美) (人)

イカガは地名。トミは通例婦人の美稱として用ひられるが、此は男神で其子にもナシトミといふ男子があるから、「富」の意とおもはれる。帝王編年紀養志七年の條下に古老傳説として次の如き物語がのせてある。

昔近江國伊香郡與胡郷の伊香の小江の南の津今神浦といふ所に入人の天女が白鳥となつて降り水浴した。伊香刀美といふもの西の山から遙に其形の奇異なることを望見して神人であらうと思ひ、之を引とめる爲に白犬をやつて羽衣を盗ました。犬は末の妹の羽衣をかくしたので七人の姉は天上に翔り昇つたが、弟は妹の羽衣を盗んで伊香刀美の妻となり、二男二女を産んだ。此が伊賀連先祖である。後天女は羽衣を探し出して天に還つた。案するに我國の羽衣傳説の最古の一つであらう。

イカシ(嚴、茂、重) (形)

形容語イカの活用形、——イカの項下参照。——イカシヒ(東日、イカシホコ(殿尊)、イカシミヨ(殿御世)の如く用ひられる。

イカシホコ(ナカトリモツ) (殿予乃中執持)

イカシ(殿)はホコの形容語、予のやうに中トリモツといふことの譬喩に過ぎぬ。

(舒明紀) 如三殿予取中事而奏請人等也。
(中臣毒刺) 茂槍ノ中執持ヲ奉仕ル

イカシマ(膽鹿島) (人)

齊朝阿倍の臣(比羅夫)に献策したトヒウの殿夷(紀)。イカシマは今のアイヌ語では「餘」といふ意であるが、之と同語であるか不明。

イカシヤクハエ(伊加志夜久波叡)

イカシは「茂し」、ヤクハエは「彌精枝」の意(其項下参照)——茂つた瑞枝といふことである。

ヤクハエの如く「立ち榮え」て仕へ奉るといふべきを畧したのであらう。

(春日祭祝詞) 天皇ヲ朝廷ニ伊加志夜久波叡ノ如ク仕奉ル

イカタラシヒコ(五十日帯日子、五十日足彦)の命

イカは「結然」、マラシは足爲の意である。

垂仁天皇の御子(記)。御母は羽羽田刀辨(記) 綺戸邊(記) 又は淳葉田瓊入姫(舊)と傳へられて居る。春日山宮、高志河君、春日部君の祖とある(記)。

イカタラシヒコ(伊賀帯日子)の命

垂仁天皇の御子、御母はマバタの入口賣、羽帶別命と同腹(記)——紀に伊香足姫とあるに相當する。——案するに御兄弟中に五十日帯日子とあると紛れたので、紀の傳承を正しとすべきであらう。

イカタラシヒメ(膽香足姫)の命

垂仁天皇の皇女、御母は淳葉田瓊入姫(記)。——記には伊賀帯日子とある。

イカツ(鳥賊津)の使主

イカはマレノボリネシア語の「魚」、轉じて鳥賊をいふに用ひられたのであらう。

允恭天皇の命を受けて弟姫の迎に赴いた舍人(記)。中臣鳥賊津使臣とある。神功朝の大匠中臣鳥賊津連(又は使主)とは別人であるが、同じ呼稱を用ひて居る所を見ると、イカツは中臣氏に縁故のある地名と思はれる。

イカツ(鳥賊津)の連(使主)

仲良、神功朝の大匠(記)。中臣と冠稱せられて居る。神功紀には鳥賊津使主とあるが、使主は借字で臣の意である。姓氏録には常に雷大臣と記されて居る。續紀天應元年栗原藤子公の上書に、子公等之先祖伊賀郡臣、是中臣遠祖天御中主命二十世之孫意美佐夜麻之子也とあり——オミサヤマの項下参照。

イカツチ(雷)

ツチは雷神の意。イカの原義「結然」といふ意を以て雷をイカツチといふが、愚かな神といふ意に用ひられた例も少くはない。

神代紀に伊弉册尊の屍がたゞれて八色雷公が居たとあるは厲鬼を意味するのであらう。記によれば八雷神は

- 頭に 大雷 胸に 火雷 腹に 黒雷
- 陰に 折雷 左手に 若雷 右手に 土雷
- 左足に 鳴雷 右足に 伏雷

とある。大、火、黒、折、若、土、鳴、伏は單に形容的區別稱呼である。

イカツチ(雷)の神

イザナヤの命に斬殺せられたカケツチの體軀の一部分から化生した神(紀一書)。此傳説は他書には見えぬ。

イカツチ(雷)の丘

大和の國高市郡飛鳥村大字雷にある岡。靈異記上巻に小千部の栖輕が雄略天皇から雷神を召來れといふ勅をうけて之を呼び落した所を雷岡といふとあり、豐浦寺と飯岡との間としてある。今も高市郡飛鳥村に雷といふ字が残つて居る。左記人丸の歌(萬三)によまれたのは此地であらう。

(萬三) 大君は神にしませば天雲のイカツチの上に慮りせるかも

イカツルヒコ(五十日鶴彦)の命

崇神天皇の御子。御母は御間城入姫皇后(記)——記に伊賀比賣命とあるに相當する。——イカは美稱、ツル(鶴)を以て名とせられたのであらう。

いかといかと (歌詞)

イカガトの意。イカがはイカイカの約である。——イカニイカニのニをトにかへてイカトイカトといひ得たことは勿論である。——イツシカトの誤寫としたのは妄断である。

(萬) イカトイカトある吾が屋前に百枝さし生ふる橋(五〇七)

イカハ(五十河)姫

イカハは齊川の意。清淨の川といふことである。

景行天皇の妃。神御皇子及稻舂入彦皇子の生母(記)。神御皇子の後が讃岐國造とあり(紀、舊)、皇孫本紀に讃岐直の祖五十河彦命といふ名がある所を見ると、讃岐の出身で地名を貰はれたのであらう。

イカハ(五十河)の別

五十河彦(景行皇子)の後(舊)。——他書には此姓は見えぬ。

イカハヒコ(五十河彦)の命

景行天皇の御子(舊)。讃岐直五十河別の祖とある。他書には此皇子の名は見えぬが、上記五十河姫の出であらう。

イガヒコ(伊賀彦)の王

日本武尊の子(舊)。穂積氏弟橘媛の出とある。——記紀には此名は見えぬ。

イカヒコ(五十日彦)の王命

國史大系本には五十目と改めてイメヒコと訓してある。
日本武尊の子(舊)。弟橘媛の出で、讃岐君の祖とある。——他書には此名は見えぬ。恐らくは景行天皇の御子五十河彦命(讃岐直の祖)が混入したのであらう。

イガヒメ(伊賀比賣)の命

崇神天皇の皇女、御母は御眞津比賣命(記)——紀に五十日鶴彦命とあるに相當する。

イカホ(伊可保)の沼

伊香保山の上の沼で今様名湖と號する。之を神沼即ちカヌマとも稱(た)ことは其項下に述べる通りで、又カホヤが沼ともいふ。
(萬二)上つ毛野イカホの沼のうみ、こなきかくこひむとは種もとめけむ

此歌のヨヒ(木水)は沼の縁語である。イカホ沼を鞍橋の北赤木山の湖なりとする説はとらぬ。

イカマ(伊加麻)川

播磨國宍粟郡の地名(風)。大神(伊和大神)が此地を占めるとき鳥賊が此川に居たからイカマ川といふとあるが信ぜられぬ。鳥賊が川に棲まぬことは勿論、假にイカが魚の總名であるとしても——イカの條下参照——マの説明がわけて居る。或はイクメ、イコマなどいふ地名と關係のある語ではあるまいか。——イクの項下を見よ。

イカリ(重石、沈石)

和名抄に海中以「石駐」舟曰「碇」和名伊加利とあるが、語原を詳にせぬ。上代は専らカシ(代刺)を用ひて舟を繋いだもの、やうであるから、イカリといふ語も其意匠と共に外來であらう。朝鮮では今も釣輪の輪を外に稱へるから、古は碇をもカリといふたものと思はれる。奈良朝に於ては既に此語が用ひられたことは左記の歌の通りであるが、播磨及尾前風土記に見える沈石も亦イカリの假字に用ひられたものと思はれる。

(萬二)大船の香取の海に碇おろしいかなる人が物思はざらむ
(同)大船の香取の海に碇おろしとある重もまたイカリと訓むのであらう。

イカリはイカリ(海石)の轉呼であらうといふ説もあるが(新村)、石の意ならばイカリよりもイシといふ方が適切であるのみならず、イカリをイシと同義語として用ひた例はない。——イカリの項下参照。

イカリ(沈石)丘

播磨國飾磨郡伊和里の地名(風)。大汝命難船の時沈石が落ちた所とある。所在不明。前文に伊和里の小事を列挙した所には此丘の名は見えぬ。

イガリ(伊賀理)の命

景行天皇の命により常陸國浮島の行宮に於て豊賀島を捕へて奉つた功により鳥取といふ姓を給はつた人(風)。——高橋文には安房國浮島の宮のこととし、大后の命により鳥を捕へたものは勝臣の祖磐鹿六瑛命とある——イは接頭語で、カリは狩の意であらう。

イカルガ(斑鳩、鷓)

和名抄に鷓はイカルガ似(鷓)而白喙者也。鷓名苑註云斑鳩齊大尾短者也訓同上とある。語義は詳にし得ぬ。

(萬三)己が父を捕らなくを知らにいそび居るよイカルガとしめと(三三九)

イカルガ(斑鳩)〔地〕

大和國平群郡の地名。聖德太子の宮居及佛殿建立の地として有名で、今の生駒郡法隆寺村が其遺跡である。

イキ(息)(生)

呼吸の意。人畜の生ある間には呼吸して居るから生、活の義にも轉用せられた。

氣息を意味する原語はイで、之に活用語尾キが結びついて呼吸を意味するイキといふ語が出来たもの、やうである。其故に息吹をイブキといひ、イ(氣息)の靈といふ意を以てイノチ(生命)といふ語が分派せられたのであらう。

イキ(伊支)

族名。キ族の一支流の稱呼。——キの項下参照。

此語が族名として記されて居るのは出雲風土記意宇郡辰代郷の條下に「伊支等之祖祖天津子命」とあるのみであるが、出雲にはヒキ(日置)、オキ(置)等のキ族も居住したから、イキと稱する一派のあつたことは疑はれぬ。息(音便によつてオキと稱へる)といふ字をあてた息長(近

江、息濱(筑前)も之と關係があるのであらう。其族人の占據した島は壹岐と稱へる。——次項参照。

イキ(伊伎、壹岐、壹伎)〔國〕

二神生成國土の(記、紀)。大陸系なるイキ族の占據地であつたので此名を負うたものと思はれるが、上代に於てアマ族に占領せられたらしい。古事記に此島の別名を天比登都柱といふとある。「天」はアマの借字であらうといふことは其項下に述べた通りである。

イキ(壹岐)の縣主

顯宗朝山城の葛城郡歌の荒樺山に月神を奉齊した押見宿禰は壹岐縣主の祖とある(記)。舊事記天神本紀には饒速日命供奉三十二將中の一入月神の命を此縣主の祖とし、同書國造本紀には繼體朝筑紫の石井討伐のとき軍した新羅海邊人天津水瀝の後上毛布直を伊吉島遣にせられたとある。之を要するに伊伎の別名といはれる天比登都柱(記)をはじめ押見宿禰(其項下を見よ)、天津水瀝等皆アマ族に縁のある名で、祖先を高皇產靈の裔と稱する月神(ツキ)のミヤマと訓むを可とする)に託したものであらう。——押見宿禰を應神紀に見える壹岐直根子の四世の孫として其本系を中臣氏に結びつけた松尾社家系譜の説は信するに足らぬ。

イキ(壹岐)の直マネコ(眞根子)

武内宿禰と容貌類似したが故に其身代りとなつた人(應神紀)。マネコは眞似といふ意を以て後人の典へた名であるかも知れぬ。イキ氏は紀の一族なるが故に、其宗族長たる武内宿禰に隨身したのであらう。

活杵神、生靈神、生日、生島、生井、生太刀、生弓矢、生魂

イク〔族〕

イハユ(賽)、クハコ(子)と同語。
確証はないが、次の用例によればイク又はイコといふ語が、氏族名又は其から轉じた地名として用ひられたやうである。

イク(伊久)の國。——今の磐城國伊具郡

イコ(伊古)の神社。——武藏國比企郡(式内)

イクメ(生部)。——イクの部民の意。持統紀に生部連虎といふ名が見える。此イクメはイクメ、イクマ、イコマとも轉訛して地名となつた。

イクメ(活目)邑。——大和

イクマ(生馬)山。——生駒山

イコマ(生駒)郡。——大和

イクマ(生馬)郷。——下野國都賀郡(和名抄)

イクメ(伊久米、活目)入彦イサチの意。——垂仁天皇の御名

イコハヤ別。——垂仁天皇の御子(記)。紀には池邊別とある

イコナ比咩神社。——伊豆國賀茂郡(神名帳)

イカマ川。——播磨國宍粟郡(播風)

イク(伊久)の國造

陸奥國伊具郡(今磐城國)の國造で、阿岐國造同祖十世孫豐嶋命が任命せられたとある(舊)。但し成務朝とある世次には疑がある。

イク(生)野

播磨國神前郡の地名(風)。現時は但馬に屬し、銀山を以て有名である。風土記によれば上古此地をシニ(死)野と稱へたが、其名を不祥として應神天皇の命によつて生野と改めたといふことである。

イクイカツチ(生雷)の神

天武元年高市縣主許梅に託宣した牟狹社の神(記)。神名帳には高市郡牟佐坐神社とあり、同郡白樺村字見瀬に現存する。神紀に生靈と改記してあるので、今生ムスビの神を祭神として居るが、社傳には生雷神とあり、遠江國磐田郡にも生雷神社があるから(神名帳)、必しも刊本の誤記と断することは出来ぬ。

イクエ(生江)の巨

建内宿禰の子葛城襲津彦の高(記)。イクエは地名であらうが所在を詳にせぬ。續紀に越前國足羽郡大領生江臣東人、三代實錄に同郡の人生江恒山といふ名が見える。

イククヒ(生杵、生楨)の神(尊)

イクは美稱、クヒは樹下水の意で、用水の神である。——クヒの項参照。

神世七代の一神(記、紀一書)。角杵神と對偶する。紀の本文には此神をあけて居らぬが、クヒサニ、スヒチニと稱へられる沙土の神の次には必然此神があるべきである——神世七代の項下参照。

同一神性の神をツメクヒ、イククヒの二神に分けたのは他にも例のある如く、陰陽對偶の思想にもづくもので、古事記及舊事記之に「族」といふ語を冠したのも其故である。此神の名の義については從來

一、二、三の説があるが、兼備附言で殆ど聞くに堪えぬ。

イクサ(軍)

イ(射)、クサ(衆)

射衆即ち軍兵の意。——クサの項下参照——轉じて軍、戰の意に用ひられるやうになつたが、古典には多くは原義を以て用ひてある。例

(記、上) 則三千五百之黃泉軍

(同、中) 御軍皆宜延而伏

イクサ(軍)の王

萬葉作家。舒明天皇讓岐行幸に供奉して作つた歌が傳へられて居るが、傳記を詳にせぬ。

イクシ(五十櫛)

イ(賽)クシ(串)の意。

天孫本紀にクマシマチの命が神櫛をたて、布都主の劍を繞らし大神を其中に奉齋した。之を五十櫛とも今木ともいふとある(舊)。イマキはイムキ(賽櫛)の轉で賽串と同義である。

イクシマ(生島)〔神〕

イクは美稱、シマは國土の意。——シマの項下参照。

延喜式宮中神三十六座中の神の名で、足島と共に生島葛が奉齋するとある。同じ式の新年祭祝詞には生國足國とあるから、シマはクニと同義語として用ひられたことは明白で、國魂神であらう。古語拾遺に神武天皇が此神を祭られたとあるのは深く信するに足らぬが、是大八

洲之靈と註記せられて居る。

イクタ(活田)のナガラ(長峽)國

和名抄播磨國八田郡都生田(以久多)。ナガラは字の通り長い國で地形をいうたのであらう。——クニは郷土の意。——今の神戸市三宮である。神功紀に稚日女尊が吾欲居活田長峽國といはれたので、海上五十狹茅をして之を祭らしめたとある。

イクタマ(生玉)

饒速日の命に授けられた天璽瓊寶十種の一(舊)。イクは美稱で、蘇生の意味はない。

イクタマ(活玉)の命

饒速日命供奉三十二將の一人(舊)。新田部の直の祖とある。神代本紀に神皇產靈尊の兒とある生魂命と同一神であらう。其裔は猪使連等が祖とあり、又天皇本紀には猪使連も新田部も共に安寧皇子磯城津彦命の後とある(姓氏錄同断)。此兩氏の祖先が二様に傳へられたのは母系と父系との相違によるものであらう。

イクタマ(生玉)部のタリクニ(足國)

萬葉作家。遠江國佐野郡の人。イクタマ部は神戸の民であらう。イクタムスビの項下参照。

イクタマサキタマ(活玉前玉)比賣の神

イク(生)、サキ(幸)は美稱、タマは靈の意。

大國主神六世の孫美呂瀛神の母(記)。此比羅木之其花麻豆美神の女とある。——ツノハナマツミ神の項下参照。

イクタマヨリヒメ(活玉依毘賣、活玉依姫)

イクタは美稱、マヨリヒメは靈が憑るといふ意であらう。——ヨリヒメの項下参照。

陶津耳命の女で、大物主神の胤を宿したと傳へられる女性(記、紀)。賀茂氏大三輪氏の祖先である。舊事紀には三島瀛の女で都味齒八重事代主の神胎を産したとし、神武皇后をも同一系として居る。

神胎を宿した女性に常にマヨリ姫と呼ばれたもの、やうである。——其項下参照。

いくだもあらず (歌詞)

イクタ(後)マ(接尾語)。

イクタはイクラと通ずる。イクタモアラズは「イクタもなく」と同義である。

古事記崇神天皇の巻に未幾「幾時」とあり、同仲哀天皇の巻に不幾久とあるのはいづれもイクタモアラズと訓してある。又萬葉集二巻人丸の歌の「ニモ幾毛不有も同様に訓むのであらう。假字書したものには次の例がある。

(萬葉) さらし夜の伊久陀母阿羅羅婆(八〇二)

(萬葉) さ羅そめて何太もあられば白たへの帯乞ふべしや戀もつきれば(OIHI)

イクチ(活道)山

萬葉集三卷安積皇子追悼の歌に、皇子の狩獵の地とあり、同六卷に天平十六年春正月十一日登活路岡(集三二條松下)飲歌二首があげてある。山城國相模郡の地であるが、所在は判明せぬ。イクチの語義もユクチ(行路)の訛か、或はイコ(其項下を見よ)と關係があるか、之を明にする手がかりがない。

イクツヒコネ(活津日子根、活津彦根)の命——イキツヒコネの項下を見よ。

イクハ(的)

イクヒ(射)の轉呼——其項下を見よ。

的をいふ。イクフものなるが故にイクハと稱へたのであらう。

イクハ(的)の臣

建内宿禰の子葛城蘇津彦の裔(記)。仁德紀によれば厩人宿禰(蘇津彦の子)が高麗の賦じた嚴的を射通したので、的の戸田宿禰といふ名を賜はつたとある。此傳説の信憑はともかくも、父の名をソツヒコ(ソツはサツの轉呼)といひ、此人も厩人と名乗つた所を見ると、父子共に勇武の名が高かつたので、イクハ(的)の臣と稱したのであらう。

イクハ(的)の臣 (欽名)

欽明朝日本府の駐劄官(記)。

イクハ(的)の臣カシマ(蚊島)

仁賢朝の人(記)。罪あつて獄に下されて死んだとある。的戸田の宿

禰の後であらうが、系譜は判明せぬ。罪狀も亦記述せられて居らぬ。

イクハ(的)の臣マクヒ(眞噺)

崇神朝穴穂の皇子の討手に向うた人(記)。

イクハ(的)の邑

筑後國の地名(景行紀、筑後風土記)。和名抄に生葉(以久波)の郡とある地。——今浮羽郡といふ。——紀には浮羽(邊を意味する方言)を説つたのであり、釋紀所引風土記には酒邊は字伎といひ、天皇が「字伎ハヤ」と仰せられたので字伎波夜郡と號けたと説明してあるが、郡中に物部といふ地名もある所を見ると(和名抄)、的部が居住したので、其名を負うたのではあるまいか。

イクハ(的)のトダ(戸田)の宿禰

仁德天皇十二年高麗人の賦じた嚴的を射通した厩人宿禰に的戸田宿禰の姓を給うたとある(紀)。的は古事記及姓氏錄に葛城ソツ彦の後とあるから、世代より推測するに厩人の宿禰はソツ彦の子(即ち武内宿禰の孫)であらねばならぬ。戸田といふ地に居住したので、戸田の宿禰と呼ばれ、鐵盾を射たから的戸田の宿禰とも、厩人の宿禰とも稱へられたのであらう。應神天皇十六年葛城蘇津彦教授の爲新羅に派遣せられたとある的厩田宿禰も同人であるが、其頃はまた的とは名乗らなかつた筈であるから、後の稱呼を用ひたものとせねばならぬ。戸田又は厩田と稱する地の所在は判明せぬ。

イクハ(的)の部、イクハ(的)の里

イクハハといふ部民を設定せられたことは史書には見えぬが、上記的の配下をイクハハと稱へたこととあり得る。播磨國神前郡的部の里は的部等が居住したから名を負うたとある(風)。——此地は和名抄にも見えるが、所在を詳にせぬ。

イクヒ(射) (動)

イハ(矢)に通ずる。

孝德紀三年正月射於朝廷とある射をイクヒス又はイクフと訓し、其他射をイクフと訓んだ例もある。矢がクヒ込むといふ意から轉じて射撃の義となり、更にイクハ(的)とも轉用せられたものと思はれる。

イクヒ(活日) (人)

崇神朝に大神の掌酒に任ぜられた高橋色の人(記)。イクヒは美稱、ヒは風の意であらう。

イクヒ(伊久比)、マクヒ(麻久比)

經太子の御歌に「イクヒには鏡をかけ、マクヒにはま玉をかけ」とある(記)。イクヒは齊枕で、マクヒは之に對する語であるから、御枕の轉呼であらねばならぬ。此句は次の「またまなす吾が思ふ妹、鏡なす吾が思ふ妻」の序に用ひられたのである。玉と鏡とは靈魂を祭る幣に用ひられるものであるから、經郎女の死を暗示して居るもの、やうである。古事記には皇女が太子の後を追うて伊余に渡られ、情死を遂げられたとあるが、此歌及今一つの「コモリクの初瀬の山」云々とある歌を味ふと、太子は配所に於て大和なる皇女の許報を聞き、二首の哀詩を遺して自盡せられたも

のであらねばならぬ。

イクベ(生部)の連トラ(虎)

生は或はミフの假字であるかも知れぬ——其項下を見よ。
持統朝爲兵衛柏原廣山を連捕した兵衛(紀)。生部といふ部を設定せられたことは史書には見えぬが、生部の直清刀自(續紀)、生部の連廣成(後紀)などいふ名も見え、駿河に生部の存したことは次項に掲記する通りである。案するにイク(又はイコ)と稱する部民はいふのであらう——イクの項下参照。

イクベ(生部)のミチマロ(道麿)

萬葉作家。駿河國の助了。

イクマ(生馬)山

生駒山に同じい。難典記に行基菩薩此地に寂したとある。

イクマ(活馬)のナガサ(長沙)彦

物部五世磐色雄命の配序田の眞稚姫の兄(舊)。初代ウマシマチの命の配活目色の師長姫と同一氏族であらう。——イクメの項下参照。

いくみ竹いくみはねす (歌詞)

イは接頭語、ケミは「込」「籠り」と同語、枝條の入り組んだ竹をイクミ竹といひ、ケミホム即ち籠りれむの序に用ひたのである。

(雄略天皇御製) 本へには イクミ竹おひ 末へには たしみ竹生 び イクミ竹 イクミはねす たしみ竹 足しにはぬれす 後も

ケミれむ 其思ひ妻アハレ(記)。

イクムスビ(生産日、生産靈、生魂)の神

イクは美稱、ムスビの神は靈神の意である。
延喜式神名帳宮中神三十六座中御巫の祭る神。古語拾遺及書事紀には神武天皇が此神を祭られたとあるが、疑問とせねばならぬ。少くとも記の神代記事中には見えぬ神である。天武紀元年の條下に高市の縣主許海に託宣した牟狹社の生霊神を釋紀には生靈神としてあるが、縱ひ釋紀の傳が正しとするも宮中神とは別神と思はれる。案するに魂留産靈・足産靈と共に人間の生活を支配する神として稍後代に發生した信仰であらう。上記遠江國の生玉部の如きも此神の名を負うたのかも知れぬ。

イクムスビ(生魂)の命

神代本紀に神皇產靈尊の兒で猪使連等の祖とある(舊)。饒速日命供奉の將生玉命と同一なるべきことは其項下に述べた通りである。——姓氏錄によれば恩智神主は高魂命の兒伊久魂命の後とある。

イクメ(活目)、イクマ(生馬) (地)

イクマと同語で、いづれもイクマから轉じたもの、やうである。

垂仁天皇の御名をイクメ入彦イササの命といひ(記、紀)、ウマシマチの命の配シナガ姫は活目色のイクルミ(五十吳桃)の女、磐色雄命の妻も亦活馬の長沙彦の妹とある(舊)。難典記に生駒山を生馬山とも書いてあるから、イクメ又はイクマは今の生駒であらねばならぬ。——之を高市の來日村とするのは非、——イクの項下を見よ。

イクメ(伊久米、活目)天皇

垂仁天皇をいふ(記、紀)。イクメ入彦イササの尊と申上げる御名の冠稱だけを取つたので、ミマキ天皇(崇神天皇)の例と同じく證據の出来る以前、俗間ではかく呼びまゐらせたものと思はれる。

イクメ(活馬)のナガサ(長沙)彦

——イクマのナガサホコの項を見よ。

イクメ(伊玖米、活目)入彦イササ(伊沙知、五十狹茅)の命(尊)

垂仁天皇の御名(記、紀)。崇神天皇の御子、御母は御眞津比賣命(記)又は御間城姫(紀)といひ、大彦命の御女である。イクメ入彦といふ名を負はれた由來は不明であるが、生部又は活目色に由縁を有せられたのであらう。

イを接頭語とし來目色の名を負はれたとするも一説であるが、其來目色との由縁も立證せられぬ。

イクリ(伊久理)

イ(接頭語)。クリの語原は不明であるが、恐らくはクロ(時)と同語であらう。

海岸を取圍む岩礁をいふのであらう。釋紀に「句離頭ノ石也伊助語也」とあり、仙覺も「クリは石也、山陰道の風俗石をばクリといふ也」と註したが、クリとイシとを同義語に用ひた例はない。此語は今も時産といふに用ひられるが、次に掲ぐる桔野の歌及人丸の歌(萬二)に於ても

明なるが如く、陸岸を取圍む岩礁をも意味したので、クロ(時)の意から出たものと思はれる。

(桔野の歌) かきひくや 由良の門の イクリにふれ立つ なづの 木の サヤサヤ(記、紀)

(萬二) 辛の崎なる イクリにぞ 深海松生ふる(三三)

(萬六) 野鳥の海人の わたの庭 神つイクリに あはび玉 多にか つぎ出(三三)

イクリ(伊久理)の森

萬葉集十七卷に「妹が家にイクリの森の藤の花今來む花もつれかくし見む」とある。和名抄越後國蒲原郡男禮(以久禮)、神名帳蒲原郡伊久禮神社とある地で、今の南蒲原井栗村が其であるといはれて居る。同地には藤の樹の丘、藤樹神社がある。名の所由不明。

イクルミ(五十吳桃) (人)

イク(族名)ラ(助語)ミミ(御身)の約轉であらう。

ウマシマチの命の配師長姫の父で活目色の人(舊)。イク氏族長といふ意で名を負うたのであらう。——イクの項下参照。

イケカミ(池神)

萬葉集十一卷に「池神の力士まひかも白鷺の袴くひもちてとびわたるらむ」とある。此歌の池は大和國城下郡の地名(今磯城郡川東村大字法貴寺)で、其神は神名帳に池坐朝霧黃幡比賣神とあるが、素性は明でない。歌によれば其祭に兵器を携へて踊る力士舞と稱するものが行はれたもの、やうである。

イケココロ(池心)の宮

孝昭天皇の宮殿(紀)。掖ノ上にある。今の南葛城郡御所、池内兩地間にあたるといふことである。この地に掖上の池を作られたことは推古紀に見えるが、其以前からも池があつたのであらう。イケココロといふ舊訓に誤なしとすれば池の中心の宮といふ意と解せられる。

イケタ(池田)の朝臣

萬葉集十六卷所載大神朝臣を嘲る歌の作者。恒武朝東夷討伐副將として敗軍の故を以て朝議を蒙つたとある池田朝臣(校)の事であらう。此氏は豐城入彦命十世の孫佐太公の後で(姓氏錄)、池田君と稱したが、天武十三年朝臣に昇格したのである(紀)。

イケタ(池田)のサカキ(坂井)の君

吉備武彦命の子で藤原の國造に任ぜられた意加部彦の命の後(國造本紀)。イケタは神名帳駿河國有度郡池田神社とある地、坂井もまた其一地區名であらう。

イケタ(池田)のヒヘキ(日奉)の直トコタリ(得太利)の宮

剛刊本他田とある。他と池との誤寫は他にも例があるから、此はイケタと訓むのであらう。

萬葉作家。下總助了、海上郡海上國造とある。此家からは延暦朝に從五位を授けられた池田日奉直德刀自といふものが(續紀)、海上郡の大領であつた池田日奉直春丘といふ名も見え(三代實錄)、此

トコタリは當主ではなかつたから丁に發せられたのであらう。池田は地名で、和名抄千葉郡池田郷(今の千葉町)をいひ、此地から出た氏族なるが故に地名を冠したのであらう。本系は不明であるが祭事に任じた神八井耳命の裔で、印幡國造の支流と推せられる。

續紀本及正倉院文書に見える海上國造は他田と記されて居るさうであるが、此日奉直が他田であらねばならぬ理由の發見せられぬ限り、正史によるを可とする。

イケタ(池田)のヒロキツ(廣津)の娘

萬葉作家。ヒロキツは地名から出た稱號で、池田朝臣家の女であらう。アトのヒロキツの項下を見よ。

イケノ(池野)の宮

顯宗紀分註に天皇池野に宮作りせられたとある。播磨風土記美藝郡志深の條下に其地に池野宮を作られたことが見えて居る。

イケノ(池邊)の宮又はイケノへのナミツキ(池邊雙槻)の宮

用明天皇の宮殿(紀)。和名抄大和國十市郡池上郷とある地で、今の磯城郡安倍村及香久山村にあたり、磐余池の池邊である。ナミツキは雙生の槻樹があつたから其名を負うたのであらう。

イケノ(池邊)の王

萬葉作家。大女皇子(弘文天皇)の孫、葛城王の子(續紀)。池邊は上紀大和國十市郡池上郷(和名抄)をいふのであらう。以下皆同じ。

イケノ(池邊)の皇子

敏達朝伊勢の齋宮英道の皇女に通じたとある(紀)。出自不明。

イケノ(池邊)の直ヒタ(氷田)

敏達朝の人(紀)。姓氏錄によれば池邊直は坂上大宿禰と同祖阿智王之後也とある。

イケハヤワケ(池速別)の命

垂仁天皇の御子(紀)。記にはイコハヤワケと假字書してある——其項下を見よ。

イコキナ(伊高岐那)の人

越の蝦夷の名(紀)。天武十一年俘人七千戸を以て一部を建設する、とを許されたとある。此時命ぜられた郡名は明示せられて居らぬ。

イコジワケ(伊許自別)の命

針間國造(舊)。稻背入彦の孫とある。イコはイタと同語、ジはチに通ずるから皇子主といふ意ではあるまいか。

イコノフ(伊基能布)の命

イ(息)ガ(助)ノア(延)の轉か。——イキの項を見よ。
息が延びるといふのは暢通の意であらう。
神武天皇御製「字陀の高城に鳴張る」といふ御歌の終に「エエシヤ、こしや此若伊基能布曾」とある(記)。此は歌詞ではなく、磯詞のやうな

もので、其は息が延びるといふことであらう。——明皇の意とするのは語義的根據のない當推量である。

イコハヤワケ(伊許婆夜和氣、池速別)の命

垂仁天皇の御子、御母はアザミの入比賣(紀)。記には池速別とある。御父活日天皇と同じくイケといふ族名(又は地名)を負はれたものと思はれる。ハヤは捷健を稱へたので、イコ、イケはイタの轉呼であらねばならぬ。

神名帳陸奥鹿鹿郡に伊去波耶和氣神社をあげて居るが、此皇子との關係の有無を詳にせぬ。

イコヒコ(五十功彦)の命

景行天皇の御子、生母は物部の五十琴姫(舊)。——記、紀には此母子の名は詳せられて居らぬ——伊勢の刑部、三川三保若の祖とある。母の名を以てイコ彦と名乗られたので、外叔に五十琴速及五十琴彦速といふものもある。此イコもイタの轉であらう。

イコフツ(伊宮佛)の大連

モノノベのイコフツの項を見よ。

イコホト(伊許保止)の命

保は恐らくは保の誤寫で、イコホトと稱へたのであらう。
伊基國造伊己保止直の祖(舊)。安房國造の祖とあるが、國造本紀の阿波(安房)の國の條下には天德日命八世の裔備前國命孫大伴直が國造に定められたとある。又伊許保止、伊己保止の兩者もいづれか一方を誤とせればならぬ。案ずるにイコホトを正しとし、ミツロギの命の

一名であらう。イコはイクと同じく齋子の義で、或氏族の稱呼に用ひられたもの、やうであるから(イクの項下参照)、イク等が刀禰といふ意を以てイコロトと稱へられたものと思はれる。——ミツロキの語義も略く同様である(其項下参照)——安閑紀に伊基國造稚子直とあるのも齋子と無關係ではあるまい。

イコマ(膽駒)山

大和國平群郡(今生駒郡)にあつて大和河内兩國の境をなす山嶺である。——イクの項下参照——伊勢風土記に逆賊膽駒長髓とあるから、今の生駒郡地方は上代に於てもイコマと稱へられたのであらう。

イコロト(伊己侶止)の直

伊其の國造(舊)。安房國造祖伊許保止命の孫とある——イコホトの項下を見よ。

イサ(鯨)

萬葉鈔所引壹岐風土記に同國製伏の郷——和名抄にも此郷名をあげ今も鯨伏といふ——は昔時に通はれた鯨がこゝに隠れたが故に名を得たとあり、俗云鯨爲伊佐と註してある。イサの語原、語義は不明であるが、イサナといふ語も之から出たのであらう。

イサナがイソナ(磯菜)と混同せられた形跡のあることはイサナトイの項に述べる。

イザ(率)

イは接頭語、サは促進の聲でササ、サアサアの如く用ひられる。

促進し進める意。ナヒといふ語尾を添付したイザナヒ(誘)の形を以て活用する。

イザ(伊邪、率)

イササの約。

神聖の意。——イササの項下を見よ。

イサの形に於てはイサギヨシ(貞潔)など、用ひられて居る。イザナヤ、イザナミ二神及イザの眞若の命の名のイザも此意味、若くは之から轉じた地名であらう。

イザ(率)川

開化天皇皇居の地(記、紀)。大和國添上川春日より出て、猿澤の池の南を流れる小川で、今能登川といふ。西流して佐保川に合する。春日の鹽地から出るからイササ(神聖)川と名づけたのであらう。神名帳に大和國添上郡率川坐大神御子神社及率川阿波神社をあげて居る。

(萬七)はれかつら今する妹をうらわかみいざイサ川の昔のまやけま

イサ(伊佐)姫

物部八世時宿禰の妻の一人(舊)。三川國造美己等ノ直の妹とある。名の所由を詳にせぬ。

イザ(率)のウマシマミ(味間見)の命

ウマシマミの命の一名(舊)。マチ(御主)もマミ(御身)も略く同義である。イザは地名で、春日の率川流域を古はイザとよび、川の名も之に負つたもの、やうである。聖地なるが故にイザともカスガ(神栖處)の項に述べる。

とも稱へられたのであらう。

イザ(伊邪)のマワカ(眞若)の命

崇神天皇の御子。御母は美眞津比賣命(記)。——紀には此皇子の名は見えず——御祖父開化天皇が率川に都せられたから、其縁によつて名を負はれたのであらう。マワカの命は若君といふほどの意である。

イザ(伊奢、去來)のマワカ(眞若、麻和迦、眞稚)の命

應神天皇の皇子。御母は高城入姫(記、紀)。記には伊奢之眞若命と伊奢能麻和迦王との二柱にわけ、後者を高城の野伊呂買の出としてあるが、同一呼稱の御兄弟があるべき筈もなし、男王十一柱とある数にも合はぬから誤傳と見るべきである。

此皇子の御名は前項崇神皇子と同様に大和のイザといふ地に由縁があつたものとも解釋し得られるが、寧ろイササ別大神の易名の話と關係があるのでないかと思ふ。——ナカへの項下参照——神の名を應神天皇が譲り受けられ、其を皇子に傳へられたことは極めてあり得べきで、イザはイササの約濁である(其項下を見よ)。

イサカ(五十坂)彦

孝安天皇の妃五十坂媛の父で、十市の縣主(紀一傳)。イサカは地名、語義は坂又は取に坂(イは接頭語)であらう。

イサカ(五十坂)媛

孝安天皇の妃。十市の縣主五十坂彦の女(紀一傳)。——前項参照。

イザカハ(伊邪河、率川)の宮

開化天皇の宮(記、紀)。春日之伊邪河宮(記)、遷都於春日之地是開化天皇(記)とあるから、上記イザ川の河畔に在つたのであらう。

イザカハ(伊邪河、率川)のサカノへ(坂上)の陵

開化天皇の御陵(記、諸陵式)。奈良市三條通油坂の北にある。——紀には坂本陵とせられて居る。

イザカハのサカモト(率川坂本)の陵

開化天皇の御陵(記)。記には坂上陵とある(前項参照)。

イサキ(五十狹城、不知來)入彦の命

舊事紀景行天皇の御子の中に五十狹城入彦命と不知來入彦命の二柱があげてあるが、いづれもイサキと訓むべきであるから(不知來をイサクとして之を區別するは無理である)、一柱の皇子が二様に傳へられたのであらう。五十狹城入彦命は三河の長谷部直の祖とある。——次項参照。

イサキ(五十狹城)彦の皇子

舊事紀及釋紀系譜には五十狹城入彦とある。入彦入姫の「入」を略すること他にも例があるから、必しも誤寫とはいへぬ。

景行天皇の皇子、御母は八坂入姫(記)。——記には此御名を擧げて居らぬが、庶出の御子若木之入日子王とあるのが之に當るやうである——イサキは紀族一支の名であらう。

イササ(五十狭々、伊奢沙)

イは豊と同語、ササは清爽の意があるから(ササの項下を見よ)、イササとつゞけると神聖といふ意になるのである。約してイザといふことは上記の通りであるが、イササの形に於ても地名等に用ひられて居る(下記参照)。

イササ(膽狭淺)の大刀

天日槍神の神寶の一(記)。神聖の大刀の意であらう。

イササ(五十狭々)の小汀

大國主の神が少産名命に逢うた地(紀一書)。高天原の征討軍が到着したといふ五十田狭小汀も同地であらう。記には此地を伊那佐の小瀆と記し、風土記及神名帳にも伊那佐(因佐)神社をあげて居るが、原語は神聖なる瀆の意を以てイササというたものと思はれる。—イササ、イナサは其轉呼。—杵築の瀆の古名であらうといはれて居る。

いざささばよらし (歌詞)

イザナヒと同義を以てイザシ(令率)といふ語が用ひられ、教語としてイササスというたものと思はれる。イザササバは「誘ひまさらば」、ワシは「ロシ(宜)である。イザササバよらし(記)

イササメ(伊左佐目、率)

イは接頭語。

ササメは些目の意。僅に見るといふことである。イササカと義が似通うて居るが、之は主観的の語である。萬葉集に「率」といふ字をあてたのは率然の義によるものであらう。

(萬七) 眞木柱作る柚人イササメに御魂の爲と作りけめやし
(萬二〇) 率に今も見が欲し秋はぎの四葉にあらむ縁がすがたを
(萬二二) かきつばた丹づらふ君を率に思ひ出でつつ秋きつるかも
萬葉集第十一卷に「秋柏うるわ川邊細竹目人不顔面公無勝(三零八)とある細竹目を従来シメノメニと訓して居るが、意をなさぬから「イササメ」と人達と違見じ君にかてなく」と讀むべきであらう。—訓詁の部参照。

イササワケ(伊奢沙和氣)大神の命

高志の前の角置(教賢)に撰歴する神(記)。應神天皇と名を賜へんことを約し、其時代として多くの入鹿魚を奉つたので、御氣津大神とも號し、今に眞比(竹飯)の大神ともいふとある。イササワケは神聖の君の意であらう。

大神の下に更に命といふ語をそへたのは、「八千矛神の命」の例の如く、神を實在人として談ずる場合の語法であらう。應神天皇が之と名を賜へられたといふのは土地の豪族と和親を結ばれたことを譬へたものと思はれる。易名は上古右の如き場合に行はれた儀禮である。—ナカへの項下参照。

イサチ、チサチル (動)

イサ(男)チ(活用語尾)。
男の意から轉じて猛威を振ふ(俗語アバレル)ことをいふ。
今ではイサミとのみ用ひるが、上代にはイサチといふ活用言が存し

たのであらう。イサチルはイサチ、アルの約。—足すりして泣く意とするは理由のないことである。

(記、上) 八尋須心前に至るまで啼き伊佐知伎……何由以汝不治
所ニ事依之國ニ而笑伊佐知流

イサチルは普通の語構成によればイサツルであらねばならぬが、二段活用が尙未だ發達しなかつた時代の活用形であらう。現代の口語がオチル(落)、ミチル(満)の如く一段活用によるのは寧ろ古に復したものとはいはねばならぬ。

イサチ(伊狭知)の直

男主の意であらう。

胸刺の國造(舊)。成閉國造の祖兄多毛比命の子とある。出雲族で上海上、下海上の國造と同系であるから、神功紀に稚日女尊を活田の長映國に奉養すること命ぜられたとある海上五十狭茅と同人であらう。國造本紀相模國造の條下に武刺國造祖神伊勢津彦とあるのもイサチの訛傳ではあるまいか。

イサチ(五十狭茅)の宿禰

磯城、忍熊二王の將、吉師の祖(神功紀)。—記には難波吉師部の祖イサヒの宿禰とある。—姓氏錄攝津皇別記吉志は難波忌寸同祖大産命之後也とあり、難波忌寸の祖得産宿禰はもと兼兒で大産命に拾ひ上げられ養子となつたとあるが、イサチと得産との關係は判明せぬ。恐らくは難波に居住した吉士が母系により祖先を之に託したのであらう。

いさとほし (歌詞)

イサチ—イサチ

イサトヒといふ語の使動詞形イサトハシの轉呼。
イサトヒは誘、助の複合語で、誘ひ合はせることであらう。

(拾) 宮人の大夜すがらにイサトホシ行きのよろしも大夜すがらに
イサナギ(伊邪那岐、伊弉諾)の神(尊)
イザナミ(伊邪那美、伊弉册)の神(尊)

イザノアギ、イザノアミの約。
神聖の男君、神聖の女君の意。—イザ、アギ、アミの項下を見よ。
諸神、國土、山川、草木生成者として我古傳説中重要な神である。人文神として説かれて居るが、其系譜については諸説區々である。少くとも皇室の血統上の祖神と認められて居なかつたことは淡路の伊佐奈伎神社(神名帳)が貞觀元年まで無位勳八等であつた(三代實錄)とあるによつても證せられる。

性交の發明者として、「誘ふ男神」「誘ふ女神」の意とする舊説は唾棄すべきである。記には伊弉諾、伊弉册の字をあて、あるが、イザナギ、イザナミの音譯であるとすれば、頗る不可解である。此字音は當時に於ても「Izanagi」及「Izanami」若くは其類似音であつた筈であるから、イサナ(又はイサケナ)、イササ(イサケサ)以外に發音のしようがない。或はイサナ神、イササ神と稱へた傳承があつたのではあるまいか。之を強てイザナギ、イザナミに引つける爲に、諸にナクの音があるとし、冊は舟の變體で、ナムと調むとした宣長説は納得の出来ぬことである。

いさなとり (枕)

イサはイソ(磯)に通ず。

「磯採取」又は「磯魚取」の意。萬葉集に魚魚又は鯨魚の字が充て、あるので原の意と解するものがあるが、大海に棲む鯨を磯魚、鹿尾菜、淡海などの磯語として用ひる筈がない。

海、濱、アブミの枕詞。磯菜又は磯魚といふ縁によつていひかけたものである。例

(尤恭紀)とこしへに君に逢へやもイサナト海濱の濱のよる時々な

(萬三)鯨魚取海邊をさして柔田津のありその上に(二天)

右の外海とつゞく例は多い。

(萬六)鯨魚取濱邊を清み(三)

(萬三)鯨魚取濱邊の海を(二)

第十七卷に「昨日こそ舟出はせしが伊佐魚取比治奇乃奈太平けふ見つるかも」とあるはヒサキ藻(鹿尾菜、和名抄にヒスキとある)にいひかけたものであらう。

いさにとや (歌詞)

萬葉集第十六卷竹取翁の歌に「今日やも子らにイサニトヤおもはえてあらむ」とある。前後の意によつて推するにイサニは疎む意の語であらねばならぬが、思ひあたらぬ。當時流行した外来語で異姓(韓音イシヨシ)などの意ではあるまいか。

イサニハ(射狹庭、伊社遷波)の岡

イザ(神聖)ニハ(庭)、即ち聖地の義。サニハと同義であるが、サニハにイを接頭したのではない。

伊豫國湯岡——今の道後——の側聖德太子建立と稱する碑文の所在地(萬葉集所引風土記)。贈人之を見んとしてイザナヒ來れるが故に伊

社遷波といふとある風土記の説明は牽強である。

イザノマナキ(去來真名井)

マナキの項を見よ。

紀の一番ウケビの條下天浮名井の一名とある。イザは神聖の意の美稱である。

イサヒ(伊佐比)の宿禰

忍熊王の將(記)。難波吉師部の祖。紀には五十糞茅の宿禰とある。イサヒのイサも亦男で、ヒは風の義であらう。

イサフミタマ(伊佐布魂)の命

饒速日命伊弉諾三十二將の一人(書)。倭文連の祖とある。姓氏録津神別委文連の項下には伊佐布魂は角瀧魂命の男とあり、又大和の同氏は神魂命の後と稱して居る。深く信するに足らぬが、神ムスビ系の神とせられたのであらう。但しシドリは海人族である。

イサミ(去來見)の山

萬葉集一卷石上大臣の歌に「吾妹子をイサミの山を高みか」とある。伊勢の山なることは疑がないが所在を明にせぬ。飯前郡波瀲村の西嶺高見山を之に擬するものがある(地名辭書)。

イサメ(禁、諫) (動)

イ(忌)サ(然)メ(活用語尾)。
イサは忌むサマといふ意で、單獨では用ひられぬが、ミ(見)の他動詞形語尾メを添へて禁制の意味を表現したので、轉じては諫止の義となつた。——ユメ(忌)の項下参照。

イザヤ(不知哉)川

萬葉集に

(卷四)淡海路の鳥籠の山なるイサヤ川けのころは懸ひつゝあるらむ

(卷二)犬上の鳥籠の山なるイサヤ川いさとを聞こせ我名のらすなとある。近江國犬上郡大堀川(岸川)が之に擬せられて居る(地名辭書)。四卷の歌のイは日の轉呼であるが、其川原で毛皮をさらしたからケ(毛)にいひかけたのであらう。

イサヤマ(膽狭山)部

安閑紀に物部の尾與が筑紫國膽狭山部を獻じたとある。イサヤマは和名抄に豊前國京都郡山部(今も此名を存する)とある地で、九州には筑紫物部、聞物部等物部族が居住したから、イサヤマも其部民に屬したものとおはれる。名の義は神聖の山といふことであらう。

イザヨヒ (動)

イザはイサメ(禁)の語幹、ヨはヤ(形容語尾)の轉呼。

イサメ(禁)の形容詞形イサヤを動詞に活用したもので、開闢神代意。十六日の月をイザヨヒといふのは其轉義である。

物部の八十字治川の網代木にイザヨフ波の行方知らずも歌率の動詞形として、發動せんとして尙未發動せざる状態をいふものとも解き得ぬことはないが、誘の意に通用した例はないから、尙イサメから分化したものと見るべきである。

イサリ(漁) (動)

イソ(磯)ナリ(下)の約か。アサリとも轉する所を見るとイ、アは接頭語で、原語はサリであつたかも知れぬ。尙攻究を要するが、漁をスナトリ(漁魚捕)ともいふから、姑く磯下の義から漁の意に轉じたものと解して置く。

(萬六)奥つ波邊つ波安み射去すと藤江の浦に船ぞ動める(元)

イサワ(伊装過)

イサ(率)の項下を見よ。

神武紀に八咫鳥が兄シキの舎に到りついてイザワ、イザワと鳴いたとある。鳥の聲に擬してイサ、イザといふ意を含めたもので、アは其聲の韻である。

萬葉集十三卷に「イサヲ出て見ん」(三)とあるのはイザ我の意である。

イサヲ(渠師、功)、イサヲシ(功)

イサ(男)ヲ(雄)。

紀に渠師といふ字をイサヲと訓してある通り、原義は男武の男子又は首長といふことであるが、轉じて武功をいふに用ひられ「イサヲを

爲す」といふ意味を以てイサヲシ(功績、勳)といふ語を生じた。

イシ(伊師) (地)

播磨國豊前郡地名「風」。按、見川の上流川底が床のやうであるからイシと名づくところがあるが、合點が行かぬ。

イシ(五十師)の原

持統天皇山邊行宮の所在地。鈴鹿川の北岸、今の河野郡石薬師にその名をとめて居る。

山邊の五十師の原に内日さす大宮つかへ(三三四)

イシ(伊寺)の水門

仁徳の朝蝦夷討伐の將上毛野君田道の戦死した所(紀)。陸前牡鹿郡石巻が之に據せられて居る。此時代ミナト(水門)と稱せられたのは多くは大河の下流又は河口であるから、此地方の舊名がイシであるならば勿論イシのミナトといひ得た筈である。或は白石(阿武隈)川の河口のことであつたかも知れぬ。

イシ(石)の岑

肥前國彼杵郡の山の名「風」。「郡以北之山」と註してある。——タケ村の項下参照。

イシウラ(石占)

石を以てする占なることは明であるが、其方法は今傳はらぬ。埃菴抄に道祖神の小祠にある石は「事の實否を問ふとき輕重を以て之を定む」とあり、今も力石と稱へて此種の俗信が残つて居る。景行紀に天皇が豊後の柏崎大野にある大石に對して朕得て滅三土蜘蛛者將、朕石、如、柏葉と祈誓せられたとあるのは其をいふのであらうが(ホミシの項下参照)、萬葉集三卷石田王の挽歌に「夕占問ひ石占もちて」とあるのは即ち趣がちがふやうである。

イシウラ(石占)のヨコタチ(横立)

第彦公(美濃の人)に引率せられて尾張田子之稻置及乳近之稻置と共に日本武尊の九州討伐に供奉した人(紀)。イシウラは字によつて石占を行つた人とも解せられぬことはないが、續紀に伊勢國石占頓宮とある所を見ると、石占は借字で、伊勢浦又は磯浦を意味する地名であるかもしれぬ。横立も亦宛字で横田主の意であらう。

イシカハ(石川) (地)

石川の義から出た地名で諸國に類名が多いが、古典にあらはれたもの、みを左に列挙する。

- (一) 大和國高市郡白樺村石川。蘇我石川宿禰の居住地で石川朝臣、石川臣などは此地名を貢うたものであらう。
- (二) 河内國石川郡(和名抄)。今南河内郡に屬する。大和川の一支流石川の貫流する地である。
- (三) 萬葉集二卷柿本人麿の妻依網の娘子の歌に見える石川。「今日今日と我まつ君は石川の貝にまじりてありといはずや」とあるので人丸修焉の地石見の高津川であるといふ説があるが、もし人麿の任地の川を詠じたものとするれば、角の里から難波からぬ地であらねばならぬから、高津川とするいはれがない。ことに次の歌の「石川に雲

立ちわたれ見つゝ、忍ばむ」とあるのは依網の娘子の郷里(河内)の川とせれば意が通ぜぬ。

神代紀下照媛の歌に「天さかる 爽つめの い渡らす瀬戸 石川片ふち かつた瀨に あみ張りわたし」とあるのは普通名詞に用ひたので地名ではない。

イシカハ(石川)の朝臣オキナ(老人)

萬葉作家。系不明。文武紀に石川朝臣小老とある人と關係があるのではあるまいか。

石川朝臣は建内宿禰の子蘇賀石河宿禰の後で、石川臣と稱へたが、天武朝に朝臣に昇格した(紀)。蘇我と同氏であるが、入鹿没落後其氏人は多く石川姓を名乗つたやうである。

イシカハ(石川)の朝臣ヒロナリ(廣成)

萬葉作家。寶字四年高麗朝臣の姓を賜はり、播磨、周防、伊豫守等を歴任した(續紀)。

イシカハ(石川)の朝臣ミトホシ(水通)

萬葉作家。傳不明。

イシカハ(石川)の朝臣ムシナ(虫名)

天武十四年東山道巡察使(紀)。

イシカハ(石川)の郎女(又は女郎)

萬葉作家。同名の人があるので甚まきらしいが、いづれも石川朝臣

家の女であらう。歌によつて區別すると

- (一) 久米禰師と贈答した人(萬二)
 - (二) 草壁皇子の愛人で大津皇子と通じた人。名は大名見(萬三)
 - (三) 大伴宿禰田主に思をよせた人(萬三)
 - (四) 大津皇子の宮侍で山田郎女といひ、大伴宿禰宿禰に戀歌を寄せた人(萬三)
 - (五) 藤原宿禰朝臣の妻(萬三)
- に分たれるが、其或ものは同一人であるかも知れぬ。

イシカハ(石川)の夫人

萬葉作家。天智天皇哀悼の歌を詠じた人。御名都皇女及阿倍皇女(元明天皇)の御生母で、蘇我山田石川麻呂の女姪娘のことであらう。——メロの項下を見よ。

イシカハ(石川)の夫人

朱鳥元年多紀皇女に供奉して伊勢に差遣せられた人(紀)。天武天皇夫人中に蘇我赤兄の女大葉娘とある人であらう。蘇我と石川とは同氏である。

イシカハ(石川)の王

天武紀八年吉備に於て薨去とあるが、系譜を明にせぬ。

イシカハ(石川)の王

播磨風土記に此國の總領として名をあげてあるが、史書にも見えず、家系不明である。

イシカハ(石川)の宿禰——ソガのイシカハの宿禰の項を見よ。

イシカハ(石川)の命婦ヒメトメ

大伴安麻呂の妻、石川朝臣家の出で名は邑婆。坂上那女の母である。萬葉集に此名が見える。

イシカハ(石川)の大夫マヘツキ

萬葉作家。類聚鈔には石川宮麻呂朝臣とある。宮麻呂は連子の見で、慶雲二年大宰大貳となり、和銅六年右大辨を以て歿した人(續紀)。

イシカハ(石河)の大夫

萬葉作家。元明——聖武朝の人。石川朝臣君子又は君子といふ。

イシカハ(石川)のオホトモ(大伴)村

敏達朝百濟の罪囚を置いた地(紀)。今も南河内郡に大伴村といふ地がある(富田林附近)。

イシカハ(石川)のカケ(賀係)の女郎

賀係をヨシツキと訓した本もあるが従はれぬ。

萬葉作家。石川朝臣家の女で、カケは名。恐らくは鶴の意であらう。

イシカハ(石川)のクダラ(百濟)村

敏達朝百濟の罪囚を置いた地(紀)。和名抄河内國錦部郡百濟郷とある地である。石川と錦部とは相隣するから古は合せてイシカハと稱へ

たのであらう。遺跡は判明せぬ。

イシカハ(石川)のコムラ(股合)の首

モアヒといふ訓もあるが、股合の二字をあはせてコムラと訓むを可とする。——コムラアヒは非。

股合は借字で小村の意であらう。

後記石川の橋を舊本には石川股合首祖とあると註記せられて居る。大和の石川の小村の首といふことであらう。

イシカハ(石川)のタテ(楯)

雄略朝百濟の池津媛と姦通の罪によつて極刑に處せられた人(紀)。上記の如くコムラの首の祖とも傳へられた。楯は其本名であらう。

イシカハ(石川)のタリヒト(足人)朝臣

元明、聖武朝の人。萬葉集四卷に大宰少貳とある。系不明。

イシカハ(石川)のトシタリ(年足)朝臣

蘇我の幸麻呂の曾孫、石川朝臣石足の長子。聖武——淳仁朝に歴仕し、累進して御史大夫兼文部卿、神祇伯となり、寶字六年七十五才を以て歿した(續紀、公卿補任)。萬葉集七卷に式部卿石川年足朝臣とし、九卷に單に石川卿とあるのも此人であらう。

イシカハ(石川)のニシゴリ(錦織)の首コロシ(許呂斯)

石川は河内の地名。ニシゴリの首の項下を見よ。

仁徳紀に見える人名で、百濟の酒君が許つて此人の家に寄宿したと

あるから、同じく歸化人であらう。コロシといふ名の義の不可解であるのも韓語なるが故ではあるまいか。神別の錦織の首とは別氏とせればならぬ。

イシキナ(石寸名) [人]

用明天皇の妃、蘇我の眉目の女(紀)。——記には大キマシ比賣とある。——法王帝説に伊志古那郎女とある所を見ると、ナは敬稱で、イシキは石子の意ではあるまいか。

いしけ [歌詞]

イは接頭語。

シケはシキ(及)の命令法で、「追ひ及べ」といふ意である。

(仁徳天皇御製) 山代に伊勢郡島山イシケイシケ我がはし妻にイシキ逢はむかも(記、紀)

イシコリトメ(伊斯許理度賣、石凝姥)の命

イシコリはイシ(石)キリ(切)の轉呼。

石切の女神。トメは女性の敬稱である。

鏡工の神(記、紀)。紀の一傳には日矛を作つた治工とある。天のヌカトの子(紀一書及拾遺)、又は天孫降臨に供奉したともあり(記)、鏡作上祖石凝姥命とも記されて居る(紀一書)。イシコリは礪石を切出すことを意味し、鏡又は矛の工作に必要な作業であるから、此神が参加したと傳へられたのであらう。

石凝を正字とし、或は徳重の意とする説もあるが牽強である。矛盾

製作の第一工程が礪石切出しであることに気がつかなかつたのであらう。子孫があるから男神ならざるべからずとする論に至つては言語道断で、天照大神にも歴然として御子孫の座すことを無視したものといはればならぬ。

イシタ(石田)の王

石田は或はイハタと訓むのかも知れぬ。

萬葉集二卷に此王の挽歌が載せられて居るが、出系を詳にせぬ。

イシタ(石田)の君——コイシタの君の項下を見よ。

いしたふや [歌詞]

イはトア(飛)の轉呼。

「石飛ぶや」の意で次の句ツカヒ(使)の枕詞に用ひたのである。古は石を以て信號としたらしく、同じく使の枕詞なるアマツサ(玉梓)も彈子を投げるといふことのやうである。——アマツサの項下参照。記八千矛神贈答歌に「イシタフヤ天馳使言のかたり」とも此をばといふ難詞がある。

イシチ(伊志治) [人]

播磨國賀茂郡山直の祖(風)。大中ノ伊志治とよばれ、一名を息長命といふとある。——オキナガの命の項下参照——イシチは石主の意であらう。同風土記には他田のクマナ(熊子)などいふ名も見え、此頃敬稱としてチ(主)といふ語を本名につけて呼稱する例が多かつたものやうである。

イシツ(石津)原

和名抄和泉國大島郡石津(以之津)郷。今の濱寺及神石村にあたる。其東の原を上古石津原とよび、百舌耳原(後百舌野と稱へられるやうになつた(仁徳紀))。この地を流る、川は今でも石津川と稱へる。案ずるに難波及住江の津の前に此磯にも舟がついたからイソ津と稱へたのであらう。

イシツクリ(石作)の里

播磨國美作郡の地名「風」。本名伊和とある。和名抄にも此郡に伊和と石作の郷とをあげて居る(高山寺本)。風土記には石作首等が居住したので庚午年石作里としたとある。恐らくは伊和里から新に石作里が分離したのであらう。

イシツクリ(石作)の連

石工部民の長。尾張氏系譜に饒速日天火明命六世の孫建麻利尼命の後とある(舊)。姓氏錄の記事も略々同様であるが、建真利根命が日葉媛皇后の爲に石棺を作つて奉つたので、姓を石作大連と給はつたとあるのは世代を無視したものである。——此人は少くとも兼仁天皇より四代前の人である。——さりながら古事記にも大后比婆須比賣の命(崩御)の時石作を定めたとあるから、石作郡は此朝に設定せられ、建麻利尼の子孫が其部長に任ぜられたのであらう。播磨風土記にも石作連大來といふ名が見える。

イシツクリ(石作)の連オホク(大來)

仲哀天皇の御陵石を求めの爲、神功皇后に供奉して葦岐から播磨に渡來した人(播風)。オホクの名の義不明。

イシツツイ(伊斯都々伊)

ツツイはツエ(舊)の疊頭語——イ、エは通音である。

ツツイはツチ(穂)の原語で——ツツイの約ツチ——はから分化した語であらう。語頭を疊んで相違を表現したことは語構成の法則上あり得ることである。

(來目歌) 來目の子等が くぶつつい イシツツイもち 打ちてしやまむ(紀、記)

記の前文に毎人佩刀譯其語夫等一日聞歌之者一時共斬とあるので、從來之を双物と解釋して居るが、歌詞にはウチテシヤマム、イマウタバヨラシとあるのみで、キルといふ語は用ひられて居らぬから、「斬」の字は文飾とせればならぬ。上古石を兵器に用ひた事は極めて有り得べきで、アメリカ土人の如きも往時下圖の如き石槌を兵戦の用に供した。



いしなや (雑詞)

イシはツシの意、ユエシと同義、イシナヤは「ゆゆしからずや」といふ意に同じい。

(備馬山城) 山しろの こまのわたりの 瓜つくり サヨヤラ

いしなや サいしなや 瓜つくり 瓜つくり ハレ

瓜つくり われを欲しといふ いかにせん ナヨカラいしなや

いしなや いかにせん いかにせん ハレ

いかにせん なりやしぬらし うりたつまでに ヤラいしなや

いしなや うりたつ まうりたつまでに

次の「眞金吹」にも同じ噺が用ひられて居る。

ナヨカライシナヤ、サイシナヤ、ヤライシナヤはいづれも噺詞であるが、ナヨ、カラ及サが感動詞であると異り、イシナヤは意味のある語であらねばならぬ。守部は「童女の舌み歎くに因ある語」と解したが「眞金吹」の歌に於ては少しも童女に關係はない。案ずるに「ゆいしからずや」といふ意で、今も上方でエライヤツチャ エライヤツチャが噺に用ひられて居ると同じ趣である。

此歌は「瓜つくりが自分を欲しいといふどうしよう」といふ童女の語に對して「うりたつ(破瓜)までになつたぢやないか」といふ答をあげたので、ウリタツを破瓜と解したのは守部の卓見である。

イシノへ(石上)のカムイタビ(神木蓮子)玉

石上は石岑の意で、イシノへと訓むのであらう。舊訓イソノカミとしたのは従はれぬ。

石上といふ地に生ひた神聖な木蓮子の玉といふ意。——イタビの項下参照。

肥前風土記に彼杵郡の土家健津三間が此玉と白珠とを秘藏して居たが、神代直に追まられて景行天皇に献じたとある。

大和の石上の神寶とは何等の關係もないことである。

イシハジキ(抛)

天武紀(十四年)に抛をイシハジキ、推古紀(二十六年)に抛石をハジキイシと訓してある。軍防令に發射抛石とあり、和名抄にも抛ハ建大木一麗三石其上二發機以投敵也和名イシハジキとある。抛は砲に通ずる。

イシヒメ(石比賣)の命

紀に調知石と注してあるのはイシと訓めといふことであらう。

欽明皇后(記、紀)。宣化天皇の御女で御母は中比賣皇后である。

イシミ(伊自牟、伊甚、夷濼) (地)

イシミ又はイシムと發音するが、語原を詳にせぬ。

上總、常陸及出雲にある地名であるが、語義を考へ得ぬ。和名抄上總國夷濼郡は伊志美と訓せられ、今はイシミ(夷濼)と稱へるが、古はイシム(伊自牟)の國とよばれた(其項下を見よ)。同書茨城郡夷針郷及神名郷同郡夷針の神社はイシムと訓むのであらう。いづれも出雲郡が郷里の地名を移したものとおもはれる。——次項参照。

イシミ(伊自美、伊甚)の社

出雲風土記出雲郡の條下に伊自美の社をあげて居る——神名帳には伊甚神社とある——が、其由来は説明せられて居らぬ。恐らくは地名であらう。

イシム(伊甚、伊自牟)の國

和名抄上總國夷漢(伊志美)とある地。古は一國をなし、次に掲ぐる如く國造が置かれたが、安閑天皇の御代國造稚子直が罪を得て之を贖ふために屯倉を獻じ、上總の國につけられた(紀)。

イジム(伊甚、伊自牟)の國造

成務朝(?)安房國造祖伊許保止命孫伊己侶止直が國造に定められた(舊)。—記に伊自牟の國造は天香日命の子建比良鳥命の後とあるのと一致する。安閑紀に見える稚子の直も此氏族の人であらう。

イシム(伊甚)の國造ワクコ(稚子)の直

安閑朝後宮闖入の失態を演じて所領を召しあげられた人(紀)。稚子の直といふ姓がイコロトの直と關係があるらしいといふことはイコロトの項下に述べた。

イシメ(石女) (人)

錦織ノ壺の女(敏達紀)。出家して惠善尼と稱へたとある。

石社別の命

舊訓イハサ又はイハツとあるが、社は社に通ずるから、イシモリヤケと訓むのかも知れぬ。

景行天皇の御子(舊)。他書には見えず、名の義も亦不明である。

イシキ(石井)の郷

豊後國日田郡の地名(風)。—和名抄に海部郡にあつてゐるのは誤で、今も日田郡五和村に大字石井といふ名が残つて居る。—昔土の

みをして築いた土蜘蛛の堡があつたから無石堡と名づけたが、説つて石井となつたとある風土記の説明は信じられぬ。

いすくはし (枕)

イサ(男)コハシ(強)の轉呼。

勇強の意、クチラの枕詞。

(神武天皇御製)宇陀の高城に 鳴震張る 我まつや 鳴はさやらす イスクハシ 鯨さやる(記、紀)

イスズ(五十鈴、伊須受)

イハユ(齋)、ススはササと同語。—其項下參照。

スズは神樂に用ひる品物の名であるが、こゝでは清爽の原義によりイと連れて神聖を意味するのであらう。

伊勢神宮をイスズの宮といひ、其地を流れる川をイスズ川といふ外、イスズ姫、イスズ依姫などいふ人の名にも用ひられる。—各其項を見よ。

イスズ(五十鈴)川

神聖の川の意。

イスズは神聖の地といふ意味で命名せられたので、一名を御裳瀧川といふ。神代紀の一書に伊勢之狭長田の五十鈴川上とあるから、其地方はサナガタ(佐那那)に属したのであらう。

神名秘書所引伊勢風土記に五十鈴といふ所由を「八少男八少女等遊達此酒樹接因以爲名也」と説明してあるが、酒樹接の三字讀み得ぬ。イスズキと訓したのは想定にすぎぬ。

イスズ(伊須受、五十鈴)の宮

古事記に天照大神の御像の鏡と思兼命との二柱は佐久久斯侶伊須受宮に拜齋すとあり、垂仁紀には故國ニ大神教ニ其廟立ニ於伊勢國、因興ニ宮宮子五十鈴川上ニ是謂ニ磯宮ニ則天照大神始自天降之處也とある。伊勢の大廟を所在地によつてイスズの宮と稱へたことは勿論であるが、神功紀に天疎向津媛神が拆鈴五十鈴宮に所住神と名乗つたのは必しも大神宮といふ意ではない。—アマサカル向津姫の項下參照。—語義は單に五十鈴川にある宮といふことである。

イスズ(五十鈴)依媛の命

綏靖天皇の皇后(紀)。三島溝咋の女活玉依媛の神胎の子で、天皇の御姨にあたり安寧天皇の御母である。—記には安寧天皇は師木の縣主河俣尾實の出とある(紀の一傳同断)。

イススキ(伊須須岐) (動)

イ(接頭語)ス(遠巡)キ(活用語尾)。

たじろくこと(僻易)、遠巡、狼狽。

(記、神武天皇の卷)爾其美人驚而立走伊須須岐伎

(大殿祭祝詞)夜女、伊須須伎 伊豆郡志伎事無

イスロコヒ(伊須呂許比)

イスロキの通行格で、イスロキはユスリ(動)の派生語である。—イ、ユは相通する。

(大殿祭祝詞)神等、伊須呂許比阿禮比坐言直和坐

神達の動らき荒び坐すを和めるといふ意である。

イスロコヒをイスロキの派生語とする説があるが、イスロキには「進む」「荒む」といふやうな意はなく、踏踏遠巡をいふのであるから、此場合にはあたらぬ。—イスロキの項下參照。

イセ(伊勢) (地)

イソ(磯)の轉。

古い國名で神代紀にも伊勢之狭長田の五十鈴川上とあり、神武天皇の御製に「神風の伊勢の海の大石に」と詠せられて居るが(記、紀)、名の義については釋紀所引伊勢風土記に國つ神伊勢津彦の名を取つて國號としたとあるのみである。案するに伊勢は倭姫世紀に百船度會國王撥伊蘇國とあり、和名抄に度會郡伊蘇郷とあるイソの轉呼で、宮川尻の磯から名を負うたものであらう。垂仁朝に建立せられた五十鈴川上の齋宮を磯宮といふとあるのも(紀)之によるものとせればならぬ。

イセ(伊勢)川

播磨柊保郡の地名(風)。イセツヒコ、イセツヒメといふ神の名を負うたとあるが、恐らくは川名の方が本であらう。語義は不明であるがイは接頭語、セは瀬ではあるまいか。瀬川、高瀬川など多くある川の名である。

イセ(伊勢)野

播磨國柊保郡の地名(風)。伊和大神の子イセツヒコ、イセツヒメの神を祭つたから名を負うたと風土記に記されて居るが、恐らくは伊勢川が流れて居るので此名を與へられたのであらう。

イセ(伊勢)の王

國齊明紀七年薨去とあり、天智紀七年にも其弟王と月を接して薨去せられたと記されて居る。同人か別人か不明。いづれも出系を詳にせぬ。

イセ(伊勢)の王

國天武朝國境限定使(紀)。出系を詳にせぬが、諸王五位とあるから數世前の皇子の出であらう。

イセ(伊勢)の連カゾネ(父根)——モノノマのイセの連の項下を見よ。

イセ(伊勢)のアラヒタ(荒比田)の連

國物部氏十三世庶流(フツクル系)建産の後(舊)。——アラヒタは地名であらうが所在を詳にせぬ。

イセ(伊勢)のおサカカへ(刑部)の君

國景行皇子五十功産命の後(舊)。オサカカは地名で和名抄に三重郡刑部(於佐加倍)郷とある。今も三重村字坂部に其名殘を止めて居る。

イセ(伊勢)のおホカ(大鹿)の首

國姓氏錄未定雜姓中に大鹿首は津速魂命三世孫天兒根命の後也とある。敏達天皇の妃サタマコ(小熊子)の邸女は此家の出で(記)、紀には其名をワナコ(菟名子)の夫人とし、伊勢大鹿首小熊の女とある。大鹿は神名帳に伊勢國河曲郡大鹿三宅神社とある地であらう。——今河越

郡河曲村大字國分。

イセ(伊勢)のカムラミ(神麻績)の連

國饒速日命供奉三十二將の一人八坂彦命の裔(舊)。——姓氏錄右京神別には神麻績連は天物知命之後也とある。——イセのラミの君の項下参照。

イセ(伊勢)のキヌヌヒ(衣縫)

國雄略朝身狭村主青等が連れて来た工人吳織漢織の裔(紀)。

イセ(伊勢)のハタヌシ(幡主)

國賀茂氏五世健甕凡命の配賀具呂姫の生家(舊)。幡は借字で畑主といふ意から出た姓であらう。此女性の所生の子が豐御食主命と呼ばれたのも畑の縁によるものと思はれる。

イセ(伊勢)のフナキ(船木)の直

國神八井耳の命の裔(記)。フナキは舟材を産する所から轉じて地名となつたものであらう。續紀及類聚國史に越前入船木直といふ姓が見えるが、伊勢の船木とは別系と思はれる。

イセ(伊勢)のラミ(麻績)の君

國崇神天皇の御代夢に大物主の神託をうけた人(紀)。和名抄多氣郡麻績郷、神名帳同郡麻績神社とある地——今御絲村と稱へる——の首長たることは明であるが、本系を詳にせぬ。或は上記神麻績連と同氏ではあるまいか。

イセツヒコ(伊勢津彦)

國伊勢風土記によれば(日本書紀私見聞所引)此神は出雲神の子で、出雲建子命又は天御玉命と呼ばれ、伊賀の穴志(原文事志とあるは記であらう)社に石城を作つて占據し、阿倍志産の神と戦つて之を追ひかへしたとあり、又同書(釋紀所引)には伊勢國に占據した神で、神武天皇の將天日別命に攻められ、力支へずして此國を獻じて東方に退去したが、其去るとき八風を起し、海水を吹き、日の如く燦いて波に乗つて東に向ひ、後信濃國に居住したともある。伊賀氏と同族の出雲系の豪族で、今の伊勢の國の一地方に割據したものであらう。

國風土記に神風の伊勢國は此神と右の事件とによつて名を負うたとあるは例の如く本末顛倒で、伊勢といふ地の君長なるが故に、通稱をイセツ彦といふたのであらう。天日別命のことは正史には載せられて居らぬから、甚疑はしいが、此等の傳説から吾人は次の如き重要事項を學び得る。

- (一) 伊賀伊勢には出雲族が占據したこと
- (二) 海人系の阿部(阿閉)氏との間に領地の争奪があつたこと
- (三) 伊勢の出雲族は大和からの壓迫により東方に移動したこと
- (四) 信濃の諏訪族と聯絡を有したこと
- (五) 大和朝廷の勢力が最も早く此地方に伸びたこと

イセツヒコ(伊勢津比古)の命、イセツヒメ(伊勢津比賣)の命

國伊和大神の子(播風)。攝保郡林田里伊勢野に祭られたとある。恐らくは其地名を神に負はせたのであらう。

イセベ(伊勢部)

國應神天皇の御代に定められた部民(記)。山部及海部と同時に設定せられたとあるから、伊勢は借字で磯部の意であらう。——イセとイソとは相通する。——記、紀には見えぬが、イソ部は地名、苗字に今尙殘つて居る呼稱である。

イセリ(伊是理)比咩

國近江の伊香刀美の女(風)。——イカガトミの項参照——名の義不明。

イソ(磯)の宮

國垂仁朝五十鈴川上に建られた齋宮(紀)。イソは伊勢の名の原である——イセの項下参照。

イソ(磯)氏ノリマロ(法麻呂)

國萬葉作家。大宰府の陰陽師。イソは石上又は石邊の略であらう。

イソサキ(磯崎) [地]

國駿河の地名。イハキヤマの條下参照。

イソシ [形]

國イソ(男)の轉、シ(形容語尾)。

國原義は男マシといふことであるが、イササ(男雄)が功の意となつたやうに後世格助の意に轉用せられ、イソシミとも活用せられた。

神皇紀及筑前風土記に伊説といふ地名は縣主を天皇がイソジと賞め賜うたによると説明してあるが、イソジがイトと約せられたとは思はれず、イソジといふ語が仲哀天皇の頃既に格勳の意に用ひられて居たかといふことすら疑問である。

イソニフリ(伊蘇爾布理) [歌詞]

「磯に觸り」の意。

海原の枕詞に用ひられた。其は海は磯に觸れるものであるからであらう。例

(防人歌) 大君のみことかしこみイソニフリの原渡る父母を置きて(萬葉)

此を坐懸の意と解するものがあるが、坐懸しては海原をわたることが出来ず、又海の形容とするには不適當な語である。

イソノカミ(石上) [地]

大和の地名。和名抄に山邊郡石上(伊曾乃加美)郷とある。今丹波市町に石上といふ字が残つて居る。石上神宮を以て有名である。布留川の磯の上といふ意を以て命名せられたのであらう。

石上はイソノカミと訓みならはし居るが、イソ、イシは相通であるから、或は石神の意であつたかも知れぬ。

イソノカミ(石上)の朝臣イヘツグ(宅嗣)

萬葉作家。左大臣麻呂の孫、乙麻呂の子(公卿補任)。孝謙—光仁朝に歴仕、官大納言に至る。

石上朝臣家は物部第十七世麻呂(石上大臣)が天武朝に給はつた姓

で、宅嗣の代に本姓物部に復せんことを請うて許されたが、後再び石上朝臣と名乗ることを命ぜられた。

イソノカミ(石上)の朝臣マロ(麻呂)

物部第十七世の大連で、物部目大連の孫、馬古連の子(舊)。天武朝朝臣の姓を給はり、更に石上朝臣と改姓せしめられた。天皇の御大葬には法官の事を誅し奉り(紀)、左大臣まで昇任して延喜三年に薨去した(續紀)。

イソノカミ(石上)の溝

履中天皇の御代に作られた溝(紀)。

イソノカミ(石上)の大臣

萬葉作家。石上朝臣麻呂をいふ。—前項下を見よ。

イソノカミ(石上)神宮

大和石上の神社。延喜式神名帳に石上坐布留御魂神社とある。今山邊郡丹波市村大字布留にある。神武天皇を助けまゐらざる爲め天から降された神刀を奉齋すとも(記)、スサノハの命が蛇を退治せられた蛇之産正を奉納すとも傳へられ(紀一書)、垂仁天皇の御子五十瓊敷入彦命が太刀一千口を獻せられたとも見えて、兵器を神庫に藏せられたもの、やうである。ウマシマチの命が天照瑞寶十種を奉納した縁によつて其子孫が代々神宮祭主に任じ、物部氏の氏神のやうになつた。

イソノカミ(石上)の卿

仁賢朝に設定せられた舍人部(紀)。—トネリメの項下参照。—イソノカミは天皇の皇居の地であるから、之に因んで命名せられたのであらう。

イソノカミ(石上部)の皇子

欽明天皇の御子、御母は蘇我のキタシ媛(紀)。記の伊美賀古王とあるに當る。石上の神伴部が奉戴したので此名を貰はれたのであらう。伊美賀古も亦嘗て之を意味するのである。

イソノカミ(石上部)の造

天武十二年遷に昇格(紀)。釋紀に不讀部字とあるが、讀む讀まぬに拘はらず意味は石上部で、即ち石上の舍人部の造のことであらう。

イソノカミフル(石上振)の神宮

イソノカミの神宮の項下を見よ。

イソハク(伊蘇波久)

イソはイサ(男)の轉音。

イソは勇の原義から勤勞の意に轉じ、イソシの如く用ひられる語幹であるが、古はイソヒといふ活用語もあつたのであらう。イソフに事の意のタ(其項下を見よ)を連れたイソハクは後の語に約すればイソシムコトといふ意である。

(萬) イソハク見れば神ながらならし(吾)

イソフリ(伊曾布利)

萬葉作家。石上朝臣乙麻呂のことであらう。乙麻呂は左大臣麻呂の子で、天平十一年罪あつて土佐國に配流せられたが、後赦されて中納言兼中務卿に昇任し、慶安二年薨去した(續紀)。

イソノカミ(石上)の皇子

欽明天皇の御子、御母は稚媛(紀)。石上に縁があつて名に負はれたのであらう。—記には此皇子の代りに小石比賣命の出なる上の王を擧げて居る。

イソノカミ(石上)のアナホ(穴穂)の宮

安康天皇の宮號(記、紀)。—アナホの項下参照。

イソノカミ(石上)のカタナ(堅魚)の朝臣

堅魚をカツナと訓むものもあるが、形名、方名と同じくカタナの假字であらう。

萬葉作家。元正聖武朝の人。麻呂の族人であらう。

イソノカミ(石上)のカムイタビ(神木蓮子)玉

—イシノへの神木蓮子玉の項下を見よ。

イソノカミ(石上)のヒロタカ(廣高)の宮

仁賢天皇の宮號(記、紀)。ヒロタカは字の如く宮殿の廣く高きことをいふ。

イソノカミ(石上部)の舍人

相模國風土記(代匠記所引)に鎌倉郡見越崎は速波あることに石が崩れたので伊曾布理と名づけた。其は謂^レ磯石也とある。

イソペ(石邊)の山

萬葉集十一卷「白まゆみイソペの山るときはなる命なれやもこひつ居らむ」とあるイソペの山は契沖説によれば近江國甲賀郡石邊(今イシベといふ)であらうといふことである。白まゆみは射にかゝる枕詞である。

イソラ(磯等)が崎

ラは接尾語。イソは地形から出た地名であらう。

(神皇)小前(伊)イソラが崎に 鯛つる蟹も 我妹子が爲と 鯛つる海人も

夫木抄に「伊勢島やイソラが崎」とも詠まれ、伊勢名所拾遺といふ書に志摩國答志郡百取——今答志島桃取——の南にさし出た鼻を磯等が崎といふとある(入文)。

イタ(板)氏ヤスマロ(安麻呂)

萬葉作家。壹岐守とある(萬葉)。板氏は板茂連の略稱で、續紀天平七年の條下に板茂連安麻呂とある人であらう。姓氏錄によれば板茂連は長安人劉揚雍の後で、伊吉連と同祖とある。

イタケル(五十猛)の神(命)

イは射で、タケルは遠、象帥ともかき勇將の稱號である。

紀の二書にスサノヲの命の子で紀伊國所坐大神也とあり、他の一書

に妹大屋津姫、狐津姫と共に紀伊國に渡つたとある。植林の神と傳へられて居るが、語の義によれば毒射によつて名を負うたもの、やうである。妹神の名のオホヤ(大矢)、ツマ(尖)も亦弓矢に縁がある。——

國名草部伊太郡伊太神(神名帳)は此神を祭つて居る。イタケルはイタケともいひ得べく、其住地といふ意でイタケツ——和名抄紀伊國名草部伊太神——といふ地名が起り、其地の社をイタケツの神社といふたことにはあり得べきである。イタテ(伊太氏、伊達)の神をも五十猛神と同一體なりとするは理由のないことである。

イタケワケ(膽武別)の命

前記に伊登志別とあるので、武をトシと訓むべしとするは誤である。

前項イタケルと同義。

イタコ(板來)の村

イラコの説——タ、ラ相通。

常陸國行方郡の地名(風)。——和名抄に板來郷とあるのも恐らくは板來の誤であらう——今の潮來町である。名の所由について風土記に

建信馬命が賊を討滅する時イタケ殺せといふたからと説明してあるのは信を捨くに足らぬ。萬葉集に「イラコ鳥に玉蔭かります」と詠はれた麻績王が此地に配謫せられたといふ傳説(風)のある所を見ると、イラコの説と推定せられる。イラコは粗砂の意で濱の砂が大きかつたので名を負うたのであらう。

麻績王の配謫地は天武紀には因幡國と明記して居るのに、萬葉集の歌は伊勢國伊賀島のことと傳へられたので、左註に之を不可解としてある。案ずるに因幡は下總の印幡の事で、古は國造も置かれてあつたので因幡國とせられたのは少しも不思議ではない。伊勢と傳へられたのは其國のイラコの鳥が有名であつたからであらう。常陸のイラコ即ち板來は印幡の國と一帯帯水の地であるから、此王がここに住まれた事もあり得べきである。因幡を山陰道の稻葉の國と連断し、イラコといふ地名をさへ作り設けたのはいはんやうなきさかしらである。

イタサ(五十田狹)の小汀

イササの小汀の轉呼。

出雲征討の任を帯びたフツメシの神等の到着地(紀)。記に伊那沙の小瀆とあるに相當する。いづれもイササの小汀(其項下を見よ)の轉呼であらうと思はれる。

イタシ(致) [動]

令^レ出の意から轉じて「致」の意となつたのであらう。紀には送、收、投、輸、發等にも此訓を用ひて居る。

外にイテ、マシの約とおもはれるイタシといふ語があつて、ミ(御)を接頭してミタシといひ、出御、行幸の義に用ひられたやうである——ミタシの項下参照。

イタタキ(頂)

イトタカ(最高)の轉呼。

頂上をいふ。音便によつてイナタキとも稱へる。和名抄に頰は頂也

イタツラ(徒)

イナタキと訓し、字鏡には髻、額頂にイナタキといふ訓が與へてある。

最慮の意から轉じて徒爾の義となつたのであらう。

紀には「閑曠之所」及「不食之地」をイタツラナルトコロと訓してある。俗語のムゲ——ムナ(空)の説——と同義である。古い語ではないが、萬葉集には此彼用ひられて居る。例

(萬葉) 暇なき人の眉根をイタツラに掻かしめつ、も逢はぬ君かも(萬葉) こぞ突きし久木今さくイタツラに土にや落ちむ見る人なしに

イタテ(因達) [地]

イ(接頭語)タテ(橋)。

播磨國飾磨郡の地名(風)。イタテ(伊太代)の神の鎮座の地とある——次項参照。——陸奥にも伊達郡及伊達郡(和名抄)があり、安達郡に

隣接し、後世單にイタテと稱へることによつても、イが接頭語で語義はイタテであると推定せられる。—アタマラの項下参照。

和名抄に播磨國飾磨郡連達(伊多知)とあるは誤寫であらう。

イタテ(伊太氏)の神

播磨國飾磨郡因達里に鎮坐する神(風)。神名帳には射播兵主神社とある。—今の姫路市總社—陸奥のシカマ(色麻)郡にも伊達神社がある(神名帳)ことは注意を要する。兩シカマ共にアマ系のシカ族の根據地であるから(其項下参照)、此神は其祖先の靈であらう。神功皇后の舟隊の水先に任じたといふ傳説(播風)があるのは、此神が海人族の出なることを暗示するものである。

神名帳には播磨國樺保郡にも中臣伊達神社をあげ、紀伊國名草郡にも伊達神社があるが、此伊太氏とは同一神ではあるまい。イタテの語義からいへば他にも同名の神があり得るし、中臣の印達は全然別義であらうと思はれる。

イタテ(因達)の神山

播磨風土記飾磨郡伊和里の條下に大汝命が其子大明命を此山に水を汲みに遣したとある。上記伊太氏の神が祭られた神山といふことであらう。

イタビ(木蓮子) [植]

イナビの項下を見よ。

安閑紀訓註及和名抄に木蓮子をイタビと訓して居る。狩谷掖齋の箋註によれば木に蓮の實のやうなものなる植物で、蔕高とも稱へると

いふことである。

イタル [動]

イト、フルの轉。

太く振るといふ意。

(萬二) 風をいたみイタル波のあひだなく我が思ふ妹は相おもふらむか

(萬四) おして否と稱はつかれど波のほのイタアラシモヨキそ一人

後の歌の「波の穂」とつづけたのは波の穂の如くいふ譬喩で、且穂は稲の穂語である。

イタヤクシ(痛矢串)

イタヤは鋭矢の意(イは接頭語、クシは桿條即ち矢柄をいふ)。

神武天皇の御兄五瀬命は登垂里古の痛矢串を負はれたとある(記)。

「紀は流矢」といふ字を用ひて居る—イタヤ(鋭矢)とクシ(桿條)といふ語を重ねたのは此箭が矢柄に別の鋭尖を取つたものであつたからであらう。

上代の箭は必しも常に矢柄と異なる材質の鱗を取つたものではなく、一杆の端を尖らしたものがあつたことを知らねばならぬ。

イタル(五十足)

イ(接頭語)タル(足)。

出雲風土記播磨郡の條下に大國主の神宮を「五十足天日竊宮」としてある。記の登陸連天之御巢に相當するもので、具足せる宮といふこと

である。—トタルの項下参照。

イチ(伊知)の郷のミノシマ(葦島)

萬葉集五卷に神功皇后懐石のことを語り傳へた人を那珂郡伊知郷葦島の人建部牛麻呂とあるが、この地名は今傳はらぬ。筑紫郡住吉町が其跡であらうといはれる(地名辭書)。

イチカハ(市河) [人]

神託により五十瓊敷命が石上神宮に奉納せられた一千口の太刀の管理に任せられた人(垂仁紀)。春日臣族名市河、是今物部首之始祖也とある。姓氏錄布瑠宿禰の條下には天足彦國押人命七世の孫米餅搗大使主の子木事命の男市川臣といふものが仁徳朝に布都努斯神社の神主となり、其子孫が物部首と名乗つたとある。世代は相違するが同一人のことをいふもの、やうで、布瑠神社に市河といふ神主があつたのは事實であらう。市河は名で(臣は忌に通し、神主のことである)、恐らくは齊ツ川の借字であらう。

イチカヤ(市鹿文) [人]

イチはイツの轉呼。

カヤ(地名)の齋ツ子の意。

景行天皇に討伐せられた日向の熊襲厚鹿文及速鹿文の弟姫(紀)。火の國造の配になつたとある。カヤは地名で(其項下参照)、一家皆之を以て呼稱とした。姉をイチフカヤ(市乾鹿文)と稱へたとあるから、イチは女兒の呼稱に用ひられたので、今も近畿地方で女子の敬稱をイトハンといふと同語である。語原はイツで神聖(又は清淨)の意を含むこ

とはイトコの項下に述べる。

イチキシマヒメ(市寸島比賣、市杵島姫)の命

イチキはイツキ(齋)の轉。—イナクシマ(葦島)と同語である。

天照大神のウケビによつて化生した女神の石柱(記、紀)。記によれば一名を狹依毘賣命といひ、一書には遠瀛に居る神とし、他の一書には瀛津島姫命の一名とある。筑紫の胸形(背肩)の君の奉齋する神である(記、紀)。

胸形は宗形(宗方)、南方とも稱へられる氏族名で、其奉齋する神は上代の習俗によれば祖神であつた筈である。従つて高天原の神とは思はれぬが、故あつて天照大神に結びつけられたのであらう。—アマツヒコノの項下参照。

イチサカキ(伊知佐加紀、伊智佐介幾) [植]

イチはイツの轉呼。

最榮木の意。

(神武御製)うはなりが なをばさば イチサカキ 實の多げくをこきだひふね(記、紀)

イチサカキは如何なる木とも判明せぬが、神にも奉るもので、枝葉の美しいばかりでなく、果實もたわやかに結ぶものであつたのであらう。今いふ神は實もない常綠葉であるが、神武天皇時代の呼稱が本草的種名であつたとするは大なる誤で、之をヒサカキ又はミサカキ(楡)におしてあつたとするのはいらざる穿鑿である。

右の歌を舊訓にイチサカキノ、オホケクサと句讀したのは誤讀と